

令和4年第1回(3月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	3月2日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 町長の施政方針及び提案要旨の説明 議案審議（委員会付託・質疑・討論・採決）
第2日	3月3日	木	本会議	一般質問
第3日	3月4日	金	本会議	一般質問
第4日	3月5日	土	休会	
第5日	3月6日	日	休会	
第6日	3月7日	月	委員会	産業厚生委員会（付託事件審査）
第7日	3月8日	火	委員会	予算特別委員会（一般会計）
第8日	3月9日	水	委員会	予算特別委員会（一般会計）
第9日	3月10日	木	委員会	予算特別委員会（特別会計及び企業会計）
第10日	3月11日	金	休会	議事整理
第11日	3月12日	土	休会	
第12日	3月13日	日	休会	
第13日	3月14日	月	休会	議事整理
第14日	3月15日	火	休会	議事整理
第15日	3月16日	水	本会議	議案審議（委員長報告・質疑・討論・採決）

# 令和4年第1回(3月)波佐見町議会定例会会議録目次

## 第1日目(3月2日)(水曜日)

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 町長の施政方針及び提案要旨の説明	2
1. 議案審議(質疑・討論・採決)	
・専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算) (以上4件)	14
・令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計補正予算 (以上6件)	23
・波佐見町建設土木事業分担金徴収条例 (以上1件 産業厚生委員会付託)	60
・令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算 (以上7件 予算特別委員会付託)	63
1. 散 会	102

## 第2日目(3月3日)(木曜日)

1. 開 議	104
1. 町政に対する一般質問	
城後 光 議員	104
(1)施政方針について	
岡村 達馬 議員	124
(1)地方自治体の窓口業務について	
(2)町が管理する土地内(道路等)の民有地について	
田添 有喜 議員	137
(1)ふるさとづくり応援基金の効果的な運用について	
(2)防災行政について	
(3)町道の整備について	
北村 清美 議員	153
(1)高齢者対策について	
(2)若年層の人口減少下による職員採用の対策について	
藤川 法男 議員	173
(1)企業誘致・交流事業について	
(2)地場産業の振興について	
1. 散 会	188

第3日目（3月4日）（金曜日）

1. 開 議	190
1. 町政に対する一般質問	
澤田 昭則 議員	190
(1) 施政方針について	
脇坂 正孝 議員	208
(1) SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みについて	
岡村真由美 議員	225
(1) 町民霊園について	
(2) 町長の施政方針についての支援策について	
三石 孝 議員	242
(1) 施政方針について	
1. 散 会	260

第15日目（3月16日）（水曜日）

1. 開 議	262
1. 諸報告	262
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・波佐見町建設土木事業分担金徴収条例 （以上1件 産業厚生委員会委員長報告）	262
・波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例	267
・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	269
・町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	270
・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	271
・波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	273
・波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を 改正する条例	274
・令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算 （以上7件 予算特別委員会委員長報告）	276
・押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	280
・字の区域の変更について	283
1. 閉会中の継続調査申出について （総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	285
1. 閉 会	286

## 第 1 日 目（3 月 2 日）（水曜日）

### 諸 報 告

#### 1 諸般の報告

- (1) 例月現金出納検査結果の報告（11、12、1 月分）
- (2) 定期監査報告
- (3) 委員会報告

### 議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の施政方針及び提案要旨の説明
- 第 4 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 10 号）)
- 第 5 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 11 号）)
- 第 6 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 12 号）)
- 第 7 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 13 号）)
- 第 8 議案第 12 号 令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 14 号）
- 第 9 議案第 13 号 令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 14 号 令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 15 号 令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 議案第 16 号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 13 議案第 17 号 令和 3 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 議案第 19 号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例  
(以上 1 件 産業厚生委員会付託)
- 第 15 議案第 1 号 令和 4 年度波佐見町一般会計予算

- 第 16 議案第 2 号 令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
  - 第 17 議案第 3 号 令和 4 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 18 議案第 4 号 令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
  - 第 19 議案第 5 号 令和 4 年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
  - 第 20 議案第 6 号 令和 4 年度波佐見町上水道事業会計予算
  - 第 21 議案第 7 号 令和 4 年度波佐見町工業用水道事業会計予算
- (以上 7 件 予算特別委員会付託)

第1日目（3月2日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課 社会福祉班係長	久保田亘
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
総務課長 総務班係長	滝川美香	企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸

---

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

**諸報告 諸般の報告**

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。また、今定例会までに受理した請願及び陳情についてはございません。

これから議事に入ります。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 三石孝議員、9番 北村清美議員を指名します。

**日程第2 会期の決定**

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定しました。

**日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明**

○議長（百武辰美君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和4年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により一気に緊張が高まり、核兵器の使用まで口に出すような指導者の振る舞いに、国際情勢が極限の緊張と混乱の中で、金融、経済、資源、食料などへも影響が及んでおり、各国協力により、一刻も早く、この紛争が武力に頼らない平和解決となることを願うばかりであります。

一方、国内では、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、一旦は落ち着きを見せていたものの、新年に入ってオミクロン株の急速な感染拡大により、過去最多という言葉を書かない日がないような第6波となりました。

長崎県では、まん延防止等重点措置の適用を受け、1月26日には全県下を対象地域としたところであり、直近での新規感染者数の高止まりと病床使用率の増加傾向などから、さらに3月6日まで期間延長となりました。

本町でも連日感染者が発生しており、神経をとがらせた日々が連続しております。3回目のワクチン接種も、医療関係者の御協力の下鋭意進めており、大変厳しい環境の下、多大なる御尽力に対して厚くお礼を申し上げます。町民の皆様や事業者の方々にも、外出自粛や営業時間短縮の要請にも御協力いただくなど、感染防止への御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、さきの長崎県知事選挙におきましては、大石賢吾氏が見事当選され、39歳という全国最年少知事が誕生し、今後4年間の長崎県のかじ取りを県民から託されました。新知事には、若い新たな視点や機動力による県政改革や懸案事項解決への期待も大きく本町としましても、密接な連携を取りながら今後の町政運営を進めてまいりたいと思います。

それでは、開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べ、令和4年度当初予算案の概要を御説明申し上げます。

私は平成10年9月の町長就任以来、「至誠実行、不易流行、温故創新」を政治理念として、「人と心がかよいあう陶磁と緑のまち波佐見」を実現するために、少子高齢化やグローバル化、さらにはデジタル化と激変する社会情勢の中で、これらに対応するため精力的に取り組



んできたところであります。

これまで、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

人口減少に歯止めをかけ、住みよい地域環境の確保により、将来にわたって活力ある町を維持しようと策定した波佐見町まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略ではありますが、現状では、コロナ禍の影響もあり、残念ながら人口減少等の諸課題の解決までには至っておりません。ただ、こうした中にあっても、町内には新たな事業所や店舗ができるなど、話題にあふれた活気ある町との評価も各方面よりいただいておりますので、今後、こうした流れをさらに加速させるように今後の町政を進めてまいりたいと思います。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、昨年大きな被害をもたらした8月豪雨による被災現場の復旧事業にも全力で取り組み、一日も早く安全で安心な日常生活を送ることができるよう努めてまいります。

そのほかに、県が進めておりますIR誘致については、今年4月中に国への認定申請が行われ、4年度中に出される区域認定の結果を待つこととなっています。九州・長崎IRが地域経済を牽引するエンジン役としての期待は非常に高まっており、その実現に向けては、九州各県や経済界が一体となって取り組んでいるところです。誘致が決定した場合、隣接地である本町への影響は多大であると考えていますので、その動向には十分に注視してまいりたいと思います。

なお、国連では、未来を変えるために今から取り組むべき持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを掲げており、町の様々な施策も、このSDGsの理念につながっていることを意識して取組を進めなければならないと考えております。

さて、令和4年度は、第5次波佐見町総合計画の最終年度であり、基本計画に掲げた目標に沿って、取り組もうとする主要な施策について概要を御説明申し上げます。

#### 1、快適で住みよいまちづくり。

##### 環境保全と景観整備。

ふるさとの豊かな自然を未来につなぐために、町民一人一人の自然保護意識の高揚を図りながら、自然と調和した快適な生活環境の保全に努めるとともに、環境美化作業員の活用や郷自治会、集団資源回収団体、河川愛護団体など、環境美化活動への支援などを行い、環境保全に努めます。

また、歴史と風土に根差した暮らしの景観として文化庁が選定する重要文化的景観への取組として、中尾、鬼木地区を対象に調査を行い、景観計画の策定に着手します。

上水道・下水道の整備について。

水道事業は、安全で強靱な水道を持続するため、経営基盤強化が求められています。中長期的な経営戦略を基に合理的な管理運営と施設整備を進め、健全経営に努めてまいります。

令和3年度末における下水道普及率は46.7%の見込みとなっており、浄化槽普及率33.5%と合わせると、町全体の汚水処理普及率は80.2%となります。今後は下水道への早期接続を促し下水道普及に努めるとともに、持続可能な汚水処理の運営を行うためにも、効率的な改築、更新、管理運営に当たります。

また、公営企業会計への移行のための準備を本格化し、令和5年度からの運用を目指します。

公共下水道区域外においては、さらなる浄化槽の普及促進の観点から補助額の増額を行います。

都市基盤の整備について。

西ノ原土地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け進めておりますが、本町の財政事情等により、令和3年度末での事業進捗の見込みは33%となっています。

また、期間を10年延長し令和13年度までとする事業計画の変更が認可されたことから、令和4年度においては、地区の皆様の協力を得ながら、事業内容の見直し検討作業を進めてまいります。

なお、地区内における雨水排水対策や湾曲した危険道路の解消等に係る整備を強く望まれていることから、これらに係る建物の移転補償や宅地造成工事等を計画しています。

今後の事業実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議、調整を図りながら進めてまいります。

## 2、働く喜びを持てるまちづくり。

窯業の振興について。

窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携してきた結果、メディア等でも数多く取り上げられ、波佐見焼の知名度は格段に向上したところですが、この2年間は、新型コロナウイルスの影響により、流通はもちろん直販においても大打撃を受けています。

本町の一大イベントである波佐見陶器まつりの2年連続の中止はもとより、各種イベント、

展示会も中止が相次ぎました。昨年がオンライン、今年は現地開催となった東京ドームのテーブルウェア・フェスティバルも、まん延防止等重点措置の適用と重なったこともあり、今回の人出は例年の10分の1、販売額も5分の1となるほど大きな影響を受けました。

このような中、一時的に感染が落ち着いた秋には、町内各地であちこち陶器まつりが開催され、マスクや消毒はもちろん、検温や極力接触を少なくするポスレジ導入など徹底した感染対策を講じて実施されたイベントでは、多くのお客様に御来場いただき、コロナ禍の中でイベント実施の在り方など、今後の指針になる有意義な取組となりました。

コロナの終焉がつかめない状況の中でも、情報収集に業界と一体となって積極的に取り組み、インターネットを活用した販路拡大方法の研究や波佐見焼振興とブランド化に努めます。

また、いかに有益な情報をキャッチし、それを産地で生かしていくことが重要となることから、窯業界を横断的にアドバイスできるような人材の登用支援も新たに取り組み、新しい時代の窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

商業の振興について。

地域経済の活性化のためには、地域を支える中小企業、小規模企業の振興が不可欠で、その対策の一層の推進を図る必要があります。コロナに対する資金対策や事業継続支援金による経営支援などを国や県と連携し実施してきました。

今後も、コロナに対する各種経済支援はもちろん、中小企業・小規模企業振興基本計画に沿って現状把握に努め、商工会をはじめ関係団体とも連携し、引き続き商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与してまいります。

農業の振興について。

農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、少子高齢化の影響による農業者の高齢化や担い手が不足するという状況に加え、近年、生産資材が高騰する中での農産物の販売価格の低迷など、農業経営の継続にも影響を及ぼしています。

このことから、国においては、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対するスマート農機等の導入支援や、農地を守り有効に活用する目的での担い手への農地集積・集約化を進めるなど、農業の持続に向けた政策が行われています。

現在、本町で実施されている駄野地区基盤整備事業については、令和4年度をもって全ての工事が完了しますので、農業所得向上を目指した高収益作物の生産拡大と水田フル活用による営農が確立されるよう、引き続き地域や関係機関と連携し検討を進めてまいります。

また、農業経営の根幹となる農地については、今後も農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を進め、担い手の確保・育成については、新規就農の検討・準備の段階から総合的な支援を行っていくよう、関係機関と連携し対応してまいります。

林業の振興について。

本町の山林に植林されている杉やヒノキについては、その多くが既に伐採期を迎えておりますが、伐採や搬出が困難であるなどの理由から利用されていない状況で、所有者による適切な管理も実施されていないのが現状となっています。このようなことから、所有者が管理等を町へ委託する森林経営管理制度により、保育間伐等を実施し、適正な森林環境の整備を進めることとしています。

また、令和元年度から譲与が始まりました森林環境譲与税については、森林経営管理制度による保育間伐等の財源として活用しますが、そのほかにも有効に活用できないか、関係機関と協議、検討してまいります。

### 3、人に優しい福祉のまちづくり。

高齢者福祉について。

本町における65歳以上の人口の割合、いわゆる高齢化率は年々上昇し、現在32.6%と全体の3分の1を占めています。自治会別では8割の地区が本町の高齢化率を超えており、地域課題でもあると言えます。

このことから、波佐見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、各種団体と協力しながら、元気高齢者の活躍の場創出、一人暮らしや認知症高齢者等の見守り体制整備、免許を持たない高齢者への支援などを実施してまいります。

また、介護保険制度の利用者急増やニーズの多様化が見込まれますが、サービスには限りがあるため、2040年問題を見据えた中長期的視点に立ち、介護予防事業の充実や、自助・互助・共助・公助を柱とした地域全体で支え合う体制整備の支援を実施し、地域包括ケアシステムをさらに深めて構築を図ってまいります。

近年、複数の問題を抱える高齢者も増加しており、地域包括支援センターを中心とした丁寧な相談体制を今後も継続し、高齢者がいつまでも元気で活躍できる、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、庁内連携を図りながら、共生型社会の実現を目指してまいります。

児童福祉・子育て支援の充実について。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭世帯の増加等により、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての孤立感や負担感の解消のため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。身近な場所で子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施する子ども家庭総合支援拠点を設置し、包括的な相談体制を強化し、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援に努めてまいります。

また、待機児童問題に対しましては、その主な原因が保育士不足にあることから、保育士確保など保育環境の充実に向け、新たな対策を講ずることとしております。

障害者福祉の充実について。

障害のある人が地域において自立し、その能力や適性に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、波佐見町障がい者計画に基づき、適切なサービスの提供に取り組んでまいります。

保健・医療環境の充実について。

新型コロナウイルス感染症の対策としまして、町民の生命及び健康を守るため、ワクチン接種体制を確保し、引き続き確実な予防接種とマスク着用や手洗いなどの基本的な感染対策の啓発に努めてまいります。

また、今般のコロナ対策では予防の重要性が再認識されました。同様に、病気にならないために御自身が予防すること、生活習慣に気をつけることが必要です。各種健康診査やがん検診で意識づけを行い、早期発見や早期治療につなげるとともに、重症化しないよう指導を充実させ、健康寿命の延伸を目指してまいります。

国民健康保険につきましては、医療費適正化に向けた取組で、引き続き健全な運営に努めます。

#### 4、豊かな心を育むまちづくり。

学校教育の充実について。

未来の波佐見町の担い手となる児童生徒が、自らの夢・憧れを抱いて人生を切り開けるよう、学力向上、ふるさと教育、教育環境の整備を大きな柱に学校教育を推進します。

学力向上については、波佐見町学力向上推進委員会を核とし、各小中学校の成果や課題を持ち寄り、情報共有と共通実践を図り、学び合いの学習を進めます。

ふるさと教育については、全学校に設置しているコミュニティ・スクールを通じて地域と学校をつなぎ、地域の「ヒト・コト・モノ」に触れさせる機会を増やし、地域の方々とともに

に児童生徒の郷土波佐見への愛着、誇りを育みます。

教育環境の整備については、各種支援員に加えスクールサポートスタッフを2名体制とし、教師が児童生徒に向き合う時間を確保できるよう努めてまいります。

I C T教育の推進については、電子黒板更新や家庭学習への支援事業を継続するとともに、タブレット端末に電子教材を導入し、学びの振り返りができる学習環境整備を進めます。加えて、児童生徒へのデジタル教科書の一部配付が始まることから、タブレットの通信環境を整えるため、各学校へ業務用回線の導入を行います。

学校施設の改修については、小中学校トイレ改修工事を行うとともに、長寿命化計画に基づき、中学校プール改修工事及び中央小学校屋内運動場改修工事の実施設計を行い、令和5年度の工事を目指します。

また、児童生徒のいじめ・不登校・虐待などの問題事案については、迅速かつ適正に対処できるよう関係機関と連携を深めてまいります。

さらに、就学援助制度の周知を進め経済的支援を進めるとともに、第2子以降の世帯を対象に給食費の軽減や免除措置を行い、波佐見町の学校で学ぶ児童生徒の子育て環境の充実を図ります。

社会教育の充実について。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けた社会教育にあって、一人一人が生きがいや喜びを感じられるよう、各種団体と連携し、これまで培ってきた様々な学びの再開を図ります。

本町独自の取組である人づくり推進事業では、波佐見町の子供たちと地域の方々との学びの接点を増やし、様々な体験を通じて社会教育の基礎となる子供たちの創造性豊かな人間形成を支援します。

文化・芸術の振興について。

昨年7月に開館した波佐見町歴史文化交流館については、順調な来館者があっており、高い評価を受けています。また、町内外へ、歴史・文化・伝統の情報発信を通じて多くの学びや理解が進んでいますので、交流拠点として企画展の開催など、積極的な運営を展開してまいります。

男女共同参画社会の推進について。

現在の第2次男女共同参画計画は、計画期間が令和4年度までとなっています。国、県などの動向や社会全体の意識を踏まえ、令和5年度からの第3次計画の策定に取り組んでまい

ります。

#### 5、安心・安全なまちづくり。

交通体系及び道路網の整備について。

地域公共交通として始めた予約制乗合交通は、町民のニーズ把握や利便性を向上させるため、令和3年度に一部リニューアルして運行しており、利用者も増加し好評なことから、継続して運行してまいります。また、見直しが可能なものは逐次見直しながら、路線バスとタクシーとの3層による交通システムの連携確立を図ります。

生活基盤である道路網の整備について、県道では、佐世保嬉野線の波佐見郵便局前から佐世保方面への約1キロメートルについて、歩行者の安全確保のため歩道整備工事が実施されます。そのほか、波佐見山内線の野々川工区での改良工事が計画されており、今後も県へ積極的に要望を行い取り組んでまいります。

町道については、19路線の改良及び舗装工事を予定しており、地元の要望もお聞きしながら計画的に整備を進めます。うち補助事業として、町道南部線の志折地区において建物の移転補償を行い、道路の拡幅と歩道整備を進めてまいります。

また、橋梁については、2橋の改修工事と52橋の法定定期点検を行い、その結果、大規模修繕等が必要な場合は、次年度以降計画的に進めてまいります。

安全対策の充実について。

地球温暖化で大雨災害等の懸念が増す中、土砂災害ハザードマップを作成し、町民の危機管理意識の啓発と醸成に努めます。

昨年8月の豪雨により斜面で地滑りが発生した稗木場地区においては、急傾斜地崩壊対策事業に取り組み、自然災害から人命を守るために対策工事を実施します。

消防力強化のため、消防水利や消防団の活動環境の充実に努めるとともに、団員確保の観点からその処遇改善を図ります。

社会問題化した高齢者ドライバーの危険回避のために、運転免許自主返納の推進を図りつつ、一方では、地理的条件などで運転を必要とする高齢者には、車の安全装置に対する助成や安全運転対策にも取り組んでまいります。

消費者行政について。

特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、消費者相談員による相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動

をなお一層強化し積極的に取り組んでまいります。

#### 6、人が交わるまちづくり。

観光の推進について。

本町を訪れる観光客数は、目標としていた100万人を平成29年に達成しましたが、令和2年、3年の観光客は新型コロナの影響により大幅に減少しました。

窯業、農業を中心とするなりわいや、人物、生活、文化などあらゆる素材を資源と捉えて、人と人が交わることを主眼に、令和3年度に策定した波佐見町観光振興計画に沿って事業を推進します。

ポストコロナに向けて、感染対策を十分に講じた体験型観光事業や地方創生推進交付金等を最大限に活用した各種事業の実施と、これまで整備した民泊拠点施設やキャンプ場などの運用に向けた準備を行います。

法人化しDMO候補法人となった一般社団法人波佐見町観光協会と連携した事業では、収益性や消費額のアップなどを図るため、滞在型観光に力を入れて数から質を重視した施策に努め、観光面での地域ブランド確立を目指します。

また、九州新幹線西九州ルートについては、今年秋の開業が予定されており、その効果を十分に受けられるよう誘客促進を図ります。

波佐見高校の支援について。

本町唯一の高校である県立波佐見高校が存続することは、地域の活性化に寄与することはもとより、窯業界の人材確保や将来的な関係人口、移住定住者の増加が期待されます。

入学支援金や通学費補助などにより保護者負担を軽減することで、存続のために必要な生徒の確保を側面的に支援してまいります。

また、支援の動きは卒業生をはじめとする町民の間でも広がっており、NPO法人「波佐見町未来人応援団」が新しく設立されたところです。このNPO法人とも連携し、高校の魅力アップにつながる取組を支援してまいります。

#### 7、健全で効率的なまちづくり。

効率的・効果的な行財政運営。

近年の予算は、新型コロナ対策など臨時的事業の実施などにより、その規模が100億円を超すような大型化の傾向にありますが、基本的な行政運営には町債発行や基金からの繰入金で財源不足を賄う厳しい編成となっております。



このことから、第7次波佐見町行政改革大綱及び実施計画を踏まえ、効率的で効果的な行政運営に努めます。

また、近年多額の寄附を頂いているふるさと納税については、産業振興はもとより町の活性化や次世代支援のほか、新型コロナ対策などの貴重な財源としており、今後も制度の趣旨にのっとりその確保と活用に努めます。

新庁舎建設事業について。

御承知のとおり、敷地造成工事も順調に進んでおり、本年夏頃にはよいよ建物本体工事に着手する予定です。令和5年度終盤に新庁舎での業務開始を目指して事業の推進に取り組めます。

自治体DXの推進について。

国は、Society 5.0という新たな時代を迎えて、デジタル庁を設置し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンにして、全ての人がデジタル化の恩恵を感じることのできる社会の実現を目指しています。

町民の皆様がデジタル化の恩恵を受けるには、最も身近である町が先頭に立つことが重要との認識の下、施策の質や行政サービスの向上、業務の効率化を図る上からも、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組を推進してまいります。

以上が、令和4年度の主要な施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について御説明いたします。

まず、議案第1号から第7号までの令和4年度各会計の当初予算については、第10次波佐見町基本計画の下、現下の社会情勢やこれまでの推移を踏まえて編成しております。

一般会計の予算額は111億1,000万円となっており、3年度と比較し26億6,900万円増と大きく伸びております。これは、ふるさと納税額に比例した管理費の増加のほかに、3年度発生災害の復旧対策をはじめ庁舎建設、小中学校トイレ改修、急傾斜地対策など、大規模な建設事業の増加が主な要因となっております。

国民健康保険事業特別会計の予算額は16億400万円で、前年度と比較して600万円の減額となっております。

後期高齢者医療特別会計の予算額は2億200万円で、前年度と比較して2,300万円の増額となっております。

介護保険事業特別会計の予算額は13億8,500万円で、前年度と比較して100万円の増額とな

っています。

公共下水道事業特別会計の予算額は3億8,100万円で、前年度と比較して2,150万円の増額となっています。

上水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は5億3,106万2,000円となっています。

工業用水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は2,330万7,000円となっています。

次に、議案第8号から第11号までの令和3年度一般会計補正予算であります。子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給や、まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請協力金支給など、国、県と連動した切れ目のない対応のために急を要したことからそれぞれ専決処分したもので、議会の承認を求めるものであります。

補正額は、補正第10号が1億2,500万円、補正第11号が1億4,600万円、補正第12号が3,800万円、補正第13号が4,600万円といずれも増額しております。

この結果、この時点での令和3年度一般会計の予算総額は109億4,700万円となっています。

次に、議案第12号から第17号までの令和3年度各会計補正予算であります。国、県支出金の決定等に伴う事業費の増減、そのほか年度内に執行を要する緊急な事業費について計上するとともに、執行状況などを踏まえ、年度末を見据えた補正を行っております。

一般会計では4億3,900万円の減額としており、この結果、令和3年度の予算総額は105億800万円となっています。

そのほか、特別会計として、国民健康保険事業特別会計300万円の減額、後期高齢者医療特別会計200万円の増額、介護保険事業特別会計2,550万円の減額、公共下水道事業特別会計580万円の減額、上水道事業会計、支出総額で254万9,000万円の増額とした補正をそれぞれ行っております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第18号 押印の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例は、押印の廃止により行政事務の効率化を図るため、押印規定のある四つの条例を一括して改正しようとするものです。

議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例は、町内で施工する急傾斜地等の建設土木事業において、受益者から徴収する分担金について、地方自治法の規定により必要事項を定めようとするものです。

議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、町の特別職の給与改定を予定していることから、これに準じて議員の期末手当を減

額しようとするものです。

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、非常勤特別職として波佐見町政治倫理審査委員会委員を追加し、その報酬を定めようとするものです。

議案第22号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の特別職の給与改定に準じて、町の特別職の期末手当を減額しようとするものです。

議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和3年人事院勧告による給与改定に伴い、一般職等の期末手当を減額しようとするものです。

議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法に關係する政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

議案第25号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例は、消防団員の処遇改善を図るため、報酬や出動手当について改定しようとするものです。

議案第26号 字の区域の変更は、駄野地区土地改良事業の実施に伴い、字の境界を整理するためにその区域を変更しようとするものです。

以上をもちまして、本日提出しました議案の説明を終わります。

詳細については、議案審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### 日程第4 議案第8号

##### ○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

##### ○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第8号 専決第10号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、総額を107億1,700万円とするものです。

今回の補正は、18歳以下の子がいる子育て世帯への臨時特別給付金の追加分に係るものです。

当該給付金につきましては、当初、国において現金5万円、クーポン5万円分を支給するようにとの説明があっていたため、まず12月議会において9号補正予算に現金5万円分の1億2,500万円を計上し、承認いただいておりますが、その後、自治体判断により全額現金支給することも可能と国が方針転換しましたので、年内に10万円全額を現金支給するために追加分を専決処分したものです。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、全額国庫支出金で、1億2,500万円を計上しています。

7ページをお願いします。

歳出につきましては、3款、2項、5目、子育て世帯臨時特別給付費1億2,500万円を計上しております。

以上となりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（百武辰美君）**

これより質疑を行います。質疑に当たっては、会議規則第53条の規定のとおり、全て簡潔に行い、議案外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。なお、執行部による答弁においても同様の御留意をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

**○10番（脇坂正孝君）**

現金で10万円を各家庭に支給されたものと思いますけども、この対象者と、それから支給済み、未済み、このところの状況を御説明をお願いします。

**○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。**

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

予算上では2,500人分のお子さんの数で計上したところですが、今、実際に、支出済みのものとして、補助の対象になる方というのが児童手当の支給を受ける所得水準の方というところになりまして、こちらが支給済みの方で2,386人のお子さん分ですね。そして、所得水準が少し高い方のほうも町独自で支援することにしておりまして、そういう方には、また別途通知を差し上げて、今、支給済みは50人分が済んでおります。

この対象の中に、既に児童手当を受給されている方は申請等は不要なんですけど、申請が必要な方もいらっしゃるんですけど、公務員の方とかにはなるんですけど、そういう方の把握がきちんとできていない場合もあったりしております、すみません、簡潔じゃございませんでした。こちらで把握できる分で、あと23人分のお子さんが支給できておりません、今、再度通知をしたところなんです。若干申請もあっているようですので、まだ、継続中という状況になっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういたしますと、対象者となる方が2,386人、プラス52人とされたんですかね。そして残りが、23人分が残っておられるということですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

対象外の所得制限が上回っている方が50人です。この補助の事業が、3月31日までに生まれる方が対象になりますので、まだ、しばらくといたしますか、3月31日までの状況になると思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういたしますと、対象者が、現在のところ2,436人ですか。そして、23人がまだ未済みと、そういった解釈でよろしいですね。そして、今後また生まれる、3月31日までに出生等で、その資格と申しますか、それが出てくればその辺は上積みできる、加えて支給すると、そういった解釈でよろしいですね。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

**日程第5 議案第9号**

**○議長（百武辰美君）**

日程第5. 議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（藤澤英忠君）**

議案第9号 専決第1号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したのものについて、承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ1億4,600万円を追加し、総額を108億6,300万円とするものです。

今回の補正は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係るものです。この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度分住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金給付を行うものです。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、全額国庫支出金で1億4,600万円を計上しています。

7ページをお願いします。

歳出につきましては、まず、2款、1項、13目. 電算管理費にシステム改修委託料として138万6,000円を計上しています。

8ページをお願いします。

3款、1項、8目. 子育て世帯等臨時特別支援事業1億4,461万4,000円を計上しております。対象世帯としては、住民税非課税世帯1,330世帯、家計急変世帯100世帯、合計1,430世

帯を見込んでいます。

以上となりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

8ページの3款、1項、8目、18節、負担金、補助及び交付金で、非課税世帯等への臨時特別給付金、この支給額につきまして、先ほど対象者が、非課税世帯1,330世帯、それから、あと100世帯だったですかね、これを加えて1,430世帯ということでございますけども、支給済みと未済み、この辺の現在の状況をお願いします。

○議長（百武辰美君） 社会福祉班係長。

○住民福祉課社会福祉班係長（久保田 亘君）

予算上は1,430世帯を見込んでおるんですけども、そのときは単純に住民税非課税世帯ということで件数を計上しておりましたが、この給付金につきましては、課税者から扶養に取られている方という世帯ですね、非課税世帯なんですけどもその方は対象にならないということになっております。その結果、現在、約1,130世帯がこの非課税世帯の給付金の対象ということで把握をしております、2月末時点におきまして846世帯について給付を行っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

家計急変分の100世帯、これについてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 社会福祉班係長。

○住民福祉課社会福祉班係長（久保田 亘君）

家計急変世帯につきましてはまだ申請があっておりません。この給付金につきましては、令和4年の9月までが申請期限となっております、今後周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第10号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第10号 専決第2号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したものについて、承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、総額を109億100万円とするものです。今回の補正は、まん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請協力金に係るもので



す。要請期間は1月28日から2月13日までの17日間であり、全期間協力した場合に対象となります。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、9割が県の負担ということで、15款、2項、5目。商工費県補助金を3,400万円計上しています。町の負担の400万円につきましては、ふるさとづくり応援基金を計上しています。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、7款、1項、2目。商工振興費に3,800万円を計上しています。協力金につきましては、中小企業の場合は、売上高に応じ、1日当たり3万円、8万円、10万円のいずれか、大企業の場合は、売上高減少額に応じ、1日最大20万円で、対象を54店舗見込んでいます。

以上となりますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

8ページですね。7款、1項、2目、7節。報償費3,740万円、営業時間短縮協力金でございませうけども、今の説明で54店舗ということでもございましたけども、この実際の対象、それから申請、これがどのくらいあったものか、そのことで質問します。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、予算上は54店舗で計上しておりますけども、この54店舗は去年の9月の実績を基に県がはじいた数字でありまして、その後に新規店舗等もありまして、恐らく56店舗になる見込みでございませうけども、昨日まで現在で49件、2,743万8,000円が申請をされております。なお、3月10日までの申請期限となっております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第11号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第11号 専決第3号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したのものについて、承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、総額を109億4,700万円とするものです。今回の補正は、まん延防止等重点措置の延長に伴う営業時間短縮要請協力金に係るものです。要請期間は2月14日から3月6日までの21日間であり、全期間協力した場合に対象となります。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、前回と同じく9割が県の負担ということで、15款、2項、5目、商工費県補助金を4,200万円計上しています。町の負担の400万円につきましても、前回と同じく、ふるさとづくり応援基金を計上しています。

8ページをお願いします。

歳出につきましては、7款、1項、2目。商工振興費に4,600万円を計上しています。協力金につきましても、前回と同じく、中小企業の場合は、売上高に応じ、1日当たり3万円、8万円、10万円のいずれか、大企業の場合は、売上高減少額に応じ、1日最大20万円で、予算上は対象を54店舗見込んでいます。

以上となりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

この営業時間短縮協力金ですね。2月14日から3月6日と、今まさに協力をしているわけでしょうけど、前のやつも含めてどういうふうな確認作業でしょうかね。全日休業して協力をするというので説明をいただきましたんで、そういう確認と、小中は3万、8万、10万ですから、大企業っていいますと、波佐見ではどういうふうな分類に当たるのか、説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、この制度が急に県のほうから言ってくるということで、制度が決まった段階で、全ての店舗に我々が出向いて説明をいたしております。そして、全ての期間を休業なり、時短なりしていただかないといけないんですけども、それを毎日確認は行っておりません。県の指示により、1週間に一遍は確認をするようにということで指示をいただいておりますので、1週間に一遍、全店舗を確認させていただいております。出向いて確認をしています。

それと、一応予算上、県の割合が大企業も1件ということでカウントされていますけども、実際は本町には大企業の飲食店はございません。

以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑の際は、該当ページを先に言ってから質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

**日程第8 議案第12号**

**○議長（百武辰美君）**

日程第8. 議案第12号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（藤澤英忠君）**

議案第12号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第14号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ4億3,900万円を減額し、総額を105億800万円とします。

繰越明許費の追加は、第2表によります。

債務負担行為の追加及び廃止は、第3表によります。

地方債の変更及び廃止は、第4表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んでの補正を主に行い、併せてその財源調整を行うものです。ふるさとづくり応援寄附金など増額しているものもありますが、8月豪雨に伴う災害復旧費のうち、令和4年度当初予算に過年災として計上し直す復旧工事費を大幅に減額していることから、全体では減額補正となっています。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費ですが、これら22事業は、不測の理由により年度内の事業完了が困難となったため、次年度への繰越明許費として措置するもので、合計で6億8,108万6,000円と

しています。

続いて、8ページ。

第3表、債務負担行為補正ですが、8ページに追加を1件、9ページに廃止を1件計上しています。

10ページをお願いします。

第4表、地方債補正ですが、変更については、事業費の変更に伴い、五つの事業について限度額の変更を行います。また、対象事業が発生しなかったため、1件については廃止します。

続いて、歳入に移ります。額が大きいものを中心に説明しますので御了承をお願いします。

13ページをお願いします。

10款、1項、1目。地方交付税ですが、国からの追加交付決定により1億7万3,000円増額しています。

14ページ。

12款、1項、1目。農林水産業費分担金については、実績見込みにより250万円減額しています。

15ページをお願いします。

2項、1目。民生費負担金のうち、3節。児童福祉費負担金の保育料を実績見込みにより220万円増額しています。

16ページ。

13款、1項、5目。土木使用料のうち、1節。住宅使用料を実績見込みにより224万1,000円減額しています。

18ページをお願いします。

18ページから25ページまでの14款。国庫支出金及び15款。県支出金については、各事業費に所定の率や額で交付される金額を実績見込みにより増減しています。

増加については、19ページの14款、2項、1目。総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金、2目。民生費国庫補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業費、3目。衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス予防接種体制確保事業費、25ページの15款、3項、1目。総務費委託金の県税徴収取扱費が主なものです。

減少については、18ページの1目。民生費国庫負担金や、22ページの1目。民生費県負担

金、戻りまして、19ページの4目。土木費国庫補助金における社会資本整備総合交付金関係、23ページの2目。民生費県補助金の事業費減などがありますが、最も大きなものは、24ページ、令和4年度当初予算に計上し直すこととなった8目。災害復旧費県補助金です。

また、少し飛びまして、28ページをお願いします。

17款、1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金については、1月末現在で19億円を超える御寄附を頂いており、年間では20億円を超えることが見込まれるため、今回4億円増額し、合計で21億円としております。

3目。企業版ふるさと納税寄附金については、本町への企業版ふるさと納税第1号として、東京西海株式会社様から御寄附いただきました200万円を計上しています。

4目。商工費寄附金については、競艇事業におけるコロナの影響による落ち込みが想定ほどではなかったため、503万円を増額しています。

29ページをお願いします。

18款。繰入金ですが、財政調整基金繰入金については、当初予算にて一般財源が不足する見込みとして基金から繰入れを行う形で予算を組んでいましたが、一般財源での歳入が確保できると判断しましたので、基金からの繰入れを減額するものです。なお、ふるさとづくり応援基金繰入金の減額は、コロナ対策の事業に充当していたものを地方創生臨時交付金に組み替えたことが主な要因です。

少し飛んで、33ページをお願いします。

21款。町債ですが、12ページの第4表でも御説明したとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動し、それぞれ増減しています。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

最初に企画財政課分を説明し、引き続き各担当課長から主な事業について説明があります。

35ページをお願いします。

2款。総務費、1項、5目。財産管理費ですが、一般財源の余剰分を24節の庁舎建設基金積立金として1億4,000万円計上しております。

37ページをお願いします。

15目。ふるさと納税管理費ですが、歳入でも寄附の増加を見込んでいることから、それに伴う各経費の増額補正を行います。その内訳は右の各節に計上しており、それらを歳入の寄

附額から差し引いた最終的な積立金については1億7,154万4,000円を計上しており、年間の積立額の予算としては9億8,473万9,000円になります。

以上で企画財政課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課分を御説明いたします。

同じく37ページでございます。

2款、1項、13目。電算管理費、12節の207万6,000円でございますけども、こちらにつきましては、マイナンバーカード関係によるシステム改修委託費ということになっております。

続きまして、その下、14目。地域情報化管理費、13節。使用料及び賃借料でございますけども、228万9,000円。こちらにつきましては、今回、町村会主催でパソコンの共同購入を行いましたけども、そのパソコンに入れますソフト、Officeの購入費となっております。

飛びまして、62ページをお願いいたします。

9款、1項、1目。常備消防費の広域消防業務委託料でございますけども、こちらにつきましては、広域消防業務を佐世保市に委託しておりますので、その実績に伴います減額となっております。

続きまして、その下、9款、1項、2目、8節。旅費で費用弁償170万を減額しておりますけども、こちらにつきましては、火災等の出動手当分の実績を見込んで減額をいたしております。

以上、総務課分を御説明いたします。

○議長（百武辰美君） 社会福祉班係長。

○住民福祉課社会福祉班係長（久保田 亘君）

住民福祉課関係歳出の説明をいたします。

45ページをお願いします。

3款。民生費、1項、3目。障害者福祉費に係る扶助費ですが、主に障害福祉サービスにおける訓練等給付費について、グループホームの利用者数の増加や就労継続支援B型の利用日数の増加により予算不足が見込まれるため、1,025万9,000円を増額しています。

続きまして、46ページをお願いします。

3款。民生費、2項、2目。児童措置費の扶助費の中の障害児通所支援給付費についてで

すが、放課後等デイサービス等の新規利用者の増加や既存利用者の利用日数の増加により予算不足が見込まれるため、332万4,000円の増額補正をしています。

続きまして、49ページをお願いします。

4款. 衛生費、1項、5目. 環境衛生費に係る手数料ですが、本年度のシルバー人材センターにおける作業機械が使える会員が不足しているということで、当初見込んでいた環境美化関係作業の全てを発注することができず、100万円を減額補正しています。

続きまして、50ページをお願いします。

4款. 衛生費、2項、1目. し尿処理費に係る負担金、補助及び交付金ですが、これは東彼地区保健福祉組合の町分担金が減額されたことに伴い、131万円を減額補正しています。

続きまして、59ページをお願いします。

8款. 土木費、3項、2目. 河川公園管理費ですが、先ほど説明をした環境衛生費と同じ理由で、当初見込んでいた桜づつみ河川公園管理に係る全ての作業をシルバー人材センターへ発注をすることができず、220万円を減額補正しています。なお、この発注できなかった作業自体は、町で雇用している環境美化作業員で実施することができ、不備のないよう、できる限り対応しております。

続いて、工事請負費ですが、入札執行により生じた不用額として100万円の減額補正を行っております。

住民福祉課については、以上で説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

44ページをお願いします。

3款、1項、1目. 社会福祉総務費、27節. 繰出金を260万2,000円減額しています。国保事業の運営は基本的に保険料収入で賄われるものですが、高齢者の割合やベッド数が多いことによる給付費の増加、所得水準が低いことによる保険料収入の減少を加味し、財政支援が受けられるようになっております。今回、当初予算で想定したよりも交付見込みが減ったことから、特別会計への繰出金を減額するものです。

46ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費は、総額で786万2,000円減額しています。主な要因と



しては、18節. 負担金、補助及び交付金のうち一時預かり事業費補助金、保育体制強化事業費補助金の減額になりますが、実績を見込んだものです。一方、同じ補助金の中で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金と、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金を計上しています。こちらは国の経済対策で、令和4年2月から、全国的に保育、幼児教育で働く方々の処遇改善として月額9,000円ほどの賃上げが実施されることになったもので、国から全額措置をされます。

3款、2項、2目. 児童措置費は総額で2,773万1,000円を減額しています。当初予算では前年度実績や伸びを見ながら予算立てを行うものですが、今年度は特に待機児童が多く、想定よりも保育園で受け入れることができなかったことから、委託料を減額しています。また、児童手当についても、支給実績に応じ予算を減額しています。

47ページをお願いします。

4款、1項、2目. 予防費、1,487万4,000円を増額していますが、こちらは主にコロナワクチンの3回目接種の経費に係る補正となります。7節. 報償費のうち、集団接種医療機関協力金600万円、12節の予防接種委託料734万9,000円の増額と、17節. 備品購入費から18節の補助金へ予算を組み替えています。当初、ワクチンの個別接種をしていただける町内の医療機関へは、停電時のワクチンの適切な保管のため、蓄電装置を購入し対応することで計画をしておりましたが、協議をした結果、医療機関で必要とする設備等が異なりましたので、個別接種体制を整えるため、1医療機関200万円を上限に補助する制度を創設したものです。同じく補助金で、タクシー事業者緊急支援事業費補助金を126万6,000円計上していますが、こちらは、年明けからのコロナウイルス感染の流行に伴い、町内でも多数の陽性者が確認されました。タクシーの乗務員と利用客は物理的に十分な距離が取れないことから、双方の安全、安心を確保するためにタクシー事業者の感染対策に補助をするものです。

3目. 母子衛生費と4目. 健康増進費は、共に受診実績を見込み減額をするものです。

以上で子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課所管分について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

3款、1項、2目. 老人福祉費を全体で2,336万7,000円減額補正をしております。今回の

補正につきましては、各種団体からの示しのほか、事業が終了したものはその整理を行い、それ以外につきましては、それぞれ3月までの実績を見込み、減額を行っております。なお、需用費の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、町内の介護事業所に対して検査キットの配付を行う費用を計上しております。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、農林課所管の主な補正内容について説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費、18節、負担金、補助及び交付金、1,290万7,000円の減額でございますが、その主なものとして、説明のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金117万5,000円の減額は、事業の確定によるものでございます。その下の中山間地域所得向上支援事業費補助金1,166万4,000円の減額につきましては、有害鳥獣対策のワイヤーメッシュの、耐用年数14年に到達する平成19年度設置分を張り替えるよう計画しておりましたが、確認をいたしましたところ、14年経過が原則ということでございましたので、その分を減額するものでございます。

その下でございます。5目、土地改良費、14節、工事請負費の135万円の増額でございます。説明のハザードマップ看板は、町内67カ所の防災重点ため池のうち、特に被害が大きいと想定される13カ所について看板を作成し、設置をするものでございます。

その下の6目、水田農業対策費、18節、負担金、補助及び交付金327万6,000円の増額でございますが、農地中間管理事業を活用した農地の賃貸借実施により地域に交付される機構集積協力金と、農地を貸し出したことで離農される方へ交付される協力金が決定したことによる増額でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

10目、多面的機能支払交付金事業費、18節、負担金、補助及び交付金398万3,000円の減額でございますが、これは当初予定しておりました国の補助金額より割当てが少なかったということで減額をするものでございます。

その下の11目、担い手対策費、18節、負担金、補助及び交付金1,242万8,000円の減額の主なものでございますが、説明の経営継承・発展等支援事業費補助金につきましては、今年度、

対象者がいなかったということによる減額となります。その下の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金につきましては、農業機械を導入予定であった農事組合法人等が、国が示す補助の目標要件に今回は満たなかったということから導入を見送ったことによる減額となります。それに伴って、下の追加的信用供与事業費補助金も不要になりましたので、減額するものでございます。

少しページが飛びます。74ページです。

災害復旧費の1目。農地農業用施設災害復旧費、12節。委託料250万円の増額につきましては、地滑り災害箇所の調査ボーリング工を1カ所追加したことによるものでございます。次の14節。工事請負費6億9,300万円の減額でございますが、令和3年8月に発生した地滑り災害3カ所の復旧工事につきまして、令和4年度内の工事完成が厳しく、令和5年度までかかる見込みであることから、繰越事業として工事を実施するため、新たに令和4年度予算へ計上するために、令和3年度予算の、地滑り災害復旧工事費分のみを減額するものでございます。

以上で農林課関係を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連を説明いたします。

55ページをお願いいたします。

7款、1項、2目。商工振興費、総額で5,330万7,000円の減額でございます。中身としましては、7節。報償費、8月、9月のまん延防止等重点措置の適用によりまして、飲食店に要請をしておりました新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の精算に伴う不用額の計上をしております。18節、これも同じく、8月、9月の売上げが減少した事業者に対しての支援としまして事業継続支援給付金を実施しておりましたが、事業完了に伴う不用額の計上となっております。

続きまして、56ページ。

7款、1項、3目。観光費、12節。委託料、泉源揚水ポンプ・付帯設備取替業務委託料1,094万8,000円の減額でございますが、これについては、温泉のポンプの入替えを通常3年に1回ぐらいのめどで予算計上しているんですけども、現場の判断、また管理業者との協議によりまして、日々変化する温泉の状況が非常に安定しているということで、今年度やらな

くてもいいんじゃないかという判断の下、1年延長によりまして、今回は事業を見合わせたということでございます。

以上で商工観光課関連を終了いたします。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

続きまして、建設課関係の主なものについて説明いたします。

58ページをお願いします。

8款、2項、3目。道路橋梁改良費、16節。公有財産購入費161万3,000円の減額ですけども、当初、町道長原線の用地購入費として計上しておりましたが、町道改良と交差する部分の日見須川のほうですね、そちらのほうにも用地が関わってくるということで、道路改良分を減額して、3項。河川費へ新たに予算を計上しております。また、町道南部線の交付額の決定により減額を行っております。下の18節。負担金、補助及び交付金の101万2,000円の減額については、県道整備事業の事業費確定により減額をしております。21節。補償、補填及び賠償金の2,830万5,000円の減額は、町道南部線におきまして国の交付額決定により減額するものでございます。

次に、60ページをお願いします。

8款、4項、3目。土地区画整理事業費、14節。工事請負費の5,175万円の減額ですが、こちらも国の交付決定額により減額するものです。

ページが飛びまして、75ページをお願いします。

11款。災害復旧費、2項。公共土木施設災害復旧費になりますけども、12節。委託料につきまして、1,431万1,000円の減額ですけども、こちらにつきましても年度内の実績により減額するものです。

以上で建設課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会関係の補正予算について御説明します。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正で、2. 廃止でございますが、図書システムのリース料の廃止を計上しております。令和4年度に図書システムの更新をかける予定でございましたが、学校図書

システムの統合を検討するため令和4年度は再リースで行うため、令和4年度以降について廃止し、令和4年度において、もう一度検討したいと思います。

次、63ページをお願いします。

10款、1項、2目、事務局費、1節、報酬、会計年度任用職員報酬で211万2,000円を減額しておりますが、これは外国語指導助手、ALT3名の分でございます。令和3年度はALT3名が交代いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大のため入国制限が行われまして、当初予定していた7月から10月に延期をいたしましたので、その差額となっております。次に、17節、備品購入費でございます。児童生徒情報端末購入費で80万円を計上しておりますが、これは、歳入の分で説明がありました企業版ふるさと納税の東京西海様からの200万の分でございます。今回16台を導入するものでございます。

飛びまして、65ページをお願いいたします。

10款、2項、4目、中央小学校管理費、12節のスクールバス運行业務委託料として233万8,000円の減額を行っておりますが、これは、令和2年度末にスクールバスについては一般競争入札で業者を変更いたしました。その入札減と、令和3年度の実績見込みにより減額をするものでございます。その下の工事監理業務委託料でございますが、これは中央小学校の施設長寿命化工事、2工区に係る工事監理の実績により減額をするものでございます。その下の14節の学校設備改修工事費の113万5,000円の減額については実績による見込みでございます。

次、7目、南小学校管理費、12節のスクールバス運行业務委託料は、中央小学校と同じ内容でございます。

飛びまして、67ページをお願いいたします。

10款、3項、1目、中学校管理費、14節、工事請負費、学校設備改修工事の273万6,000円の工事も実績による減額でございます。

その下、2目、教育振興費、13節の修学旅行車借上料でございますが、中学校2年生については、今年度修学旅行がかないませんでしたので、次年度、令和4年6月に延期をしておりますので、今年度については減額をするものでございます。

68ページをお願いいたします。

10款、4項、1目、社会教育総務費、17節のドローン購入費でございますが、これも先ほどの企業版ふるさと納税で東京西海様から頂いた寄附の分でございます。ドローン7台と

いうことで、140万円を追加するものでございます。

少し飛びまして、70ページをお願いいたします。

10款、4項、4目、総合文化会館管理費、14節でございます。一番上でございますが、大ホールスピーカー取替工事で230万円の減額を行っております。これについては、ホールの一番上部にスピーカーがついておりますが、当初は足場を組まなければ工事ができないというふうに考えておりましたが、両側スピーカーを施工する段階で、業者のほう屋根裏からできそうだということで、足場を組む必要がなくなりましたので、230万円を減額するものでございます。

少し飛びまして、72ページをお願いいたします。

10款、5項、4目、保健体育振興費でございますが、総額で219万5,000円を減額し、補正後をゼロとしておりますが、これは町民大運動会に係るものでございます。なお、町民大運動会については令和5年度に行うこととなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（百武辰美君）**

しばらく休憩します。13時より再開します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

**○議長（百武辰美君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第12号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第14号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

三石議員。

**○8番（三石 孝君）**

49ページの衛生費、保健衛生費の役務費ですか、100万円の減額、シルバーに未発注だという御説明がありました。同じように、59ページの土木費の河川費の中で、2目、11節、役務費の220万もシルバーに発注ができなかった。できなかった理由は何だったのか。シルバーさんもいろんな形で、高齢者の方たちの集まりでございまして、仕事のほうには民間からも公的な機関からお受けになっていますが、公的な機関からも、収入源として、大きなシルバ

一の運営の支えになっています。どうしてこれだけの金額の発注ができなかったのかという理由をお聞かせください。

もう一つは、53ページですね。農林水産業費の1項、11節ですね。これは補正前が1,311万で、補正の減額で約1,250万。これはほとんどやっていないということでは捉えられないんですが。要件に満たなかったというふうな補助事業の説明がありましたけど、この要請というか申請の段階で、きちんとした指導を行政側がやっていないから、それを当てにして機械購入等を予定されていた方ができなかったという理解になるんですか。そこら辺のミスはどこで起こったんでしょうか。

同じく、ページを戻りまして、52ページ。この中の6款、1項、3目。農業振興費の中でも、減額が1,272万6,000円。節のほうを見ますと、負担金のところで、中山間地域所得向上支援事業費補助金が約1,100万ですね。その上の農山村構造改善加速化事業費補助金が約117万。これもほとんどできていない状況というのは、結局、何をどうやって農家の人たちを支援なさっていたのか。全然、この予算の数字でから見て、やっていらっしやらないんじゃないかというふうに理解できるんですけど、その辺どうですか。

○議長（百武辰美君） 社会福祉班係長。

○住民福祉課社会福祉班係長（久保田 亘君）

一つ目の質問に対して御説明をいたします。

49ページ、4款。衛生費、5目。環境衛生費に係る手数料及び59ページ、8款。土木費、2目。河川公園管理費について、シルバー人材センターへ、当初見込んでいた作業量の発注ができなかったということの理由についてなんですけれども、シルバー人材センターの会員さんの中で、除草作業を行う上で、草刈り機とか、そういう機械を扱える方という方が限られておりまして、その方々が不足をしているような状態にあるようです。夏場になれば、役場以外からも、民間の方もシルバー人材センターに発注が来まして、そういったときに対応ができないというような事態になっておりましたので、その分につきましてはシルバーに発注することができずに、その分は町で雇用している環境美化作業員で対応したということで、費用が発生しないということになります。

以上です。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

最初に52ページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費、18節、負担金、補助及び交付金、この説明の中の、まず、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金の減額についてでございますが、これはドローンを購入する補助金として計上しておりました。当初予定しておりましたドローンがかなり高額なものでございましたので、導入する団体が機種の変更をいたしました。その分で、かなり、当初の計画しておいた費用より下がっております。それと、入札を実行いたしましたので、入札での減というのもございましたので、この分については、ここに計上しております117万5,000円が減額となったところです。これは、導入する団体としっかり話をした結果ということでございます。

それから、中山間地域所得向上支援事業費補助金につきまして、これはワイヤーメッシュの導入でございますけれども、当初、14年がこの耐用年数ということでしたので、14年が来ればできるものということで、各地区の皆さんのほうにもお知らせをしておいて、それを聞いて各地区のほうから要望がなされておりました。実際にやろうと思ったときに、県のほうから指導がありまして、これは耐用年数14年を経過しないとできないということでございましたので、各地区には今年度できないということで、令和4年度で実施しますということでおわびを申し上げたところでございます。

それから、53ページですね。6款、1項、11目、担い手対策費、18節、負担金、補助及び交付金でございますけれども、この中の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、これは機械導入の分でございますけれども、当初、農事組合法人、それから認定農業者のほうから要望が上がった分を予算計上しておりました。この支援事業を使って、導入するに当たっては、それなりの経営面積の拡大等が必要になってまいります。その経営面積の拡大の計画をずっとやっておったわけですが、なかなか今のところ、麦とかに、計画では難しいというような判断がありましたので、今回は見送るといような法人もございました。

それと、この中に一つ上げておりました農業用ドローンについては、先ほど52ページで説明しました、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費のほうで導入をいたしましたので、その分は完全にこちらの事業のほうからは削ったというような形でございます。この分については、法人、それから認定農業者ともよく話し合っておいて導入はやっていっておるところでございますので、今回は見送りしましたが、来年は該当できるようであれば、率先して導入に当たっていきたくと思っております。



○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

48ページ、4款、1項、4目ですけれども、この節がほとんど、いわゆる減額されておるんですね。それで、補正額も予算額の30%近くなるんですけれども、特に委託料については、がん検診なんか特に減っておりますけれども、何か理由があったんでしょうか。それとも、今後何らかの啓発的なことが必要になってくるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

48ページの4款、1項、4目ですね、おっしゃる12節のがん検診委託料ですけれども、当初、予算では1,450万円分を計上していたところですが、予想よりも受診状況が悪いといえますか、下回っております、減額をしたところですが。理由として考えられるのは、まずはコロナの関係で受診を控えたとか、そういうこともあろうかと思っております。特に早期発見のためにはこの検診を必ず受けていただきたいというふうには思っておりますけれども、何分、個人で判断をされるという部分で、どうやってそういう受診につなげていくかというのは大きな課題だと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

そうしますと、恐らく3割ほどのカットの状況ですので、次年度の予算等にも影響が出てくるかと思っておりますけれども、このままの状況を今後どのようにしたいというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

健診の種類によっては、2年に1回受けるような、女性のがんの検診なんかですね、そういう規定をしております関係で、来年度は波の下じゃなくて上のほうになって、多く見込んで4年度の予算は計上しているところです。なるべく受診の機会を増やしたりとかということで、町内、郡内以外でも受けられるような体制を取れないかというところを今研究しているところです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

44ページをお願いします。3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、老人福祉費、18節の高齢者タクシー利用助成費なんですけども、想定の利用申請数と、今、この上がっている申請があったのはどれぐらいになるか、お願いします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

44ページ、3款、1項、2目、老人福祉費でございますけれども、その18節の高齢者タクシー利用助成費の部分での御質問ですが、見込む申請というのが、こちらとしまして、初年度というところがありましたので、まず免許をお持ちであるかどうかというところからの推察でありました。大体7割ぐらいは返納されておるというところでのイメージを持ちましてやりましたけれども、結果としては、今回、申請率としておよそ3割程度の数字にはなりますが、これは本来、現状におきまして必要とされている方というふうな受け止め方を、今のところうちのほうではしております。ただ、今後におきましてこの辺のPRについては行っていきたいと思っておりますし、その辺りの部分は申請を積極的に受け付けていきたいと思っております。

現状の数としましては、813名の方が申請をされております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

すみません、その前提を知らない方もいらっしゃると思うんで、確認で、対象が75歳以上の高齢者だと思うんですけど、その数と、この見込み、想定された数字で813名の申請があったという、その3点、もう一度確認で数を教えていただいてよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今現在、すみません、全体の、変動がちょっとあっておりますので、現状の対象の数はここでははっきり申せませんが、75歳以上を対象としておりますので、約二千五、六百人とい

うところがまず母数に來ます。その中で免許を持たない方ということでやっておりますので、今現在の申請が813人でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

46ページです。3款、2項、1目、18節を御覧ください。詳しい説明をいただきましたけれども、すみませんが、国の施策について、年月日のところ、もう少しゆっくり詳しくお伝え願えませんでしょうか。あと、この、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に要する事業ということで、対象者は何人で、いつから月額幾らぐらいのアップになったのかということと、下の放課後児童支援員等というのも、これも放課後児童支援員等は対象が何名いらっしゃるのかと、同じように月額幾らぐらいアップして、そしていつから3月までのことを、今、補正で上げていらっしゃるのかと。知りたいのは、4月に遡ってなのかなというふうに思ったので聞いております。

そして、もう1点、こういうことをするもととなったのは、待機児童数が多くてなかなかということをお聞きしましたけれども、待機児童数というのはその時点で何名ぐらい把握されていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず、この国の事業ですけれども、対象になる月は、令和4年2月、先月から、3月ですね、この2カ月分を令和3年度の予算で計上しているところです。対象になるのは、役員を兼務する施設長を除く職員さんが対象になります。約3%、賃金の3%というところで、月額おおむね9,000円ぐらいの賃上げを実施してくださいというふうになっております。金額を割れば大体人数が出るんですが、ちょっと今、人数を出しておりません。

待機児童との絡みは、こちらはございませんが、保育現場の環境を改善すれば保育士さんも勤めていただけるという部分を見ると、保育士さんが確保できれば児童の受入れにもつながって、待機児童解消にもつながるという構造は見えてくるとは思っております。現在、14人ぐらいの待機児童がいらっしゃるような状況です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございました。よく分かりました。

町長の当初の説明の中にあっただけですけども、9ページですけども、読み上げます。

「また、待機児童問題に対しましては、その主な原因が保育士不足にあることから、保育士確保など保育環境の充実に向け、新たな対策を講ずることとしています」ということを伝えていただいたんですけども、今、2月、3月の分を補正として計上しているとおっしゃいましたけれども、こういうのは引き続きということになっているのでしょうか。来年度のものをお願いできないでしょうか、関係があるのかなと思って聞きました。

○議長（百武辰美君）

答えられますか。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

新年度予算の説明でも申し上げようかと思っただけですけども、これは引き続き実施されるもので、ただし、補助金として支出するものは令和4年の9月までになっております。10月以降は運営費のほうに上乗せをするような形で実施するようになっておりますので、今後、運営費の改定とかになってきてここも反映されていくというふうになっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

6ページ、7ページをお願いします。繰越明許費として22件ほど上がっておりますけども、この中で、100万円未満についてその理由を、先ほどは想定外の理由ということでございましたけども、そこら辺をお尋ねいたします。

それからもう1件、68ページの10款、4項、1目、17節のドローン購入費として140万円ということがございますけども、ドローンが7台購入されるということですが、この社会教育としてどのような使い方をされるのか、それから年度内購入が可能かどうか。このことをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、6ページをお願いいたします。7款、1項の、100万未満ということですので、まず、岩峠駐車場修繕事業については、岩峠に駐車場、パーキングを整備していますけども、そのお金を入れるシステムの、昨年新500円硬貨が導入され、それに対応するための機械導入が、本来ならもう1カ月ぐらいですぐに納入されるんですけども、半年間ぐらい納入されないということでありましたので、やむを得ず繰り越すものでございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

7ページの繰越明許費の関係です。100万未満でございますが、教育費関係、まず、歴史文化交流館の図録等の60万を除く事業については、全て半導体不足による納期の遅れが原因でございます。発注はもう既にかけてるんですが、業者のほうから、昨今の状況でとても納入できないということでございますので、やむを得ず繰り越すものでございます。

そして、68ページをお願いします。10款、4項、1目、17節のドローン購入費でございますが、これは教育委員会のほうで考えておりますドローン講座で使用するようなことで考えております。令和4年度においてもドローン講座をしておりますが、業者さんから借りてですね、その辺で効率も悪いようでございますし、購入することによって講習以外の使い方もあるということで考えております。

年度内には入りませんので、繰越しをかけたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今の100万未満は、児童生徒情報端末整備事業とか、それから職員室無線LANアクセスポイント増設事業、こちらのほうも100万未満ですので、これも回答をお願いしたいと思いますけども。それから、歴史文化交流館の納期遅れですね。これはいつ発注されて、納期が遅れるということになったものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ちょっと言葉足らずでございましたが、まず、教育費に掲げている、この図録を除く部分ということで御説明いたしましたが、全て半導体不足によるものでございますので、児童生徒情報端末、そして無線LANアクセスポイント、そして非常用照明も、いずれも半導体不足によるものでございます。

一方で、歴史文化交流館の図録等作成業務でございますが、2月上旬に発注をかけました。発注自体、データ自体は学芸員及び助手のほうで作ったんですが、業者が年度末でちょっと立て込んで納期が間に合わないということで事前の申込みがありましたので、これもやむを得ず繰り越すものでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

その辺の納期の遅れということは、半導体の不足に基づくものはしようがないとして、こちらの図録は、やはり前もって、ある程度その辺の市場調査と申しますか、そういったことをしてもらって納期に間に合うような体制で発注をかけてもらいたいと思います。

それから、先ほどのドローンの講習会の件ですけれども、これは新年度予算を見たら教育総務費に上がっているんですね。この辺のそごはいかがなものですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、1点目の図録の作成等については、なかなかこう、歴史文化交流館が開館して館の運営のほうに傾注しておりましたので、図録作成のほうの着手が遅れたということは否認ません。この点についてはおわび申し上げたいと思います。

次に、ドローン講座についてでございますが、人づくり・まちづくり事業ということで一体的な予算計上を行ってございまして、それについては教育総務のほうに上げさせていただいておりますが、実際の執行といいますか、内容については、社会教育班のほうで担っていくことにしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

35ページをお願いします。5目、財産管理費の積立てが結構ありまして、24節の庁舎積立金1億4,000万ということで、当初は10億ぐらいで、この前、12月議会でしたかね、そのときに12億ぐらいと、ちょっと伸びたような感じで、今度の増えた分を足せば大体12億近くになるわけでしょうけど、庁舎も今後また始まるということで、1回尋ねたかもしれませんが、この積立てはこれで終わるのかですね。

それと、次は37ページをお願いします。15目のふるさと納税のことで、かなりふるさと納税も人気がありまして、このコロナ不景気の間も多少は、逆に巣籠もり事情であったかもしませんが、合計でこれだけの、20億近くの予算が立てられております。その中で、業者間、例えばその管理する業者、名前はちょっと忘れましたが、そういう方々とのお話し合いで、当然、右肩上がりではどこかで落ち着くということが、多分あると思います。どういふふうな考えをその会議の中でお持ちで共有されたのか、お答えをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まずは庁舎建設に係る基金についてでございます。今回1億4,000万円の積立金を計上しております。現在の予算の状況としましては、令和3年度末では11億8,900万円余りになることを見込んでおります。これで終わりなのか、今後も積み立てるのかというお話ですが、今後も、まだ、年度末に向かいましてさらに余剰金が出た際には、専決補正において積み立てることも検討しております。また、建設につきましては4年度、5年度と続くわけでございます。5年度も予算が必要ですので、4年度の余剰財源がありましたら、また積立てを行いまして、5年度の建設費に充てることも考えております。

次にふるさと納税でございますが、確かに、いつまでも右肩上がりでは上がるとは限らないと考えてはおります。ただ、現状を見ましても下がる見込みはまだ立てていない。まだまだ伸ばすために努力するところ、工夫を凝らすところがございますので、近々としましては、下がることなく伸ばしていくことを目指して今後も取り組んでまいりたいということで、委託業者とも話し合いを続けております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ふるさと納税は、当然ながら少しでも、業者がいることですから、業者は少しでもアップするというふうな計画でいろいろ考えておられるでしょうけど、いつまでも、言ったように、どんどんどんどんということは不可能でありますので、大体これぐらいということを視野に入れて計画を立てられたほうがいいのかとちょっと思ったものですから、その辺の話は、業者は、言ったようにもっと新しいアイデアを出してということですから、そこら辺の行政としてのある程度の考えというのはお持ちじゃないんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

現時点において、ふるさと納税が幾らぐらいで頭打ちするだろうとか、そういった考えはございません。あと、重要になってくるのが、業者さん、窯業界の生産能力ですね。御寄附いただいてそれからの発送になりますので、現在でも、1カ月、2カ月、3カ月、お待たせすることもございます。そういったことが続くと、寄附者様も離れていく心配がございます。ですので、役場だけで考えるのではなく町全体で、生産能力も含めて、また人材確保も含めていろいろと協議しながら、まだまだふるさと納税を伸ばしていけるように協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ページ数が、先ほど質問をいたしました内容と重複しますが、52ページの3目、18節の件と、53ページの11目の負担金のところなんです。結局はつきりさせておきたいのは、耐用年数が14年だと思っておったら、15年経過の部分だったというふうな御答弁をされていますし、ワイヤーメッシュの件はですね。あとは今後の機械購入に関して、耕作面積の部分ではどうもできなかった、計画の段階の資料的な部分でその予定がなかったということで、それぞれが減額されているんですが。こういうのは、国の事業であっても県の事業であっても、町の担当部署がちゃんとした情報を基に、農家さんたちにとか団体にとかということで情報発信をされているわけでしょう。そこが間違っていたんですか、そのお知らせのアナウンスが。

だから、そういうことであって、これは2,000万も幾らも、最初予算を上げられて、途中で間違っていました、勘違いしていましたじゃ、話になりませんよね。そこら辺をちゃんと確認しながら、農業者のほうにアナウンスをしたり、団体にアナウンスをしないと、今の状況だったら、もう年度始まった途中で、いやいや、耐用年数14年じゃなくて14年過ぎた地区だと。全然これは違いますよ。これはしっかりした情報を確認して農業者に発信をしてください。そうしないと、また同じようなことをやりますよ。その辺をちょっと確認したいのが1点。



もう一つは、55ページの2目。商工振興費の中で、18節の負担金、補助及び交付金で、事業継続支援給付金、減額の1,953万7,000円、約2,000万。ここはいろんな形で無線放送含めてお知らせをされていますが、なかなか浸透していません。結局、事業者のほうを支援するためにこれだけの予算を立てられたにもかかわらず、それを利用する人が少ないという現状に対して、何らかの方法を考え直さないと、申請をしてもらわないと給付はできませんけど、自分たちが申請できる要件を満たしているのか、それとも、お知らせの仕方が十分に行き渡っていないのかと、やっぱり考えてしまいますね。だからそういうのを、町自体がせつかく支援をしようとしているのが行き届いていないというのはちょっと不満でなりませんし、そのお知らせの仕方を何とか工夫されたらどうかなと思います。その点いかがでしょうか。

もう一つです。先ほど同僚議員も言いましたが、35ページの5目、24節。積立金ですけど、これは説明の際に、一般財源の余剰分で1億4,000万、庁舎建設ということで、トータルで11億8,900万の基金ができたというふうにおっしゃっています。一体全体、この一般財源は全体でどれくらい余剰金として残るんですか、残ったんですか。そのうちの何%をこの積立てのほうの1億4,000万に充てられているんですか。ちょっと御説明ください。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まずは52ページですね。6款、1項、3目。農業振興費、18節。負担金、補助及び交付金の中山間地域所得向上支援事業費補助金、ワイヤーメッシュの分ですけども。これは耐用年数が14年ということで、14年が来ればこちらとしては張り替えができると認識しておりましたが、県のほうに確認したところ、14年が経過、15年目を迎えてからになっていますということでお知らせをいただいたので、ここはしっかりこちらでも確認しなかったというところがございます。今後はその辺をしっかり確認していきたいと思っております。

それから、次の53ページですね。11目。担い手対策費、18節。負担金、補助及び交付金の機械導入に係る補助金の分でございますけれども、この機械導入につきましては、法人、それから認定農業者から、年次的に機械を導入していく計画を頂いております。ですので、その計画に基づいて、こちらでも申請をする準備をして予算化をするわけでございますけれども、その段階では経営面積の拡大があるだろうということでこちらでも上げております。議員の御指摘もありましたので、今後はそういったものがあれば、事前に、前年度に計画、それから

導入についての経営面積の拡大等もしっかりこう確認をするべきじゃないかなというところも思っております。ですので、今後とも、そこら辺は農事組合法人、それから認定農業者と、毎月会議があっておりますので、その中でしっかり連絡を取り合って、導入に向けては注意していきたいと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

55ページの7款、1項、2目、18節の事業継続支援給付金、8月、9月のまん防に対しての事業でございます。この事業、そもそも県が市町村に示してきたのが、30%から50%減少した事業者に対しては支援金制度をつくります。50%以上の方については、国の支援金があるからそっちを使いなさいというのが県の考えです。それでも、波佐見町としては、それじゃあ、その事業者に対して非常に不利益を被るということで、事業制度、20%以上全ての方に対して仕組みをつくりました。そして、それなりに相当PRもいたしました。そして、実際やって、来たのが218件、県の方も合わせて、20%以上減少したのが218件。

ちょっと原因も考えるんですけど、一番最初の2年前にやったとき、3年前ですかね、そのときに767件の件数を数えまして、相当の方が20万円の給付を受けられたと思っております。そのときより数倍ものPRをやっているつもりではあります。ただ年々、この制度自体の複雑化といいますか、煩わしさ、そういうのもちょっとあるし、8月、9月という期間限定での減少というのが、なかなかそのときだけ落ちたというところでは該当しないという部分もあったんじゃないかというふうに考えております。

我々としても、これだけ制度をつくったんですから、多くの人に利用してほしいというのは当然議員さんと同じぐらい思っておりますので、ぜひ相談だけでもしてくださいということでPRをやっていますので、ぜひ、今後こういうことがあれば、我々も頑張っていきますので、相談だけでもまずしに来てくださいということでお願いしたいというふうに、考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

庁舎建設基金についてのお尋ねでございます。一般財源の余剰金を充てておりますけど、今回の3月補正で、幾らかの事業において、プラスの補正、増額補正もしております事業が

ございますけど、それらに充てた後の余剰分全てをこの庁舎建設基金に充てております。一般財源の余剰については、本町の場合ですと、この庁舎建設基金に積み立てるか、財政調整基金に積み立てるかということになるかと思えます。検討した結果、財政調整基金については現在の規模で問題ないだろうという判断の下、当面、絶対的に必要となる庁舎建設基金に全額積み立てることとしております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

先ほど商工の説明がございましたとおり、事業支援に関しては、町民の方たちのために行政側が財源確保して制度をつくっていただきますので、本当、多くの方に利用してもらいたいと思います。

質問は35ページの、5目の庁舎建設基金積立金の件ですけども、確かにおっしゃるとおり、今大きな事業が来年度に発注されて、庁舎建設がさらに加速的に進んでいくと思いますけども。確かに分かります、庁舎建設に基金が必要だというのは。しかしながら、一般財源の剰余分については財政調整基金とこの庁舎建設のみというふうなお話をされますが、ほかの基金だっていろんな形で今後の世の中の流れに従って、基金の積立ては当然発生するわけですよ。だから、今おっしゃる部分については、庁舎建設基金と、基金はもうそれしかないようなことをおっしゃいますが、ほかの分もありますから、その分に関しては調整を図りながら、基金積立てはきっちりやっていただきたいというふうに思います。

今回は、特にほとんどがこの庁舎建設基金というふうに御説明がありましたけども、今後、6月の議会までに、いろんな形で剰余分に関しては基金積立てをされると思います。そういうものについては、広範囲な見識の下に、基金に必要なところを予測されて積み立てていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

本町の基金につきましては、確かに財政調整基金、庁舎建設基金に限らず、20ぐらいの基金がございます。ですが、毎年当初予算などを見ていただいても、基金から繰り入れている繰入金は限られているかと思えます。繰入金に対する基金残高を見たときに、今以上に個別の基金に積み立てる必要があるかどうかを考えた場合に、現状の規模でも問題ないという

判断もございます。今後も、各事業ございますので、それぞれの基金の設立の目的にも沿って、必要な場合は必要な金額を積み立てていきたいと考えております。

**○議長（百武辰美君）**

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

**○6番（城後 光君）**

27ページをお願いします。16款. 財産収入、2項. 物品売払収入、2目. 物品売払収入で、歴史文化交流館ミュージアムグッズ売上収入なんですけども、金額はともかくとして、たくさんの方が歴史文化交流館にいらっしゃっていると思うんですけども、あまりこれが多いのか少ないか、ちょっとよく分からんですけども、どうせたくさん来ていただくんだったら、何かしら持って帰っていただいて、波佐見ミュージアムに行ったなと思っていただければ、後から波佐見のことを思い出していただけると思うんですけど。まず、売上げがどれぐらいあって、どういう反応がというのか、また、今後の課題とかも含めて何か教えていただけますでしょうか。

**○議長（百武辰美君） 教育次長。**

**○教育次長（福田博治君）**

27ページ、16款、2項、2目. 物品売払収入で、歴史文化交流館のミュージアムグッズの売上げということで、今日現在でどれくらいかなと思って見たら、売上げが5万8,400円でございます。当初15万円を見込んでおりましたので、城後議員がおっしゃっていただいたように、これが適正かどうかというのはそもそもあるんですが、来館してその思い出ということであれば、やはり今後もミュージアムグッズについては開発をしていくべきだろうと思います。まだまだラインナップが少なくて十分でないということは認識しています。今後、350ミリの、何というか商品名を言って恐縮なんですけど、サーモスみたいな水筒を作ろうということもしていますし、そういうことも計画しておりますので、今後も充実させていきたいと思っております。

**○議長（百武辰美君）**

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

**○7番（横山聖代君）**

28ページと、歳出でいったら37ページになるんですけど、ふるさと納税寄附金ですね、2目の。今回4億の補正で、21億円の寄附金の予算を立てられておりますが、今現在の寄附金の総額はどのくらいにあって、また、一番ふるさと納税の寄附が多い12月に向けて楽天サイトに広告を載せられていると思うんですけど、その載せられたことでどのくらいの効果があったのか。去年と比較してどのくらい寄附件数が多くなったとか、寄附額がこのくらい多くなったとか、何かその辺が分かれば教えていただきたいです。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

ふるさと納税についてのお尋ねでございますけど、寄附額、2月末で19億7,800万円を超えております。昨年3月が5,800万円を超えておりましたので、20億を優に超えるものと見込んでおります。年間の寄附額がですね。今年度、昨年12月ですね、12月、1カ月での寄附額は10億円を超えました。議員にもおっしゃっていただいた楽天での広告も打って、その広告の効果で幾ら増えたかまでは、申し訳ありません、分かりませんが、できるだけ露出を図って、少しでも波佐見が皆様の目に留まって寄附を伸ばしていけるようにと考えております。

件数につきましては、すみません、手元の1月末の数字で御説明します。昨年度は1月末の時点で6万2,000件余り、今年度につきましては7万8,000件余り、件数としても大分伸びている状況でございます。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

福田議員。

○5番（福田勝也君）

65ページの教育費、小学校費の4目、中央小学校管理費と7目、南小学校管理費のスクールバス運行業務委託料の減なんですけど、3年から委託業者も変わっているんですけど、それに伴って、業務内容とか委託業務は変わらないと思うんですけど、これだけ減が出たという要因をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

65ページの2項. 小学校費、4目. 中央小学校管理費と7目. 南小学校管理費のそれぞれスクールバス運行业務委託料でございますが、先ほど御説明したとおり、令和2年度末に一般競争入札で入札を実施して、その業者の方が落札されたわけでございますが、以前の業者の方は佐世保市のバスの事業者様でございました。佐世保市からなると、佐世保市のほうから車を配車されます。一方で、今回落札された業者の方は町内の業者さんでございますので、バスの出発地が大きく近くなりました。したがって、この減額でも遜色なく業務を行っていただいていますし、乗車する子供の面倒もよく見ていただいていますので、適正に行われているというふうに感謝しております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第14号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第13号

○議長（百武辰美君）

日程第9．議案第13号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

議案第13号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算からそれぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億2,900万円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入については、交付決定など実績を見込んだ補正ですが、4款、1項、1目．保険給付費等交付金のうち普通交付金340万円の増額、特別交付金379万8,000円の減額。

7ページ。

6款、2項、1目．一般会計繰入金は総額で260万2,000円を減額するものです。

歳出については、10ページをお願いします。

主なものとしては、2款、1項、1目．一般被保険者療養給付費を300万円の減額、11ページ、2款、2項、1目．一般被保険者高額療養費700万円の増額で、実績を見込んだ補正となります。

13ページ。

4款、1項、3目．保健事業費を総額で353万8,000円減額していますが、主な要因としては、12節．委託料のうち、特定健診等未受診対策業務委託料の減額です。当初、特定健診を受けていない方への電話勧奨業務を委託する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えのある中で、積極的に受診のお願いを連絡することが好ましくないと判断しました。なお、電話に代え、通知を郵送することで対応をしています。

14ページ。

4款、2項、1目．特定健康診査等事業費につきましては総額で211万7,000円を減額していますが、主な要因としては、12節．委託料、特定健康診査委託料の減額です。先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えなどが影響し、特定健診が伸び悩んでいるところです。

以上で、令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第14号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第14号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第14号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,200万円とするものです。

200万円の内訳として、2ページをお願いします。



歳入補正の主なものは、1款、1項。後期高齢者医療保険料237万4,000円の増額です。保険料収入を見込んだものです。

3ページをお願いします。

歳出補正についてです。主なものとしては、2款、1項。後期高齢者医療広域連合納付金で、町に納付された後期高齢者医療保険料は保険者である広域連合に納付することとなり、歳入増額に連動し、184万3,000円の増額をしています。

以上で、令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第15号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第15号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

## ○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第15号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,550万円を減額し、総額を14億3,250万円とするものでございます。今回の補正は、3月までの決算を見込み、予算の調整を行ったものであります。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。包括支援センターのシステムにつきまして、プロポーザルによる契約の結果、減額となりましたので、保守料及び利用料を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。この8ページから13ページまでの4款。国庫支出金、5款。支払基金交付金、6款。県支出金、8款。繰入金につきましては、歳出側で申します2款。保険給付費及び3款。地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、歳出でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款。保険給付費について、実績見込みによりそれぞれ調整を行っております。

1項。介護サービス等諸費全体で2,500万円の減額、17ページの6項。特定入所者介護サービス等費、こちらでは500万円の減額を行っております。

18ページをお願いいたします。

18ページから20ページの3款。地域支援事業費につきましては、事業の実績見込みによりそれぞれ調整を行っております。

1項。介護予防事業費、130万円の減額。これは主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、百歳体操の自主グループ立ち上げ支援、あるいはフォローアップ事業が実施できなかったことによるものでございます。19ページ、2項。包括的支援事業費・任意事業費、140万4,000円の減額。主なものとしまして、認知症予防普及啓発講演会として認知症の映画を上映する予定でございましたが、こちらについても新型コロナウイルス感染

症の感染拡大により実施できなかったものでございます。20ページ、3項、指定介護予防支援事業費、243万3,000円の減額。こちらは、会計年度任用職員の雇用を予定しておりましたが、応募がなく雇用ができなかったため、そのまま金額を減額するものでございます。

予備費につきましては、今回計上した歳入から歳出を差し引いた余剰分を計上しております。

以上で、令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

**○8番（三石 孝君）**

20ページになりますけど、会計年度任用職員の採用を予定していたということで上がっておりまして件ですけども、これは採用できなかったということで、今、欠員の状態で業務を遂行しているということですか。

**○議長（百武辰美君）** 長寿支援課長。

**○長寿支援課長（本山征一郎君）**

20ページ、3款、3項、1目、指定介護予防支援事業費での人件費のお尋ねですけれども、ここにつきましては、欠員ではなく、当初そういうふうな形になるかと思っておりましたが、別で短時間の勤務をしていただく職員さんがおられまして、その方のほうで何とかカバーができたということで、現状対応してきているということにございます。

**○議長（百武辰美君）** 三石議員。

**○8番（三石 孝君）**

今の現状ではそういう対応ができたとして、今後は募集を継続しながら応募していくというふうな理解でよろしいですか。

**○議長（百武辰美君）** 長寿支援課長。

**○長寿支援課長（本山征一郎君）**

こちらにつきましては、実は、介護の認定の調査員さんがいらっしやいまして、その方がこういったほうにもたけていらっしやって、今回このような形で対応できたということにございます。その方の今度の事業量が、令和4年度でいきますと少し減るんじゃないかなとい

う見込みが、今、立っております、引き続き相談をさせてもらって、今度はフルタイムのほうで雇用を考えているところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第16号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第16号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万円を減額し、3億5,660万円とするものです。今回の補正の主なものは、決算を見込んでの調整によるものです。

繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

地方債の補正。地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。これは、不測の事由により年度内に事業完了が困難となったため、次年度へ繰越明許費とするもので、浄化センター設備改修事業費のうち740万6,000円を繰越しとしております。

次のページをお願いします。

第3表、地方債補正です。公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、事業費の変更に伴い、限度額を3,750万円から、補正後3,270万円とし、480万円を減額するものです。

8ページをお願いします。

それでは、補正の内容を御説明いたします。

歳入ですが、2款、1項、1目。下水道使用料、補正額を150万円の増とするもので、これは実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金、250万円の減、これも実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、補正額480万円の減です。これは事業費の変更に伴うもので、大きいものが、説明にあります公営企業会計適用債を390万円減するものが主なものです。

歳出ですが、12ページをお願いします。

2款、1項、1目。管渠建設費、473万6,000円の減。これは主なものとして、12節。委託料、先ほども出ましたが、公営企業会計移行支援業務委託料の減等により435万4,000円の減となるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

4ページをお願いいたします。この繰越明許費の件ですが、740万6,000円、この金額が繰越明許となっておりますが、どうしてできなかったということと、この設備改修事業、内容はこういったものだったのかをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これは浄化センターの設備の改修工事なのですが、大きく言うと、資材の調達が年度内に難しいと。これが、いろいろ事業費を組み替えたりして、緊急に修理が必要なものが出てきたので、当初予定したものを諦めてそれに充てるなどの手法を取ってやっているんですが、それが年明けてから故障したりしますと、どうしても今の状況だと部品が入らないとかで、できないということで、施設の運転に関しては何とかあちこち調整しながらやっている状況ですけれども、年度内に調達ができないということで繰越しとしたものです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

8ページ、2款、1項、1目。下水道使用料、利用者が増加したと判断できます。150万の増です。何件ぐらいの利用者の増が発生したのか。また、今後、この下水道使用料というのは右肩上がりが増えていくものなのかどうか、どういうふうに予測されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今のお尋ねですが、令和3年度だけで申しますと、当初の予定としては50件、50世帯ほどの増加を見込んでおりましたが、現在の時点では48件の増加となっております。想定内ではあるんですが、見込みで150万円の増となった原因は、はっきりよく分かってはおりません。今後の推移ですが、接続件数は増えます。ですが、今現状も家はたくさん建っていますが、総じて人口は減っております。ですので、これは上水道の使用料と比例するもので、使用料が下がれば下水道料金の使用料も下がっていくものと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第17号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第17号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和3年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正。まず収入ですが、1款、1項、営業収益、58万3,000円の増で、補正後の水道事業収益を3億252万5,000円。次に支出ですが、1款、1項、営業費用、12万円の減と、2項、営業外費用、166万9,000円の増で、補正後の水道事業費用を2億6,017万7,000円とするものです。今回の補正は、決算見込みによる営業収益と営業外費用増と、営業費用の減額補正となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の補正。予算第4条本文括弧中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,945万7,000円を1億3,900万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億3,945万7,000円を1億3,900万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。まず収入ですが、1款、2項、工事負担金、145万2,000円の増で、資本的収入を3,245万2,000円。支出では、1款、1項、建設改良費、100万円の増で、資本的支出を1億7,145万7,000円とするものです。今回の補正は、負担金工事が発生したものに対応したものです。

それでは、補正の内容を御説明いたしますので、9ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、3目、その他の営業収益、58万3,000円の増、これは加入件数の増によるものです。次に支出ですが、1款、2項、2目、消費税166万9,000円の増、これは消費税見込みによる増です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款、2項、1目、工事負担金、145万2,000円の増、これは先ほど申しました負担金工事が発生したためのものです。次に支出ですが、1款、1項、2目、建設改良費、100万円の増とするもので、これは、先ほど申しました負担金工事2件を増加したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。



本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例を議題とします。

本案については、今回導入いたしましたタブレット端末を用いて、試行的ではありますが、議事を執り行います。

手順を申し上げます。

タブレット端末、ホーム画面の左上にあるSide Booksをお開きください。画面右下に青色で表示されたデータが張りつけられますので、青色で表示されたデータをタップしてお開きください。なお、そのデータは、画面右下で表示される時間は8秒間表示されます。

それでは、事務局からの発信をお願いします。

ファイルは開けましたでしょうか。まだの方は、手を挙げていただければ事務局が来ます。まだの方はお隣の方、ちょっと教えてあげてください。開けていない場合は、画面右上に青色で小さく会議という表示がされておりますので、その表示をタップし、該当するファイルをタップしていただければ開くことができます。

しばらくお待ちください。

大丈夫ですか。

それでは、本案についての内容説明を求めます。

建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

それでは、議案第19号について御提案いたします。

議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例。

波佐見町建設土木事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月2日提出。

提案理由でございますけれども、波佐見町内で施行される建設土木事業に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金について、同法第228条第1項の規定に基づき、

必要な事項を定めるために本条例を制定するものです。

次の2ページをお願いします。

まず、第1条がこの条例の目的について掲げております。

この条例は、波佐見町内で施行される建設土木事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分担金について、同法第228条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものとしております。特に近年、地震や大雨によって、崖地、急傾斜地の抱える危険性が認識されてきており、後述するその対策事業においては、一般的に当該箇所の限られた人々が受益者となるケースが多くあります。特に受益者が限られる事業においては、受益者負担の原則に鑑み、該当者から協力、負担を求めることで、公平性にも配慮しながら町として取り組んでいく必要があると考えるため、本条例を定めるものです。

次に、第2条に分担金の徴収について掲げております。

町長は、町または県が施行する建設土木事業に要する経費（以下、事業費という）の一部について、当該事業により特に利益を受ける者（以下、受益者という）から分担金を徴収する。なお、受益者の範囲については、関係者において決定するものとしております。この中で受益者とは、地権者、想定被害区域の住民、施設関係者を想定しています。また、関係者ですけれども、県、町、申請者、地権者、想定被害区域の住民、施設所有者を想定しております。

次の、第3条の事業の定義と第4条の分担金の額につきましては、資料の4ページのほうを御覧ください。

まず、分担金を徴する建設土木事業ですけれども、上段3種が県が行う事業となります。県の事業要綱などに基づき、県が主体となって、手続、事業を行うものになります。次に、下段の3種が、町が主体となり事業を行うものです。県の補助金要綱などに基づいて事業を行うものになります。事業の条件や要件等は少しずつ異なりますが、いずれも国、県などから財源の措置を受けながら行うものとなります。

第4条ですが、第2条の規定により徴収する分担金の額について、右側の分担金の率の表に記載しております。先ほども申し上げましたが、国の事業実施要領や補助金の要綱などがあり、それらの分担金を踏まえて設定しております。

2ページにお戻りください。

第5条は、分担金の納期について記載しております。

第1項に、第2条の規定により徴収する分担金は、町長が発行する納入通知書により、町長の指定した期限内に納入しなければならないとしておりますけれども、事業の内容や実施のタイミングもございますので、申請を受け、事業の概要が見えてきた段階で、納期について、県や申請者と協議の上で決定したいと考えております。

第2項に、前項の規定により徴収した分担金について、事業内容の変更及びこれに伴う精算の結果、過納または不足があるときは、分担金を還付し、または追徴することができるとしております。事前に事業費の具体的な算出提示を行っていても、事業を進める中で変更等がある可能性がございます。これについては必要に応じて分担金の増減を行うこととなりますけれども、これも受益者への丁寧な説明とともに理解を得ておく必要があると考えております。

第6条は、分担金の減免等を掲げております。

町長は、天災その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、分担金の減免、徴収猶予、分割納付を認めることができるとしております。被災により、資力や財力が著しく損なわれている場合などやむを得ない理由があったり、公共性がかなり高い場合などに分担金の減免等を想定しております。

第7条は、過料について記載しております。

町長は、詐欺その他不正の行為によりこの条例に定める分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとしております。これにつきましては、地方自治法228条の定めのとおりとしております。

第8条に、委任としまして、この条例の施行について必要な事項は別に定めるということで、要綱の中で手続等に触れております。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（百武辰美君）**

お諮りします。ただいま議題となりました議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例については、産業厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は産業厚生委員会に付託します。

日程第15 議案第1号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算について説明します。

令和4年度波佐見町の一般会計予算は、次に定めるところによります。

まず、歳入歳出予算の総額は111億1,000万円となり、前年度当初の84億4,100万円と比較して、26億6,900万円、31.6%の増であり、過去最高の規模となっています。

歳入歳出予算の款項の区分の金額については、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為については、第2表によります。

地方債については、第3表によります。

一時借入金の借入れの最高額については、5億円とします。

歳出予算の流用については、同一款内で各項の間の流用ができるのは、給料、職員手当及び共済費とします。

次の2ページから6ページについては、15ページ以降の歳入歳出の事項別明細においてその内容を説明するため、省略します。

7ページをお願いします。

第2表、債務負担行為では、債務負担が令和5年度に及ぶ新庁舎建設工事監理業務委託料について計上しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

8ページをお願いします。

こちらは、新庁舎の本体建設工事に倉庫建設工事や第1次外構工事を含めた総額について計上しています。

9ページ以降も、ほか3件について計上しています。

12ページをお願いします。

第3表、地方債では、それぞれの事業の財源として、農業基盤整備事業230万円から公共

施設災害復旧事業40万円までの14事業の建設事業債 8 億3,810万円と、普通交付税の振替措置として起債が可能となる臨時財政対策債8,000万円を合わせ、9 億1,810万円を計上しています。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

続いて、歳入に移ります。

事項別明細の歳出については各担当課で説明しますので、ページが前後する場合がありますが御容赦願います。また、事業費が大きいものや新規事業を中心に説明しますので、併せて御了承をお願いします。

15ページから19ページまでの町税については、後ほど税務課長が説明します。

20ページをお願いします。

2 款、1 項、1 目。地方揮発油譲与税から30ページの 9 款。地方特例交付金までは、それぞれ、令和 3 年度決算見込額を参考に国が示した地方財政計画による推計伸び率などを考慮し、計上しています。

31ページをお願いします。

10款、1 項、1 目。地方交付税は 2 億円増の20億6,000万円としています。普通交付税においては、高齢者や子育て支援の充実によって個別算定経費が増加傾向にあるほか、臨時財政対策債の減少を勘案し、2 億円増の20億円としています。特別交付税については、前年度と同額の6,000万円としています。

少し飛んで、35ページをお願いします。

13款、1 項。使用料は合計で308万1,000円減の8,478万1,000円としています。主な要因は、公営住宅使用料を前年度比341万2,000円減額していることによります。

37ページをお願いします。

14款。国庫支出金、1 項。国庫負担金は、合計で1,730万7,000円減の 8 億5,220万7,000円としています。主な要因は、2 目。衛生費国庫負担金の新型コロナウイルス感染症予防接種費を前年度比3,381万2,000円減額していることによるものです。

38ページをお願いします。

2 項。国庫補助金は、40ページになりますが、合計で 2 億2,712万6,000円増の 4 億8,707万4,000円としています。主な増額要因は、38ページ、1 目。総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、39ページ、2 目。民生費国庫補助金の保育所等施設整備事業費、保育士等処遇改善臨時特例事業費、40ページ、5 目。教育費国庫補助金

の学校施設環境改善交付金の新規計上によるものです。

42ページをお願いします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金は、合計で324万9,000円減の4億4,135万3,000円を計上しています。主な要因としては、1目. 民生費県負担金、5節の保険基盤安定費の国民健康保険分が929万6,000円減となったことによるものです。

44ページをお願いします。

2項. 県補助金の4目. 農林水産業費県補助金は、4,611万4,000円増の1億3,562万円としています。主な要因としては、45ページのワイヤーメッシュ柵整備事業や、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費、農村地域防災減災事業費の新規計上によるものです。

46ページをお願いします。

8目. 災害復旧費県補助金については、農地等災害復旧事業費の大幅増により、6億9,617万6,000円増の7億177万6,000円としています。

47ページをお願いします。

3項. 委託金、1目. 総務費委託金については、5節. 選挙費委託金が減額となったので、209万3,000円減の3,223万3,000円となっています。

少し飛んで、52ページをお願いします。

17款. 1項. 寄附金ですが、2目. ふるさとづくり応援寄附金については、近年の実績を踏まえ、前年度当初から2億円増の18億円としています。

なお、3目. 商工費寄附金の競艇事業協力寄附金については、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減を見込んだ前年度と比較しまして、380万3,000円増の2,276万円を計上しています。

54ページをお願いします。

18款. 繰入金、2項. 基金繰入金については、それぞれの事業に充当するため、基金取崩し額を計上しています。

歳出の現状での見積りでは全体の財源不足が生じるため、1目. 財政調整基金繰入金は6,500万円を計上しています。

2目. ふるさとづくり応援基金繰入金については、これまで積立額を増やしてきた状況を踏まえ、1億5,600万円増の7億1,000万円を取り崩し、各種事業へ充当することとしています。

3目. コミュニティ活動支援事業基金繰入金については、自治会による有線放送設備の撤去などへの補助金として1,360万円を計上しています。

4目. 庁舎建設基金繰入金は、本体建設工事などのために7億3,700万円を計上しています。

5目. 教育施設整備基金繰入金は、総合文化会館の舞台照明設備改修工事やエレベーター維持補修工事のために1,000万円計上しています。

6目. 児童文化基金繰入金は、芸術文化公演開催委託などのために422万円を計上しています。

少し飛びまして、59ページをお願いします。

20款. 諸収入、4項、3目. 雑入について、1,261万5,000円の増額となっていますが、61ページのコミュニティ助成事業助成金や移住・定住・交流推進事業助成金、土地改良施設維持管理適正化事業費の新規計上が主な要因です。

62ページをお願いします。

21款、1項. 町債については、全体で3億5,270万円増の9億1,810万円を計上しています。主な増額の理由としては、1目. 総務債の新庁舎建設、2目. 農林業債の改善センター長寿命化事業、3目. 土木債の緊急自然災害防止対策事業、5目. 教育債の学校教育施設等整備事業、6目. 災害復旧事業債の農地等災害復旧事業などによるものです。なお、臨時財政対策債は、普通交付税の国の財源不足に応じた振替額として1億5,000万円減の8,000万円を計上しています。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

最初に企画財政課分を説明し、引き続き、各担当課長から新規事業や主な事業等について説明があります。なお、委託料や工事請負費、備品購入費等について、今後の入札や随意契約の関係から説明欄の金額を記載していない箇所がありますので、御了承ください。

69ページをお願いします。

2款、1項、5目. 財産管理費において、70ページ、12節. 委託料に契約管理システム導入委託料を計上していますが、これは、入札契約事務の効率化とミスの軽減を図るためシステムを導入しようとするものです。また、その下の旧中尾保育所につきましては解体することで地元自治会と協議が調いましたので、解体工事实施設計業務委託料を計上しております。

6目．企画費については、3,007万7,000円増の合計7,222万5,000円を計上しています。増額の主な理由としては、71ページになりますが、第6次総合計画策定業務と、第3次男女共同参画計画策定支援業務のため、委託料999万7,000円を計上しているほか、次ページになりますが、波佐見高校支援事業費補助金を2,300万円計上したことによるものです。この内訳としましては、入学支援金500万円、通学費補助600万円、家賃等補助400万円、進学受験料補助150万円、部活動遠征費補助100万円、その他町長が必要と認める事業250万円、NPO法人波佐見町未来人応援団の運営費補助300万円となっております。

少し飛んで、76ページをお願いします。

15目．ふるさと納税管理費については、歳入に計上しているふるさとづくり応援寄附金18億円に対する返礼品や事務経費及び基金積立金を計上しています。

77ページをお願いします。

16目．定住促進事業費は、定住奨励金を増額し、440万円増の1,822万6,000円を計上しております。

17目．地域づくり事業費については、地域おこし協力隊に係る経費ですが、商工観光課で1名追加募集する予定のため、275万4,000円増の813万4,000円を計上しています。

78ページをお願いします。

18目．地方創生推進費については、地方創生推進交付金や地域少子化重点推進交付金といった国の交付金などを活用し、観光や移住定住、若者支援など国や県と連携した事業などに合計で6,168万円を計上しています。主な減額要因は商工観光課所管の事業ですので、後ほど説明があります。

大きく飛びますが、185ページをお願いします。

12款、1項．公債費は、令和4年度の定時償還分として過去の大型事業に係る借入分の償還が進み、元金は1,114万4,000円減の5億794万4,000円、一時借入れ分を含んだ利子は、803万9,000円減の2,900万4,000円を計上しています。

以上で企画財政課分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

説明の途中ですが、しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時8分 休憩

午後3時20分 再開



○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、それぞれの款ごとに所管の担当課長等の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口博道君）

続きまして、税務課関係の予算について説明をいたします。

まず、歳入について、町税の説明が残っておりましたので、そちらのほうから説明をいたします。

15ページをお願いします。

1 款、1 項、1 目の個人住民税についてであります。前年度予算と比較しまして、5,177万円増の4億5,872万円としています。主な理由としましては、令和3年度の当初予算編成時は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、前年度の当初予算から5,850万円の減額を見込んでおりましたが、結果的には、コロナ感染症による影響というものが、事、税收の額に関してだけで言えばほとんどなかったという形になりまして、令和2年度予算とほぼ同額で落ち着く結果となりました。このことから、令和4年度の予算については、給与所得はほぼ同額、営業所得については、新型コロナウイルス感染症の影響を多少考慮しながらも、3年度の当初予算時に減額していた部分の約9割近くを戻す形としております。

次に、2目の法人町民税につきましては、均等割と法人税割、合わせて4,513万5,000円を計上していますが、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きいものがあると考え、法人税割額を450万円減とする1,500万円としております。

次に、16ページをお願いします。

1 款、2 項、固定資産税につきましては、前年度当初予算と比較して、2,025万6,000円増となる5億9,931万円を計上しています。この主な理由としましては、昨年、中小事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策として、事業用家屋と償却資産の課税標準額を減免する制度が設けられたことから、その申請の実績部分を減額していましたが、その減免制度も令和3年度1年限りでありましたので、令和4年度の予算にはこの減額分を戻す形としております。

続きまして、17ページをお願いします。

1 款、3 項、軽自動車税、1 目、種別割につきましては、課税台数は若干減少するものの、

新規登録の年から13年を経過する、前の車体の乗換え傾向による税額増や、13年を経過することによる経年重課台数の増により、前年度当初予算と比較して117万6,000円増となる5,917万6,000円を計上しております。

次に、18ページをお願いします。

1款、4項、1目．町たばこ税につきましては、令和3年10月の増税の影響額が課税本数の減少見込みを上回る形となり、729万5,000円増の8,110万円としております。

次に、19ページをお願いします。

1款、5項、1目．入湯税につきましては、令和4年度見込みとしまして、宿泊客はほぼ横ばいと見込んでおりますが、日帰り入湯客が令和3年度より増えると見込み、予算額を15万円増の122万円としております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

飛びまして、81ページをお願いします。

2款、2項、2目．賦課徴収費、12節．委託料におきまして1,412万3,000円を計上しておりますが、この中で予算額の大きいものとしましては、上から3行目の土地評価路線価更新業務委託料であります。3年に一度、土地の評価替えを実施しており、3年度が評価替えの年でありましたが、次の令和6年度の評価替えに向けた予備調査等のため、4年度について更新業務を行うこととしております。次に、6行目のデータ入力業務委託料は、申告受付システムに、給与支払報告書や年金支払報告書等に係るデータのパンチ入力を業者委託するための費用であります。一番下の標準宅地鑑定業務委託料につきましては、3年に一度実施しているものでありますが、3年後の令和6年度に行う土地の評価替えの事前調査として、町内標準宅地に係る鑑定業務を4年度に行う予算として計上しています。

以上で税務課関係予算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係の予算の説明をいたします。

67ページをお願いいたします。

2款、1項、1目．一般管理費、12節．委託料でございますけども、下から三つ目、例規整備支援業務委託料、こちらにつきましては、令和5年度から、地方公務員の定年延長という制度が始まりますので、令和4年度にそういった関連の条例の提案を予定いたしております。

す。その関係の、他条例との比較とか、そういった影響が出てくるところをこの委託料で行いたいと思っております。

続きまして、70ページをお願いいたします。

2款、1項、5目、12節. 委託料でございます。一番上にあります庁舎保安警備委託料でございますけれども、こちらにつきましては、庁舎の夜間の警備をお願いしております警備員さんの委託料で、今、3人体制で行っておりますけれども、こちらを4人体制に改めまして、ちょっとゆとりを持った勤務体系をしようかということで、若干昨年より予算を上げて計上させていただいております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

2款、1項、7目. 交通安全対策費でございます。14節. 工事請負費につきましては、各地区から要望が上がりました交通安全施設を計上いたしております。

続きまして、73ページを御覧ください。

73ページの18節の上から二つ目、高齢者安全運転支援事業補助金、こちらにつきましては、町長の当初の施政方針の中にもありましたけれども、車をお持ちの高齢者の方の安全装置を補助しようということで、そういった安全装置がついている車の購入、それと、後づけのそういった安全、踏み間違い防止、そちらのほうをこの補助金で対応していこうということで新規で上げさせていただいております。

続きまして、74ページ。

2款、1項、13目. 電算管理費で、昨年より1,100万ほど増額をいたしておりますけれども、この主な要因としましては、12節に上げております委託料でございます。システム改修委託料が昨年度よりちょっと増えているところでございまして、地方税の共通納税システム、申請管理システム、戸籍情報システム等の改修が今年度予定をされております。

続きまして、75ページをお願いします。

2款、1項、14目. 地域情報化管理費で、こちらのほうもトータルとして1,000万ほど増えておりますけれども、その主な要因として、12節. 委託料で下から4行目、ぴったりサービスシステム対応業務委託、こちらは個人のネット申請に対応するようにシステム改修を行いたいと思っております。それと一番最後、汎用電子申請システム導入業務委託料、こちらにつきましては、先ほどは個人でございましたけど、こちらは法人のネット申請に対応できるようなシステムの改修を予定いたしております。

続きまして、ちょっと飛びまして、85ページをお願いします。

選挙関係でございます。2款、4項、2目、来年度は参議院議員通常選挙が予定をされております。現在のところ7月10日が投票日ということで報道がされておりますけども、今後の国会審議等でこの日程がずれることも考えられます。

続きまして、86ページでございます。

3目、県議会議員選挙費でございますけれども、こちらの選挙につきましては、令和5年度の第2週が通常の投票日でございます。ですので、一番最終日になるんですけども、多分、告示日が令和4年度になります。今の予定では3月31日が告示日じゃないかなと思っておりますけども、その関係で、4年度もこの県議会議員の選挙費が計上をされております。

続きまして、87ページをお願いします。

2款、4項、4目、町長選挙費でございますけれども、町長の任期が9月21日まででございますので、通常であれば9月の第1週で予定をいたしております。ちょうどこのときは川棚町も同じ町長選挙がございますので、同じ投票日で、そういった機運を盛り上げていきたいということで、川棚町ともお話をしながら進めさせていただきたいと思っておりますけども、一応第1週でということで予定をいたしております。

続きまして、飛びまして、145ページをお願いします。

9款、1項、2目でございます。非常備消防、これは消防団の予算項目でございますけども、こちらにつきましても、今年度消防団の処遇改善がなされております。年間報酬、それと出動報酬が1節、報酬のほうに上げられております。

それと、146ページ。

9款、1項、3目、消防施設費、14節でございます。工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては、井石の中原地区で防火水槽の要望がございましたので、その部分を計上させていただいております。

147ページを御覧いただきたいと思っております。

9款、1項、5目、災害対策費、12節でございます。町のハザードマップ作成委託ということで、県の土砂災害地域に入っているハザードマップについて、一つのまとまったハザードマップを作ろうということで予定をいたしております。今、それぞれの地域で、分割した大きな図面しかございませんので、それを見やすいように一つのまとまったハザードマップを作って、町民の皆様にも分かりやすいような形で御提供したいと思っております。それと、

その下、防災無線再整備事業設計業務委託料でございますけれども、今の整備しております防災無線ですけれども、平成24年に整備しております大体10年を経過しております。それと、新たな新庁舎に向けてもありますので、その再整備に係る費用をこちらのほうで計上させていただきますたいと思っております。

以上、総務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

続きまして、会計課関係の予算について御説明いたします。

予算書の69ページをお開きください。

2款、1項、4目、会計管理費、11節、役務費の中の手数料279万円ですが、この内訳は、口座振替手数料やコンビニ収納手数料となっておりますが、これに加えて、令和4年度からの新規計上分として、派遣手数料を計上しています。現在指定金融機関から行員1名を派遣されていますが、その派遣手数料として人件費相当分を負担するものです。負担額は150万円に税を加えた額となりますが、事務処理件数に応じて上水道事業会計と案分し、上水道事業会計から3%分を、残りの97%分を一般会計から負担することとしています。

以上で会計課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、新庁舎事業の予算説明をさせていただきます。

79ページをお願いします。

2款、1項、19目、12節、委託料、1,750万円を計上させていただきます。工事監理業務委託料、新庁舎の工事監理業務であります。現庁舎解体・改修設計業務委託料、新庁舎完成後の本館解体、新館改修設計費であります。14節、工事請負費、10億6,330万円を計上させていただきます。新庁舎本体建設工事、倉庫建設工事、外構工事（第1次）、現庁舎新館屋上防水工事が工事内容になります。物価の高騰の影響もございますが、設計業者と協議を重ねて、今回予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（百武辰美君） 社会福祉班係長。

○住民福祉課社会福祉班係長（久保田 亘君）

それでは、住民福祉課所管で、予算の主なものについて説明をいたします。

83ページをお願いします。

2款、3項、1目．戸籍住民基本台帳費です。781万9,000円減の2,576万8,000円を計上しています。1節．報酬は、会計年度任用職員3人分を計上しています。通常業務である戸籍及び住民基本台帳業務と併せてマイナンバーカードの業務を行っておりますが、現在の体制では業務に支障を来すため、会計年度任用職員を1名増員するものです。減額の要因といたしましては、制度改正に伴い、個人番号通知カード発行業務を担っている地方公共団体情報システム機構に対する委託料が令和4年度から生じなくなるため、令和3年度の予算として1,057万8,000円が減額することによるものです。

次に、91ページをお願いいたします。

3款、1項、1目．社会福祉総務費です。92ページの18節．負担金、補助及び交付金になりますが、各福祉団体等の運営費に対する補助が主なものでございます。3行目の社会福祉協議会運営費補助金については、社協職員3人分の人件費に当たる分で、下から2行目の社会福祉協議会事業補助金は、社協が行う給食サービス事業や災害支援支え合いマップづくり事業などの地域福祉事業分に係る分です。

次に、94ページをお願いいたします。

3款、1項、3目．障害者福祉費です。1,904万3,000円増の5億2,781万1,000円を計上しています。18節．負担金、補助及び交付金は226万9,000円増の1,685万4,000円になります。1行目の東彼地区保健福祉組合（地域生活支援事業）は、東彼地区保健福祉組合が運営する東彼地区障がい者支援センターエールが行う相談支援業務の運営費に対する分担金になります。この分担金が196万1,000円増額となりますが、エールの施設の老朽化により、現在地に建て替える計画がなされています。令和4年度においては、地質調査及び概算設計が予定されております。また、増加傾向にある障害支援区分認定調査業務と相談支援に対応するため、公用車1台を購入する臨時的経費の増加によるものです。2行目の東彼地区保健福祉組合負担金（区分審査会）は、障害福祉サービス等を利用するために必要な障害支援区分を決定する審査会の運営費です。

95ページをお願いします。

19節．扶助費は、1,687万8,000円増の5億914万4,000円になります。いずれの事業も過去の実績及び令和3年度の見込みから積算し、計上しています。障害者を対象とした福祉医療

費は56万1,000円の減額、地域生活支援事業である日常生活用具給付費、移動支援事業給付費及び日中一時支援事業費は102万円の減額、自立支援医療給付費（更生医療）から介護給付費（日中活動・施設入所系サービス）までは障害者総合支援事業費で、減額がある給付などもありますが、全体としては1,845万9,000円の増額となっています。

次に、100ページをお願いします。

3款、2項、2目．児童措置費です。住民福祉課関係は、19節．扶助費の上から6行目、障害児通所給付費以降になります。これらの事業も、過去の実績及び令和3年度の見込みから積算をしておりますが、障害児通所給付費は423万2,000円を増額して計上しています。

次に、108ページをお願いします。

4款、1項、5目．環境衛生費です。1節．報酬、会計年度任用職員報酬6人は、町で雇用する環境美化作業員の報酬になります。

次のページ、109ページをお願いします。

12節．委託料の環境美化推進事業委託料については、各自治会で組織している環境衛生振興会連合会に対して、各地区の河川等の除草清掃作業をお願いするものです。18節．負担金、補助及び交付金の上から6行目になります、火葬場施設に係る東彼地区保健福祉組合分担金として、63万2,000円を減額し、641万9,000円を計上しています。

次のページ、110ページをお願いします。

1行目の第三者認証制度取得促進支援金は、ながさきコロナ対策飲食店認証の取得促進のため、20件分を計上しています。

次のページ、111ページをお願いします。

4款、2項、1目．し尿処理費です。し尿処理に係る東彼地区保健福祉組合分担金になりますが、802万7,000円増の5,407万7,000円を計上しています。令和3年度の小型し尿収集車購入費が減額するものの、し尿処理施設の定期的なオーバーホール工事の増額に伴い、事業費が増額をしています。また、し尿処理手数料の減額もあり、その結果、各町が負担する分担金が増額するものです。

次に、2目．じん芥処理費です。ごみ処理に係る東彼地区保健福祉組合分担金ですが、401万9,000円増の1億3,464万円を計上しています。維持補修費の増額、燃料単価の高騰による燃料費の増額、新規の各種設備の点検業務に伴う増額及び指定ごみ袋製作単価の増額と製作枚数の増加による増額、また、ごみ処理施設改修工事における平成30年度起債借入れに

係る元金償還が令和4年度から始まることで増額などが主な要因です。

次に、139ページをお願いします。

8款、3項、2目。河川公園管理費です。606万4,000円増の2,120万3,000円を計上しています。14節。工事請負費、桜つつみ河川公園路面改修工事に1,600万円を計上しております。年次計画で行っています桜つつみ河川公園の路面補修工事です。令和4年度は、西前寺橋から志折橋までの岳辺田郷570メートルを予定しており、600万円の増額となります。

以上で住民福祉課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

それでは、子ども・健康保険課所管分で、主に新しいもの、新規に取り組むものについて説明をしたいと思います。

97ページをお願いします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費は2億3,964万6,000円で、前年度比5,824万1,000円の増額です。主な要因は、新規事業や臨時的な事業によるものです。

99ページ、18節。負担金、補助及び交付金の中の5番目、保育充実人員配置支援事業費補助金1,680万円については、新規の町単独事業になりますが、現在、町内の保育園、認定こども園に預けさせたいと思っても預けられない、いわゆる待機児童の問題が生じています。原因としましては、年度途中からの入所希望に対して保育士の配置基準をクリアできないため、児童を受け入れることができない状態になっています。そのため、配置基準以上の保育士を確保した場合に月額20万円を補助するもので、年度途中の入所への対応が可能になるほか、基準以上の配置を促すことで、保育士の職場環境の改善を期待するものです。

100ページの1番目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金及び3番目の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、先ほどの補正でも説明しましたが、月額9,000円の賃金の引上げを補助するもので、令和4年4月から9月分までで、全額国から支援されるものです。

同じく、100ページの2番目にあります保育所等施設整備事業費補助金3,129万1,000円は、老朽化した町内の保育所の補修工事に対して、事業費の2分の1を国、4分の1を町が補助するものです。

104ページ。



4款、1項、2目。予防費については1億1,571万8,000円で、前年度比833万4,000円の減額です。主な減額の理由は、コロナワクチン接種に係る費用が、年間2回分から1回分で計上したことによるものです。ただし、105ページ、12節。委託料で、予防接種費5,500万円ですが、これは前年度比3,200万円を増額しています。子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨を控えていましたが、昨年、安全性の評価がなされ、令和4年度から推進することとなりました。これまで接種の機会を逃した方への救済もありますので、予算が大きくなっております。105ページ。

4款、1項、3目。母子衛生費の106ページ、17節。備品購入費で117万4,000円ですが、こちらは視覚スクリーニング検査機器を購入するもので、これまでお子さんの視力測定は聞き取りで行っていましたが、機械で測定することで、弱視を見逃さないようにするためのものです。3歳児健診で見逃されると、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘もあり、国の補助制度を活用し、3歳児健診で導入するものです。107ページ。

4款、1項、4目。健康増進費は、総額についてはほぼ前年並みですが、一部事業内容を見直しています。健康教室に代わり、講演会の実施や、12節。委託料の最後のほうですね、108ページに歯周疾患検診委託料を新たに予算計上しました。これは、歯の健康への関心を促すため、国保以外の方に個別健診の実施を委託するものです。

以上で子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課所管分について御説明いたします。

92ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。老人福祉費でございます。老人福祉費全体で、前年度比512万2,000円の減、3億382万4,000円を計上しております。全体として、内容や規模等につきまして大きく変わっておりませんが、前年度から変更を行ったもの、比較的増減が大きかったものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7節。報償費につきまして、敬老祝金品のうち、今回、令和4年度から、100歳の誕生祝い金につきまして、従来5万円で祝い金を支給しておりましたけれども、10万円に引上げを行う予定でございます。

次に、93ページをお願いいたします。

18節. 負担金、補助及び交付金につきまして、令和3年度から開始いたしました高齢者タクシー利用助成事業につきまして、要綱の改正を行い、一部見直しを行い実施をする予定でございます。見直しのポイントは3点ございまして、一つ目は、年齢要件につきまして、75歳以上を70歳以上というふうに5歳引下げを行います。二つ目は、利用上限の撤廃を行います。遠方の医療機関受診等への利用に配慮したのですが、用途はこれまでどおり、免許を持たない方への外出支援でございますので、特に制限するものではございません。工夫しながらお使いいただきたいと思いますと思っております。三つ目に、2回目以降の申請でございますが、2回目以降の申請者につきましては、免許の再取得の可能性は著しく低いことから、自動継続ということで、手続の自動化を考えております。それ以外はこれまでどおりでございます。予算の計上につきましては、令和3年度の利用率を基に算定しておりまして、1,000万円を計上しております。

19節. 扶助費について、養護老人ホーム入所措置費を593万8,000円増、5,566万円を計上しております。これは施設の規模や入所者の人数に応じたもので、支払い代行機関であります市町村福祉振興協議会が算出したものを計上させてもらっております。

次に、27節. 繰出金について、介護保険事業繰出金を137万6,000円減の1億9,600万3,000円を計上しております。介護保険事業に係る事務費のほか、介護給付費や総合事業の実施において、国が定める繰り出し基準に基づき負担をすることとなっているものです。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、続きまして、農林課所管の主なものについて御説明申し上げます。

116ページをお願いいたします。

6款、1項、3目. 農業振興費、12節. 委託料でございます。この説明の有害鳥獣捕獲対策委託料は、イノシシ800頭、アナグマとアライグマ合わせて100頭を捕獲頭数として見込んで計上いたしております。

次に、117ページになります。

17節. 備品購入費でございますが、これは耕作状況を確認するドローン1台を購入予定として計上をいたしております。次の18節. 負担金、補助及び交付金でございますが、その説

明の中のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金は、農事組合法人等の機械導入と新規就農者の農業用ハウス建設の補助金となります。その下の鳥獣被害対策費補助金でございしますが、これは有害鳥獣対策のワイヤーメッシュ柵の耐用年数14年を経過した分と、新たに設置の要望があったものを計上いたしております。

次は118ページになります。

5目. 土地改良費、12節. 委託料でございします。これは農業用水を取水する鶴ノ川堰の改修を行うための設計業務委託と、あともう一つ、防災重点ため池26カ所分の劣化状況調査委託を行うものが主なものとなっております。

それから、119ページをお願いいたします。

14節. 工事請負費でございしますが、これは鶴ノ川堰の改修工事に関わるものとなります。次の18節. 負担金、補助及び交付金でございしますが、その説明の中の県営土地改良事業費負担金、これは駄野地区基盤整備事業でございしますが、最終年となる負担金となります。また、下から二つ目の小規模農林事業費補助金につきましては、近年の申請状況の実績により計上をいたしております。

次は120ページになります。

6目. 水田農業対策費、18節. 負担金、補助及び交付金でございします。その説明の中の上段、経営所得安定対策等推進事業費補助金は、波佐見町農業再生協議会の事務費として助成しているものでございします。次の環境保全型農業直接支払交付金は、農薬や肥料の削減による環境に配慮した農業に取り組む法人、それから団体などを支援するものでございします。次の農業次世代人材育成投資資金でございしますが、新規就農者を年間150万円支援するもので、新規就農者2名分を計上させていただいております。

次は121ページになります。

7目. 農村環境改善センター管理費、12節. 委託料でございします。その説明の防水改修工事管理業務委託料と外構改修工事設計監理業務委託料については新規に計上いたしております。この分につきましては、14節. 工事請負費の説明の中の下二つ、防水改修工事、外構改修工事に関わるものとなっております。14節. 工事請負費は、改善センターの経年劣化により施設等に不具合が生じている部分の改修等を行う費用となっております。

次は122ページになります。

まず、9目. 中山間地域等直接支払交付金事業費の18節. 負担金、補助及び交付金ですが、

説明の2段目でございます。中山間地域等直接支払交付金については、事業に取り組まれる地域13集落へ交付予定となっております。

同じページの10目になります。多面的機能支払交付金事業費の18節、負担金、補助及び交付金でございますが、この多面的機能支払交付金事業は、軽微な補修、草刈りなどを支援する共同活動と、農業施設等の改修などを支援する長寿命化の二つがございますけれども、令和4年度につきましては14地区が取り組んでいくということになっております。

次は123ページになります。

11目、担い手対策費、18節、負担金、補助及び交付金でございます。説明の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金でございますけれども、これは担い手の経営発展に必要な農機具導入を支援するものでございます。導入する機械の予定といたしましては、田植機2台、播種機、ローラーとレベラーですね、各1台を計画いたしております。それから、説明の下から二つ目になりますけれども、新規就農者支援事業費補助金でございます。こちらにつきましては、国、県の助成の対象とならない機材や資材等について町が単独で補助を行うために、今回新たに計上いたしましたものでございます。

次は124ページになります。

2項、林業費、1目、林業振興費、12節、委託料でございます。説明の森林所有者意向調査等業務委託料につきましては、令和5年度に保育間伐を実施する森林所有者へ意向調査を行うための費用となっております。その下の保育間伐実施業務委託料につきましては、保育間伐を実施する志折地区の62林班に係るものとなっております。

それでは、申し訳ございません、大きくページが飛びます。182ページをお願いします。

11款、災害復旧費でございます。1目、農地農業用施設災害復旧費、12節、委託料と、14節、工事請負費でございますけれども、これは令和3年8月豪雨による地滑り災害等に係る3件分についてを令和4年度予算に計上いたしておりますので、増額となっております。

2目、林道施設災害復旧費、14節、工事請負費につきましては、前年度と同額での頭出しの予算計上となっております。

以上で農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連の説明をいたします。

まず、78ページをお願いいたします。

2款、1項、18目、地方創生推進費ですけれども、その中の12節、委託料、また、14節、工事請負費に各種事業を掲載しております。その中でも、一番下の観光拠点駐車場整備事業、これについては、やきもの公園裏の大型バス駐車場の舗装工事を実施する予定としております。ここを、平時でも観光客が駐車場として利用できるような整備を行います。そのほか、地方創生事業8事業を実施する予定となっております。なお、前年度より金額が少なくなっている分については、ハード事業が昨年より事業量が小さくなったということでございます。

127ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費、12節、委託料、ここの上から3番目、プレミアム商品券事業委託料1億3,080万円を計上しております。これについては、まだまだコロナによる景気低迷から抜け出せないということで、引き続き、令和4年度についてもプレミアム商品券事業を実施する予定といたしております。

その二つ下、ECサイト掲載委託料500万円を計上しておりますけれども、これについては窯業界支援に対する新規事業でございます。大手ECサイトと連携し、波佐見焼の紹介の入り口のページを作っていただき、そこにクーポンを入れることによって大きな誘客を図る事業といたしております。多くの事業者がこのECサイトの開設を目指していただいて、そこにクーポンをかませることで、より多くの商品を入れていくような仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。それに対する委託料500万円でございます。

その一つ下、波佐見焼産地事業者経営支援マッチング委託料、これも窯業界支援の新規事業でございます。これについては、業界と行政の中間的な位置を取れるような人材、各種事業の相談、またマッチング、自分の事業経営に対して何をどう相談してどういう事業を持ってくればいいのかというのを、適切に、機動力よく、分かりやすく説明できるような人材を誘致しまして、そこに委託をしまして、そういう業界の悩みの解消を図っていくような事業で、これも月5回程度の相談を実施できないかということで考えており、100万円を計上しております。

次のページ、128ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、18節の、ページの一番下から3行目、中小企業等事業拡大補助金、これは町内の中小企業事業者への支援の新規事業でございます。これについては、今、国のほうで小規模企業者を対象に持続化補助金という制度がございます。これがいろいろな事業に

使える補助金で、例えば、機械を導入する費用とか、広告費とか、展示会への出展費用とか、店舗の改装、また、パソコンの導入とか、いろんな事業に使えるんですけども、事業が拡大するような事業を組み立てて申請をしていただくことで補助金を出すという制度で、この国の事業の波佐見町版をつくりたい、新規に創設したいと思っております。これについては、1件当たり30万円掛け20件、補助率等については今後詰めていきたいというふうに考えております。

そして、その下、あちこち陶器まつり事業費補助金、これも窯業界支援の新規事業でございます。秋に、あちこち陶器まつりを秋の陶器まつりということで業界開催されておりますけども、そのPR代を助成する補助金ということになっております。

その一つ下、産地組織力強化支援事業、750万円を計上しております。これについても窯業界支援の新規事業でございます。これについては工業組合からの要望によるもので、工業組合で今後のECサイトの開設を見据えて、インターネット環境の整備とか、新商品の開発、あと事業所内での技術レベルアップの研修に要する費用、これを助成しようというふうに考えております。

129ページをお願いいたします。

7款、1項、3目、11節の広告料、168万4,000円を計上しておりますが、そのうちの158万4,000円が、テレビとか新聞で御紹介されました、波佐見高校美術・工芸科がデザインした佐世保一福岡間の高速バスのラッピングを令和3年度で実施しましたけども、その運行をいよいよ令和4年度から始めます。4月から始める予定でございます。その広告料、バス会社に対する広告料として計上しております。

131ページをお願いいたします。

一番上、7款、1項、3目、17節. 備品購入費、伝習館電気窯購入費200万円を計上しております。これについては、今現在、伝習館のほうに設置されていますガス窯が、非常に大きなガス窯で、少量の焼き物を焼くのに向いていない、ハンドリングが非常に悪いということで、お客様を待たせる原因にもなっているということで、効率がよい電気窯を導入して機動力をアップさせるために購入するものです。

次のページ、132ページをお願いいたします。

7款、1項、4目、14節. 工事請負費、陶芸の館の展示室空調改修工事、これについては、陶芸の館の2階の空調設備を全面改修いたします。今まで、もう二、三十年前の氷蓄熱式の

空調システムを採用してはいましたが、非常に近年、老朽化で故障が起きて、また、その修繕費用も高額になるということから、もう全面的に違う方式の空調改修工事を実施しよう、実施するというので、1,750万円を計上いたしております。

商工観光課関連は以上で終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

次に、建設課所管分の主なものについて説明いたします。

137ページをお願いします。

8款、2項、1目。道路橋梁総務費でございますが、主なものとしましては、12節。委託料で1,191万8,000円を計上しておりますが、登記委託料と、前年度工事の道路台帳補正業務委託料となっております。前年よりも約470万円ほどの増額となっておりますが、12月議会で承認いただきました新規町道6路線の認定を含めた台帳の整備を行うものです。

次に、2目。道路橋梁維持費ですけれども、12節。委託料、2,171万2,000円を計上しております。その中で、道路橋点検業務につきましては5年に一度の定期点検が義務づけられておりますので、令和4年度は52橋の点検を予定しております。そのほかに橋梁修繕の設計業務としまして2橋を予定しております。下の14節。工事請負費ですけれども、4,347万3,000円を計上しております。橋梁の修繕としまして2橋を予定しております。また、町道維持補修工事としまして、側溝整備、ゲリラ豪雨対策、交通安全対策の工事を行う予定です。

次のページをお願いします。138ページです。

3目。道路橋梁改良費ですが、12節。委託料に1,878万8,000円を計上しております。こちらが町道の測量設計業務費を2路線と、移転補償の調査が主なものになります。14節。工事請負費に1億6,175万8,000円を計上しておりますけれども、町道の改良で10路線、舗装工事で9路線を計画しています。16節。公有財産購入費に140万2,000円を計上しておりますが、町道南部線の改良工事に伴う用地購入費を予定しております。18節。負担金、補助及び交付金ですが、県道の波佐見山内線の改良工事の負担金として630万円、また、里道の改修費補助金としまして前年並みの200万円を計上しております。21節。補償、補填及び賠償金に4,794万2,000円を計上しております。こちらも町道南部線の改良に伴う物件移転の補償費を予定しております。

139ページをお願いします。

8款、3項、1目。河川総務費でございますが、前年度と比較しまして1億円ほど増額となりますけれども、14節。工事請負費に1億1,000万円を計上し、主なものとしましては、稗木場地区の急傾斜対策工事が主なものとなりまして、あと、河川のしゅんせつを5河川ほど計画しております。

140ページをお願いします。

8款、4項、1目。都市計画総務費ですけれども、12節。委託料で270万円を計上しております。これは文化財保護班で進められております、中尾、鬼木地区の文化的景観保護推進事業のために現景観計画の改定を行うものです。

次に、2目。公園管理費ですが、14節。工事請負費としまして914万4,000円を計上し、やきもの公園のレンガ舗装、鴻ノ巣公園の案内看板設置、公園の樹木管理を予定しております。

142ページをお願いします。

8款、4項、3目。土地区画整理事業費です。12節。委託料に2,300万円を計上しておりますが、物件移転補償の調査を2件予定しております。14節。工事請負費、8,150万ですけれども、こちらも西ノ原環状線と都市計画道路の工事を予定しております。21節の物件移転補償費の4,700万円ですけれども、こちらも建物移転補償の2件を計画しております。

143ページをお願いします。

8款、5項、1目。住宅管理費ですけれども、14節。工事請負費に800万円を計上し、長野団地の屋根の補修工事と、その他の町営住宅の補修工事を予定しております。18節。負担金、補助及び交付金としまして2,485万円を計上しております。協和団地の敷地内の水道管が、経年劣化により補修工事が必要となっていることから、4年度におきまして水道工事が予定されているため、その工事の負担金を計上しております。また、3世代同居・近居促進事業費としまして160万円を計上しております。住宅性能向上リフォーム事業費は、要望が多いことから、昨年度より100万円増額し400万円を計上しております。

次に、2目。住宅建設費としまして270万円を計上しております。こちらは山崎団地の外壁改修工事の実施設計業務の委託を予定しております。

ページが飛びまして、183ページをお願いします。

11款、2項、1目。公共土木施設災害復旧費となりますけれども、令和3年度に災害箇所が多かったことから、12節。委託料におきまして、工事監理業務費として400万円を増額し430万4,000円としております。14節。工事請負費につきましては、例年と同額の1,048万円を計



上しております。

以上で建設課関係の説明を終わります。

**○議長（百武辰美君）** 水道課長。

**○水道課長（前田博司君）**

それでは、水道課関連の御説明をいたします。

戻りまして、109ページをお願いします。

4款、1項、5目。環境衛生費、18節。負担金、補助及び交付金の中で、浄化槽設置整備事業費補助金ですが、前年比454万7,000円増の2,510万6,000円を計上しております。これは、制度の見直しに合わせて補助額の増額を行うものです。

続きまして、134ページをお願いします。

7款、2項、1目。工業用水道費、前年比20万円減の1,420万円を計上しております。工業用水道事業の補助金ですが、工業用水道は供用開始から9年目になりますが、供給者は1社のみで、料金収入も限られておりますので、事業運営の不足分を昨年実績により計上しております。

続きまして、142ページをお願いします。

8款、4項、4目。下水道費、前年比1,736万7,000円増の2億2,195万7,000円を計上しております。内訳は、24節。積立金5万8,000円と、27節。繰出金2億2,189万9,000円となっております。公共下水道事業では不足するものを繰り出すもので、詳細は公共下水道事業特別会計予算のほうで御説明いたします。

水道課分は以上でございます。

**○議長（百武辰美君）** 教育次長。

**○教育次長（福田博治君）**

それでは、149ページをお開きください。教育委員会関係の主要事業について御説明をいたします。

まず、10款、1項、2目。事務局費、報酬でございますが、会計年度任用職員、令和4年度、20人でございます。令和3年度は19人ですので1名増になりますが、それはスクールサポートスタッフを1名から2名に増員するものでございます。

151ページをお願いいたします。

10節。需用費でございますが、印刷製本費190万円を計上しております。これは、社会科

副読本を450部増版することの費用でございます。次、12節. 委託料で、欄中2段目でございます。児童生徒情報端末保守委託料ですが、タブレット端末の保証期間が1年間過ぎますので、通常の障害対応等をするために今回新規に計上するものでございます。次の工事監理業務委託でございますが、これは、14節に計上しております小中学校の校舎のトイレ改修工事に係る工事監理業務でございます。そして欄中下から三つ目、ドローン講座開催委託料でございますが、これは補正のところでも御説明いたしました、町民向けのドローン講座を行うものですが、令和4年度におきましては波佐見高校との連携事業も追加することで所要額を計上しております。その下のやきもの文化体験事業委託料でございますが、中学生向けのサクセッサー養成講座を行うことで令和3年度から取り組んでおりますが、引き続き令和4年度も行うことで所要額を計上しております。その下の学校施設改修実施設計業務委託料でございますが、令和4年度としては、まずは中学校のプール改修工事の実施設計、次に中央小学校の体育館の外壁・屋上の改修の実施設計、そして中学校屋上の防水シートの改修工事の実施設計を行うこととしています。加えて、通常の維持補修の設計で、事務局で一括してできるものもここに含まれております。なお、プール改修工事、中央小学校の体育館工事、中学校の屋上の防水工事については、令和5年度の工事の予定でございます。

次ページ、152ページをお願いいたします。

13節. 使用料及び賃借料で、152ページ、欄中の2段目でございます。情報端末電子教材使用料でございますが、これはタブレット端末においてインターネットを介して電子教材システムを使う使用料でございます。なお、令和5年度、6年度の債務負担行為を上げておりますので、3カ年を見越して今回選定をするものでございます。そして、その下、14節. 工事請負費でございますが、先ほど申した小中学校トイレ改修工事でございます。校舎に係るものでございまして、小便器が124基、大便器が168基が対象となっております。その下、17節. 備品購入費でございます。情報端末購入費については10台を予定しています。その下、電子黒板購入費でございますが、従来は、令和3年度から令和5年度にかけて更新をすることとしておりましたが、1年度前倒しして、令和4年度において残り65台を更新することで所要額を上げております。その下、18節. 負担金、補助及び交付金でございます。欄中の下から3段目、新規事業で、中学生英検漢検検定料負担金ということで25万2,000円を計上しています。中学校卒業程度、英検では3級、漢検も同じく3級の取得を目指し、受験上の負担を行うものでございます。

次ページをお願いします。153ページです。

同じく、負担金、補助及び交付金でございますが、奨学金返還支援事業費補助金として126万円を計上しております。今回、奨学金返済について、諸条件はいろいろございますが、助成をすることで新規事業として上げております。予算特別委員会で詳しくは説明しようと思っておりますが、ここで若干対象について触れさせていただきます。まず、大学、専門学校、高校を卒業し、30歳未満で波佐見町に在住する方で、波佐見町の陶磁器業、関連業務を含む業、認定こども園・保育園、あと、介護事業所、この3業種に新たに就職する30代未満の若者で奨学金を抱えている方の返済について、2分の1を助成するものでございます。今回、想定で7名分、上限額、1人頭年間18万の7名分で126万を計上していることとございます。奨学金の種類は問わないということとしておりますが、波佐見町ものづくり奨学金との重複は対象外としております。詳しい制度設計はこれからでございますので、御意見等をお寄せいただければと思います。

そして、その2段下で学校給食支援事業費補助金、新規事業でございます。1,200万円でございますが、これは波佐見町の小学校、中学校9年間に係る児童生徒の給食費について、第2子を50%減免、第3子以降を100%減免、無償化するものでございます。対象は9年間で426名となっております。補助金は学校給食会計に直接行います。したがって、保護者への請求を減免または免除するという形を取りたいというふうに考えております。

少し飛びまして、155ページをお願いします。

10款、2項、1目、東小学校管理費、12節、委託料でございます。下から2段目、通学車輛運行委託料でございます。東小学校については、永尾地区の1、2年生の登下校、そして、野々川地区、中尾地区の下校のタクシーを運行しておりますが、これに野々川地区の登校タクシーを加えるものでございます。

そして、156ページをお願いします。

2目、東小学校教育振興費でございます。11節、役務費で通信運搬費として320万8,000円を計上しています。これは町長説明でもありましたが、タブレット端末の円滑な動作を行うために、今回、業務用の帯域保証型のインターネット回線を導入するものでございます。現時点では10メガの帯域保証を考えているところでございます。そして、19節、扶助費で要・準要保護児童就学援助費でございます。これは各学校の教育振興費に掲げておりますが、現在の認定率についてお知らせをいたします。令和3年度は、現時点で192名、認定率は

15.72%でございます。令和2年度、前年度でございますが、197名、15.93%でございますので、現在の各学校の認定者に基づいて予算を計上しております。

そして、ちょっと飛びまして、158ページでございます。

4目．中央小学校管理費、14節．工事請負費でございますが、学校設備改修工事として400万計上しています。今回は、グラウンドに照明器具をつけることの工事費、プラス通常の補修工事を上げているところでございます。

また、少し飛びまして、161ページ、7目．南小学校管理費をお願いします。

14節．工事請負費でございますが、500万を計上しています。これは、通常の補修業務に加え、玄関のスロープ工事及び6年生の教室の前の廊下が雨漏りしておりますので、その改修費用となっております。

そして、ちょっと飛びまして、164ページをお願いします。

10款、3項、1目．中学校管理費でございます。14節．工事請負費でございますが、学校設備改修工事として880万円を計上しておりますが、主なものとして、職員室のエアコンの改修、そして技術科棟の先にプレハブがあるんですが、そこで用務員が作業しておりますが、もうプレハブがぼろぼろで劣悪な環境ですので、プレハブを改築することの所要額でございます。併せて、その二つ上、委託料、一番下でございますが、実施設計・工事監理業務は先ほど申した工事の業務でございます。

そして、166ページをお願いいたします。

10款、4項、1目．社会教育総務費の給料でございますが、会計年度任用職員1名、計上しておりますが、産休代替のための会計年度任用職員でございます。

そして167ページをお願いします。

18節でございます。上から7行目で、文化芸術地域ブランディング事業費補助金でございますが、これは昨年の10月に行いました、講堂ジャズフェスティバルのようなものを今年度も行うということで所要額を計上しています。なお、半分については、県からの補助金が交付されます。そして、その5行下で、総合型地域スポーツクラブ育成助成金でございます。令和2年度は155万でございましたが、今年度300万と増額をしております。これについては、NPO法人ALH、旧名称ルピナス倶楽部でございますが、新型コロナで大変会員数が激減しており、併せて、なかなか委託業務が受託できないという厳しい環境にございますので、今回、これまでの福利厚生費に加え人件費そのものについても助成をするということで増額

をしているものでございます。

そして、次の168ページをお願いします。

2目．文化財保護費でございます。報酬に掲げておりますが、文化的景観保存検討委員会委員報酬に係ることで、鬼木地区、中尾地区で進めております文化的景観の文化庁への申出についてでございますが、令和4年度末、令和5年3月を予定しておりましたが、鬼木地区の災害を受けまして、1年延期して、令和5年度末、令和6年3月に申出をするということで進めておりますので、お知らせをいたします。

そして、169ページをお願いいたします。

14節でございます。農民具資料館改修工事でございます。これは、現在、宿にございます橋んきわ資料館が、今回、3月末をもって閉館をなさるということで、大変貴重な文化財をそこに収蔵して、寄贈していただいておりますので、それを鬼木の民具資料館に持っていきたいんですが、手狭でございますので、1階を一部中2階にするということの改修工事、併せて12節に設計等を計上しているところでございます。

そして、飛びまして、172ページをお願いいたします。

4目．総合文化会館管理費でございます。12節．委託料で、欄中の下から6行目でございます。芸術文化公演開催委託料ですが、令和4年度は表年でございまして、令和4年度は、わらび座の北斎マンガと忘れられた少年を、二つの事業を計画しているところでございます。

そして、次ページ、173ページでございます。

14節の施設改修工事でございます。今回は、舞台照明設備改修工事、エレベーター維持補修工事でございます。照明関係についても、開館以来、大きな工事を行っておりません。特に今回対象としているのは、調光卓と申しまして舞台の光を調整する機械でございますが、これがうまく動いておりませんので、早めに解消したいというふうに考えております。

次に、174ページをお願いします。

5目．歴史文化交流館管理費でございます。12節．委託料の2行目で収蔵庫収納品燻蒸・殺虫・殺菌業務委託料でございます。歴史文化交流館の中に特別収蔵庫を設けておりますが、ようやく古文書等の整理ができて、その特別収蔵庫に入れるような段取りになっておりますが、薫蒸して害虫を殺すという業務でございます。

そして、175ページをお願いいたします。

6目．講堂管理費でございます。12節．委託料で、1行目、講堂管理業務委託料について

計上しておりますが、内容を若干見直しております。これまでは土日の開放でございましたが、これを平日開放まで広げております。現在コロナ禍の状況でございますが、アフターコロナを見据えて、平日の開放まで含めたところで業務の見直しを行っているところでございます。

次に、176ページをお願いします。

5項、1目。保健体育総務費でございます。12節。委託料で、金額は大きくないんですが、ラジオ体操夏期巡回公演警備委託料として17万8,000円でございます。今回3度目の挑戦でラジオ体操を誘致したいと、一応当確はしているんですが、3回とも当確して、コロナで中止になっておるんですが、3度目の正直で行えればなと思っています。期日は6月26日、日曜でございますので、奮って御参加をお願いいたします。

そして、177ページをお願いします。

2目。保健体育施設費でございます。14節。工事請負費でございますが、今回、鴻ノ巣公園ナイター照明制御盤改修工事と、東小学校体育館照明改修工事を計上しております。鴻ノ巣のナイター制御盤については、今、コイン式で制御しておりますが、これがレシートに印刷したQRコードでできるように改修したいと思います。併せて、東小学校体育館照明についてはLED化を行います。

次の178ページ、引き続きでございますが、鴻ノ巣公園のテニスコートの雨どい設置、または管理棟のシャワーブースの撤去工事を考えております。

なお、最後の保健体育振興費については、補正で言いましたとおり、町民運動会の関係でございますので廃目でございます。

引き続き、学校給食共同調理場についても私のほうから説明させていただきます。

180ページをお願いします。

10款、6項、1目。管理費でございます。180ページの17節。備品購入費でございますが、今回、運搬用コンテナとして3台、米飯用保温食缶を49台、導入するようにしております。

次、181ページをお願いします。

18節でございますが、地産地消推進事業費補助金50万円は令和3年度と変わりございません。

以上で令和4年度一般会計予算書について御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

説明漏れなどはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算は、議長を除く13名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

改めて申し上げます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延会をいたします。

しばらく休憩します。再開の時刻は追ってお知らせします。

午後4時46分 休憩

午後5時6分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の委員長に尾上和孝委員、副委員長に脇坂正孝委員が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせをいたします。

日程第16～21 議案第2号～議案第7号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から日程第21. 議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

日程に従って、順次、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

#### ○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について概要を説明いたします。

歳入歳出予算の総額を16億400万円と定め、一時借入金最高額を5,000万円とするものです。

5ページをお願いします。

歳入についてです。

1款. 国民健康保険料は、前年度比420万円増の2億9,800万円を計上しています。

4款. 県支出金は、前年度比670万4,000円減の11億8,378万9,000円計上しています。そのうち普通交付金は保険給付費に関わるもので、特別交付金は医療費適正化や収納対策などの事業に係るものや努力支援制度に係るもの、特定健康診査等負担金分になります。

6款. 繰入金は、前年度比1,093万2,000円減の1億187万1,000円計上しています。保険料軽減の保険基盤安定分が減額されたためになります。

7款. 繰越金は、令和3年度繰越額の見込みにより1,861万1,000円を計上しています。

次に、歳出についてです。

6ページをお願いします。

1款. 総務費は、国保事業に係る事務費や賦課徴収費、医療費適正化特別対策事業など、前年度比94万7,000円増の1,390万3,000円を計上しています。

2款. 保険給付費の合計は11億5,124万2,000円で、ほぼ前年度並みで計上しています。令和2年度、3年度の状況を見ながらの計上ですが、コロナの感染状況が落ち着いてきますと診療も回復することが予想されますが、現状維持で計上しています。

3款. 国民健康保険事業費納付金も、前年度並みの3億9,177万5,000円を計上しています。

4款. 保健事業費は、短期総合健診助成金や特定健診事業費などで4,078万9,000円計上です。

7款. 諸支出金は、保険料の還付などで215万円を計上しています。



8 款. 予備費は、予算の調整として、前年度比596万6,000円減額し、401万9,000円を計上しています。

国民健康保険事業に関しましては、新たな変更としましては、6 款、2 項、1 目. 一般会計繰入金になります。

13ページをお願いします。

3 節に未就学児均等割保険料繰入金を設けています。今議会において、国保条例改正を提案していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険料の均等割の5割を軽減するもので、一般会計からの繰入れで補うものです。

以上で、令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額を2億200万円と定めるものです。

4ページをお願いします。

歳入の主なものとして、1 款. 後期高齢者医療保険料1億3,120万5,000円を計上しています。前年度比1,571万8,000円の増額です。

4 款. 繰入金は、事務費分と保険基盤安定分で6,332万1,000円で、前年度比493万3,000円の増額です。

6 款. 諸収入は、健診委託に係る広域連合からの収入などで、714万5,000円計上しています。前年度比242万8,000円の増額です。

続いて、歳出について。

5ページをお願いします。

1 款. 総務費は、事務費などで806万円を計上しています。前年度比248万1,000円の増額ですが、健診委託料の増額を見込んでいます。

2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比2,071万3,000円増の1億9,352万円を計上しています。歳入である保険料が増額したため、広域連合に納付する額も増額するものです。今後、団塊の世代が75歳を迎えられ、被保険者数の増加が見込まれます。また、保険料の改定がありますので、保険料収入が大きくなっています。さらに、令和4年度からは、一定の所得水準がある方は窓口負担が現行の1割から2割に変更になります。10月から実施することが決定していますので、今後はこの制度改正の周知にも努めてまいりたいと思っております。

おります。

以上で、令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第4号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度波佐見町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,500万円と定めるものとでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、最高額を2,000万円と定めるものとございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料を2億7,970万円、現年度分普通徴収保険料を1,790万円、滞納繰越分普通徴収保険料を80万円とし、前年度比較としまして750万円増の2億9,840万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

4款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金は、1目. 介護給付費負担金として、前年度比448万6,000円減の2億3,406万5,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

同じく、2項. 国庫補助金は、全体で678万9,000円増の1億1,278万5,000円を計上しています。そのうち、4目. 保険者機能強化推進交付金及び5目. 介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村の取組を点数で表し、国の予算を全国の総点数で割り戻し、配分されるものとございます。令和4年度の金額は国から既に示されておりますので、その数字を計上しております。

12ページをお願いいたします。

5款、1項. 支払基金交付金は、2号被保険者分として支払基金から支払われるもので、全体で459万4,000円減の3億4,991万8,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

6 款. 県支出金、1 項. 県負担金は、1 目. 介護給付費負担金として、前年度比430万1,000円減の1億6,990万円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

2 項. 県補助金は、全体で207万4,000円増の1,539万7,000円を計上しております。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。

8 款. 繰入金、1 項. 一般会計繰入金は、全体で137万6,000円減の1億9,600万3,000円を計上しております。

ここまでの10ページから17ページまでの介護給付費に係る負担金や繰入金は、歳出側、2 款. 保険給付費の減少に伴い、減額計上しております。地域支援事業に係る負担金や繰入金は、歳出側、3 款. 地域支援事業費の増加に伴い、増額計上となっております。

22ページをお願いいたします。

10 款. 諸収入、3 項、1 目. 介護予防サービス費収入は、ほぼ前年度並みの740万円としております。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項. 総務管理費は、1 目. 一般管理費として、介護保険の事務に係る経費を前年度並みの124万2,000円計上しております。

26ページをお願いいたします。

3 項. 介護認定審査会費は、前年度比48万2,000円減の671万円を計上しております。この主なものとしましては、認定調査員に係る人件費などを計上しております。

27ページをお願いします。

27ページから34ページの2 款. 保険給付費は、前年度実績を基に計上しております。

1 項. 介護サービス等諸費は、要介護者への給付を対象としたものになります。各項目それぞれの実績から見込み、全体で2,293万6,000円減の11億3,880万4,000円を計上しております。

次に、29ページ、30ページをお願いいたします。

2 項. 介護予防サービス等諸費は、要支援者の給付を対象としたもので、1 項と同様にそれぞれの実績から見込み、全体で251万4,000円増の4,410万4,000円を計上しています。

次に、少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

4項、1目．高額介護サービス費は、前年度比206万円減の1,794万円を計上しております。  
33ページをお願いいたします。

5項、1目．高額医療合算介護サービス費は、ほぼ前年度並みの450万円を計上しております。  
34ページをお願いいたします。

6項、1目．特定入所者介護サービス費は、前年度比450万円減の3,600万円を計上しております。  
35ページ、36ページをお願いいたします。

3款．地域支援事業費ですが、このページから42ページまでの人件費につきまして、補助事業での調整を行っている関係上、前年度から計上先を若干変更しております。また、事業に合わせて案分計上しておりますので、人数の表記等一部省略をさせていただいております。御了承いただきたいと思っております。

3款．地域支援事業費、1項、1目．総合事業費は、前年度比、1,037万6,000円増の5,337万6,000円を計上しております。主なものとしまして、介護予防事業に係る人件費のほか、12節．委託料、介護予防普及啓発事業委託料484万6,000円、通所型サービスC、わくわく広場などの委託料になりますが367万5,000円、地域介護予防活動支援事業委託料253万円などのほか、次期計画であります第9期介護保険事業計画の策定を令和5年度に実施するための基礎となる実態調査業務のための費用を加えて、今回計上させていただいております。18節には要支援者に係る介護予防ケアマネジメント事業費260万円、訪問型サービス事業費530万円、通所型サービス事業費1,800万円を計上し、有償ボランティアに対する訪問型サービス補助金を104万円、居場所に対する通所型サービス補助金を217万円計上させていただいております。

37ページをお願いいたします。

2項、1目．介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターのシステム費用などを計上し、169万9,000円計上しております。

続きまして、38ページ。

4目．包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係るものとして、保健師に係る人件費などを計上し、207万4,000円減の1,720万5,000円を計上しております。

5目．任意事業費は、介護給付等費用適正化事業として、介護給付費適正化のためのケアプラン点検業務費用、家族介護継続支援事業として介護教室や認知症啓発関連事業費について、90万1,000円減の241万1,000円を計上しております。

39ページから41ページになりますが、6目．包括的支援事業（社会保障充実分）は、相談支援センターの設置などによる、在宅医療・介護連携事業関連費用として総額395万4,000円、支え合いのまちづくりに向けた生活支援体制整備事業の推進に係る費用として585万3,000円、認知症施策事業に関する費用を903万8,000円、そして自立支援に係る地域ケア会議関連費用を119万円、前年度比882万2,000円増の合計で2,003万5,000円を計上しております。

42ページをお願いいたします。

3項、1目．指定介護予防支援事業費は、事業に係る一般職と会計年度任用職員の給与、事業所としての関係費用として1,020万2,000円を計上しております。

48ページ以降は給与費明細書を掲載しております。

以上で、令和4年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、水道課関連の議案第5号から第7号までを続けて説明させていただきます。

まず、議案第5号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,100万円と定める。前年と比較して2,150万円の増となります。

地方債。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第2表、地方債によります。

4ページをお願いします。

第2表、地方債でございます。

下水道事業目的に借入れを予定しており、限度額を4,230万円としており、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様になっております。

それでは、予算の内容について、事項別明細書により説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1 款、1 項、1 目. 下水道負担金、予算額134万1,000円。これは受益者負担金になります。  
8 ページをお願いします。

2 款、1 項、1 目. 下水道使用料、予算額8,599万1,000円、前年比5万円の増ですが、前年並みを見込んでおります。

それでは、10ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目. 下水道事業費国庫補助金、予算額2,600万円、前年と同額でございます。これは主に汚水管渠整備に係るものでございます。これの事業費は5,250万円を予定しております。

次のページをお願いします。

4 款、1 項、1 目. 一般会計繰入金、予算額2億2,189万9,000円で、前年比1,739万9,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

4 款、2 項、1 目. 上水道事業会計繰入金、予算額207万8,000円、前年比270万円の減でございます。これは課長の人件費の2分の1を負担金として繰り入れるものでございます。

16ページをお願いします。

続いて、歳出でございます。

1 款、1 項、1 目. 一般管理費、予算額2,946万4,000円、前年比90万6,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

1 款、1 項、2 目. 管渠管理費、予算額1,209万6,000円。次のページの14節. 工事請負費、862万3,000円、前年比145万7,000円の増ですが、主なものはマンホールポンプ場の無線装置の更新、これはアナログからデジタルへの更新によるものが主なものです。

続いて、1 款、1 項、3 目. 処理場管理費、予算額7,044万円、前年比1,136万円の増となっております。主なものとしましては、14節. 工事請負費1,553万円、前年比763万3,000円の増。これの主なものは、砂ろ過器の修繕工事、また曝気装置の修繕工事、おおよそ両方で1,000万円程度となっております。

次のページをお願いします。

2 款、1 項、1 目. 管渠建設費、予算額8,712万円、前年比891万4,000円の増でございます。この中で、12節. 委託料2,098万4,000円、前年比1,132万8,000円の増ですが、これには

実施設計業務委託、これは西ノ原の分で、あとは公営企業会計移行支援業務などが含まれております。続いて、14節. 工事請負費ですが、5,030万、汚水管渠布設工事で、これは村木地区、中ノ原地区、併せて舗装復旧工事、あとマンホール蓋の取替え工事などが予定されております。

続きまして、21ページをお願いします。

3款、1項. 公債費、予算額、元金が1億4,418万8,000円、利子が3,769万2,000円となっております。

なお、22ページから30ページには職員の給与費明細書の内容について掲載しておりますので、御覧ください。

次に、31ページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。公共下水道事業に関する町債で、令和2年度末現在、23億1,468万7,000円、令和3年度末現在見込みとして22億1,220万、令和4年度中の、当該年度中起債見込額4,230万円、当該年度元金償還額が1億4,418万8,000円、令和4年度末現在高見込額が21億1,031万2,000円となっております。

これで公共下水道事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和4年度波佐見町上水道事業会計予算について御説明いたします。

令和4年度波佐見町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。業務の予定量は、次のとおりとする。給水件数、5,900件。年間給水量、130万3,000立方メートル。1日平均給水量、3,570立方メートル。主要事業の内容、浄水施設整備事業1億6,800万円、配水施設整備事業3,200万円を予定しております。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。収益的収入及び支出の予定額。収入、1款. 水道事業収益3億1,443万7,000円、前年比1,249万5,000円の増。支出については、水道事業費用2億6,539万円、前年比1,268万7,000円の増となっております。

資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。括弧書きとして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,017万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,017万2,000円で補填するものとする。収入ですが、資本的収入1億550万

円、前年比310万円の増。支出は、資本的支出2億6,567万2,000円、前年比1,801万5,000円の増となっております。

次のページです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費3,985万2,000円を上げております。

企業債。企業債については、浄水施設整備事業を目的として、限度額1億円。起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同様の取扱いとなっております。

他会計からの補助金。第7条、児童手当に要する経費のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は118万8,000円である。

たな卸資産購入限度額。第8条、たな卸資産の購入限度額は500万円と定める。

8ページをお願いします。

8ページから15ページ、給与費明細書を掲載しております。御覧ください。

また、16ページから22ページには、令和4年度予算調整のため、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載しておりますので、御覧ください。

それでは、23ページをお願いします。

予算の内容について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、1目。給水収益2億8,600万円、前年比220万円の減、マイナス0.8%に相当します。

3目。その他の営業収益、予算額1,767万4,000円で、前年比1,499万3,000円の増となっております。主なものとして、雑収益に1,500万を計上しておりますが、これは工事負担金、一般会計のほうでも出てきましたが、町営住宅団地内の給排水管布設工事の負担金によるものです。

次のページをお願いします。

1款、2項、2目、他会計補助金118万8,000円、先ほど述べました児童手当の分です。3目。長期前受金戻入937万6,000円、前年比29万6,000円の減となっております。

次のページをお願いします。

次に、支出でございます。

1款、1項、1目。原水及び浄水費、予算額5,332万5,000円。この中で委託料2,213万4,000円を予定しておりますが、この中で大きいものとしては、水質検査業務料、あと、新



たに出たものとしては、上から二つ目の浄水場汚砂整理業務と浄水場横排水路土砂撤去業務、水道施設法面整備業務の3点などが予定されております。

次のページをお願いします。

修繕費310万円、前年比10万円の増ですが、主なものは、電気を含む施設機械設備等修繕費でございます。動力費1,915万2,000円、これは前年比126万円の増です。増の主な要因は、ポンプ稼働の増もあるんですが、メインは電気料金のアップによるものです。

次のページをお願いします。

2目．配水及び給水費、予算額2,993万5,000円。これは、主なものとして修繕費2,314万3,000円で、前年比1,564万3,000円と大幅なアップとなっておりますが、この中には通常の修繕費のほかに町営住宅団地の修繕費も含まれております。その分がおおよそアップした分になっております。

次のページをお願いします。

4目．総係費、予算額5,207万8,000円、前年比449万円の減となります。

30ページになります。

5目．減価償却費、予算額1億595万1,000円。6目．資産減耗費405万円となります。

31ページです。

1款、2項．営業外費用、1目の支払利息で1,471万8,000円。2目．消費税225万円。3目．雑支出で202万2,000円。

32ページをお願いします。

次は、資本的収入及び支出について。

まず、収入ですが、1款、1項、1目．企業債1億円。これは上水道事業企業債になります。

次、2項、1目．工事負担金550万円。この工事負担金については、消火栓の設置工事負担金と協和団地配水管布設工事負担金が含まれております。水道課の予算の性格上、協和団地の修繕については、給水管と配水管で、資本的収入支出と収益的収入支出に分かれております。給水管が収益的で、配水管については資産の部に入りますので、それぞれ分けて計上しております。

それでは、33ページをお願いします。

支出です。

1 款、1 項、1 目．固定資産購入費800万円。2 目．建設改良費 1 億8,490万9,000円、前年比770万9,000円の増となっております。建設改良については、浄水施設整備、今年度からやっている湯無田浄水場の電気計装更新工事が令和4年度までとなっておりますので、その分と、配水施設整備で老朽管布設等について、協和団地も含め3件ほどを計上しております。

次に、2 項、1 目．企業債償還金、予算額7,276万3,000円、前年比930万6,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算について御説明いたします。

令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。給水事業所数、1社。年間給水量、14万6,000立方メートル。1日平均給水量、400立方メートルで、給水開始から10年経過し、安定供給をするために維持管理が主なものとなっております。業務の予定量、業務予算も前年並みとなっております。

収益的収入及び支出。まず収入ですが、工業用水道事業収益1,425万7,000円、前年比30万円のマイナス。次に、支出です。工業用水道事業費用1,422万5,000円、前年比24万4,000円の減となっております。

次の2ページをお願いします。

資本的収入及び支出。まず収入ですが、資本的収入910万円、これは出資金になります。支出ですが、資本的支出908万2,000円、前年比13万4,000円の増。これは、建設改良費は頭出しで30万と、企業債償還金の878万2,000円となっております。

他会計からの補助金。事業運営のため一般会計からこの会計へ受ける金額は1,420万円です。昨年の実績見込みにより計上しております。

なお、令和4年度工業用水道会計予算の調整に当たり、6ページにキャッシュフロー計算書、7ページに令和3年度損益計算書、8ページから11ページに予定貸借対照表を掲載しておりますので、御覧ください。

それでは、13ページをお願いします。

予算の内容について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入ですが、1 款、1 項、1 目．給水収益、予算額915万4,000円、前年同額としております。

2項、1目．他会計補助金510万円、前年比30万円の減としております。

次の14ページをお願いします。

支出のほうですが、1款、1項、1目．原水及び浄水費、予算額217万2,000円、前年同額としております。

次の15ページをお願いします。

5目．減価償却費ですが、予算額806万4,000円を計上しております。

次の16ページをお願いします。

1款、2項、1目．支払利息等ですが、予算額332万2,000円、前年より13万5,000円の減を計上しております。

次の17ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出の収入として、1款、1項、1目、負担区分に基づかない出資金として、予算額910万円、前年比10万円の増。主にこれは元金償還金に伴うものとなっております。

次に、支出として、1款、2項、1目．企業債償還金、予定額878万2,000円、前年比13万4,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件については、予算特別委員会に付託し審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第7号までの6件は、予算特別委員会に付託して審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後5時52分 散会

## 第2日目（3月3日）（木曜日）

### 議事日程

第 1 町政に対する一般質問

## 第2日目（3月3日）（木曜日）

### 1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

### 4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課課長補佐	山下研一
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
総務課長 総務班係長	滝川美香	企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸

---

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから通告に従い、順次発言を許します。

6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めてからもう2年以上たちます。医療関係の方、福祉に関わる方、または保育園、こども園、小学校、中学校に関わる方、その他多くの方が今も感染のリスクにおびえながらいろんな形で業務を遂行していただいています。まず、関係各位の方に深く敬意を表させていただきます。

それから、飲食店さんとか、いろんな形、観光事業者さん、あとはまた運転代行業者さんとか、なかなかまだまだ経済活動が戻っていない形で、いろいろな形で苦しんでいる事業者さんは多いと思います。令和4年度予算でもいろんな形で施策を行っていただいていますけども、今後ともそういった困っている事業者さんに寄り添う町政を行っていただきたいと切に願います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1. 施政方針について。

国では、2025年を目標に地方自治体共通で行われている17の行政事務について、業務システムを標準化し、政府によって構築される予定のクラウドシステムにて運用できるよう、自治体に関連業務及びシステムの見直しを求めています。

また、県においても、「ながさきSociety5.0推進プラン」を策定し、2025年までにICT利活用を図ったまちづくりを推進する取組が進められています。

本町において、人口減少という最大の課題がある中で、多様化する町民のニーズに対応し行政コストを抑えるためには、スマートフォンやアプリなどの情報技術を活用して、これまでの行政サービスの仕組みを大きく変えていく必要があると思います。

そこで質問です。

(1) 自治体DXとは、具体的にどのようなことを目指すのでしょうか。

(2) 国・県からの支出を除いた町単独の歳入は、この25年間どう推移しているでしょうか。

(3) 職員数及び人件費は、この25年間どう推移しているでしょうか。

(4) 他自治体において、自治体DXを推進されている事例を把握していますか。

(5) コロナ禍において、ICTを活用して変化した業務にはどのようなものがありますか。

(6) 組織の改革を進めるにあたり、新庁舎は柔軟な対応が可能となっているでしょうか。

(7) 町組織及び町民において、自治体DXを進める上での課題はどのようなものでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 施政方針について。

(1) 国や県が推進しようとしている自治体DXとは、具体的にどのようなことを目指すものかという御質問ですが。

政府は、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人として取り残さない、人に優しいデジタル化という基本方針を示し、昨年9月にデジタル庁を発足させ、デジタル化をさらに推進していこうとしています。

このような中であって、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術やデータを活用し、業務の効率化や行政サービスの改善を進めながら、住民の利便性向上を目指す取組のことを言います。

具体的には、住民にとっては、今までは書類に自分で氏名や住所等を書いて申請していた

ものが、タブレット上のタッチパネルで簡単に申請ができたり、また、役所に出向かなくてもインターネットを介して申請ができたり、コンビニで各種証明書の受け取りが可能となるなど、住民にとって利便性が高まるサービスを受けられることを言います。

また、行政側にとっては、デジタル技術やA Iなどの活用により、業務の効率化を図り、それにより生まれた時間を利用してさらなる行政サービスの向上につなげられるような取組を行うことも自治体D Xの目的であります。

現在、本町が取り組んでいるD Xについては、先進地事例に比較すると大きいものではありませんが、ラインで健康診断の予約を受け付けていることや、図書館の蔵書や体育館等の予約状況がインターネットで確認できるサービス、イノシシが捕獲わなにかかったら自動通知を受け取るサービスのほかに、昨年度、小中学校児童生徒一人一人にタブレットを配付したI C T教育の環境整備や議会用タブレット導入も本町のD Xの事例に当たるものと考えております。

(2) 国・県からの支出を除いた町単独の歳入は、この25年間どう推移しているかという御質問ですが。

平成8年度は、歳入の全体額が67億2,000万だったのに対し、町税収入はその16.1%の約10億8,000万円でした。平成9年度は町税収入が11億円を超えましたが、10年度以降は、10億円台、または10億円を切る状態で推移しました。再び11億円を超えたのは19年度であり、それ以降は11億円台で推移しております。25年度に12億円を突破し、翌26年度には、キャノン誘致の影響もあり、13億3,000万円となりましたが、これ以降、この額を超えることはなく、13億円前後で推移しています。なお、収入に占める町税収入の割合は、コロナ対策という特殊事情のあった昨年度を除きますと、おおむね20%前後で推移しています。

(3) 職員数及び人件費は、この25年間どう推移しているかという御質問ですが。

まず職員数を見ると、25年前の平成8年度の職員数は121人で、それから、多少の上下はありながらも徐々に減り続け、100人となった平成21年度がこの25年間での一番少ない年となっています。その後、徐々に増えて、今年度は118人となっています。

人件費については、決算統計上の普通会計の一般職に係る分で申しますと、平成8年度は約6億8,000万円でしたが、その後は徐々に減り続け、平成27年度の約4億円が一番少ない額となっています。その後は増加に転じて、昨年度は約4億3,000万円となっていますが、25年前と比較すると大幅な減となっています。



(4) 他自治体において、自治体DXを推進されている事例を把握しているかという御質問ですが。

国や県をはじめ、各所から発信される情報により、全国の取組事例を知ることができ、参考としているところであります。

うち特徴的な二つの事例を紹介させていただきますと、一つ目は、福島県会津若松市の事例で、タブレット端末を使い、役所に来られた住民からロビーで必要な情報を聞き取り、その情報をタッチパネルで入力し、最後に住民の方に電子ペンで自署して、申請書業務は終了。その後、証明書発行などがあれば、そのまま証明書発行までスムーズに行える、「書かない申請」の事例です。

二つ目の事例は、愛知県瀬戸市の事例ですが、行政文書のペーパーレス化を目指すものです。簿冊で保管されていた行政文書を、ファイリングシステムを導入することによって、文書検索の時間短縮や情報の一元管理によって、組織対応力向上、期限満了の廃棄文書の円滑化などの効果が得られ、将来的には文書の電子管理、電子決裁につながる事務の効率化が図られる事例です。

このように、自治体DXは業務の効率化、住民の利便性の向上、向上したことによる満足度アップなど、様々な効果をもたらすものと認識しております。

(5) コロナ禍において、ICTを活用して変化した業務にはどのようなものがあるかという御質問ですが。

コロナの影響により日常業務で一番大きく変化したことは、各種会議や研修会がウェブを利用した会議になったことが挙げられます。これまでは、時間を費やして会場まで出かけ、一堂に会して会議を行うことが当たり前でありました。コロナ禍では集まること自体ができないことから始まったウェブでの会議ですが、結果的には、感染リスクの低減と同時に、会議先まで出向く移動時間の省略、省略できた時間の有効活用などで、業務の効率化をもたらしています。

(6) 組織の改革を進めるにあたり、新庁舎は柔軟な対応が可能となっているかという御質問ですが。

新庁舎の基本的な執務空間の機能については、組織内の機構改革や町民のニーズの多様化にも柔軟に対応し、職員が将来にわたって効率的、効果的に業務ができるように計画しています。執務室はオープンフロアとし、机、椅子などの什器のレイアウト変更を容易にするた

めに、ネットワーク等を自由に配線できるようにフリーアクセスフロアを導入し、今後の機構改革等にも対応していきたいと考えています。

(7) 町組織及び町民において、自治体DXを進める上での課題は何かという御質問ですが。

町組織については、職員の意識改革が最も課題に挙げられるのではないかと考えています。職員によっては、DXはデジタル技術の問題なので、電算情報班の仕事として捉えてしまい、他部署の業務との間違った認識を持っている職員もいるのではないかと考えています。そういった現場の認識を、自治体DXを進めることによって、自分たちの業務改善につながるという意識を高めていくような職員の意識改革を地道に行う必要があると考えています。

一方、住民側にとっては、デジタル弱者問題があるのではないかと考えられます。総務省の調査では、現在60歳以上の高齢者のスマートフォンの普及率は81%というデータがあります。ただし、スマートフォンは持っていても、単に通信手段としての活用しかできていないケースも多く、こういったデジタル弱者への対策を検討しなければならないと考えられます。

また、町民が利用できるデジタルサービスを少しでも増やし、簡単に行政サービスを受けることができるという認識を広めていくこともこれからの課題であると思います。また、当然のことながら、DX導入による利便性の向上と併せて、そこにかかる初期投資や維持経費などの費用との関係についても十分に検討しなければならないものと考えております。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

では、再質問にいきます。

まず、自治体DXはどういうことを目指していくかということで質問をしたんですけども、いろんな形で国が打ち出されている。それに合わせて、質問の中にも書かせていただいたんですけども、17の、自治体でやっているサービスを統合化して、もう今までは町、市単独でいろんな仕組みをつくっていたんですけど、それを政府がつくった仕組みにもう全部乗っけて使っていこうという動きが、もう近々に進めなさいということで国のほうからも指針が出ていまして、それに基づいて各自自治体さんがいろんな形で取り組まれています。

そういう形で、どうしてもしないといけないこともやっぱりあるんですね。もちろん時代がそういう形で求めているというのものもあるんですけども、政府の方針として自治体DXとい

うのは進めなければ波佐見町としてもいけないという課題というのをまず認識していただきたいと思います。

それで、早速お伺いするんですけども、自治体DXを施政方針にも進めていきますということで、町長の施政方針の最後にもあったんですけども、具体的にどういう形で推進をされるというのが、今の段階で検討されているスケジュールにはどういう形を考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今後のそういった本町のDXについてのスケジュールということでのお尋ねかと思いますが、本町におきまして、当初予算のほうで、そういった個人の申請ができるプラットフォームとか、あと企業さんができる、そういったところを取り組んでいこうと、来年度です、予算化をしているところでございます。

それと、あと職員につきましても、今年度から、自治体DXの推進委員会というのを設けまして、各担当課から1名の推進員を出していただいております。7月から会議を持ちまして、5回ほど今、会議を持って、どうやって進めていくかということで、実際職員レベルでの検討を行っております。その中におきまして、三つのグループ分けをしまして、具体的にちょっと集中的に協議をしていこうということで、文書管理検討チーム、オンラインフォーム検討チーム、勤怠管理検討チームという、その三つのチームを設けまして、さらに突っ込んだところで今話をしている状況でございまして、また、この議会後にそういった検討結果を持ち寄って話をしていこうということにしております。

今後、そういったところを出てまいります方向と、先ほど申しました当初予算に上げております予算と合わせたところを、進められるところ、できるところからまずは着手していかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、総務課長から答弁をいただきましたけれども、具体的にもう職員さんのほうも、やはり国、県の方向性を踏まえて動いていただいているということで、非常に期待していますし、町長答弁にもあったとおり、やはり意識の改革という部分が、もちろんそのチームに属されている方というのは具体的にこうやって進めていこうという形で前向きに取り組んでいただ

いていると思いますけども、やはりなかなか、今までやっている業務をちょっと変えたくないと考えられている職員さんもいらっしゃると思いますので、そういう方を、別に排除するのではなくて、一緒にこういう取組をすれば自分たちの業務が楽になるとか、それ以外のことに傾注できるということで、ぜひ前向きに巻き込んでいただきたいなと思います。

今答弁いただいたとおり、横断的に課を分けて推進していただいているということで、私はこういったケースを、ちょっとどういう形でないかということで、ほかの自治体さんとかいろいろお話を伺ったんですけども、山形県の白鷹町というところは、今ちょうど答弁いただいたとおり、勤怠のシステムが、新しく庁舎が変わったタイミングで入れられたということで、この白鷹町というところの議会事務局の方にお話をお伺いしました。

こちらが、新庁舎が、セキュリティーとかいろんな部分で、何かしらその入退室の管理をしようというところで、個人で職員さんが持っているICカードを使って勤怠をするという仕組みを同時に入れられたみたいです。入退室の管理と含めて。そうしたところで、やっぱり健康管理とか、今まで文章で勤務時間も管理されていたと思うんですけど、実際、本当にそのいらっしゃった時間と書類上の時間というのがやっぱりどうしてもずれたりする部分があるので、もう、カードを入退室のときにかちっとかざせば、実際の勤務時間がいかようだったとしても、入退の時間はもうはっきり定めることができる。その上で、健康管理のチェックとか、いろんな部分に活用されるということで、今、そういう形で、うまく、今年1月から進められているということだったんですけども、結構その管理職の方の申請の手間とか、いろんな稟議を上げる手間とか、そういう部分も軽減されて、非常に有効ということでおっしゃっていますので、ぜひそういう部分も検討していただきたいと思うんですけども。

具体的に、新庁舎を検討するに当たって、何かその入退室の管理とかセキュリティーとかで、具体的に検討されている事項はありますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

まさしく予算にその勤怠管理について上げておるところでございます。今現在そういった職員の入退室の管理というのは、入ってくるときはタイムカードはございませんので、もちろん出勤してからその出勤簿に印鑑を押す、退出するときは、6時以降は、守衛室に寄ってから、もう紙ベースで、退庁簿であるんですけども、その退庁簿に自分が何時に帰ったというのを書いてから帰るというようなシステムを今取っております。ですので、紙ベースで

しかないものですから、そういったそれがデジタル化されて、それと退庁簿の時間、退出時間が見える化してくるのかなというふうに思っております。

実は紙ベースしかないものでしたから、今年度、ちょっとエクセルを使って、その退庁簿をずっと統計を取っております。その統計して、やっぱりその見える化で、実際この職員は遅く帰っているけども、これだけ残業していたのかというのが見える化できましたので、これは本当に物すごくプラスになってくるなということは私たちも実感で分かりましたので、退庁簿管理、勤怠管理については、そういったデジタル化を進めて、さらに職員の労務軽減とか、そういった管理の向上につなげていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

非常にそういう形で、具体的にもう動いていращる部分があったので安心しました。やはりいろんな形で取り組まれている部分、大きな部分でやろうとするとなかなか難しいんで、そういう部分で少しずつDXを進めていかないといけないと思っています。

やっぱり、いろんな形で、具体的にもう聞いていくんですけど、なぜDXを進めないといけないかという、やはり人件費をずっと上がっていくというのが、増やしていくというのはなかなか難しい財政状況だと思うんですね。今答弁いただいたとおり、町税収入に関しては、大体13億程度で、もうそれからなかなか増えていくということは見込めないだろうという答弁があったんですけども、今はふるさと納税の、おかげさまでたくさんの方が波佐見町に御寄附いただいておりますので、一般財源が若干余裕ができている部分はあると思うんですけど、それはやっぱり国の制度でいつ終わるか分からないので、いつまでもこういうことをやっているというのは難しいと思うんですけど。

そこでちょっとお伺いしたいんですけども、なかなかこう、そういうのを具体的に分かれる職員さんがどんどん減っていると思うので、ちょっとお伺いするんですけど、平成20年、今から15年近く前が一番職員さんが少なかったというふうに答弁でもあったんですけども、その時期の職場環境というのはどういう状況だったか、副町長、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

平成20年と申しますと、ちょうど私が農林課から財政のほうにちょうど異動した時点だっ

たというふうに思います。今のようにならデジタルというのは進んでおりませんで、インターネットがやっとなといいますか、普及し出したかな。普及はしてはいたけども、そこまで業務に反映するようなことはなかったのかなというふうな思いでございます。

当時、平成17年に策定しておりました第4次か5次の行政改革大綱に沿って集中改革プランというのが策定されておりました。これは当時、17年ぐらい、小泉内閣の三位一体改革によりまして、波佐見町も非常に財政の厳しい状況となっております、その中では、かなりの財政を絞って、各種補助金は聖域なき改革で、3年間で3割を削減するというふうな指針も定められておまして、それから職員数についても、当然、国が示したペース以上に削減をしていくと。それから、併せて経常経費については、毎年2%から5%でしたかね、を削減していくというような非常に厳しい状況でございまして、当時、議会のほうからも、職員数の削減、あるいは人件費の抑制ということは強く望まれていたような感じがしております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

ちょうど議会の話が出たので、今は、職員さん、結構お忙しいというお話が、いろんな災害対応もありますし、多様化する住民のニーズに応えるためにも、国から、県からの業務がいろんな形で移管されている部分に応えるためにもお忙しいと思うんですけども、ただ、やはり、今、副町長がおっしゃったとおり、国の方向性としても、地方交付税とか国庫支出金が増えていくというのは、今後ずっと増えていくというのは見込めないと思うんですね。国自体が人口減少で、税収がそんなに増えていく方向ではないので、本町としてもやはり一定の規模の中で何とかこうやりくりをしていかないといけない、職員さんの数がですね、というのはずっとこう続いていくと思います。

その中でやはり必要なのは、今、本来職員さんがやるべき業務に特化していただいて、もう定型的な部分はシステム化していただくとか、または省いていただくとか、外部委託していただくとか、そういう業務の見直しが必要だと思うんですね。DXというのが、別に何かシステムを入れることだけではなくて、今やっていることを見直して、本来のやり方、本来やるべき姿に変えていくというのもDXの非常に大事な部分だと思います。

その中で、他例の自治体とかで、いろんな形で調べたんですけども、やはりスマートフォンとかそういう部分が使われるのが、若い方のほうがどちらかというといろんな形で使われていっちゃうと思うんです。特に子供さんを持たれている世代とか、いろいろな形で使われ

ると思うんですけども、教育委員会のほうでタブレットを導入されて、学校現場で使われるようになったと思うんですけど、具体的に何か、そういうタブレットが入ったことによって、今までの学校と保護者さんとか子供たちとのやり取りで変わっている部分というのはありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会は、今年度に児童生徒にタブレットを導入しまして、Google for Educationです、学習支援ソフトを導入いたしました。その中で、例えばですが、中学校ではメールで保護者に配信をして、そのアドレスにすると、学校評価のシステムにログインできるということで、Googleのホームの機能を使って自動集計をしているということもあります。また、学校だよりについてペーパーレス化できないかという話がありまして、先月2月24日の町のICT活用推進委員会で、Google for EducationのClassroomの機能を用いてクラス単位でホームページをつくと、そこにログインして、学校だよりを見られるとかいう話がありました。

波佐見町のGoogle for Educationは、波佐見町のドメイン、hasami.ed.jpのドメインからしかログインできません。セキュアな状況で見られますので、そういった意味でも今後検討できるのかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

付け加えという形ですが、もう随分以前から、学校におきまして、先ほどおっしゃったような出退の確認だとか、あるいは諸会議の通知連絡とか、そういうのも、学校職員用のパソコンでやり取りをしていることもありますし、例えば、通知表の所見等々も、今までは手作業だったのがパソコンでやっていくとか、そういう諸帳簿、公簿類の整理整頓等にもパソコンを十分に活用しているところもあります。

次長が申しましたように、緊急、あるいは日頃の通知をメールを通して保護者に周知をすることであったりとか、アンケート、あるいは学校の授業の様子を、情報発信をしたりとか、そういうふうなこともやっておりますし、会議の連絡、諸帳簿の作成等にも前向きにかなり早い時期からやっているところがあります。ただ、やっぱりそこには得手不得手の部分がありますので、何とか苦勞をしながらというところで、今そういうやり方をしているところで

ございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

やはりそういう形で学校現場、特にタブレットという形で、もう1人1台、子供さんに配付されれば、やっぱりそれを通じて、先生たちもやっぱり自分たちで何か使える部分はないかという形で、いろんな形で試行錯誤されて、少しでも手間を省いて、本来の子供さんと向き合う時間を確保するという動きに捉えられていると思うんで、ぜひそれを行政の職員さんもういろんな形で教育委員会の知見を生かしながら活用していただきたいなと思います。

他市町の事例を見てやっぱり多いのが、子供に関する部分で、親御さんはやっぱりスマートフォンを持たれていたり、SNSをやっていたりするケースが多いので、子育て世代に対するスマートフォンを使ったアプリとかというのが非常に開発されているんですけども、例えば佐世保市とか平戸市、有田町、嬉野町では母子健康手帳がアプリ化されていたりするんですけども、本町のほうではその辺りの検討はされていないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先進事例でそういう母子手帳のアプリを導入されている自治体もあるとは伺っておりますが、どのように運用されているのか、興味を持っているところで。特にその母子手帳には、発育の状況とか予防接種の記録なんかを行うものなので、その辺と町が持っている健康管理システムとどう連動させていくとか、個人情報の取扱いとか、機会があればその業者のほうから話を聞きたいなということで今思っているところです。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、農林課においては、私も有害鳥獣捕獲の報告で、紙ベースでふだんやっているんですけども、県が主導されて、その辺をアプリができないかということで実証をやられたケースがあったんですけど、なかなかそのアプリの、ちょっと、いろんな形で実際使われる狩猟者さんの環境と合わなくて、ちょっとうまくいかなかったケースとかがあるんですけども。

そういう形で申請類が、行政とやり取りするケースが、例えば助成金を頂くとか、そういうケースだったら、やっぱり、ちょっとでもハードルがあっても、新しい仕組みがないとそれがもらえないとなると、大分インセンティブというか、そういう部分になると思うんです。



けど、その辺りで何か事例というか、その辺の検討をされていたりするケースはありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

現在の鳥獣支援、猟友会のほうから申請書を頂いておるわけですが、その辺について、今後、スマートフォンをしっかりと利用できるというような状況になってくれば、それを利用して申請ができるようなシステムができるんじゃないかなとは思っておるわけですが、今のところ、そういった猟友会のほうからの要望がちょっと上がってきていない状況でございますので、そういったところも含めまして、今後の検討課題としてちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あと、本町では口座振替が税金納付はほとんどメインだと思うんですけども、ただやっぱり、長与町、有田町は、税金の納付書にQRコードがなって、P a y P a yとかL I N E P a yとか、あとは有田町だと佐賀銀行のアプリを使って、そこからもう納付ができるという仕組みが検討されていたりするんですけども、その辺、電子納付という部分、税金等の納付という部分は、電子決済とかは考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今でも納付書から、そういったQRコードまでつけておりませんが、できるようなシステムにはなっておると思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

その辺はいろいろな仕組みがあるので、インターネット上でできるという仕組みはあるんですけど、何て言うんですかね、P a y P a yとかL I N E P a yとかいう仕組みは多分波佐見町ではできないと思うんですけども、そういう、いろんな形で税金納付の仕組みも変わっているので、ぜひその辺も検討していただきたいなというのが思います。

あと、防災情報ですね。武雄市だったら武雄市の独自の防災アプリを作られています。あと東彼杵町だったら、インフォカナルというアプリを配布されていて、それは戸別受信

機と連動して、災害情報とおくやみ情報を東彼杵町ではインフォカナルというアプリから配信されているんですけども、その辺、ハザードマップ等をたくさん作られていると思うんですけど、防災関係でそういう携帯ツールを使ったアプリとかそういう部分は検討されたりしますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

防災関係のアプリは、今のところ避難所の混雑状況を、バカンという会社だったかな、委託をしまして、そちらのほうから確認ができるというところを今やっております。それと、今御自宅の住所を入力したら、ちょっとこれはまだ公開していないんですけども、入れたら、どういった危険地域、河川の氾濫地域ですよとか、そういったのを見られるという、それと同時に、近くの水利、消防水利とか、そういうのも確認できるというのも今年度開発をいたしております。

ですので、全体的にそれを統括するようなものというのは次は必要になってくるのかなと、それぞれの個別個別でなかなか入っていくというよりも、そこら辺りをどう今後つなげていけるか、ちょっとまた検討させていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

災害に関わる情報というのはいろんな形で、国、県事業で情報を出されていた、つくられていると思うんですけど、それが実際に町民の方に行かないと、いざとなったときに使えない環境があるので、その辺がやっぱり何か集約して一元化できるという仕組みは、せっかくつくられた情報に必要なときにアクセスしていただくためにも必要不可欠だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、今コロナ禍で、申告の時期なので、窓口になかなか来られない方というのが、税務署なんかでも、できるだけ電子申請をして、申告をしてくださいということでアナウンスされているんですけども。本町で、コロナ禍が始まる前からですけども、申告に窓口に来られる方、電子申請される方、実際、数的には電子申請は増えていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

現在、eLTAXという電子のシステムがありますけれども、これは、現在町のほうで利

用できるのが、償却資産の申告書、それから給与支払い報告書、法人町民税の申告書の三つであります。これにつきましては、令和3年度の実績はまだ出ておりませんので言えませんけれども、2年度の実績で言いますと、償却資産の申告書で利用率は18%、給与支払い報告書で42.7%、法人町民税の申告書では85.7%というふうに高い利用率となっております。元年度と比較しても2年度は増えておりますので、今後ますます増えていくものと思っております。

地方税、住民税とか所得税の申告のやり方については、e-Taxということでちょっとシステムが違いますので、この利用率はちょっと税務署に聞かないと分かりませんので、こちら辺については把握しておりませんが、この電子申告の利用も年々増えているというふうなことは聞いております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

コロナ禍でなかなか外に行けないという環境が、どうしても御自宅とか会社でできる環境というのでどんどんシフトされていると思いますので、その辺はぜひ、今までなかなかその辺が面倒とか手間できなかつたという方には、今、持続化給付金とかいろんな形で、給付金の申請を役場でサポートしていただくような形で取っていただいていますけど、そういう通常の申請とか、申告とか、そういう部分でも、電子申告ができやすいようなサポートの体制も取っていただいでですね。1回慣れてしまわれれば、もうスムーズにできる町民の方も増えると思いますので、そういうのを重点的に進めていく、DXを町としても進めていくので、そういう部分の補助というのもぜひ検討していただきたいなと思います。

あと、これはたくさんあるんですけども、例えばコロナワクチンの予約もそうですし、あとタクシーチケットもそうですし、プレミアム商品券もそうですけど、紙ベースとか電話ベースとかの申告とか申請とかが結構いろいろあると思うんですけども、あとは、商品券自体の紙ですね。というのも、長与町の事例とか、アプリを使われたプレミアム商品券とか、やはりその、もちろん最初はそういう形で紙ベースで緊急的にやる部分は出てくるんですけども、やっぱり何回も発行すると、印刷コストも結構かかってきますし、そういう部分で電子的にやっていくというのも検討していかないといけないかと思うんですけど、その辺りの検討はされておりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

今まさに3回目のコロナワクチンの接種を進めておりますが、先ほど答弁にもありましたとおり、デジタル弱者の方もいらっしゃるということで、65歳以上の方につきましては、これまでと同じようなやり方で、2回目の接種を受けた方について、その集団接種で受けた方は、もうこちらからあらかじめ日時を決めて、はがきをお送りして、受けていただくようにしております。ただし、65歳未満の方からは、基本、LINE予約を中心にしていきたいと思っております。LINE予約と、あと、できない方は電話予約のほうで受け付けるような形をこの3月の中旬、下旬ぐらいから始めていこうというふうに思っております。

**○議長（百武辰美君） 商工観光課長。**

**○商工観光課長（澤田健一君）**

商品券の話が出ましたので、将来的にはそういう方向も当然見ていかないといけないと思います。DXに反対するわけじゃないんですけども、今の現状のままで、スマホで取れるとかそういう感じにすると、非常に住民間の不公平感は大きくなって、この議会でも紛糾するんじゃないかというような感じもあると思いますので、そこはもう少し住民側の普及の部分を一緒に考えながら、タイミングというのはちょっと必要かというふうに思っております。

それと、もう一つ、先ほど納付書の納税の件が出まして、私、当時税務課にいましたので。平成20年に既にクレジット納付を導入しておりますが、当然コンビニ納付も導入しておりますけども、そのときに、QRコードじゃなくて、バーコードで納付書には記載がされております。それをQRコードでかざすと、きゅっとう読み取って、今でもPay Payで支払うことができる仕組みになっていますので、その辺は、もう既にクレジット納付でシステムを構築していたので、そういうのにも今対応できているというところで、そこはちょっとお知らせをしておきます。

**○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。**

**○長寿支援課長（本山征一郎君）**

先ほどタクシーチケットの話も出ましたので、私のほうからその件について回答したいと思っておりますけれども。

タクシーチケットの対象者を考えていただきますと、今度から70歳以上とはしますけれども、どうしてもやっぱりデジタルというふうになってくると、なかなか組織的に弱いということで、利用も伸びない可能性も十分あります。ですので、そのベースなところをまず考

えていけないといけないかなと思っていますので、そういったところも含めた講習とか、そういったものをイメージしながら、その辺がある程度形ができた段階で導入できればなというふうに考えているところです。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

当然、デジタル弱者の方がいらっしゃるというのは重々分かります。ただ、もう、携帯電話も、ガラケーと呼ばれるものが各通信キャリア、もうなくなっている状況ですね。もう新しい契約ができなくなっている状況。物理的にもうスマートフォンをほとんどの方がお持ち、高齢者であってもお持ちになっている環境というのはどんどん増えていっていると思うんですね、今後もですね。なおさら今度どんどん、時間がたてばたつほど、何かしらスマートフォンを触られるケースというのは増えていくと思いますので。逆に言うと、もう手に持たれているんですよね。であれば、例えばそのアプリで、もう何か一つ押せばできるみたいなアプリを、そんなに難しい開発じゃなくてできるようになれば、例えばこのボタンを押してもらったらもうタクシー呼べますよと、極端な話ですけど、そういうのが今後できていけば、ああ、じゃあ、こっちのほうが便利かなという高齢者の方も出てくると思いますので、今すぐどうこうではなくて、そういう部分もぜひ考えていただいて、本当に紙が便利なのか。もしかしたらもうアプリで慣れてしまわれたら、高齢者の方もそっちのほうがいいって思われる可能性もありますので、今すぐどうこうではなくて、ちょっと長い目を見て検討していただきたいなというふうに思います。

あと、これは結構私もこだわって何回も言っているんですけど、公共施設でWi-Fi環境が整備されないと、やはりその避難所としての機能とか、あとは、どうしてもいろんな形で電子的に使われるケースというのが、そういう形で使っていただける場所だったらインターネットが、Wi-Fiが通っているからしやすいという環境もあると思うんですけど、その辺、公共施設のWi-Fiの整備については今どういう形で検討されていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

公共施設のWi-Fiの整備ということでございますけども、今、庁舎では、Wi-Fiの環境を整備しましてやっております。ほかのそういった避難所になるような施設についてはまだ今検討中でございますから、今後そういった方向で検討していかなければいけない

というふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

W i - F i の話を出したので一言申し上げておくと、今、波佐見W i F i って、温泉とか陶芸の館とか、いろんなどこで使われると思うんですけど、そのポータル画面の情報も結構更新されていなかったりするので、今使われているW i - F i の本当に利用に踏まえたところですね。お客さんの相当、もしかしたらその入り口からの後の状況が、導入されたときと今の環境というのは違っている可能性もありますので、その辺はもう一度ちょっと検討していただきたいなと思います。

それで、あと、今コロナ禍で、I C Tを使ってウェブ会議が多くなったということで答弁があったんですけども、具体的に今後、今までコロナ禍で町民の方と職員さんが会話をする機会というのがなかなか接点が取れなかったと思うんですね、特にこの2年間。やはりその辺で、何かそのインターネットを介して町民の方と職員さんがやり取りする機会というのも、テレビ会議の仕組みとか、何かそういう部分も今後検討が必要と思うんですけど、その辺は何か考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

直接、町民の方とはということではまだ検討しておりませんが、医師会のほうとは、そういったコロナの接種とかなんとかでテレビ会議を行ったというようなお伺いをしておりますので。どういう形か、まず、とにかくやってみるところなんだろうから、どういったところが一番早くできるかどうか、検討しながら、もしそういったできるようであれば、まずやってみるところから始めさせていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今まで自治会の集まりに、例えば健診の案内とか、職員さんが出向いて、こういうのはありますよという形でされる機会とかがあったと思うんですね。ただ、自治会自体の集まりがないので、そういうのはなかなか今できないんですけど。例えば、何かそういう集まりがあるときに、職員さんが出向けないときは、そのテレビを置いてもらって説明してもらおうとか、何かしら、もし可能性が考えられる部分があれば、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、あと令和4年度の施策としても、商工観光課でいろんな形で新しい取組に対して助成を検討されているということであったんですけども、県もDXを企業が進めるに当たっている形で助成を進めていたりするんですけども、町として、例えば波佐見町の中小企業の方がDX化を進めるのに当たって、何かそのモデル事業となるものに助成を出したり、そういう方向の検討はなされますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

DXに特化したというような、そういう補助金のメニューは、今のところ、令和4年度の当初予算にはちょっと計上しておりませんが、中小企業の全体で600万円、今回、予算を計上する予定にしておりますけども、その部分で、各事業者がそういったDXの推進で事業拡大していくとか、そういうワンステップ上げていくというのに環境を整備したりとか、そういうのも当然該当すると思いますので、そういうのをまずは活用していただくというのが今のところのできる範囲かと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形でメニューを考えられていますので、その中で使っていただく部分はあるかと思えます。

あと、やはりこういうICTを使って多いのが、やっぱり高齢者とか子供さんとかの見守りの部分で、今も緊急通報システムとかあったりしていますけども、やはり、もっと誰でも使える仕組みというのも一つ検討していただく必要があるのかなというのが。例えばその教育委員会分野とか長寿支援課分野とか、いろんな形で使うと、国の助成もそういうひもづけかもしれないですけども、どうしても用途が限られてしまうと、使われる方が少ないケースがあったりすると思うので。

大阪府箕面市で、キーホルダーをお子さんに持たせて、それを受信機側が、まちのいろんなところにあるらしいんですよ、商店とかに置かれていて。そこが通過すると、ちゃんと通っているねって。もし通過しないと何か起きているんじゃないかということで、アラームが保護者さんとかに来るといったサービスがあるそうです。何かそういうのも子供さんの安心安全にもつながりますし、あとは高齢者ですね、認知症を持たれている方、そういう部分の安心安全にもつながるので、ぜひそういう見守りサービスとかも、今、いろんな形でスマート

フォンとかを使ってサービスが出てきていますので、そういう部分もぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

今回、なぜ、今タイミングで自治体DXを上げたかという、やはり新庁舎ができるという部分で、いろんな形で業務自体、仕組み自体を変えていくタイミングだと思って質問をさせていただいたんですけども、新庁舎で一番課題だと、できてからの課題だと思うんですけど、紙を、書庫をどれぐらい確保するかという部分が出てくると思うんですけど、今の検討段階で、今の書庫と新しい庁舎の書庫、どういう考え方を持たれていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そこにつきましても、来年度の予算化でファイリングシステムというのを検討するために予算化をしております。今、簿冊で管理をしておりますけども、それをファイリングのほうに変えて、少しでも減らしていくというところ、そういった紙の情報を減らしていくと。それはひいては、もうそのデジタル化でペーパーレスまでこうつなげていくというようなところを来年度から検討をしてみたいとは思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形で検討されていると思うのですが、栃木県小山市というところで新庁舎を造られるに当たって、書庫を3分の1に物理的に減らされたみたいですよ。というのが、電子化をされるというの踏まえていますし、もう過去の要らない文書を捨てるべきだという考え方もあってそういう形で進められていると思います。

新庁舎ができたときには、紙をある程度減らしておかないといけないとなれば、もうタイムリミットが来るので、そういう考え方で電子化を進めるというのも一つの手だと思いますので、ぜひ今から、新しい庁舎ができるに当たって、県庁とかでもフリーアクセスで、デスクが固定されていないという部署もあると思うんですけども、そういう新しい庁舎の事例も参考にされながら、働き方自体を見直して。例えば、職員さんの各担当課で進められているケースも、行事によっては、担当を超えてフラットにチームで動けるとか、その辺もぜひ新庁舎ができるに当たっては、いろんな形で組織の見直しとかも併せて今後検討していただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。



○副町長（前川芳徳君）

当然、議員がおっしゃったように、今後、国が設置しております自治体戦略2040構想研究会の中では、自治体が将来的にはお金も人も不足するというふうなことも言われておりますので、そこに合わせたところの機構改革は当然必要になってまいります。そういったことで、そういった柔軟な対応ができるような庁舎づくりということで進めてまいりたいというふう  
に思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんな形で進められていると思うんですけども、DX元年ということで、町長、施政方針にもうたわれていますけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

昨年から、国、それから県、そしてまた、去年の5月7日、7月、12月とか、いろいろ研修をいたしましたし、我々も見ましたけども、新聞も欠かさず、DXのことは。大変な時代になったなというふうな思いを致しておりますし、しかし、これをちゃんと受け入れて、そしてまた、より高度なサービスができるように、そして、これ以上、職員の職務に負荷のわからないような、そういう取組をしていくことが一番大事じゃないかなと。職員の今の状況を見ると、DXまでちょっと目が届かない、手が届かないという状況です。しかし、そういうことをクリアして、やはり一体となって、自分たちの職場環境と同時に住民の福祉の向上が効率的にできるようなこと、これを今、歩み始めて、やっぱり3年ぐらいにはある程度の形が整うような、そういう状況に、これからの勝負はDXにかかってくるんじゃないかなというふうな思いをして、今年の仕事始めの式に職員の皆さんに伝えたところでございます。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

改めて、おはようございます。お疲れさまです。

通告書に従い、一般質問を行います。

大きく二つあります。

1. 地方自治体の窓口業務について。

窓口業務の民間委託については、各省庁より委託できる範囲が示されている。

(1) 人口が確実に減少していく中で、今後の職員体制と採用をどのように考えているか。

(2) 会計年度任用職員など多様な勤務形態はどのようになっているのか。

(3) 窓口業務の民間委託業務化は、地方行政サービス改革として国も指針を示しており、今後検討が必要だと思うがどうか。

2. 町が管理する土地内（道路等）の民有地について。

(1) 町道等における個人名義地はどのくらいの数があり、面積はどのくらいになるのか。

(2) 「所有者不明土地」増加要因に自治体の非積極的な移管放置も挙げられているがどう考えるか。

(3) 相続登記が義務化され、移管放置の問題は大きな支障になると考えられる。町としてどのような対応と対策が考えられるか。

以下、詳細については発言席より行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。

1. 地方公共団体の窓口業務について。

(1) 今後の職員体制と採用をどのように考えているかという御質問ですが。

国の研究機関である社会保障・人口問題研究所の予想では、本町の2040年の将来人口は、現在より2,500人ほど減少し、1万2,023人、さらに2065年には5,500人ほど減少し、8,886人と推計しています。このことから、人口減少に伴い、行政サービスの提供量自体は減っていくものと思われますので、職員数については住民に提供する行政サービスの量、つまり人口規模に見合ったものであることが原則であると思います。

今、国会において、急速な高度情報化や少子高齢化という社会情勢の変化で、既にデジタル庁を設け、さらにはこども家庭庁という新たな組織も視野に入れ、新時代への対応を進めています。これに合わせて、地方自治体にも新たな行政サービスや体制整備が必要となってくることも考えられます。

激変する社会情勢と、それに伴う住民ニーズの多様化を考えると、人口減少だけで今後の職員数を語れないところもあるのではないかと考えており、その時代に見合った対応が必要かと思っております。

なお、令和5年度から地方公務員の定年延長が始まり、2年に一度、1歳ずつ定年が引き上げられ、令和13年度に65歳が定年となります。このことにより、本町ではしばらくは定年退職者が出ない期間が発生します。しかし、職員構成の平準化を図る上からも、一定の新規採用は続けていかなければならないものと考えています。

(2) 会計年度任用職員などの勤務形態はどのようになっているのかという御質問ですが、本町の会計年度任用職員は、9時から16時勤務のパート職員と、8時30分から17時15分のフルタイム職員の二つの雇用形態があり、さらにパート職員では、週1勤務や週2勤務などの短期勤務の職員もいます。業務内容は、パート職員は正規職員の補佐的な仕事を行い、フルタイムで勤務する職員は、基本的には、介護士、栄養士、看護師など資格や知識を有した専門的職種に従事しています。

(3) 窓口業務の民間委託の検討が必要だと思うがどうかという御質問ですが、現在、窓口業務の民間委託については、先行して実施している近隣自治体もありますので、行政視察などを行い、調査研究しているところです。

また、民間委託とは異なりますが、派遣会社からの派遣という方法もあり、本町にとってどのようなメリット、デメリットがあるかの研究も行いながら、業務の効率化、行政サービスの向上に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

## 2. 町が管理する土地内（道路等）の民有地について。

(1) 町道等における個人名義地と、その面積はどのくらいあるのかという御質問ですが、町が公衆用道路として管理している土地の中には、所有権移転が行われていない個人や法人名義の土地も一部含まれているところです。議員御質問のそれらの土地の数は、公衆用道路として固定資産税を非課税としているもので、筆数が約2,800筆、総面積で約29万5,000平方メートルとなっています。

(2) 「所有者不明土地」増加要因に自治体の非積極的な移管放置も挙げられているがどうかという御質問ですが。

相続登記が行われないことが要因で不動産登記簿での所有者の特定が直ちに判明しない、または所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が全国で多数発生している状況となっています。このようなことから、国においては、発生予防と利用の円滑化を図るために、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針を打ち出し、総合的な民事基本法制見直しに取り組まれているところです。

本町においては、近年の町道などの公共事業に要する用地買収や寄附があった場合、職員が嘱託登記をしており、所有権移転登記に漏れがないよう、移管について積極的に取り組んでおりますが、過去の道路整備においては、売買契約はしたものの所有権移転登記がなされていないケースも存在するため、所有者不明土地が発生しないよう、可能な範囲で移管するよう努めてまいります。

(3) 相続登記が義務化されることに、町としてどのような対応と対策が考えられるかという御質問ですが。

相続登記は、義務化されることで、今後法務局よりどのような形で関係者へ周知されるのかは不明ですが、身に覚えのないお知らせに戸惑う住民の方や、過去に譲渡したのにと考えられる住民の方もいらっしゃると思われまます。その事実確認ができる書類や記録が残っているのか。残っていない場合に、その手続の方法や登記費用を誰が負担するのかなどの問題が発生すると考えられます。本格的に改修しようとする、該当する位置の確認、事実確認など、多大な事務量と時間がかかるものと思われまます。

今後の対応としましては、道路内に民有地が存在しているかを特定し、関係者へ町より周知し、対応します。なお、昭和60年代以降の町道に関する用地買収等においては、所有権移転登記が確認できないと用地費の支払い完了ができないなど、厳格に対処しているところであり、今後も適正な処理に努めてまいります。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

地方財政は、少子高齢化が急速に進む中、依然として厳しい状況が続いています。しかし、行政サービスは、住民生活の多様化やニーズにより、質の高いサービスが継続的かつ効率的、

効果的に提供していく必要が求められています。波佐見町でも多くの職場窓口で会計年度任用職員が公務を行っています。

そこで、国においては、地方行政サービス改革推進のため、公務の民間委託できる範囲を通知したり、示したりしております。そういう状況で、もう一步、進み込んで御説明をしたいと思います。

画面は、市町村の適切な管理の下、民間業者の取扱いが可能な窓口業務として調べたところ、約100に近い数字がありますけども、ここでは数点だけ提示をしております。

地方公共団体が提供するサービスには、法律上、民間に委託することが可能な業務と、自ら執行することとなっている業務があります。もちろん窓口業務といえども、交渉行為など、市町村長の名前においてする業務であり、職員が責任を持って行うべき業務が含まれるため、民間業者に取り扱わせる業務は補助的業務とされています。

しかし、国、県からの権限移譲などによる事務量増加に伴うマンパワー不足の中、役所の窓口業務や全体業務の見直しの中で、民間業者への窓口や庁舎全体業務を包括委託する流れが出てきています。いわゆる、そのときその場の数多くの臨時的職員採用と、単年度、あるいは委託期間中は少なくとも臨時的職員採用や指導等の必要がなくなる民間委託事業への流れをどのように捉えられているのでしょうか。それに、委託により人事的問題に関わるマンパワーをフレキシブルに対応していただけたらと思いますが、どのように思われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

こういった窓口業務につきまして、そういった民間委託というところは、近隣自治体でもございます。私たちが職員の業務改善という観点からも、そういったものの調査研究は進めていかなければならないというふうに思っております。

実は隣の有田町が既にこういった業務をされておまして、先月、調査に、これは議員から質問があったからというわけじゃなくても、当初から行く予定でしておまして、お話を聞きしに行きました。なかなか実情としましては、合うところと合わないところがあるなというふうな印象を受けております。ですので、まだまだ調査研究していく段階かなというふうに思っておりますので、隣の武雄市もそういった形でされているということでございますので、もうちょい、そういった近隣の委託されている自治体の調査研究を行いながら、こ

の民間委託については対応してまいりたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、職員の業務改善というのもございますので、できるだけそういった業務改善につながるような方向であれば、積極的に検討ということがなされるかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

波佐見町の状況を見てみますと、昨年度は11人の職員採用がなされました。必要な業務に必要な職員を配置することに何ら問題はありません。しかし、現在、速いスピードで人口が減少していることが、社会保障・人口問題研究所が科学的な数値をもって証明をしております。昨年の議会でも申しましたけれども、波佐見町では既に毎年100名近くの人口が減っている状況にあります。このことは、三股郷や平野郷等の小さな地区が毎年なくなっていることとも同じだとも言いました。当然ですが、何もしなければ、10年後は1,000人近い人口が減り、長野郷、協和郷を合わせた人口が減ることになります。

想像もちょっとできませんけれども、先ほど町長が言われたように、20年後は2,500人減り、約1万2,000人です。折敷瀬郷、あるいは宿郷の人たちがすっぱりいなくなる状況と同じことが予測されております。この人口減を踏まえれば、本来ならば、職員を減少させていかなければならないこともまた明らかなことです。今後は、職場の業務の見直しを図るとともに、新しい庁舎の建設計画と併せて将来の職員定数も考えていく時期に来ていると思っております。

現在の職員採用の方式はこのままでいいと思われているのでしょうか。職員以外、もしくは会計年度任用職員以外の方法も今後は考慮されていくというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

先ほどの、さきに質問されました城後議員のDXとの関連もあろうかと思っておりますけれども、一部答弁いたしましたけれども、総務省が設置いたしました自治体戦略2040ですね、構想研究会の中では、2040年には日本の大方の自治体において財源も人も足りなくなると。どのようにしていくかと。ただし、業務量は減らないと。当然そうなると、組織の意識改革、それから機構改革も当然ですが、進めてまいらなければならないということになりますので、DXはもう推進しなければならない必然的なことだというふうに理解しております。

そこに合わせて、当然DXを進めるようであれば、職員が本来の業務に専念できるように、機械に任せるようなことができるものは全て機械にさせると。IRであり、あるいはRPAというふうなものに任せて業務改善を図っていくということであれば、将来的には半分の人間でも今の仕事をこなせるような組織にしなければいけないというふうな提言もなされているようにございますので、今後は今の職員数をキープしていくのは非常に厳しいのかなという考えを持っております。

といいますのは、今、東彼杵町の人口ぐらいになるというふうな予測をいたしますと、東彼杵町が今、八十数名の職員ですかね、80名か90名かと思えますけども、当然そこを目指して職員構成は取っていかねばならないものというふうに思いますが、これが一遍にそういうふうにできるかというところもございますので、今後の退職者の状況、あるいは職務の内容によって、そのときそのときに合わせた人事というものを考えていかねばならないのではないかとこのように思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

近場では、昨年10月に武雄市役所が市民課窓口業務を3年間、民間委託業務をしております。内容は、住民票の写し、印鑑証明書交付などのいわゆる補助的業務とされていますけども、その内容は26の業務に及ぶとされています。

先般、武雄市役所を訪ね、契約や現場の状況の説明を受け、窓口業務を拝見いたしました。市民には、これまでどおり何ら負担を求めるものではなく、おおむね好評のようです。行政側も委託業者に滞りなくやってくださいとの立場で、本来の業務に打ち込めるというふうなことでした。

今、波佐見町にはどのくらいの会計年度任用職員がいるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

現在の会計年度任用職員は、大体100名ほどいます。先ほど町長の答弁にありましたけれども、月曜から金曜まで出ている会計年度任用職員の数80名ほど、あと20名ほどが、週1とか週2とか、そういった形で勤務していただいている職員となります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

恐らく、その100名程度の方々と町は個別の委任契約等を結んでいらっしゃる、その都度の伺いや給与、手当等の業務も大変だろうと思います。昨日、本山長寿支援課長が、応募がありませんでしたという発言をされましたけども、そういった問題等を解決するために、佐賀県上峰町、玄海町では、庁舎全体業務を民間業者に包括委託しています。これは職員以外の、いわゆる臨時的職員の業務一切を民間業者に一括委託するもので、必要な人員、給与は、請け負った業者のほうで対応するものとお聞きしました。年間、あるいは契約期間内は、臨時職員等の対策や労務管理をすることなく、理事者、いわゆる管理者側も担当課も本来の業務に専念できるメリットがあるのですが、こうした先進地の対応を改めてどのように考えているのでしょうか。波佐見町はこれまでどおりでいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった先進地事例でできているものが波佐見町でもできるんじゃないかということでございますけども、先ほど言いましたとおり、先月、有田町に参りまして、そこで担当者からお聞きしたところで、そういった全体業務を委託した場合に、これは法律上の問題がございまして、仕様書に沿って業務を委託します。例えばそういった戸籍の住民票の発行業務とかは、その委託のされている方はできるんですけども、窓口によっては、来られる住民の方は、同じフロアで仕事をしていますので、職員ということで、その住民票以外のお問合せとかそういったものをされる可能性があるかなと思っております。そういったときには、その民間委託を受けた職員さんは、業務外のお問合せに対応しなければいけないとなって、それはもうその業務はできないということで、もしその業務を、仕様書にありませんので、うちの職員から聞いてそれを住民の方に対応すれば、偽装請負という法律上のちょっと違反行為に当たるということで、なかなか窓口全体をそういった民間委託するようになってくれば、確かにその業務だけを出す分には構わないんですけども、住民の方は職員という形で問合せを多分されてこようかと思えます。プラスアルファのことをですね。そこの対応をどうしていくかというのが一番の難しい問題だなというところで、本当、有田から帰ってきて思っております。

ですので、ほかのそういった全体業務をされている自治体というのも、多分過去にはそこから辺りで検討をされているところもあるのかなと。有田町でもそういった偽装請負というところがあったので、窓口業務は、最初お願いしていたらいいんですけども、外したらしいで



す。そこはできないということで。

ですので、できるところとできないところと何かあるみたいで、まだまだその調査研究が必要などころがあると思っておりますので、将来的には、そういった業務管理で、物すごく職員の事務負担は下がるというのは本当分かっております。ですので、できるところ、できないところの分野をまだまだ調査研究をしていかなければいけないなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

波佐見町でも実は何もしないわけではなくて、既に下水道事業では、当初からプロポーザルを受け入れ、業務の民間委託は既に20年になろうとしております。いわゆるその方式を役場全体に適用させることができると私は考えています。今後の組織機構の再編やスリム化、組織体制の構築や事務量増加によるマンパワー不足を考えると、近い将来、書類等は、窓口以外、例えばコンビニ等やその他の窓口で取得することになるでしょう。長崎市でも、新庁舎建設をきっかけに庁舎全体業務は民間業者へ委託する方針で、既にプロポーザル型提案を受けているとお聞きしております。

波佐見町でも新庁舎はそういったことに対するいいきっかけになるのではなかろうかというふうに思いますけども、どう考えられるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

先ほど、もう既に下水道のほうはということでお話がございましたけれども、下水道という、変な話、住民の方とあまり接するところがない、そういった業務については可能というふうに判断はいたしております。

それと有田町においては、放課後児童クラブですか、を町で運営しているみたいで、そこはもう子供を扱う業務だけ、そういったところはこういった民間委託が可能というふうには判断しております。

ですので、先ほど言いましたけども、町民の方と接するところの窓口業務というのを、そういった偽装請負と言われなように差別化できればいいんでしょうけども、基本的に町民の方は、職員ということでお問合せもされる可能性がありますので、そういったところについて、まず、できるところとできないところが出てくるかなというふうな判断はいたしてお

りますので、先ほど言ったとおり、まだまだ調査研究するところがあるかというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

そこで、そういった問題を研究しながら進めている、熊本県上天草市と福岡県の篠栗町にもお伺いをいたしました。

上天草市は、平成25年4月から窓口にて、証明書等の発行、住民係、福祉係などの窓口を民間業者に委託をしております。背景に、少子高齢化による人口減や、景気低迷による税収減少、住民ニーズの多様化による臨時職員の増加と労務管理の煩雑化による事務量軽減などが挙げられております。

実現までの問題として、委託社員及び市職員の知識不足が挙げられましたけども、各業務担当者が作成したマニュアルを活用し、問題解決や知識習得に努めたとされています。その結果、23年度には2億6,030万円から、25年度には2億420万円と、人件費が約6,000万円、大きく削減をされております。さらに、業務見直しにより、臨時嘱託職員、正職員を約20名削減され、特に委託することで人事異動に影響されず、長期的により深い業務の理解ができているとされています。

今後の課題として、さらにコールセンターなどを設置するなどして、市役所全体業務をアウトソーシングする、そういった行政改革による効率化によって捻出した予算を子育て支援事業や観光整備に充当したいとしております。

福岡県篠栗町は、その背景として、正規職員の適正化による、職員が減少する中で、行政ニーズの変化や多様性への対応の必要があるとされました。それに伴う臨時職員や非常勤職員などの多様な勤務体系の職員の増加、行政サービスの向上と行政構造の効率化の実現と行政スリム化を図るため、臨時職員に関わる業務を平成26年度から民間会社に包括的に委託をしております。委託業務により任用している臨時職員を継続して雇用、住民サービスの向上と地域の雇用の安定を実現しております。

問題点として、当初、委託事務量が少ないため、窓口業務だけでは事業者を確保できないと思われていたけども、包括委託することによって委託事務量を確保するため、前回のヒアリング等を行い、委託可能業務を洗い出したりしたとお聞きしました。結果、民間のノウハウを導入することによって、住民サービスへの質の向上などがあったとされております。

こうした事例を見ますと、窓口の民間委託については、大きな成果が上げられていることが分かります。職員は窓口業務に時間を割かれることなく本来の業務に打ち込むことができますし、職員管理からすると、人事異動面、労務管理の効率化が図られております。実施までに、やはり二、三年の期間を役場内で協議し、討論を踏まえ、実施に移行しているようです。

先ほど朝長課長も言われましたように、移行時期ですので、全ての問題がこれによって解決しているとは言えませんとの報告も受けております。もちろん、委託しても会計年度職員や臨時職員は多少はおられましたということです。

当初申しましたように、波佐見町でも、急激な人口減や経済成長が望めない現状にある今、これまでの雇用体制に執着することなく、民間業者委託を含めた抜本的な人員体制制度を急ぐ必要があるかとは思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

先ほどの議員の話の中にはありましたけども、二、三年かかるというところが今の現状かなというふうに思っております。例えば、各課を横断的にそういった業務があるかどうかということで、そういうのを検討したという事例を申し上げられましたけれども、有田町の事例を申しますと、財政課では、登記事務、議事録、指名願、備品台帳、生涯学習課では、草払い、運転、配送、印刷、封入、各種作業、それと、施設の貸出し受付、その他事務、子育て支援課では、ここは放課後児童が有田はありましたので、そういったところで、各課横断的にどういう業務ができるかというのを調査されているみたいです。その部分については、そういった委託業者の方がされる。ですので、正規職員と、会計年度任用職員と、委託をしている業者の職員さんと、三者というか、そういった形で運営をされているのかなというふうには思っております。

それと、もう一つ、窓口業務等につきましては、今話をしております、そのDX化で業務の改善を進めていかなければいけないというふうにも思っております。ですので、今後のDXの関係で、役場に来なくても、コンビニで住民票が取れるとか、そういったものを進めていかなければいけないと思っておりますので、将来的にわたって、業務はどれだけ必要なかということと、先ほど申しましたとおり、業務の中について、こういった形で民間委託ができていくのかということも併せて検討もしなければいけないと思っております。

それと、あと経費のこともちょっとお話がありましたけども、当然業者に出すとなれば、そういった業者の委託経費が新たに発生するんですけども、有田町にお聞きしたところ、人件費の大体15%ということでありましたので、すごい金額だなというふうに思っております。

また、そういったその経費関係もございますので、波佐見町にとって何が一番ベストで、とにかく職員の業務改善、それと、町民の方の利便向上にどうしたらつながっていくか、それとあと、経費の削減、そういった総合的に検討させてもらいながら、今後も調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

検討されていくというふうに理解できました。先ほども申しましたように、せっかく新庁舎が建設をされ、波佐見町でも新たな一步を踏み出すまでもう二、三年という状況に来ております。これをきっかけに、あらゆることの再検討をされるとともに、条件が許せば、ぜひそういった業務の民間業務への委託等も検討をしていただければというふうに考えます。

続きまして、町有地における民有地について、お伺いをいたします。

町有地、特に町道等においては、日常的な維持、保全、管理にも良好な体制が図られていることだと思っています。私の業務柄、個人が所有する不動産について取り扱う機会が多くありますけども、その個人が所有する土地が、300路線を超える町道内に存在する不動産が多々あり、相続時にそのまま個人名義で受け継がれることとなります。例えば、個人所有の畑や田が町道になっているところも散見されます。このような場所があることは、町としても、いわゆる建設課や税務課においても大まかに認識されているようで、そういった箇所は、課税明細書等には、例えば公衆用道路と記載をされております。

国土交通省が毎年まとめている土地白書の平成30年版によると、日本国内の登記簿上の土地内の土地のうち、所有者不明土地は約20%、2016年時点で九州の面積367万ヘクタールを上回り、約410万ヘクタールに達しております。さらに、今後、北海道の面積780万ヘクタールに迫ることを危惧し、2024年4月には、相続登記義務化が過料を科して行われる予定となっております。これにより、相続登記がこれまで以上に増えることが予測され、個人はもちろんのこと、町としても、いわゆる公共用地の所有権が誰にあるのかを明確にし、しかも早急に対応する必要があると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

公共用地の所有権が誰にあるのかを早急に行う必要があるのではないかと御質問でございますけれども、先ほどの町長の答弁にもございましたが、公衆用道路として、固定資産税が非課税となっている筆数は約2,800筆ございます。町道など、町が管理している土地に、どの程度、個人所有が存在するかを精査するには、多大な事務量と時間を要することから、可能な範囲で特定作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

いわゆるその背景には、これまで相続登記はしなくても当面困ることがなく、一般的に放置されがちでした。その結果、相続人が増え続け、結局、相続登記ができなくなり、所有者不明土地が増える要因ともなりました。また、その一因に、自治体が状況を把握しているにもかかわらず、積極的に公有地にしてこなかったことも挙げられています。もちろん、これまで分かった時点で寄附行為等をしていただいた。そのようなことも必要でしょうけれども、これまでの対応への反省と今後の対応はどのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

町長の答弁でも申しましたとおり、昭和60年代以降の公共用地につきましては、分筆、それから所有権移転登記につきましては確実にいき、その所有権移転が確認できないと土地代の支払いは行わないというふうなことまで厳格になってきたところでございます。ただし、これが、私がまだ役場に入る前の昭和40年代から50年代にかけて、農村モデル事業、あるいは構造改善事業という、今で言う農林水産省の事業で、各地区の事業に合わせて各地区の道路も改良されております。これは一旦、農道に格下げをして、それでその事業に合わせるために拡幅等を行われたようでございます。その当時、事業費の中にそういった分筆、あるいは登記関係の事業費を見てもらえなかったということで、町単独ではなかなかそこまでの手が回らないということでされてこなかったという経緯をお聞きしております。

今後、そういったものがこの所有権の相続関係について、そういった土地の問題が出てまいりますので、全てとは、すぐに一気呵成にということではできませんけれども、ケース・バイ・ケースに合わせて対応していかなければならない問題かと思っておりますし、限られた職

員の中でそれだけになかなか対応するというのも難しいところがございますので、それぞれの専門的な業者にお願いをするような対応も考えていかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

画面上の資料は、昨年12月の長崎市議会において、40年以上前から市道地内に民有地が含まれていることに対して、副市長が市側の落ち度を認め、認知をいたしましたという記事です。当該土地は固定資産税非課税にはなっているものの、現在の登記上の名義人からは改めて土地の買収を求められております。長崎市は、市道には固定資産税非課税の民有地が約6,000カ所あり、解消を図るとされていますが、いわゆる市議会側からは、不誠実だとか、いわゆる職務怠慢などの声が上がっております。

今、副町長、町長からもお話がありましたように、面積と件数をお聞きしたかったのですが、約2,800件、29万5,000平米の非対応の土地があるということで、今後心配されることは、先ほどもちょっと触れましたけども、今までどおりにいかなくなるおそれがあるということです。というのは、先ほども少し触れましたけども、これまで相続登記は関係者の裁量に任されておりましたけれども、これからは相続の開始をして、かつ所有権を取得したと知った日から3年以内に、あるいは遺産分割協議がまとまって2年後には実施をしないと過料が科されることになりました。恐らく相続登記は格段に増えることが考えられます。それに伴い、公有地と個人間のトラブルや問題も数多く発生するものと思われま。

これは、ある町道の中にある民有地を示したものです。赤線が道路敷地内、青線が民有地となります。こういった事例が町道内にたくさん見受けられます。

現在、課税、非課税にしろ、町有地、主に町道に多くの私有地があります。その私有地から公有地への解消を取り組んでいかなければ、個人の相続登記への大きな支障となります。また、このまま登記を行わず放置しておくと、管理関係がより複雑になり、道路管理や税制上にも様々な問題が出てくるおそれもあります。町道や公有地等の登記が進まない理由もお聞きしたかったんですが、先ほどの副町長の答弁の中で大まか理解はできました。ぜひ、関係各課で管理している公有地の正確な把握と税務対策をするべきだと思いますが、どのように捉えられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、今後その実質公有地であるにもかかわらず、私有地名義になっているという土地につきましては、先ほど申しましたとおり、一遍にはできないかもしれませんが、できる部分から対応しながら進めていくべきかと思えますし、公有財産の管理について、ある程度の把握はできておると思えます。台帳を調べておりますので、その中で現在把握できるものについては対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村達馬君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

こんにちは。

通告に従い、一般質問を行います。

1. ふるさとづくり応援基金の効果的な運用について。

コロナ禍の中、各種の支援策が講じられ、住民の安心した生活が保たれていることはとても喜ばしいことだと思います。

町長は、かねてより「自治会の活性化なくして、町の活性化はない」と話されてきました。町のさらなる活性化を願ひ、ふるさとづくり応援基金の効果的な活用に一步を踏み出すことはできないでしょうか。

そこで、次のことを問ひます。

(1) 人づくり・まちづくり事業の令和3年度の実績はどのようになっていますか。

(2) 本事業補助金の増額はできないでしょうか。

(3) 自治振興交付金の増額はできないでしょうか。

## 2. 防災行政について。

近年の大雨や台風による災害発生は、住民の災害に対する不安を一層高めています。

そこで、令和3年度の地域防災計画について、次のことを問います。

(1) 地域防災計画に、土砂災害における警戒避難体制が示されています。そこに「情報の収集・伝達」の内容が示され、「地区ごとに選定した巡視員との連携」とあります。今年度の実績はどのようになっていますか。

(2) 「河川の応急対策」の中に「水の流出を止める工事を行う」とあります。昨年8月豪雨でどのような応急対策が行われましたか。

(3) 近年の台風や大雨等により、河川内は流木やごみ等でかなり荒れています。河川内の景観整備を早急に行うときだと考えますが、どうでしょうか。

(4) 町長は、河川法第16条の3をどのように受け止めていますか。要約すれば、県の管理者（知事）の承認を受け、知事に代わって町長は河川の工事ができると明記されています。どうでしょうか。

## 3. 町道の整備について。

令和3年度予算で県道及び町道の整備が進められ、町民の安心安全なまちづくりが行われていることは、とても喜ばしく思います。しかし、町道の中には改善が必要な箇所があります。

そこで次のことを問います。

ナフコ波佐見店から八島交差点までの町道の工事終了後、八島交差点はどのような交差点になるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添議員の御質問にお答えいたします。

### 1. ふるさとづくり応援基金の効果的な運用について。

(1) 人づくり・まちづくり事業の令和3年度の実績はという御質問ですが。



人づくり・まちづくり事業は、波佐見町の多様な歴史、伝統、文化、産業等を生かし、独創的、個性的なまちづくりと、個性豊かで優れた人材の育成や、地域住民が一体となって地域コミュニティの活性化を図ることにより、活力と潤いのあるまちづくりを推進するため、地域で開催する事業や、雇用の創出、または交流人口の拡大を目標とする事業であります。令和3年度の実績は、申請が4件あっており、助成額が61万円となる見込みです。

(2) 本事業補助金の増額はできないかという御質問ですが。

本事業補助金は、例年120万円を当初予算に計上しておりましたが、コロナ禍におけるイベント自粛などが影響し、令和2年度の申請が1件のみにとどまったことから、令和3年度については半額の60万円としていたところでした。令和4年度においては、コロナの状況が落ち着き、申請が増えることを期待し、例年と同じ120万円を計上しております。さらなる増額についてのお尋ねですが、予算が足りなくなることが見込まれば、補正予算にて対応いたします。現に、令和元年度は157万1,000円、平成30年度は158万2,000円、平成29年度は177万7,000円を執行しており、予算の増額補正により対応してきたところです。

(3) 自治振興交付金の増額はできないかという御質問ですが。

自治振興交付金は、歴史的には、過去に納税奨励金として交付していたものを廃止し、その代替措置として、当時の自治振興補助金を増額して、事務の簡素効率化と自治会の自主的な活動の促進を図るため、制度を改正し、自治会活動全般の経費に充てることのできるものとした交付金です。

この予算につきましては、平成16年度は1,800万円でありましたが、当時、非常に厳しい財政状況となったことから、17年度には1,700万円に減額し、さらに18年度には、第4次行政改革にのっとった集中改革プランにより、10%削減し、1,530万円としておりました。それを25年度に1,700万円に、そして30年度には1,800万円に増額し、現在に至っています。

自治会に対する予算としては、地域振興事業補助金を、例年1,000万円のところ、令和3年度には1,662万円に、4年度には1,800万円に増額しており、ほかにも、人づくり・まちづくり事業補助金や行政事務委託料、コミュニティ助成事業などがあり、活用いただいているところです。

このような中で、経常的経費である自治振興交付金のさらなる増額は現時点では難しいものと考えていますが、今後の社会情勢の変化や自治会の状況等を踏まえ、検討すべき課題であろうかと思っております。

## 2. 防災行政について。

(1) 地域防災計画の中で、「地区ごとに選定した巡視員との連携」とあるが、今年度の実績はという御質問ですが。

ここでいう巡視員とは、自主防災組織のリーダー、つまり自治会長を位置づけています。8月の大雨発生時には、全部で160件ほどの災害発生等の連絡をいただきましたが、このうち自治会長からの報告は60件ほどありました。また、町からは、被害が特に大きく、緊急な措置が必要と思われた自治会長とは、災害状況の把握や避難者の現状、避難指示の相談など、連携を密にして対処したところです。

(2) 「水の流出を止める工事」として、昨年8月の豪雨でどのような応急対策が行われたのかという御質問ですが。

地域防災計画書の中の応急対策として、水の流出を止める工事とは、河川堤防が破堤し、集落等に流出することを想定しており、昨年8月の豪雨においてそのような被害はありませんでしたが、普通河川三ノ股川において、町道三ノ股線の路肩を兼用した河川護岸が崩壊し、地域住民の生活道路の確保が生じたため、応急工事として、大型土のうを2カ所設置し、生活道路を確保したケースがあります。

(3) 河川内の景観整備を早急に行うときだと考えるがどうかという御質問ですが。

町内には、県が管理する2級河川が11本で約40キロメートル、町が管理する普通河川27本で約25キロメートルあります。川棚川の桜づつみ河川公園及びそれに沿う法面等の一部については、河川公園愛護団体や環境美化作業員の除草や清掃等の管理により環境整備を行っています。併せて各地区の支流や生活用水路等は、環境美化推進事業として、各自治会での除草、清掃等を計画的に実施いただき、美化に努めてもらっております。

川棚川本流内については、県管理であり、これに係るしゅんせつや清掃等の保全管理業務は町の管理外であるため、毎年県へ要望を行っているところです。また、県管理とならない町内26カ所の町管理河川の一部は、環境美化推進事業を各地区で行っていただいておりますが、施工に合わせた機材や機器が必要な箇所、危険度が高い箇所などは、その実施箇所から除いております。

今後も、町管理河川等での環境保全美化については、町のみでの対応は難しい状況であり、地域での保全事業やボランティア等に御相談し、御協力を得る必要があると思います。

(4) 河川法第16条の3をどのように受け止めているかという御質問ですが。

御指摘のとおり、河川法第16条の3には、河川管理者である県との協議により、市町村長は河川工事または河川の維持をできるとあります。このことについては、令和3年3月議会でも同様の質問を受けておりますが、町でなすべき多岐にわたるあらゆる事業に取り組むための予算を編成し、不足する財源については起債や基金の取崩しなどを行っている状況です。それらの中で、本来県が管理する河川に対して町の予算を投入してまで行う余裕がないことから、事業の執行については現段階では考えておりません。

### 3. 町道の整備について。

波佐見ナフコから八島交差点までの町道の工事終了後、八島交差点はどのような交差点になるのかという御質問ですが。

町道八島田ノ頭線の工事についてのお尋ねですが、一部区間の拡幅工事と樋渡橋の改良工事が残工事としてあり、その工事完了については、用地交渉協議と橋梁改修に多額の費用が必要なことから、現在未定となっています。

お尋ねの八島交差点については、県道改良工事の際に県及び警察との協議の下で現在の計上となっております。主道となる県道に対して、町道八島線と町道八島田ノ頭線が同じ地点で接道するという地形的制約もあることから、現状の交差点形状となったものであり、しばらくは現状のまま推移を見守りたいと思います。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

人づくり・まちづくり事業の令和3年度の実績で、4件、61万円というような説明がありました。项目的にはどの項目の支援だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

項目のどれに当たるのかというお尋ねですけど、具体的な補助の内容を御説明したいと思います。

1件目が、湯無田郷の地区で、観光交流マップを作成したいということで、その事業に対して30万円助成しております。

また、次に、井石郷自治会からは、公民館の輸転機を購入したいということで、その事業に対して15万円助成しております。

また、宿郷自治会からは、公民館だったと思いますけど、防炎のカーテンを新しく購入したいということで、その事業に9万4,000円。それから、波佐見現代陶芸作家展、展覧会事業、歴史文化交流館で行われましたけど、その事業に対しまして6万6,000円助成しております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

この事業は、今後のまちづくり、人づくりにとって、非常にキーワードになるといいですか、重要な事業だなと思っています。コロナ禍の中にいろんな支援策が講じられていますが、なかなか私もこの事業に目を留めることはありませんでした。何か支援事業がないだろうかということで、ひもときながら、この事業を少し調べるといいですか、研究する機会を得た次第です。

一番に、もう少し多くの方に、確かにネット上をひもといていけばここを見られるんですが、今こそ、将来の波佐見のまちづくり、人づくりのために、この支援金を令和4年度は120万計上していると言われましたが、補正等で170万、180万近く出されている年もあるんですけど、もっとこういうのが町の人材発掘とか若者の育成にもっとこう力点を置く事業ではないかなと私は思って、増額ができないかというような問いかけをしたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

確かにこの事業は、町の活性化に資するものであって、ぜひどんどん町民の皆様に活用していただきたいと思っております。これまでは確かにPR不足であることは否めませんので、あらゆる機会を使って、活用していただくように周知、PRしていきたいと思っております。この活用によって、町民自らの企画力なども備わってきて、本当、波佐見町がにぎわいのあるまちになっていくものだと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

今、映像でも映していますけども、1項目め、2項目め、3項目め、それから6項目めとか、本当に今後のコロナ禍の時代だからこそ、こういうところに目を向けながら、町民挙げ

て町を活性化していく、そういうとても大事な事業だと思っておりますので、補正等を組まれて対応というようなことでしたが、町民に周知徹底をする上では、15万ぐらいしか出んとかというのじゃなくて、もう少し上限を増やして、啓発をぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

これまでが4月の自治会長会議でお知らせする程度でございましたので、広く一般町民の方にも周知徹底してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

ぜひ、前向きな取組を期待したいと思います。

その中で、今年度の内訳の説明がありましたが、私も、2月の23日から27日まで、歴史文化交流館で行われた陶芸作家展を見に行きました。本当にこう、歴史といいますか、波佐見の文化といいますか、非常に貴重なものを見せていただきましたし、開催をされている方のお話を聞きながら、作品展示の機会とか、または若者につなげていきたいんだとかというような強い思いを聞きました。このチラシはどんな範囲で配られましたかって言ったら、5,000枚程度で町内だけというようなことで、やはり歴史文化交流館は町の大きな財産ではありますが、波佐見町が交流の基点となるようにというような大きな目標があって、こういうのはやっぱり町内外にも波佐見をアピールするいい機会だったと思います。ましてや、有志の方が自己負担をしながら、この補助金を受けながら実施をしたということなんですが、僕は個人的には、歴史文化交流館の積極的な運営に取り組んでいくという町長の施政説明にもありましたので、これは、この支援じゃなくて、歴史文化交流館の支援事業として、全面補助で町のアピールする機会だったと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

こういうものは、ある面では、一面から言えばおっしゃるとおりですけども、ある一面から言いますと、補助金があるからしなさいとか、そういうパターンになったらいけないんじゃないか。やはり自立、自発的な発想、そして行動が非常に大事なことじゃないかなというふうに思っております。だから、自らやっぱりそういうふうなアクションを起こすというこ

とを期待しているところでございまして。これはもう、いろんなことをするときには、そういう補助金があるから、昔、私が当時、町長になった当初は、補助金のあるけん、せんですかとかなんとかというようなことをよく耳に聞きましたけども、やはり自分たちがまず地域をこうしたいとか、自分たちはこういうことをして皆さんにアピールしたいとかで、まずやってみなさいと。そういう中で、また新たな知恵が出たり、そしてそういうことであれば、もっと手厚く支援をしていこうじゃないかなというような、そういうことも、また一面では大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

この方たちの作家展を行うに当たっては、もう全部補助もなしで自分たちでやろうというようにお話をされていたので、何か支援がありませんかということで問い合わせ、この事業を知った次第です。だから、そういう前向きに支援があるからじゃなくて、自分たちでというようにことでしたので、今後は歴史文化交流館の運営にも関わって、そういう町の発掘をしながら、今はひな人形ですか、4月3日まで展示していますというような放送がありました。やはりそういうものも、よそから呼ぶことも大事でしょうが、430年余り続いてきた大きな歴史、波佐見の持つ大切な文化があるわけですから、そういうものも発掘しながら、歴史文化交流館の事業として、できるだけ個人負担がかからないような形で多くの方に見ていただく。それから、作家さんの若者さんたちにもこう発表の機会がつくられるような、そういうシステムづくりも今後必要ではないかなと思っております。

次に、自治会振興交付金について増額をということで、地域振興補助金ですか。それももう1,800万まで上げましたとか、この自治会交付金の歴史も、私もずっと昔から調べて、今、1,800万になったのは平成28年度から続いている事業だと思います。その前には、補助金みたいな感じで270万とかそういう流れがある中で今現在に至っている、そういう歴史も私も勉強させていただいたんですが。

なぜ、そういうようなことを考えたのかというと、ふるさとづくり応援基金等を使いながら、各種にわたって支援策が講じられています。やはりこれは町民皆さんの活性といいますか、活力といいますか、将来に向けて、そういう意味で応援基金を頂いていると考えたときに、町民皆様に、一部の人じゃなくて町民皆さんに何かこう還元する必要があるんじゃないかなというようにことをちょっと考えました。

そのときに、この自治振興交付金、ここに少し増額をしていただくことによって、今、各自治体は、コロナ禍でいろんな行事も自粛をして非常に沈んでおります。そういう中で、自然環境というのは、毎年毎年、災害を起こしたり、雑草やいろんな樹木等も栄えて、高齢化と反しながら、どんどん勢いを増していくような自然環境です。そういう中で、自治会にふるさと応援基金のほうから少しでも補助金を増額していただいて、1月の郷費だけでも免除にできるような、何かそういう町民全体に明るい話題を提供できないかということで、この自治振興交付金の増額をというふうに考えたんですが、いかがでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

ふるさとづくり応援基金の活用については、議員おっしゃるとおり、広く町民にその効果が行き渡るように事業を考えているところですけど、常々申しておりますのが、ふるさと納税制度、これが未来永劫続く制度とは限らない。いつ制度がなくなったり、変更になったりするのかわからない状況でございますので、活用に当たっては、経常的経費には充てないよというのが第1の考えでございます。自治会に対する予算については、これはもう一時的なものではなく、恒常的な経常的経費として私どもは考えております。ですので、なかなか、ふるさとづくり応援基金を自治振興交付金に充てることまでは、現段階では難しいかなと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

町民皆さんに、ごく僅かでも、この波佐見町のために応援をしていただいている方の気持ちが、僅かな金額でも交付することによって、住民の意識も高まって、さらにそういう応援をしてくださる方に応えていこうという意識の高揚にもつながるかなというようなことでお尋ねをした次第ですが、なかなか厳しい状況ではありますが、ほかのいろんな支援策の増額もなさっておりますけれども、私の思いは、自治会にそのまま少しでも行って、住民一人一人が郷費だけでもとか、または環境整備の少しの手助けとか、そういう部分になればと思ってお尋ねをしたところです。

次に防災行政についてです。恥ずかしい話、巡視員が自治会長だったんだって、私も2年自治会長をしながらその自覚がなくて、地元は災害のたんびに見ては回りましたけれども、その意識がなかったことを深く反省しております。

そのところを、自治会長とかそういうふうなことも明記をすることによって、住民の方も、情報を直接町のほうに上げることも可能でしょうし、自治会のトップである自治会長のほうに情報を入れるというようなその辺の体制もきちんといくのかなと思って、このところは私自身の勉強不足で、自治会長が巡視員と、地区ごとに選定したというふうなことを書いておりましたので、もしよければ、このところは自治会長というような明記をされたほうが分かりやすいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今年度ですけれども、お配りしましたこの地域防災計画書は、今年度大幅に見直しを行っておりまして、ちょっと細部までチェックが行き渡っていなかったなというところはこちら側としても反省をしておりますので、そういった表記については、ちょっとまた見直し等、できるところがあればしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

次に、流水、水の流出を止める工事を行うというようなことで、河川の応急対策というようなことでしたので、先ほど、町長の答弁では、川が崩壊するとか、何かそういう大きな規模の場合の応急処置みたいな形で私は受け止めたんですが。なぜここに目を向けたかといいますと、昨年8月豪雨で、河川から水田のほうに逆流をして、田畑に水が流れ込んだというような光景を目にしましたものですから、ああいうものの対応もここに該当するのかなと思って質問させていただきましたが、そういうのは対象外ですかね。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

恐らく川棚川から、あるいはニッケンあたりの大きな二級河川あたりから普通河川、そのほかの小さな川が逆流した状況かというふうに推察して申し上げますけれども、通常、二級河川につながる消火栓といいますか、放水路等については、逆流防止弁といって、逆に逆流するのを防ぐような大きな蓋といいますか、が設けられるのが通常でございまして、こういったものがうまく機能しなくて逆流をするというか、逆に蓋を止めてしまいますと、上から流れてくる水であふれるという状況も発生します。そこら辺、どういう対応ができるのかというと、逆にそこに無理に消防団等を投入すると危険も生ずることもございますので、ここ



では、そういった破堤した状況の中で応急措置を講じたいという想定を上げているものと解釈しております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

分かりました。

先ほど、二級河川から田畑に逆流する、そういう対応策はあるんだけど、その不都合でというようなことを言われたんですが、河川内は非常に荒れています。令和4年度の予算では、桜づつみの歩道の工事費として1,600万、予算計上がされています。前にも言いましたけど、確かにあの桜づつみはこれからきれいだし、私も3月末には有志で波佐見町に来んねということで、桜づつみのウォーキング計画をしているんですけども、あそこがきれいになればなるだけ河川の中がもう、これは写真、一部ですけども、逆にそっちを見られて、景観整備に力を入れているとは何かこう言えないような状況なんですけど、この辺の対応はできないのかというようなことで。町単独でもできますよと、これも財政厳しい折とは分かるんですが。もう今現在、柳も根っこから自然に倒れた。何日前、ちょっと強風がありましたよね、あれで8メートル、9メートルぐらいあるものももう根こそぎ倒れたりとか。それに、昨年のお水害でごみや何やもう、本当、恥ずかしい気持ちでなりません。

そういう意味で、財政は苦しいと言われますが、やはりこういうところに、ふるさと応援基金あたりを有効に活用して、河川内の景観をよくすれば、もっと波佐見の気度は上がってくるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

先ほど写真にもございますけども、昨年の8月豪雨等によりまして、河川内の木々等も倒れておりまして、自治会等からも要望が建設課のほうにもございました。その際は、私どもも現地の確認を行いまして、県河川の場合は、県のほうに写真等も添付して要望を行っているところです。県河川におきましても、年次計画で整備をされているところもございますが、なかなか範囲が広いというのもございます。全てに対応できていないところもございます。町河川につきましても、年次計画で予算を計上してしゅんせつ等も行っておりますので、可能な範囲で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

先ほど、しゅんせつとか、伐採等も含むんでしょうか、予算を計上してというようなことだったんですが、项目的に小さいので令和4年度の予算書にはその項目はなかったんですが、3年度も約1,000万近くの予算が計上されて、増額をされて、非常にうれしく思ったんですが、令和4年度については、今後示されるのかなと思いますが、頂いた予算書には明記されておきませんが、一応、しゅんせつとか樹木の伐採とか、そういうのは計画的に実施をされるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

令和4年度の予算におきましても、河川費の中で、しゅんせつのほうを5河川、計画をしております。こちらにつきましては、普通河川につきましてはですけども。今後も計画的に進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

何を行うにしても予算が必要になってくることは重々分かっているんですが、ぜひ、県の管轄かもしれませんが、南地区、宿、折敷瀬、あれからずっと南のほうですかね。柳だけでも切れれば、本当にすばらしい、この春先の波佐見の景観になるのではないかなと思います。なかなか前向きな回答を、前回同様、今回もいただけませんが、何とかふるさと応援基金のほうも協力をしていただく方が毎年増加の傾向がありますので、その中の一部でも活用していただいて、また、きれいになったああいう桜づつみ、併せて河川の様子を、写真とか、お手紙とか、そういうものも、子供の声でも、きれいになりましたというような写真と、子供たちの、または地域の声でもいいので、返礼品の中にちょっとこうお手紙を一つ添えて送ることによっても、また、さらなる波佐見の好感度を上げていくことになるんじゃないかなと思います。

何とかあの柳をしたいんです。各自治会でやってもいいんですが、この切ったのを処分するのに困るものですから、なかなか手が出せずにいるんです。これが実情です。だから、自治振興交付金を増額と言ったのは、今までは、河川敷の草払いとか、それは振興費で補助金を頂いておりますけれども、河川内の柳の伐採とか、そういうもののところまで、自治会

が本当に足を踏み入ることができなかったものですから、自治会の交付金を少しでも上乘せをして、樹木を伐採したそのものもきちんとしたところに処分できるような、そういうことも考えて増額をというようなことを話をさせていただきました。

その気持ちを、何とか柳がこの波佐見の町から、河川から消えることを私は願いながら、今後も何かいい方法がないか、私も調査研究を進めてまいりたいと思っております。ぜひ前向きに取り組んで、考えていただきたいと思います。

**○議長（百武辰美君）**

答弁は要りますか。

**○3番（田添有喜君）**

要りません。

次は八島の交差点です。私も現地に立ち会ったときもあります。でも、毎日ここを見るたびに非常に危険性があります。説明を聞けば、地元、または警察、役場と関係部署が集まって協議をして、こういうような形を今維持しています。町長答弁の中でも、まだ、完成は何年度というようなはっきりした見込みがないから、現状のままですと。

今ここには白バイがここ、待機していますよ。一旦停止とかなんかですね、なぜかって。やっぱりそういう不合理な交差点になっているということです。私も結構ナフコに行ったりとかしますので、あの道を通りますが、非常に危険性があります。今はナフコから出てくるのが優先です。そして、はすわ病院の下から来るのは、昔はそっちが優先だったんですが、規制線まで、「止まれ」という表示はありませんが、白線だけはしてありますが、昔の感覚の人はそこを真っすぐ行くんです。だから非常に危険性があります。

だから、今、工事完了の見込みはまだありませんということですから、ぜひ私は提案を試みたい。このポールが立っているところ、ここは、できた頃はこのポールはなくて、この車線は左折ができるようになっていたんです。今は1車線ですから、佐世保に行く道も、はすわ下に行くところも、ナフコに行くところも、この1車線の中から直進も左折もしなければいけない交差点になっています。こんなのを地元の方は、僕は希望しないと思います。

ここは湯口酒店の前です、ここもポールが巻いていますが、本来はここは真っすぐつながっていたんです。あえて狭くして、ナフコのほうから出てきた車は、右折も左折も1車線しかありませんから、1台も宿のほうに行けなかったら、佐世保に行きたい人なんか、ずっと詰まって、今度は、さっき言った交差点は、いやナフコから来るほうが優先、宿からはすわ

下に行こうとするところは止まらば、かなり危険性があります。そして年々、私もですが、年は取っていつているわけですね。最近、パトカーがもうここで、白バイが一旦停止とかなんかで、かなりの人が切符を切られていますよ。

だから、当分、工事の見通しがなければ、最初の形に僕は戻すべきだと。すみません、手描きで描きましたので図が下手くそで、著作権があるので、ちょっと一生懸命努力しましたが、このぐらいの絵しか描けません。この黄色の部分が、もう今は使われていないんですね。だから、私が考えたのは、ポールを外してしまって、従来のように車線を増やして、もっと利用しやすい交差点にすべきですよ。最初にそういう形をつくって、ポールを立てて1車線にしてしまった。それはいろんな理由があるでしょう。でも、今の現状よりも最初の形のほうが、うんと住民の安全性は保たれます。

そして、この稗木場郷の永田線のところですね。ここはグリーンカラー塗装がされています。歩行者を守るためでしょう。しかし、そこを歩いてきても、どこも横断歩道はないんですよ。どうやって渡るんですか。多分ここのはすわ下の道を拡張されるときは、前も言いました、通学路として活用するというような一つの条件もあったと思います。ならば、あのグリーンカラー塗装は自転車通行で利用できるから、そちらのほうが安全なんです。あの農道のところを通って行くよりもですね。

だから、何かこう、限られた予算の中で工夫をされているんだと思うんですが、この私の説明でどのくらい気持ちが伝わったか分かりませんが、この現状のままじゃなくて、早急に対応策を講じていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

恐らく、当初の頃から、今、写真で示されたように、ガードパイプ等で道幅が狭くなされたという経緯もやはり何か原因があるかと思うんですよ。恐らくこれ、図面で示されているのが当初の格好なんではないでしょうか。ここの中で、危険性が発生した、あるいは事故につながるような事案が発生してきたからこそ、そういうふうな改良がなされたのかなという推察はいたしますが、そこら辺は確認できておりませんので断定はできませんけれども、そういった経緯の下で改良されたと思います。

かつ、この状況であれば、例えば、想定される事故等が、波佐見のほうから八島のほうに曲がったときの、信号を過ぎてからそのまま左折するような格好になりますので、佐世保方

面から右折してきた車との交差でどうするのかとか、そういったいろんな問題も、ケースもあろうかと思います。そこら辺の分析をうまくしながら、なるべく事故が発生しないような形状といたしますか、ものが求められるのかと思います。

答弁でも申しましたとおり、ここの交差点が、主道が曲線に、ちょうどカーブになっている、県道がですね、その1点に2カ所から寄ってきているという、普通であれば十字の交差点になるんでしょうけれども、これが曲線部に同じ場所で接することから、どうしてもこう、いびつな交差点になってしまうと。一つの解消方法としては、八島線のほうですね、接道をもっと田ノ頭側に寄せて接道するとかというような方法もあろうかと思いますが、これには地元としても、また不自由になるとか、いろいろなこともあろうかと思います。逆に田ノ頭から来る道を八島のほうに、稗木場のほうといたしますかね、長野方面に少しずらして接道するとか、それはそれでまた不自由が生じるというふうなこともございますので、そういった、この交差点の形状を解消するには大変いろいろな問題がございますので、そこら辺を研究しながらベストな方法に持っていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

今、副町長のほうから答弁いただきましたが、いろんな要素がここはかみあって、従来の規制ポールがなかったときに事故がどのくらい発生したのか。多分あんまりあっていないんじゃないかなと。事故があったから規制のポールを立てたんじゃないんじゃないかなと、私の記憶の中ではそういうふうに判断をしています。今言われたように、少しずらすところがありますが、今すべきなのは、山角橋の信号機が撤去されて、郷民には、自治会のほうで無線のほうで撤去されましたと、交通規制がかかりますからという一報を入れてくれということで、住民には周知徹底を行ったわけですが、ここの湯口酒店のところ、永田に行くところの白線は、やっぱり「止まれ」という一つの規制をかけてあげたほうが、ここの交差点内の危険性を低くする一つの要因になるかなと思います。

もう一つは、蓮池保育園がありますけれども、結構朝は保護者の方も利用をされていますけど、そちら側にもやっぱり横断歩道は必要でないと、さっき言った、はすわ下のカラー塗装からずっと歩行者が歩いて、次にどこに行くか。ナフコに行くこの道も横断歩道がないから渡られないんです。そして、今現在のこの横断歩道は、もう限られた人しか守られない横断歩道になっているので、そういうところの改良も含めて、大きな事故が起こる前に、今

ある形のをうまく使いながら、住民の安全確保。住民の方はいいのかもしれませんが、結構、他県ナンバーの車も多くて危険性が高まっているという、危機感を持ってこの問いかけをしておりますので、もう一度検討をしていただいて。県道とも関わっておりますので、県との協力をしながら、少しラインの修正等の工事がかかるかもしれませんが、そんなに費用はかからないのかなと思います。前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

「止まれ」とか横断歩道とかというのは公安委員会のほうが設置されますので、警察と協議をして、どういった形、それと、過去においてそういったポールがないときの事故とか、そういった数字とかなんとかも、ちょっと警察と協議しながらこの交差点についてしてみたいとは思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

最後になりますけれども、午前中も同僚議員のほうから、自治体DXについてのお話がありました。結構、これまで一般質問の中で、地域の要望とか、そういうものを重視されているなど。確かに、町行政としては、そういう町の住民の声を生かすという意味からはそういうことが必要なんだろうと思いますが、防災アプリの開設とか、一番は、僕は危機管理、危機管理情報収集アプリをぜひ開設してほしいなと思います。保護者からとか、地域からとか、言いますが、みんな忙しくて、本当に関心のある人しか情報は上げてくれないんじゃないかな。毎日忙しい中に見逃してしまっていることがたくさんあるのではないかな。

これを考えたのは東京都23区で、マンホールの点検を100万ぐらい懸賞をつけましたが、本町の場合はその懸賞なんかはつける必要はないと思いますが、住民に、都民に協力をしていただいてマンホールの老朽化の点検を行った。物すごく経費もかからずに済んだというようにもあります。DX化を図るので、窓口がいっぱいあっても大変かと思いますが、住民が気安く、あそこはちょっと樹木が倒れかかっていますよとか、排水があふれて雨の日はちょっと子供たちの通行の妨げになっていますよとか、ちょっとイノシシで荒らされていますよとか、そういう簡単な情報を一方通行でもいいと思うんです。最終的に決断、実行するのは行政側で構わないので、そのことさえ一言触れておけば、いっぱい思われていること

が今まで以上に、今まで自治会でまとめてから要望せんばっちやろもんとか、何かそういう形式だった情報収集では手後れになってしまう。そういう意味で、私は、危機情報アプリって名前をつけましたが、大きく枠取りをすると防災アプリになるのかもしれませんが、そういうアプリの開設あたりを検討していただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君）

どうですか、答弁できますか。若干2番にかかっているような感じもしますが、2番にかかっているという理解で答弁をお願いいたします。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

要望でいいです。回答は要りません。

最後に、私も、とにかく実態把握が大事だということで町内を回っているんですが、中央線がもう消えかかっている。特に107号、村木の畑ノ原前、約1キロ弱、中央線が全く消えております。夜間、雨の日は分かりません。県道でもあると思うんですが、そのほか町道でもかなりラインが消えかかっている。前も同僚議員がラインが消えかかっていることの指摘をされたかと思いますが、いま一度、自治会あたりを使いながら、早急に対応しないと、もう、これから梅雨どきとかに入ったら、非常にトラック等が多くて、もう全く中央線はありませんので、その辺も県のほうにも要望をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 北村清美議員。

○9番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。

通告に従い、次のことを質問したいと思います。

1. 高齢者対策について。

人口減少と並行し団塊の世代が後期高齢者に突入する中で、近々の対策として、重点的に町民のための施策が必要であると考えます。

そこで、次のことを問います。

(1) 本町は、高齢者福祉政策をどのように考えていらっしゃいますか。

(2) 「支え合い」を推進されているが、現状の課題は。また、今後の必要な政策は何でしょうか。

2. 若年層の人口減少下による職員採用の対策について。

(1) 本町の職員採用における人材争奪戦の現状と対策は。

(2) 本町職員の所得水準は、他の自治体と比較してどうでしょうか。また、対策はどのように考えていらっしゃいますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1. 高齢者対策について。

(1) 本町は、高齢者福祉政策をどのように考えているかという御質問ですが。

高齢者を取り巻く情勢は非常に厳しく、全国どの自治体でも避けては通れない問題となっております。本町の高齢化率も、5年前と比べると3%上昇し、32.6%となり、より深刻さを増しています。また、そのうちの半数以上が75歳以上の高齢者であり、団塊の世代が75歳を迎える2025年では、町全体のおよそ5人に一人が75歳以上となる見込みであります。

このことから、令和3年9月議会においても答弁しましたとおり、高齢者福祉政策を町民全体の問題として捉え、超高齢化社会に向けて総合的に対応し、生きがいと活力のあるまちづくりに取り組む必要があると思っております。そのためには、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自助、互助、公助、共助の四つの柱が、地域一体となった地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりたいと考えています。

とりわけ、地域で支え合う仕組みによる生活支援、見守り体制の強化、高齢者の生きがいを高めるため、介護予防事業の充実や、老人クラブ、自主サークル活動など社会参加の促進、



複雑化、複合化した問題に対応するための包括的な支援体制の充実を図り、社会保障費の急増が懸念される2025年問題、さらに、少子化に伴い、支える側の不足が懸念される2040年問題を見据えた取組を実施してまいりたいと考えております。

(2) 「支え合い」を推進されているが、現状の課題は。また、今後の必要な政策は何かという御質問ですが。

「支え合い」の推進については、平成30年7月に支え合いのまちづくりフォーラムを開催し、それ以降、勉強会を重ね、町民の皆さんに周知を行ってまいりました。このフォーラムをきっかけとして、各地域でも少しずつ動きがあり、現在、三つの有償ボランティア、二つの居場所が立ち上がり、活動されています。

そこで、現状の課題と今後の必要な政策は何かとのお尋ねですが、まず、これからの社会は、先ほどの質問にもありましたとおり、高齢化は確実に進み、人材不足は顕著に現れてまいります。それを自助、互助、公助、共助の考え方の下、支え合うことが重要であるという、支え合いのまちづくりの必要性を町民の皆さんに御理解いただくことだと考えております。

そこで、課題としましては、こういった取組は短期間では浸透しないということです。また、取組にはリーダーが必要であり、そういった人材の掘り起こしも課題であります。特に現役世代の方々においてはなかなか実感がわからないということも理解しておりますので、将来の活動に向けた意識づけも重要と考えているところです。

このことから、支え合いのまちづくりを知ってもらうための勉強会や意見交換会等の開催を今後も継続していくとともに、希望される地区には積極的に足を運び、その地区に合った体制づくりの支援を行いたいと考えております。また、活動されているグループとの交流会等も実施し、情報共有を図りながら、よりよい活動ができるよう事業を推進してまいります。

## 2. 若年層の人口減少下による職員採用の対策について。

(1) 本町の職員採用における人材争奪戦の現状と対策についての御質問ですが。

地方公務員の職員採用は、通常は7月上旬、9月下旬、年明けの1月中旬に全国一斉に試験が実施されています。

本町の職員採用については、退職等を考慮し、いつの試験にどの職種で申し込むか決定し、まずは、学力、時事問題等を問う一次試験、次に、面接、作文の2次試験を実施し、採用の可否判定を行っています。職員募集、周知については、基本はホームページで行い、別途、町内向けに回覧板や防災無線でも行っています。

また、ここ数年は、民間の転職サイトでも職員募集の案内を行っています。この転職サイトでは、本町の募集を閲覧した人の登録プロフィールをこちらでも確認ができ、町が求めるような要件に該当すると思われる人に対してはプッシュメールを送り、本町のPRとともに受験に結びつけるような対策もしています。

(2) 本町職員の所得水準は、他の自治体と比較してどうか。また、対策はどのように考えているかという御質問ですが。

職員の給与に関しては、昨年8月、広報でもお知らせしていますが、令和3年度の一般会計に属する職員の平均給与額は524万3,000円です。

また、他自治体との比較はとのお尋ねですが、公務員の給料については、国の給料に対して、その比率で表すラスパイレス指数というものが公表されています。令和3年度で、国を100とした場合、本町は97.7となっており、この数字で言えば、県内21市町中、本町は11番目となります。しかし、このラスパイレス指数は、職員全体の給料総額の指標であり、個人の給料そのものを比較するものではありません。個人の給料を比較できる手法は公表されていないために、本町の給料水準がどのレベルにあるかは定かではありませんが、給与関係で公表されている数字から推測してみると、県内では高いほうではないものと思っています。

給料に関しては、他市町の状況等を見ながら、今後も調査研究を行ってまいりたいと思います。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それじゃあ、質問に移りたいと思います。

先ほど答弁にありましたとおり、今回は、自助、共助、互助、公助、この四つの中にあります互助、共助の世界、特に支え合いについて重点的に質問をしていきたいと思っています。

まず、答弁の中にもありましたけども、2025年、本町の75歳の高齢者の人数の推定人口はどのくらいになりますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

本町の2025年における75歳以上の推計人口ということでございますが、私のほうで、独自推計でございますが、2,688人、割合で申しますと19.4%で、全体の5分の1ということに

なります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

そしたら、ちょっと立ちますけど、2040年の問題が出ていますので、2040年には大体どのぐらいの推定をされていますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

2040年の75歳以上の人口ですけれども、これも独自推計でございますが、2,808人、割合で申しますと24.7%、全体の4分の1ということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

確実に増えますよね。これは事実ですから、それに基づいて質問をしていきますが。結局、それだけ高齢者の人口が増えるということは、現役世代が減るということですから、現役世代でみんな賄うということは、とてもじゃないけど無理が来ると思います。これはもう皆さん御存じ、誰でも分かることですが、そのために、公助も結構、高齢者福祉に関しては本町も、このほかにタクシー無料券とか、それから免許返上とか、あと乗り合いタクシーとか、いろいろあります。支え合いもあります。でも、一番お金がかからなくて、これらを占めていかないといけないのは、この支え合いじゃないかと思うんです。互助ですね。互助、共助、この世界をつくり上げないと、これからの老老介護とか、単身の介護世帯が増えますから、特に必要じゃないかと思うんですよ。

今、支え合い運動の現状の答弁も少しありましたけど、その地区を改めてちょっと教えてください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今お話であった支え合いのまちづくりの流れの中で出ました、その有償ボランティアの数ということでよろしいかと思ます。これは3カ所でございますけれども、実働されている地区と申しますと、まず、北村委員がおられる中尾郷、そして井石郷、そして皿山郷、この3カ所でございます。ちなみに申しますと、4月1日からは、さらに協和郷のほうで取組を実施されるということで、今、準備を進められているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

大体5年前からこの運動が始まりまして、非常に最初から私、興味を持ってずっと参加していますけど。まず、コロナ禍で、かなりちょっと、勉強会とかいうのがあんまりできなくて、中止になっております。現在のこの支え合い運動というのが、有償ボランティア活動というのが、認知度は大体どのぐらい、何%ぐらい認知をされていると思いますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

支え合いのまちづくりの認知度、浸透具合ということでございますけれども、ここにつきましては、残念ながら、まだ多くの方、町全体で申しますと、なかなか厳しい。パーセンテージでちょっと表すのも表現しづらい部分がございますが。ただ、我々の中でちょっと感触を持ったのは、平成30年の7月に行いましたフォーラム、この支え合いのフォーラムを行った際に440名ほどの、少し動員をかけたとはいえ、お集まりいただいて、その中からさらにアンケートを取りまして、壇上で、町長もそのとき参加されて状況を見られたんですけども、こういった取組が大事かというふうな形で話をされたときに、9割以上の方がこの取組に対して手を挙げられて、さらにアンケートを取ったときには、この内容に興味があると。そして、最終的に次の勉強会までには100人を超える方がこの研修会とか勉強会に参加したいというふうな形で話がありました。そのときは、やはり私たちとしても手応えを感じたところでございます。

そのところを消さないような形ということで、勉強会を期間を空けないような形で行ってきまして、最終的に、それでも徐々に減ってはいくわけですけども、50人以上の方が残られて、こういった活動を一緒にされているというのは、我々としてはある意味励みになっておりまして、これをどんどん続けていかないといけないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

最近、波佐見のケーブルテレビでよく宣伝されていますよね。ルピナスと共同で、共同企画がやられていますけど、その効果の反応はどうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今、北村議員がおっしゃったところは、うちの地域包括支援センターで様々な形で取り組んでいる事業の一つになろうかと思えますけれども、その中のルピナスさんが一緒になって関わっていらっしゃるものとしては、百歳体操の分がございまして、あの百歳体操につきましては、コロナ禍で、本来であれば地域に出てやっていただくものであったんですけども、どうしてもできないということで、それで、そういったものをどうにかして続けたいというところの思いでやったものでございまして、幸い、その百歳体操のテレビでの放送ですね、非常に好評で、今後もこういった形で発信を続けていきたいと思っていますし、先ほどの支え合いについても、何とかこういった形の場を設けながら一緒に発信をしていければなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今答弁の中に百歳体操と出ましたけども、かなり浸透して、各地区でやられていますよね。今その会員数というのはわかります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今、百歳体操の話になりましたので、百歳体操の取組をされている方々、会員さんの人数につきましては、現在533名。さらに申しますと、現在28カ所でこの活動がされております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

先ほどの答弁の中で包括支援センターの名前が出ましたけども、逆に言うと、包括支援センターというの、この認知度は大体どのぐらいあると思います。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

地域包括支援センターの認知度ということでございまして、これもなかなか難しいものでございまして。まず、地域包括支援センターは、やはり、そういった介護が必要であるとか、そういった形にならないと、どうしても目が向かないようなところであると思います。ただ、お話をされた中で、地域包括支援センターにたどり着くまでのやっぱり流れといいますか、

その辺がなかなか浸透していないのかなというのがありますが、それに関わった方たちは、この包括支援センターについては、非常に評価が高くて、関わってからずっとその後も続けていらっしやいますので、介護保険の認定の度合いから言いますと、16%から17%ぐらいいますから、それがずっと重なってきているとなってくると、65歳以上の高齢者の方と、あとその家族、その方たちには少なくともそういった浸透がされているんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

人生100年時代に突入しましたから、非常に高齢者が多くなることはもう事実です。そして、もう本当に、子供から面倒を見てもらうとか、まずできないですよ。そしてどうするかといったら、やっぱり互助、共助が必要なのよ。要するに老老介護ですよ。それが長くなるということ。だから、このため、このシステムが非常に大事なんですよ。元気なときに百歳体操とか、互助、共助ができる状態ならいいですけども、その行く末になると、今度は介護状態になるから。そういうシステムが全部包括支援センターであるわけでしょう。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

地域包括支援センターの存在というところで言いますと、今おっしゃったとおり、高齢者の困り事、こういったものは、我々のところで受け付けておりまして、今、様々な、最近では多様化ですね、複雑化した問題もありますが、それも全てうちのほうで請け負いながら進めているところでございますし、そのための場所だと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

ますます仕事が増えると思うんですよ。人口が増えれば増えるほど、この問題に関して。だから、地域包括支援センターの役目が非常に大きくなりますから、全力を尽くして頑張っていたきたいと思います。

この問題、支え合いのことは、あまりお金も財政的指導もないし、非常にいいことだと思います。町長、これは、ほら、前も勉強会にも来られたし、議会でも質問して、非常にやりますと、進めなきゃいかんという答弁をいただきました。その気持ちに変わりはないですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全く変わりはありません。やはりその、やっぱり継続をする、そして、常に前向きな気持ちで取り組んでいくというようなことで、そして、そういう四つか五つのグループの、非常に楽しくやっていたらいる、元気があるぞというような、そういうことの風聞が広まっていけば、他の地域でもできてくるんじゃないかなというような思いを致しております。

いろんな会合の中では、そういうふうなことをアナウンスしていくのは私の役目じゃないかなと。最近ではコロナ禍で老人会の役員会がほとんど開催されておられませんので、非常に残念なことですが、やはりそういう波動がずっと広がっていく。そして、その中にはやっぱりリーダーが必要なんです。誰でも自分がやるというとはめったにないでしょうけども、誰かリーダーになってください、一緒にやってみましょうという、そういう空気がそれぞれのクラブとか地域に出てくれば、そういうとに火をつけてやるのが、自治会長さんとか、行政も、そして議員さんも、そういうみんな協力し合って空気をつくっていくということは大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

発信する機会が、本当にここ1年、2年ほどないですからね、非常に難しいんですけど。だから、3地区ができてから結構、1年以上たちますけど、次の一手が打てないですよ。もっともっと速くスピードを上げないかんです。そうしないと、25年に間に合わなく、40年に間に合わなくなる。10年後にはやっぱり支え合いを県下一になすとかね、いう地区にしなきゃいかんわけですよ。お金もかかんないから。共助、互助ですから、共に助け合うということでございます。こういう面が非常にいいことだと思うんですよ。ぜひこれを勧めて、全町で挙げてやらなくちゃいけないと思います。再度ちょっと町長、その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然我々は住民の福祉の向上、生命、財産を守るというような使命を持っておりますし、それと、車の両輪のごとく、議会の皆さん方も同じような気持ちで、いろんな方々にそのようなアナウンスをしていただきたいし、そして当事者である老人会、自治会長、そういう面、一体となって、各地区で必ず一つずつはできていくような、そういう状況をつくり出すことが大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

次に移りたいと思います。

まず、ずばり職員の給料のアップですよ、今から質問したいのは。これは冒頭に質問の上げていますが、これからは、民間も官も、もう人材争奪戦になるわけですから、この事実をしっかり受け止めて、今から対策を考えていただきたいと思うんです。

まず、その手始めに、これは教育委員会さんに聞いたかったんですけど、今年の成人式には何名ということと、もう一つ、今の中学1年生がどのぐらいかと。それから……。

○議長（百武辰美君）

北村議員。

○9番（北村清美君）

はい。

○議長（百武辰美君）

すみません、今日、教育委員会は通告の相手になっていませんので、質問を変えていただけますか。

○9番（北村清美君）

はい、失礼しました。分かっている範囲で教えてください。私も分かりはするんですけども、改めてここで答弁していただければいいなと思って。

まず、今年の成人式には、参加じゃないけど、人数が196名に御案内されたというようなことなんですけど、それと中学1年生の人数としては約120名ぐらいだろうと。今年、去年から、コロナ禍で生まれた人が、実際100名以下で、80名になるというようなことが言われております。こういうふうにして、人口が20年後にはがたって減るわけですね、若い人が。これに基づいて質問をしていきたいと思います。

今日の午前中の答弁の中にもいろいろな答弁、何ていいますか、給与とか、それからDXとか、それから窓口業務のとかいろいろ出ていますが、この中で一番最初から問題にしなきゃいけないのは、20年前の波佐見町の職員の採用試験には約50名近くの人が受験をされてきたということを聞いておりますが、それはどうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）



申し訳ございません、20年前の数字は持ち合わせておりません。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

50名なんか絶対ありません。せいぜい1次試験まで、多くて30名ぐらいだったかなと。もう、ほぼ2次試験では15名ぐらいにとどめるわけですね。そして、その中から3人か4人というような状況です。ところが、全体数が少なくなっている、応募数が。十二、三人でしょうけども、まず、第1次テストでは、それが3分の1ぐらいに減ります。これは40年以上働いてもらわないかんことですから、だから……。もう要らんことの答弁はやめます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

すみません、20年前はございませんでしたけども、5年前かな、平成28年の数字がございました。このときは4回採用試験を行っておりまして、1回目が大卒事務を募集をかけて、15名の応募、2回目は高卒土木だったんですけども、これは誰も募集がなかったと、応募がなかったと。3回目が、これは学芸員ですね。学芸員ですので、1名ありましたと。4回目につきまして、大卒で37名という数字がっております。それと、あと、このときは、U I J ターン的一般行政事務で9名、もう一つ、U I J ターンの民間企業経験者の一般事務で7名という形で応募がっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

私が聞いた話では、ここ近年、非常に1桁台の受験者しかなかったとかいう話を聞いています。それは本当ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

2桁は応募はっております。それで1次試験を実施しまして、10名前後を2次試験で面接をしているというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

本町もこういう状態なら、ほかの町村も一緒なんですかね。どうですか、その点は。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

ほかの自治体の情報は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それでは、受験生は、他町等もよう分からんということですので、次に行きたいと思うんですが。

ただ、もう一つね、肝心なことなんですけど、今日の答弁にも少しちょっとありましたけど、給与自体は、20年前と今どう、どのぐらい上がっているんですか。大体でいいですよ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

本町の給与、給料に関しましては、国が毎年人事院勧告というのを行いますので、その勧告に従って改定をするというふうにしております。今回も、ですので、マイナス改定がありましたので、またマイナス改定をしておりますし、ここ数年、プラスになったというのはちょっと記憶はないんですけど、もしプラスの改定があればプラスをしていくということで、基本的には国のそういった人事院勧告に従って、本町の給与はそれに連動するというような形になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

僕は20年前と今、どんぐらい上がっているかって聞いているんですよ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

20年前と今ということでございますけども、その20年前のその職員、対象職員と言ったらおかしいですけども、20年前の40歳と今の40歳がどうあるかというのは、今のところちょっと数字を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

ここ日本は約30年間ほとんど変わっていないんですよ、民間も。官もですね。これは事実なんです。だから、25年前、30年前、我々が現役時代に海外に行きよったんですけど、そのときに、ちょっとアメリカの話をしますけど、アメリカでは高級レストラン、最高級のレ

レストランに行って、ステーキがありますよね、リブステーキって言うんです、アメリカの場合。これは5,000円以下で食べられたんですよ、その当時、一流レストランで。この間、電話して聞いてみました。これが約2万円するんですね、今。もう、ちょっと食べられないですよ、今の日本人の給料では、それだけ、もう格差が、海外との格差がひどくなると。

そういった意味を含めて、今頃、新聞などはもういろいろ言われていますが、インフレの問題が出てきていますし、賃金の春闘ベースでも、今度はベアとか、非常に要求を民間がしてきていますね。だから、例えばトヨタなんかは、もう一発回答ですよ、春闘の前に。全部のみますということで。そういうムードが出てきています。こういう状態の中で、この給与を上げなきゃいかんというようなことを私は言いたいんです。それは、波佐見の場合は特殊で、官民格差が激しいということはもう何十年って言われています。私も民間におりましたからよう分かるんですけど、これはもう仕方ないことなんです。

波佐見、地場産業としてするためには、みんな他産地と地域間競争を、戦争をやって、人件費を抑えて、コストを抑えて、そして販売をしたわけです。岐阜県的美濃地区と製品を比べたら、平均的に倍だったわけですよ、価格がですね。向こうが50円するところが、我々は100円しよったわけです。それよりもっと高いのは、300円、400円しよったところが京都の清水焼です。清水焼の場合は、だから地域地場産業とは言えないですよ。

そのためには、波佐見がそんだけ頑張ってきたというのは、そこにお金と仕事を持ってきたわけですよ。給料は安いけど、仕事はいっぱいあった。夜寝るのもしいきらんくなったという時代が続いてきたわけ。この状態が、今、流通業態がほぼ崩壊してきます。崩壊しているから、今の業界の経営者は偉いですよね。我々卸関係で粗利益は約3割あればいいというふうな考え方で販売していました。今は小売状態で売りますからね。売れるんじゃなくて、売りますよね。それで利幅が大きいわけですから。

そしたらいろんなこういう複雑な世界になりますと、やっぱりいい人材が欲しいですね、民間も。人は少なくなるんだから、当然そこに争奪戦が起こる。そしたら、窯業界も、以前は、7割、8割の波佐見の人口全部、ほとんど賄っていましたが、今はもう2割もないですよ、多分。その中で、売上金額は少なくなったけど、粗利益は大きくなっています。給料を出さないと、人は寄ってきません。当然、給料は上がります。上げなきゃいかん、やれんです。そしたら、その流れにとって、波佐見町も職員の、例えば給与水準の見方も受験生にあると思うんですよ。私が聞くところによると、隣町と波佐見町の職員の生涯賃金というの

が低いと聞いていますが、それは本当ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

数字的なものは上がっておりませんが、一応そういったことは私たちが聞いております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

ちょっと言いにくいでしょうから、もうそれはいいんですけど。ただ、同じ状態にある有田町はどうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

有田町の情報は、申し訳ございませんけども、持ち合わせておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

例えば、私は決して波佐見町、本町の職員の給与がね、高いと思っていません。これから、いい人材を集めたほうが勝ちなんですよ。いろんな利益とか、その窓口業務の簡素化とか、いろんな話が出て、人口が減っていくから、人員も減らさないかん、職員も減らさないかんということもよく分かります。その中で競争しなきゃいかんから、給与が低いとなると、ほかの町村に比べて低かったら来ませんよ。その点、どう思います。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、やはり給料が高いところに人が流れていくというのが実態でございます。今年行いました職員採用試験におきまして、1回目の職員採用試験で2名の合格通知を出しておりました。この2名は、ほかの大きな都市、自治体に合格したから波佐見町は辞退いたします、あるいは大学病院に合格したので辞退しますという結果でしたので、当然、勤務条件なり給与条件がよかったからそちらに流れた結果だろうというふうに判断しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

結局ね、それが現実だと思いますよ。今後ますますひどくなると思う。一つの要因として、やっぱり給料を上げないかんですよ。そういう周りが状況になってきていますから、これはもう絶対必要条件だと思います。

私もこう言って、私の先輩、ここの職員のOBさんたちと何人か、五、六人、話を聞いて、お話しする中で聞いた話なんですけど、職員というのは仕事をやって当たり前やという話を何人かから聞いたことがあるんですよ。これは立派だな、美談だなと、そのときは思いました。今は違うんですよ。もう先日ですか、講習がありました。ハラスメントの中で出てきましたけど。メンバーシップ、要するに終身雇用ですよ。これからジョブ制の給料に変わっていくというふうな説明がある。これは事実なんです。それは前からあったんですよ。仕事のできる人は給与を余計やらないかん。それは当たり前の世界なんですよ。そしたら今度は専門職になりますよね、これからは。専門職には給与を破格の価格の給与を出さんと来んですよ。その点、どう思いますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

専門職と申しましても、本町における給与形態につきましては、一般職の中で、事務職と、あと技能労務職ですかね、2職しか職域分けはしておりませんので、今後、先ほど、午前中からありましたDX推進に関わるものについては、例えばそういった優秀な人材を持つてくるためには、外部からの派遣をいただくとか、そういったものであろうかと思いますが、これを町でそれぞれ育成していくというのはなかなか難しいものがございますので、今後の給与体系につきましては、いろいろ検討の余地はございますけれども、今の体系を維持しながらも、今後、人事評価とかそういったものがございますので、その働き方といいますか、働きぶりといいますか、そういったものを評価しながら、幾らかは差別化されていくものがあるかと思えます。

ただ、一気に解消というのは難しゅうございますし、非常に驚いていますのは、今までは議会のほうからなるべく人件費を抑えるというふうなことをずっと言われてきましたので、非常に職員にとってはありがたいことではございますけれども、全般的な町の財政運営というのもございますので、一気になかなか解決というのは難しいものがございます。

それから、他の市町と比較して、それぞれの給与の格付といいますか、昇格、昇給の基準が若干違いますので、初任給を調べましたところ、どこの市町村もほとんど変わりはないん

ですよ。ただ、その後の昇給の基準が違うということでの差が出てきておりますので、そこら辺の見直しも含めて、職員の処遇改善というのは図っていかねばならないのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今、副町長の答弁が出ましたからあれですけど、もう、ぜひそれはね、やるべきですよ。やらないといかん。裁量権は町長なんですよ、決定権は。そこら辺はどうなんですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは当然、職員の能力には格差があるだろうし。しかし、この職員はこのポストに置いとったらすごい力を出す。他のところでは役に立たんとかっていうこともあります。バランスが取れている人もいます。どこにやってもいいという人もおります。どこで誰が判定するのかって大変厳しいこと。一律でするわけにいかんでしょう。今までと変わらんわけ、年数だけで。これは、この職員の能力に応じた賃金格差をするのがベターですけども、より近い、そういう形の中で、ある面では職員の理解、納得をしながら、そして、十分協議をしながら取り組んでいかないと、取り返しのつかないことになるかもしれません。だから、十分、それはもう待遇をよくしたいと思っております、はっきり言うて。そのやり方、方法というのがね、大変難しいところもありますので、そういう面では、本当にそれに応じた適正な職能給により近くなるような形の中で努力をしていきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

先ほど、いろいろこう副町長、町長の答弁の中に、二、三、ちょっと質問を繰り返していきますけど、今、先ほど副町長が言われた人事評価の制度があるという、それは本当ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

はい、人事評価の制度はあります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それはどういう評価で、どういう基準で、給与査定に入るわけですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

基準につきましては、そういった一律の基準を設けておまして、それに見合っ、どういった職員が、到達度といいますか、そういうのを数字化しまして、それに応じて、ランク分けじゃないですけども、A、B、C判定あたりを行いまして、そちらについて給与に反映するというふうになっておりますけども、本町につきましては、まだそこを具体的に給与に反映するというところまでは至っておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

結局ね、そこが問題なんですよね。多分、私も、職員さんもそうだと思うんですよ。やっぱりね、仕事ができる人にはあげないかんですよ。これは当然ですよ。これは今、先ほどのジョブ制というのはちょっとつながるんですけど。だから、そういうことを内部で改定できるんですよ。どうなんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

人事評価については、もう早々にそういった取組をしていかなければいけないというふうには思っております。今年度はちょっと厳しいかもしれませんが、来年度そういった評価をきちんと行いまして、給与に反映するような仕組みづくり、システムづくりを行ってまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

町長、どがん思うのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分協議をして、前向きに検討をしていきたいと思ひます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

もう一つ、私は気になるのはね、職員の規律の中に罰はありますよね。最悪の場合は懲戒免職とか。今度も二人ほど出ていますけど。信賞必罰、仕事をようやった人には、例えば特

別な手当をやるとか、特別に賞金をやるとか、ボーナスに査定するとか、そういう仕組みも考えたらいんじゃないですか。どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

まさしく、そこが人事評価に反映させるところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

副町長、内部規約を決めたらどうですか、そういうの。どうですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

規約と申しますか、それぞれ条例がございますので、条例に基づいた中でのどういう取組方ができるのかを検討しながら、それぞれの職員が意欲を持って働けるような環境を整えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

本当にいい答弁ですね。責めようがないです。でもこれはね、絶対必要かですよ。やっぱり能力のある人には給料を上げなきゃ、ボーナスも上げなきゃ。できない人は、事情によってできない人もいるかも分かりません。そういう差別化というのが。だから、波佐見町の職員になってよかったなというふうに、皆さん、言えるような状態の職場になさんばいかんですよ。その点、どうですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、議員がおっしゃったように、波佐見町の役場に入ってよかったと思われるような、それは当然我々も考えております。しかし、そういう中で、やっぱり今、議員がおっしゃったような心強い御意見をいただきましたので、そういうことで、職員の皆さんと協議をしながら前に進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これはね、本当に何度も言いますが、波佐見町の役場に決まってよかったというふうに



なさないかんですよ。ほかの町に、退職金も低かとか、生涯給料が安かったとか、やっぱりこれじゃ悔いが残るですよ。やっぱり負けないように。余計もらえということじゃないんですよ。やっぱり仕事の能力がある人には厚く、仕事ができない人には薄く、これはもう民間でも一緒ですから。そしてね、波佐見町役場はこの1カ所しかないですから、転勤する場所がないから、非常に難しい問題がありますよね。

だから、そういう職員のやる気を打ち出す、一生懸命やっていますよ。だから、辞められたOBの方がね、本当にやって当たり前やという考えをなくさないかんですよ。非常に美談ですよ、立派ですよ、この職員、波佐見町のOBの方は。そういう人たちが役場を支えてきたわけですから。波佐見一の頭脳集団ですよ、波佐見町役場って。それだけになおさら人材が必要なんです、これからも。そのためには、一つの方法として給与がある。ちょっと見劣りするから私はこんな議題に上げたわけですよ。特別職を含め、職員も含め、ぜひそれは検討せざるを得んわけです。

そして、ぜひ町長のね、6期目、今度9月でいったら7期目でしょう。今まで6期波佐見町長ばした、6期して町民の7割方は、町長を支持して6期間してきたわけだから。7期目を目指してもいいわけですよ。だから、7期目の人はできるかも分かん。もし、いろんなことでね、出馬しないと、町長が道しるべをつくらないかんじゃないですか。それをお考えですが、どうですか。

○議長（百武辰美君）

通告外ですが、町長、答弁できますか。

○町長（一瀬政太君）

できません。

○議長（百武辰美君）

北村議員、質問を変えてください。

北村議員。

○9番（北村清美君）

ちょっとね、半年後のことですから、なかなか言いにくいでしょうけど。そういった意味でね、何ていいますか、辞めた職員さんは、結局、町長には物すごく感謝をしているわけですよ。悪く言う人は誰もおらんですよ、私が会った中で。それだけ信頼を置かれた町長なので。町民もそうですね。そのために、やっぱり6期当選したんだから。そういうことはある

と思うんですよ。今後は、町長のする仕事というのは、結局、他町村に、20年、町長就任以来、給与自体は負けることはあっても勝ってはいないでしょう、ほかの町にね、比べたらね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ある面では、給与のそういうふうな民間の考え方、企業経営という中で、そういう形は、上下の給与の差はあって当然だというふうに思っております。しかし、やっぱり公務という、目的は利益追求ではなくして、町民の福祉の向上、住民の生命、財産を守るという。そして、それぞれの立場立場で自分たちの役割をきちんと果たしていくと。そのためには、やっぱり職員が働きやすく、やりがいのあったと言われるような職場環境をつくるのが私の使命じゃなかったかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっぱりね、町長。これはね、道しるべは町長、あなたがつくるべきですよ。あなたしかできん。20年間、24年間、もう24年になるのか。そしてね、絶対道しるべをつけて、波佐見町の今後の在り方としてやるべきだと思います。その点はもう肝に銘じてね、やっていただきたいと思います。ぜひ皆さん、職員の皆さんも、仕事は一生懸命やっつけようやいます。だから、波佐見町は、現在この元気な波佐見ってつくったのは、民の力もそうだし、官の力もあるんですよ。皆さんの力もあるわけですよ。だから、ここに働いたということは、自負を持ってもらわなければならんです。私のほうから見たら。ぜひ、そういう状況にね、してもらいたいわけですよ。そういう点は、町長、どう思います。官と民との合体というのは。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

どう思いますかね。淡々としております。今まで言ってきたとおりに、やっぱり波佐見町の活性化を図っていかないかと。それも公平公正、中立でやっていかにかいかなだろうし。もう同じことを2度も3度も言う必要はないだろうというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

こういう現状もあるということで、要するに、辞められたOBの方たちは、みんな、波佐見町役場においてよかったという人ばかりですから、そういう職員さんがいらっしやって、やって当たり前という考え方で来ておられますよね。聞けば美談ですよね、何度も申しますけど。でも、今からはこれじゃあいかんと思うんです。やっぱり先ほど、副町長はじめ、町長の答弁もありましたとおり、ぜひそういうものを取り入れて、今後の待遇面とか、要するに負けない待遇を打ち出してください。

以上で終わります。

**○議長（百武辰美君）**

以上で、9番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

15時20分より再開します。

午後3時8分 休憩

午後3時21分 再開

**○議長（百武辰美君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 藤川法男議員。

**○11番（藤川法男君）**

11番 藤川です。よろしくお願いします。

3月に入りまして、朝夕はまだまだ寒い日が続きますけど、日中はなかなか暖かくなりました。桜の開花も発表されまして、3月24日とか聞いております。

波佐見陶器まつりも2年連続中止になりまして、非常に寂しいもんがありましたけど、今年は何とかしたいという関係者の方、強い気持ちで開催される予定になっております。

ワクチン接種も順調になりまして、3月終わり、4月、5月になれば、何とか日頃の生活に一步近づくなと思っております。あと一步の辛抱でありますので、皆さん、ひとつ頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

この2年間、コロナ禍において、社会の在り方や仕事に対する考え方などに大きな変革が生じております。その中、本町でもリモート会議をはじめとしたDXの推進が求められてお

ります。更には、SDGs という新しい概念が世界規模で急速に広がっており、本町でも新しい取組が求められております。

そこで質問します。

#### 1. 企業誘致・交流事業について。

(1) 太陽光等を使用した「CO<sub>2</sub>ゼロ」のサテライトオフィスや研究所等、DXやSDGsを意識した施設を設け、コロナ禍で苦悩している若手起業家等に積極的な提案、案内するなど、企業誘致や移住の更なるアピール手段にできないでしょうか。

(2) 旧永尾分校は、現在、地域の避難所となっておりますが、築120年を過ぎており、改修し「文化が薫る宿」などを銘打った、昭和レトロで給食体験などもできる、避難所としても併用可能な交流施設が計画できないでしょうか。また、波佐見町講堂についても、築86年程度たっており、それについても従来とは異なる利用も推進するべきと思いますが、どうでしょうか。

(3) グラウンドや遊具等が整備されている鴻ノ巣公園は、学生から親子、また高齢者の方々まで幅広い年代に利用されております。グラウンド拡張を望む声も聞かれておりますが、鴻ノ巣山全体を公園化し、球技をはじめ散策やジョギングなどの運動ができる総合的なスポーツ公園にすることで、南地区の発展を図り、ひいては本町への集客力の拡大につなげられないでしょうか。

#### 2. 地場産業の振興について。

(1) このコロナ禍においても波佐見焼が人気を博しております。窯業界への明るい展望を持つ一方、焼き物の1次事業である「生地業」の人手不足が深刻であります。生地業への若手の参入も一部は見られますが、窯元や商社の経営者からは生地の供給不足とともに、将来の不安が指摘されております。また、新規参入時には初期投資に対する積極的な支援が望まれておりますが、これからの課題についてどうお考えになるでしょうか。

(2) 町の取組として、業界と協力しながら、販路拡大を見据えたインターネットの活用を促しております。「販路拡大の研究に努める」としておりますが、具体的にどのような支援があるかをお尋ねいたします。

(3) 将来的に「スマート農業」の推進などが叫ばれております。本町はどのような計画、方針を持っておられるでしょうか。

次の質問は、自席にて質問いたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

1. 企業誘致・交流事業について。

(1) CO<sub>2</sub>ゼロのサテライトオフィスや、DXやSDGsを意識した施設を設け、若手起業家、企業誘致や移住の更なるアピール手段にできないかという御質問ですが。

サテライトオフィスは、企業や団体が本社から離れた場所に事業拠点を設け、衛星のように本拠から離れているオフィスということでそのように呼ばれています。働き方改革やコロナ禍による働き方の多様性が進むにつれ、テレワークが普及し、改めてオフィスの在り方が問われるようになり、自宅、オフィスに次ぐ第3のワークプレイスとして注目されています。また、起業家や小規模の事業者がチャレンジしたり、事務所的に利用するスペースは、どちらかという、コワーキングスペース、片仮名ばかりですね、などと呼ばれ、いろいろな職種の事業者が集まり、そこに新たなつながりやコミュニティが生まれ、地方の拠点的な場所となり得る施設です。

そのような施設を設けてはとのことですが、時代の潮流に合った施策であり、新たな仕事が生まれたり、地域の交流拠点となれる可能性も秘めている、非常に魅力的な施設だと思います。しかし、地域内外の人が集まるコミュニティにすることは簡単ではありません。そのようなノウハウがあるコーディネーターが必要であり、まずはニーズを見極めながら、今ある施設にWi-Fi環境を整備し、ワーケーションスペースをつくるなど、できることから小さく始め、ハード、ソフト両面から研究していきたいと考えております。

(2) 旧永尾分校は、避難所と併用可能な交流施設が計画できないかという御質問ですが。

永尾分校の利活用につきましては、地域の活性化を期待し、改築してサテライトオフィスやコワーキングスペースとすることを検討し、地域の方々と意見交換しましたが、地域としては、これまでどおり、支え合い活動の一環で、住民が集う居場所としての利用や、新たに本を設置して地域の図書館としての利用など、地域の交流の場として利用したいとのことで、検討を保留した経緯があります。

御提案の文化が薫る宿や給食体験ができる交流施設につきましては、町が主体となって計画することはありませんが、もし民間や地域から声が上がリ、要望等がありましたら、町として支援できることを検討してまいります。

(3) 鴻ノ巣公園は、総合的なスポーツ公園にすることでの集客力の拡大につなげられないかという御質問ですが。

鴻ノ巣公園については、現状の施設においても、野球、サッカー、テニス等の競技場として利用があり、散策やジョギングなどの運動ができ、多くの町民に利用されています。また、遊具施設等も設置しており、町内外から多くの利用者がいます。

御提案の、総合的なスポーツ公園として鴻ノ巣山全体に拡張することにつきましては、多大な事業費や維持管理費用が生じることから、現在のところ検討しておりません。現在、公園内の野鳥の森においてキャンプ施設の整備を進めており、また、既存遊具施設の充実を計画、検討しているところであり、今後の利用状況を見ながら、新たな利用方法についても考えてまいりたいと思います。

## 2. 地場産業の振興について。

(1) 生地業の人手不足や新規参入時の課題等についてどう考えるかという御質問ですが。コロナ禍において、波佐見焼産地では、既存流通の滞りや、来町による磁器販の不振など、大きな打撃を受けているものの、ふるさと納税やネット販売など、ECサイトでは新たな商流が生み出され、巣籠もり需要とも相まって、波佐見焼が支持されていることは喜ばしいことと思います。

しかしながら、産地を支える生地業などの下請現場での後継者不足や担い手不足は深刻な問題だと認識しています。数年前に実施された商工会での生地業者に対する調査では、事業者数が10年後に4分の3になり、15年後には半分になる可能性があるとしており、これをもとに、県、産地と共同して、窯業人材育成事業を実施し、生地事業者の新規開店、育成を実施してきました。また、窯元は生地ができなければ死活問題となることから、自ら生地の内製化を図ったり、専属の生地事業所を持ったり、自社の施設を若手生地事業者に使用させたりと、それぞれに対策が行われているところもあります。

生地事業者の新規参入は簡単にはできないかもしれませんが、既存の生地事業者や生地組合などのネットワークの中で、廃業した事業所の機械や設備を紹介してもらうなど、初期投資を抑える工夫も必要かと思えます。

また、新規参入に対する創業補助金は、国、県ともメニューが少なく、どちらかといえば融資に対する支援が中心となっています。本町においても、創業時には融資に対する支援を行っており、現段階では補助金による支援は考えていませんが、後継者不足の中、どのよう

な方法が適切なのか、引き続き研究していきたいと思います。

(2) 町の取組として、業界と協力しながら、「販路拡大の研究に努める」としているが、具体的にどのような支援があるのかという御質問ですが。

コロナ禍の中、産地では、既存の流通からインターネットを活用したECサイトなどの流通も一段と加速するなど、商流に関して大きな変化が起こっています。しかしながら、完全に時代の潮流に乗り、いち早く対策を図っている事業所はまだ多いとは言えず、なかなか波に乗り切れていない事業所も数多くあります。

そのようなことから、これからもっと需要が増える可能性があるECサイト運営に関して、多くの事業者が参加したメリットが享受できるために、大手ECサイトと提携しての波佐見焼専用ページの開設と、多くの消費者の興味を取り込むため、お得感を演出するクーポン事業を行う予定です。また、波佐見焼振興会が中心に計画されているイベント型のECサイトの立ち上げや、工業組合が計画している将来のECサイト立ち上げを見据えた、インターネット上での個社の商品紹介や魅力発信のための準備に対して支援を予定しています。新しい商流として期待される分野に、業界と一緒に取組を進めてまいります。

(3) 「スマート農業」に対して本町はどのような方針かという御質問ですが。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手不足など深刻な問題を抱えており、作業の効率化や省力化とともに、新規就農者への栽培技術の継承が重要な課題となっています。そのようなことから、ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化や精密化などを進める次世代の農業として、スマート農業の研究が進められています。

本町においても、次世代につなぐ営農体系確立支援事業として、農業用ドローンによる防除体系等の実証を令和元年に実施したところ、その有効性から、農事組合法人等でドローン導入が進められているところです。

今後、農業経営を維持するためには、最先端技術を組み込んだ新たな営農形態による省力化、効率化を図るスマート農業への取組は重要な課題と認識していますので、その導入や支援について検討を進めてまいります。

その他の御質問には、教育委員会から答弁がございします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 企業誘致・交流事業について。

(2) 波佐見町講堂についても、従来とは異なる利用も推進すべきと思うがどうかというお尋ねでございますが。

波佐見町講堂については、その開放と保全業務をNPO法人波佐見講堂ファンクラブに委託し、土曜日、日曜日の開放を行っているところです。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開放については一部制限を行っていますが、潜在的には多くの利用がある施設だと考えております。

このため、アフターコロナを見据え、令和4年度当初予算に、これまでの土日開放に加え、平日も開放することで、委託業務の内容の見直しを行っております。これまでの利用については、ハンドメイド作品の販売会や陶芸作家展の利用もありますが、どちらかといえば、コンサートやチャリティーイベントなどの利用が多いのが実態です。

一方で、旧中央小学校講堂兼公会堂保存活用委員会の平成24年2月の答申では、大型木造洋館の構造や音響を生かした、感性を生み育てる施設とし、多方面で多用途に活用できる多目的ホールとしての利活用が好ましいと思われるとあり、その方針に基づき、保存修復事業を行った経過があります。このため、多くの方々に利用していただく施設であり、将来的に指定管理者制度による管理を視野に入れておりますので、平日の開放を行った場合に、どのような需要や希望、または課題があるのか、丁寧に把握を行い、利用拡大や有効活用に向けて検討してまいります。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ありがとうございました。

初めの太陽光等を使ってサテライトオフィスということで、このコロナ禍で、若い人たち、特に学生、そしてまた若い経営者の方々は、本当にこう苦慮されておまして、私も、たくさんは知りませんが、いろんな方が、本当にもう都会では息苦しいということで、そういうことも言われた記憶があります。

このサテライトというのは、徳島県の神山町でしたかね。私たちも産業厚生で視察に参りまして、本当こう、こがん山奥にあつとかなというふうな、皆さんも行ったことあられると思いますけど、こがんとこにあつとでしようかというぐらいの山奥に、若い人たちがリフォームして、そこで仕事をしておりました。その頃、パソコンとインターネットとか、パソコ



ンはあるでしょうけど、インターネットはあんまりこう普及をしておらんで、果たしてこういところで仕事ができとかなというふうで帰ってきたところでした。

今になれば、サテライトっていいますと、逆にちょっと古いような感じがしますが、このコロナ禍ですから、かえてこの需要がいい方向につながるのかなと私は思っております。

コアスペースということで、一つのスペースにいろんな業種の方が、いろんな情報を交流しながらしていくスペースもあろうかと思えますけど、今の答弁では、するなら既存のところをというふうなお答えもあったような感じがしますが、既存といいますと、どういうふうなことの場所を示すのか、お答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

非常にこういうチャレンジできる事務所とか、若い人たちが最初起業するときに、なかなか、設備投資とか、事務所を持ったりとか、そういうのは非常に難しいと思います。そういういろいろな業種の方が集まれるような施設があれば、それは本当すごく、今の時代に合った、このコロナ禍でこういうのを後押ししてくれたというような状況で、今一番考えないといけないところだと思っています。

全国には、そういう神山町だったりとか、もっといろんな行政が主導して成功した施設もいっぱいありますけども、逆に行政がしたばかりに失敗した施設もいっぱいあります。何で失敗するかと言ったら、集客ノウハウがないんですね。ノウハウがないんです。それで、そういうコーディネーター、人をやっぱり呼んでこないといけない、そういうところで、でもこういう施設って要りますよねとなったら、じゃあ、どうするか。民間に委託するしかないですね。民間でそういうところをできるのを引っ張ってくるとか、そういう部分でやってもらう。

まだ行政でそういう施設を、既存施設を改修するとか、新しく建てるというのは、また研究していかないとはいけませんけども、一つ例を言いますと、今、民間のほうで、そういう既存の施設を改修して、コワーキングスペースだけじゃないですけども、いろいろな用途に使えるような、ちょっとこうチャレンジしたりとか、宿泊をしたりとか、いろんな用途に使えるような施設も、今、計画をされているみたいで、そういうところともちょっと連携しながら、何が今すぐできるのか、そういうところも研究しながらやっていきたいと思っていますので、既存の施設じゃないといけないとかは全然言っていないので、できるような部分

を研究していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

町が積極的につくってそこにということも考えておりましたが、ここに書いていますけど、積極的なことで案内をしてアピールをすると。ということは、民間の方々が、あそこに行けば何かできるような感じがすると、そういうこともしてくださいということですから、そこで、今後、民間の方とコンタクトを取って、それから始めるということも考えております。

やはりこういう新しいときには、新しい事業に新しい予算を使って一步前進するというのも、今度新庁舎もできてくるということで、いろんなことが提案されました。この2年間、どういうことを私たちが学んだんだということを考えれば、やはり、今はどういう仕事を、どういう考えで、どういう先を見通して、子供たちが、若い人たちがといえ、こういうことも一つの提案かなと思っておりますので、今後とも積極的な考えを持って推進をしていただきたいと思います。

次に、永尾分校はということで、1回、今のお答えの中には提案をしたということで、そこではなかなかうまくいかなかったということで、残念なことでありますが。ここで私も申し上げたとおり、もう築120年ぐらいたっているんですね。やはり、せっかくあそこも学びやの里ということで、何百人と、何千人でしょうか、その数字はちょっと確かなものではありませんけど、やはりあそこの小さいところで和気あいあいとして育った人たちが、また社会に出て大きな存在となっているということを考えれば、朽ち果てていくところをみすみす黙っておっても、非常にもったいないということも考えております。

やはりそこは、町も、またいろんな方向性を持って再チャレンジをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

旧永尾分校ですけど、120年たったわけではない建物のようでございます。

○副町長（前川芳徳君）

三十四、五年。昭和60年ぐらい。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

分校ができてから120年ということ。現在の建物の利活用については、私どもも何かできないかということは考えてきたところですが、もちろん地元の皆様の意思も尊重しないといけないと思っております。過去にはサテライトオフィスの提案をして、そこまでの考えはないということで保留はしておりますけど、まだほかにも活用方法はないか、十分に地元の方々とも協議してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

私も築と言いましたけど、創設が120年で、建て替え、建て替えて、今の副町長がおっしゃった三十数年でしょうかね、たっておるということで、訂正をいたします。

今、課長がおっしゃったとおり、急には、地元の方の理解もあるものですから、こちらが提案してどうかという、難しいと思いきょうけど。繰り返しになりましようけど、やはりこの近代的な町が進んでいくところに、そういう文化の礎を持った施設があるということは、講堂も一緒なんですけど、二度とできない環境なんですよね。それをどう使うかというのは、やはり非常に重要な面と思っておりますので、今後も引き続きいろんなアイデアを募って推進してください。よろしくをお願いします。

次にグラウンドのことです。鴻ノ巣グラウンドは今もいろんな方々が利用されております。私は何でこういうことを言ったかといいますと、この最後に書きましたけど、波佐見町も今度の当初予算でも110億円の大きな予算がありまして、私が議員になったときは一般会計で60億か70億ぐらいだったんですよ。これだけ皆さんの町民の方と一緒に頑張られたというあかしじゃないでしょうか。

そういう中で、どうしても焼き物の町ということで、焼き物が中心であったと。焼き物のところで働く人は、専属もいながら、5時から働いて、農家の方々もたくさんいたわけですよ。そういうことは、農業と含めて窯業が発展してきたわけですよ。

こうしてみますと、例えば、区分しては誤解がありましようけど、窯業のまちが東地区と、農業のまちが南地区といえ、いろんな投資はしておられますけど、どうしても南地区が投資が足りないんじゃないかというふうに考えております。私も町議ですから、折敷瀬出身と、じゃあ、そこんたいのことば言うのがいいんでしょうけど、しかし町議として、全体を見回してですね、やはりどうしても、波佐見高校も若干ちょっと応募する方も減ってきたということも皆さん御承知のとおりですね。やはり、波佐見の南地区の拠点づくりも兼ねてそうい

うこともしながら、バランスを取った町の運営というのにも必要じゃないかということで、こういうことを考えたわけです。

そういうことも含めて、単なるあそこの公園をスポーツの施設、こういうふうにせろということではありません。これはやはり、長年見て、子供たちが、また、ここは言ったとおり、いろんな人が集えると。例えば、緑化をして、花の公園の一部もいいんですよ。やっぱそういう花の公園としたら、春先から10月まで花があるわけですよ。そういうところも、あっちこちにそういうことを利用した施設もあります。

私の仲間ではありませんけど、鳥取の方がおって、ちょっとそこは規模が大きいんですよ。藤川さんとこ、うちは焼き物と農業ですよって言って、その方は養鶏場だったんですよ。しかし、養鶏場2代目で、インフルエンザで全部、何万というあれが死んで、しかしもう1回しようとしたんですけど、無理だったと。しかし、広い土地があったというところで、たまたま大きい道が通って、瀬戸内海から向こうの鳥取まで抜けるその道だったんでしょうけど、そこに花を植えた。それで、養鶏場の皆さんが、「ばかじゃなかと」って、「こがんとこに花ば植えて誰が来つと」って、これは波佐見弁ですから、鳥取弁はちょっと知りませんので。そういうことがあって、しかし、その人は山を全部桜の木に植えようって、1本1本植えたわけですよ。そして、そういうことが、1年、2年、3年、5年したら、みんなが手伝って、結局はフラワーパークになったと。

「藤川さん、何もなかったら花ば植えますか」と言うわけですよ。「花はもう誰っちゃ好きですよ」ということで、そういうこともずーっと耳にあったものですから、やはり町がこういうコロナですさんだということは、脱コロナ、ウイズコロナで、今後は、また集客も波佐見町もしなきゃいかんと。短期的に見るか、5年、10年を見るかですね。やはり長期的な面も見る必要があったということでこういう質問にしたわけですけど、いかがでしょうか。1回目の質問にしたわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

先ほどからの質問の中に、御質問といたしますか、御意見の中に、南地区だと、東地区だということな区分をされているようでございますけれども、町政としましては、南だ、東だということな区分で町政を執行しているわけではございません。また、窯業支援は例えば東地区だということ、南地区は農業地区だからということであれば、そういう捉え方をするよ

うであれば、例えば、岳辺田地区の圃場整備であったり、田ノ頭地区の大型圃場整備についても、かなりの額については投資をしているわけでございますので、それぞれの地形、産業に応じた投資というものをしているわけでございます。

おっしゃるのは、それぞれ、もう少し南地区に花といいますか、見栄えといいますか、ちょっと言葉は悪いですけども、投資をしてはどうかということでございますけれども、御紹介いただいた鳥取の事例にしましても、町が取り組んだわけではないわけですよ。個人の方が取り組まれてやられたということでの事例かと思えますけれども、そういった取組がされるようであれば、そういったものについて町が支援するということはやぶさかでございますし、今の段階で、鴻ノ巣公園を一带、山一带を町が取得して公園化するというのは、現時点では考えてもおりませんし、まず、今取り組むべきは、災害復旧での、町の復旧に取り組んで、それから各地区から上がっている要望に対処していくということが、まず前提になろうかというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

私もこの質問の前に、こういう区分はちょっと間違いでしょうけどって言ったんですよ。それをわざとこう分けたわけじゃないんですよ。分かりやすく言ったわけですから。ただ、災害復旧に努めると、それは分かっていますよ。去年から私も、皆さんも、場所を見て、質問もしました。それは分かっていますよ。そこは皆さん、質問しますから、ウイズコロナ、今度、2年先、3年先、5年先はどうですかということを言っていたんですよ。そういうことを、ちょっとこう誤解しないようお願いいたします。

さっきは、民間だったということで、今回は町がせろというのを、若干、非常に難しいもんだと思っておりますけれども、ただ、根本的なことを、こう見て、やはり平等性、そしてまた温泉を中心としたあそこら辺の地区をもう少し盛り上げて、活気のあるまちづくりにしていただきたいということが前提でございます。そういうことを前提にして、今後も進めていただきたいと思っております。

次に行きます。

次は産業振興ですね。産業振興においては、本当いろんな産業が起きておりまして、小さい産業、大きい産業、若い人たちがいろんなところで、喫茶店をしたり、食堂をつくったり、本当にこう、食べ物を中心としていろんなところができてきました。そういう中で焼き物に

来るわけでしょうけど、ここにも書いてありましょうけど、本当に商社の経営者、窯元の経営者が、やはりちょっとなかなか難しかとですよという話が出てくるわけですよ。

これが、実際にあるのが、昨日、私が質問しました、ふるさと納税が21億ですかね、予定が、予算がついておりまして、まだまだ伸びるということで。しかし、行政もまだまだ、まだまだ伸びるのは民間なんですけど、しかし、右肩上がりにはいきませんよと言いましたところ、その中で、上がるのを前提とすれば、注文の納期に間に合わせれば、まだまだ伸びる要素はあるということをお聞きしました。注文に応じるのは、やはり生地業が間に合わなかったらなかなか難しいんですよ。そういうことを踏まえて、その経営者の方々は言うておられると思います。

個人的な生地のある方もいまましょうけど、ここまた来て、町の仕事かというのを、ちょっと申し訳ないんですけど、やはり今後は、会社組織な生地業の設立っていいですかね。やはり、例えばですよ、老後って言うのは申し訳ないんですけど、やはりいろんな制度、年金制度もあります。いろんな制度がやっぱり社会保険含めて、国民保険ではなかなかこうずっと働くためには、将来はという方々も、生地業を参入、そこに働きに行こうかという人も、ひょっとしたらそういうことを考える方もあるかもしれません。ということは、やはり、そういう社会保障のある会社組織な生地業、何件か出てきましたけど、やはりそういうふうなことで、つくる人も、そして頼む人も安心なところということを私はここでちょっと示したわけです。

例えば、内製化、もう自分のところで作るよというところも増えてまいりました。しかし、波佐見町は、多様な焼き物を作る、いろんなところでいろんなものを作るものですから、陶器市は面白い。そしてまた、ふるさと納税でも面白いと。

例えば、隣町の有田町は、今まで高級品でずっとやっておりまして、美術品にやってよかった。しかし、美術品も下がった。かっぱう、営業用食器も下がった。そして、また今、日用食器にしようかということで、一部、また営業用食器に戻られた方もおりましょうけど、やはりそこはそこで、こういう多様な焼き物はできないんですよ、はっきり言って。私も有田にずっとおったものですから。仲間もおります。

確かに、質とすれば、どこを頂点として見るかでしょうけど、しかし、波佐見の焼き物も、私はすごく質も皆さん向上されたと。ちょっと上から目線じゃないんでしょうけど、そういう評価を私も受けます。波佐見んとはよかなあと。やはりそういう多種多様なところが特徴

ですから、生地業のそういう会社組織が運営に当たるときには、そういう支援もぜひともできないかなということでも質問をいたしましたけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

町長答弁の中にも、何て言いますかね、商工会の調査で、生地屋さんが減ってきている、これは何とかしないといけないということで、生地の、自分の息子が継がんとやったら、よそから連れてくるしかなかというような感じで、全国から公募してとか、そういう事業もやってきました。なかなか、でも、1年、2年したところで定着はしないというところで、でも頑張っていらっしゃる卒業生もいらっしゃいますけども。

そういう中でまた、今、波佐見の生地不足はすごく深刻で、やっぱりOEM商品とかそういうのが多くなって、本来作るべき波佐見焼を作れないとか、何とか印というのも多くなったりとか、やっぱりそういった問題だったり、今、聞くところによると、水拭きとか仕上げのそういう人がいない、それもできないとかいう話も聞きます。そういういろんな生地の生産がしにくい事情があると思います。

生地の協働的な向上というのはすごく、前も昔も何かそういう話もあったと思います。なかなかうまくいかない。それで、ぜひ業界でそういうところをこういうふうにやりたいんだって。例えば夫婦でされていた方が、一人、御主人が亡くなって、自分はもうちょっとできるのにという人を集めたりとか、ぜひ業界の皆さんがそういうのを何かしたいというのを提案していただければ、そういうことに対する最初のイニシャル的な支援というのはあっていいなと思っております。我々はそのままでなかなか分からないところもありますので、ぜひそういう要望あたりをしていただきたいと思いますというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

どうでしょうか、こうしようかという方も多分おられると思います。その後押しがなかなかできないということで、ぜひ、私たちもいろんな方々とお話をして、一つの解決できるようなことをしていきますので、そのときは御相談に乗っていただきたいと思います。

すみませんが、2番は、課長、ちょっと2番はもう時間的にないものですから、3番の、最後の将来的なスマート農業ということで御質問をいたします。

町は、答弁にありましたとおり、新たなスマート農業ということもうたい上げておりまし

ようけど、課長が担当ですから、どういうふうな内容で、今、町が進んでいるか、御質問いたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今どのように進んでいるかというところですけども、先ほど町長の答弁にもありまして、おり、次世代につなぐ営農体系確立支援事業、これは令和元年にやったわけですけども、こういったところを、ドローンを使って省力化を図る。それから適期の防除を図っていくというようなことをまず実施いたしましたので、そういったところで、農事組合法人を中心として、ドローンの導入によって、省力化と適期防除をやっていくというような機運が高まっておりますので、今のところはその部分を進めているような状況ということでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

スマート農業も、本当にこうスマートな話のように聞こえますけど、非常に経費がかかるということで。元来三つの、農業には要素があって、天気、土地、それを使う人、人間なんですよね。三つがポイントになってですね。天気は、天気を左右する、今度、ハウスができるわけですよね。土地は、肥料をやって耕して肥沃にすると。人は、今度は機械がするわけですね。今そこまで来ているわけですよね。そこからが、今度は機械化の無人ということで、また、ハウスとか肥料とかは水耕農業とか、ああいうところでデータ化して、自動ですということがスマート農業の一步かなと思っております。

そのスマート農業というのは、本当にこう聞こえがいいんでしょうけど、当然、推進はせんばならんですよ。しかし、一つ、落とし穴が、経費が非常にかかるということです。2倍、3倍かかるということも聞いております。例えば、機械を入れたときには、その作物は、2倍、3倍はできないわけですよね。せいぜい1割、よくてですね。しかし、経費は3倍、4倍、例えば、今までしたことがない機械は値段がべらぼうに高いわけです。パソコンが入ったときに、パソコンのソフト、値段がないわけですよね。そしてまた、波佐見町も川棚町も、個々で、共有はできませんでしたから、その頃。個々で波佐見町のプログラミングするということで、市販はしないものですから、高いわけですよね。普通よか高いわけですよ。ということは、こういうやはり、新しいスマート農業と言いますけど、やはりこう時代に、



遅れはしませんけど、追随したですね。今、ハウスを造って、2軒の農家が、新しくイチゴを何かこうされるということもお聞きしました。やはり、ようやく波佐見町も、そのイチゴ、フルーツ、前もあつたんでしょけど、若い人が参入してきたということですから、やはりそういう人たちを十分支えて、ある程度してから、またスマート農業のほうに足を切って、初めからスマート農業に行こうかって思っておつたら、なかなかできませんけど、やはり時期、時代を見て、進む時は進む、しかし、一応様子を見ようかと思ひながらするのも一つの手かなと思つておりましたが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まず、スマート農業ですけども、議員がおっしゃられる分につきましては、相当大きな機械を入れていることが想定されております。私どもが思つておりますのは、スマート農業というのは、その農地、それから、その人の技量に応じたやりやすい農業をするのがスマート農業じゃないかなとは、反面思つております。ただ単に高額な機械をどんどん入れていけば、それだけコストがかかります。その分、コストをどっかでもうけて、もうかる農業をしてやっつていかんばということであれば、何かをカットしていかなければならないというところもございまして、なかなかそのバランスを取っていくのがまず難しいかなというところ思つております。

それと、先ほどありましたいちイチゴのハウスですね。今回新たに2名の方が新規にやるということで、今、各種補助を使つて、どの補助のメニューがいいかなということで検討しているところでございますけども、それも、今の最先端の技術というより、いかに省力化してできるかというようところで考えておりますので、最新機器を入れるというより、働きやすい環境をつくつてやるというような形も、これも一つのスマート農業の在り方かもしれないので、そういったところで、費用対効果を見ながら導入できればと思つております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今、課長が言われたスマート農業はちょっと違ふと思ひますけど、方向性としては、スマート農業というのは、さっき言ったように、データ化して、クラウド化して、そのデータをITに判断して、それを自動化するというのが、一応スマート農業ということですから。今おっしゃつたのは省力化のことですね。そういうことで、例えばそういうハウスのことも、

やはりモデル事業として進めて、できるだけ、国と県と、3分の1、3分の1とか補助がありましようけど、やはりプラス、PRとか、ソフト面でも支援をしていただいて、若者たちが今からしていくというところで。ただ、やはり始めたときには、もう一生懸命そこをいかにいいやつをつくるということですから、そこまでなかなか手が回らないかもしれません。そういうことで、そういうソフトの支援もぜひ今後考えていただきたいと思っております。

時間もたちました。私の今回の質問は、コロナ禍を見据えた交流人口、また産業の振興でありました。コロナもそろそろ終息も見えてまいりましたので、また、私たちも一緒に頑張っていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

**○議長（百武辰美君）**

以上で、11番 藤川法男議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

**午後4時17分 散会**

## 第3日目（3月4日）（金曜日）

### 議事日程

第 1 町政に対する一般質問

## 第3日目（3月4日）（金曜日）

### 1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

### 4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課課長補佐	山下研一
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
総務課長 総務班係長	太田誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸

---

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1. 施政方針について。

令和4年度は、本町の第5次総合計画の最終年度である。基本計画の目標に沿って取り組まれる主要な施策について概要を述べられたが、次のことについて問う。

(1) 町内の個人所有の住宅について、住居環境の整備を促進するための住宅性能向上リフォーム支援事業などは、SDGsの理念につながる政策と考える。今後、申請数を増やすため補助額を増額できないか。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、町内の小売商店等は消費が低迷し、大変厳しい状況が続いている。町内での消費拡大を促進することは、事業者の経営支援にも消費者としての町民の経済支援にもなるため、令和4年度も町単独のプレミアム商品券事業を実施できないか。

(3) 総合文化会館内にある教育委員会事務局は新庁舎に移設することで計画が進んでいるが、移設後に事務局であったスペースを他の団体や組織などが活用できるよう検討しているのか。

(4) 現在、郡内で小児科の医療機関が不足している中、子育て家庭は不安を抱えた状況であり、町内に小児科の医療機関を誘致できないか。また、本町で新規開業される医療機関に対し、地域医療への協力などを条件とした補助制度などを検討できないか。

(5) 就学援助の周知や経済的支援を進めている中、新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けている学生等を支援するため、令和3年度に引き続き学生等臨時応援商品券支給事業を早期に実施できないか。

(6) 今秋開業予定の九州新幹線西九州ルートの効果をも、本町ではどう広げるか。観光の手法として誘客や周遊が考えられるが、更なる波佐見町のPRを目指し、施設の整備やイベント実施などの計画があるか。

(7) 波佐見町歴史文化交流館（ミュージアム）開館1周年を記念した特別企画展などの計画があるか。

(8) 高齢者タクシー利用券助成事業が間もなく1年を経過しようとしているが、改善点や変更点はあるか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. 施政方針について。

(1) 住宅性能向上リフォーム支援事業の申請数を増やすため補助額を増額できないかという御質問ですが。

本町の住宅性能向上リフォーム支援事業は、平成25年度から始まっており、現在までの申請者数は277件となっています。補助対象となる主な工事は、浴室やトイレの改修、外壁の断熱化や高効率給湯器の設置、防災瓦へのふき替え等となっており、補助額については、該当する工事費の合計が50万円以上となる場合に、上限を10万円として工事費の5分の1を助成しているところです。

申請者数を増やす方策として、昨年度までの前期・後期に分けた受付を今年度において通年受付へ改善したことと併せ、令和4年度当初予算を令和3年度当初予算と比較して10件分増加した400万円を計上し、事業を推進していきます。

今後においても、限られた予算の中でより多くの方々が申請できるよう周知を図り、他市町の事例を参考にしながら、現在の補助額で申請者数増加に取り組んでまいりたいと考えています。

(2) 令和4年度も町単独のプレミアム商品券事業を実施できないかという御質問ですが。

昨年は1月、2月に第3波、5月に第4波、8月、9月には第5波と、立て続けに新型コロナウイルス感染症が流行し、令和4年に入ると第6波のオミクロン株が猛威を振るい、日本中が苦しい状況に陥り、当然ながら波佐見町においても、飲食店のみならず多くの業種、事業者には大きな影響を及ぼしています。第6波も少しピークアウトしてきたような感じもありますが、次のステルスオミクロン株が日本のあちこちで見受けられ、また大流行するのではないかと危惧しています。

このように、終わりの見えないコロナ禍の中で、町内の経済も冷え切っていますので、事業者の経営支援につながり、また町民の経済支援にもつながるプレミアム商品券については、令和4年度も実施する予定です。

(4) 町内に小児科の医療機関を誘致できないか、また、本町で新規開業される医療機関に対し、補助制度などを検討できないかの御質問ですが。

現在、郡内で小児科医が勤務する医療機関は、川棚町で2カ所、波佐見町で1カ所となっており、佐世保市など近隣の医療機関を利用されているものと思われます。子供の急変などいざというとき近くに医療機関がないことを不安に思われることは理解いたしますし、今年度実施したまちづくりに関する2,000人アンケートにおいても、小児科を望む声が複数あることは承知しているところです。

しかしながら、医療機関の選択は、距離的な利便性だけでなく、医師の技術力、設備、評判にも大きく左右されるものです。本町では、長年開業されてきた坂口先生の休院から間を空けることなく、町内医療機関において小児科を追加していただきましたが、本町出身の医師が東京から通勤することで実現しています。このように小児科医を確保することは非常に難しい状況です。

幸い、新築移転した嬉野医療センターには複数の小児科医が在籍し、移転前よりも充実していると聞き及んでいます。議員御質問の小児科の医療機関の誘致に関しましては、絶対的な小児科医不足の中であって、全国的には3,000万円、6,000万円の助成をして誘致する自治体があるようです。県内でも、西海市が昨年12月に補助事業を立ち上げられたようです。本町で開業する医師がいらっしゃれば大変ありがたいお話ですが、どれだけの条件の提示をすれば可能となるのか、町民に理解が得られるのか、医師会とも協議し、慎重に検討する課題であるかと思えます。

また、新規開業される医療機関への補助制度について、これまでも各医療機関の経営判断

に基づき新規開業を実施されており、町として補助する考えはありません。ただし、小児科などの診療科が町内にない科に対しては、町民のニーズなどを鑑み、状況によっては検討する余地があるものと判断いたします。

(6) 今秋開業予定の九州新幹線西九州ルートの効果を、本町ではどう広げるのか。また、施設の整備やイベント実施などの計画があるかという御質問ですが。

御存じのとおり西九州新幹線は、部分的ではありますが令和4年9月23日に開業予定となっています。波佐見町から一番近い新幹線駅が嬉野温泉駅であり、本町への観光誘客には願ってもないチャンスだと言えます。本町の誘客に対する主なターゲットは福岡になりますが、これまでの有田駅経由や高速バスに続き、新たな誘客ルートとしての役割は大きいものがあります。

この新幹線の開業効果は、今後の観光誘客のターゲットに少なからず影響を与えると思われます。これまでの福岡メインから、広島や岡山、関西圏などからの直接的流入が大いに期待できると考えています。もちろんそのためには、営業活動や魅力のPRなど強化が必要となります。

去年は、新幹線関連の補助事業で「# (ハッシュタグ) HASAMI」というQRコードを活用したパンフレットを大学生の目線で作りました。令和4年から令和5年において、佐賀県、長崎県、JR共同による佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンが実施され、全国のエージェントの誘致やエクスカージョンと呼ばれる地域の魅力を体感していただくエージェント向けのツアーも実施予定であり、本町の魅力も大いにPRしていきたいと考えています。また、新幹線駅からのレンタカーによる本町への誘導も必要であり、令和4年度には車で来町されたお客様が安心して駐車できる駐車場の整備も行う予定です。

イベントについては、新幹線開業に合わせた新規で特別なものは現段階では考えていませんが、今数多くあるイベントを上手にPRし、新幹線利用の契機にしていればと考えます。

(8) 高齢者タクシー利用券助成事業の改善点や変更点はあるかという御質問ですが。

今年度から開始した波佐見町高齢者タクシー利用助成事業は、外出手段を持たない方への支援のほか、運転に不安があって、高齢者の運転免許自主返納のきっかけとして本人や家族の安心につながるなど、各方面から事業に対してありがたい評価をいただいているところでございます。さて、この事業も間もなく1年が経過しようとしておりますが、よりよい事業



にするべく検討を重ねてまいりました。

そこで、議員お尋ねの件ですが、令和4年度からの変更点等については、1点目として、町として免許を持たない高齢者支援の拡大を図るため、対象年齢を5歳引き下げ70歳以上からを対象といたしました。

次に2点目として、遠隔地への移動を考慮し、利用券の使い方について1回当たり3枚まで600円を上限とした使用枚数の制限を撤廃し、使用者が使いやすいように配慮いたしました。また、2回目以降の申請手続について、対象が高齢者ということもあり運転免許の再取得は可能性が低いため、自動更新とし利便性を図り、年度間のスムーズな移行に配慮しました。限られた予算の中ではありますが、工夫しながら今後も研究を重ねてまいりたいと思えます。

なお、そのほかの御質問については教育委員会から答弁がございます。

**○議長（百武辰美君）** 教育長。

**○教育長（森田法幸君）**

1. 施政方針について。

(3) 総合文化会館内にある教育委員会事務局は新庁舎に移転することで計画が進んでいるが、移設後に事務局であったスペースを他の団体や組織などが活用できるよう検討しているかの御質問でございますが。

教育委員会事務局が新庁舎に移転した後については、町内の主要な施設同様に、管理を委託する外部団体の事務局が入ることを考えています。

事務所のスペース的には十分な広さがありますので、その外部団体の事務局に加え、ほかの団体の事務局なりが入ることも可能と考えています。今後、新庁舎に移転する教育委員会との連携を踏まえた上で、総合文化会館の管理委託の内容を精査し、具体的な検討に着手したいと考えております。

(5) 就学援助の周知や経済的支援を進めている中、新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けている学生等を支援するため、令和3年度に引き続き学生等臨時応援商品券支給事業を早期に実施できないかとの御質問でございますが。

令和3年度に実施した波佐見町学生等臨時応援商品券支給事業については、県内の進学率から算定した316名の予算枠に対し297名の申請があり、おおむね該当者については申請していただいたものと考えております。また、町内で使用できる商品券としたことで、購入した

品を仕送りとして町外に住む我が子に送ることができたとのありがたいお話もいただいております。

そこで、引き続き支給事業を実施できないかとお尋ねですが、令和4年度当初予算には計上しておりませんが、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を注視しながら、町長部局とも協議の上、検討したいと思っております。

(7) 波佐見町歴史文化交流館（波佐見ミュージアム）開館1周年を記念した特別企画展などの計画があるかとお尋ねでございますが。

昨年7月に開館した波佐見町歴史文化交流館については、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限がある中、一昨日3月2日に年間目標の2万人を達成することができるなど、町内外から高い評価を受けております。また、町民ギャラリーでは、町内の陶芸作家による個展や展示会なども開催されています。

御提案のように、本年の7月は開館1周年という節目でありますので、これまで江戸時代のくらわんか碗に代表される波佐見焼の収集に情熱を傾けてこられ、昨年7月に御逝去された藤田雅敏様が寄贈された「藤田コレクション」の中から逸品を選び、企画展を開催することで計画をしております。お亡くなりになった藤田様には、歴史文化交流館開館記念式典に御案内をしておりましたが、それがかなわずんきの念に堪えないところでございます。このため、藤田様の御功績に感謝する観点からもそのような企画展を計画していますので、今後準備を進めていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございました。

まず、最初に住宅の性能向上のためのリフォームについて御質問しますが、この事業が始まってもう10年目になるということで、私も申請した者として大変助かりました。今年度より、またかなりSDGsの理念を持ってつなげていく政策をされるわけなんですけれども、既存の個人の住宅をまた、新築じゃなくてリフォームをして再利用するという家庭が増えていくということを想定して当初予算を増額してもらったことは、大変ありがたく思います。

そこで、一つまた提案なんですけれども、自分のリフォームのときもそうだったんですけど、今回のこの事業は50万円以上の事業ということですけども、いろんな追加というか、大き

な工事になれば、すぐ100万円、200万円を超えるわけなんですよ。今の物価の高騰と、いろんな建設住宅設備関係の仕事でも大変混乱されているようなんですけども、現在、1件に10万円の補助額を、例えば100万円を超えた場合には15万円にするとか、200万を超えた場合には15万円にするとか、ちょっと10年前の10万円と現在の10万円とはまたちょっと評価的に違うと思いますので、その辺の金額の増額に関してはどう思いますか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

先ほどの、申請1件当たりの補助額の増額ができないかとの御質問でございますけども、御質問の中にもありましたように、個人の資産でもありますので上限額を増額するというのはなかなか難しい部分もございますけども、より多くの方に申請をしていただきたいというのもありまして、令和4年度におきましては全体額の増額をしているところです。

また、受付に関しましても通年を通してできるようにしておりますので、今後も申請者の増加に向けて努めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。皆さん御存じのとおり、ウクライナの軍事侵攻によってエネルギーの問題まで発展しておって、かなり物価が上がるということが懸念されておまして、今後またどういう状況になるか分かりませんが、そういう状況をまた見られて、もし検討されるようであれば、個人の10万円を、12万円でもいいです、1万円でも2万円でもいいですので、増額できるような方向に持って行っていただきたいと思います。今回も予算書に上げてもらっていたんで大変助かりました。リフォームに関してはですね。

次に、プレミアム商品券の事業についてちょっとお尋ねしますけども、予算に上げていただいたので、大変感謝しております。一事業者の代表としまして、本当に低迷している中で消費拡大の促進ができるということで、少し安心しました。

そこで、内容的には去年と同じでよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現段階では去年と同じようなやり方を考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

去年と同じようなということですけど、スタートする日時に関しても同じようによろしいですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

できるだけ前倒しできるように努力したいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。取扱店数をちょっと調べましたら、220店ほどのお店が取扱店になっているようで、その事業者さんたちもこの放送を見られて、またプレミアム商品券をやってもらえるんだなということで安心されたと思いますけども、先ほど言われたように少しでも早い時期に販売できるように計画を立てていただきたいと思います。

ちょっとチラシ持ってきたんですけど、去年のですね。大変僕にとっても宝物で、うれしいチラシなんですけども、裏にはこういう取扱店が220店舗書いてありまして、またさらに、波佐見町はすごいなって、こういうプレミアム券をよその町ではなかなかやってももらえないところもあると、財源がなくてはこういう事業はやれないということなんですけども、波佐見町に町外からお仕事で来られる方も、「波佐見町民になりたいわ」とか、得するような商品券ができて自治体というのはかなり評価を受けていると思います。

昨年も1回の販売で売り切っていくたいということで課長が言われていまして、結果的には9,500冊ですか、残って追加販売をされたわけなんですけども、そのときのチラシも大切に持っているんですけど、こういうふうな形で追加販売されたということで、どういう状況になるかなということで見ておったんですけども、結果的には町民の方も2回買えたということで大変喜ばれておりました。

また、今回も予算を立てられていますけども、追加販売のほうも、なるべくされないほうがいいと思うんですけども、そういう状況になる可能性もあるので、追加販売のことも考えて計画を立ててもらおうということはできませんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

できることであれば最初の1回で売り切るといのが一番いいんでしょうけれども、予算

を立てて余らせるより、しっかり経済に回すほうに考えたほうがいいと思いますので、もし余った場合は、そういう追加というのもあり得る話なのかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。去年、先ほどお話したように、とても話題になったんですよ。これ、最初は封筒に入ってきたんですけども、抽せん券販売応募はがきですね。これが2回目のプレミアム商品券を申し込んだ後の結果発表みたいな、結果在中って書いてありますけども、当たった方は大喜びで、外れた方は「よし、次は絶対もう1回挑戦するぞ」という形なんで、また今回そういう流れになってくれば、お得な商品券をゲットされるかなと思います。本当に大変な事業にはなりますけども、事業者を代表しましてこの場をお借りましてよろしく申し上げます。

それと、先ほど言った220店舗の取扱店の中で、僕個人としては全取扱店が本当は東彼商工会に加入していただきたいんですけども、そこまではなかなか現状できない。ただ、町民にとってはいろんなお店があったほうがお買物でいろんな種類が買えるのであれなんですけれども、個人的な意見ですけど、1年でも2年でもいいから東彼商工会に入ってもらって地域のためにその商店が貢献されるような、何かいい考えがないかなと思っておりますけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そうですね、東彼商工会さんが、そういう事業者拡大のために、こういう事業をきっかけに、委託を東彼商工会にしていますのでPRの機会があると思うんです。入っていらっしゃらない事業者と接触する機会がありますので、そういうところで、町がというより、商工会さん自体にそういう拡大の気持ちを持って取り組んでいただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。僕個人としても、商工会に新しく入ってもらうように頑張りたいと思います。

それでは次に、医療機関の誘致のことでお尋ねしましたけども、先ほどもお話がありまし

たように休院されている病院があつたりということで、町内で現在1カ所ということなんですけども、近くの方に「子供さんが具合の悪いときどうされていますか」って言ったら、やっぱり佐世保の病院に行ったり、でもどうしても緊急な場合に医療センターが嬉野とか川棚とかにあるんでしょうけども、行きたい、でも症状がそんなに重くない。直接行ったら、かかりつけの先生に紹介状を書いてくれとか、ちょっとワンステップまた手前になったりするんですけども、その辺の現状はそれでなっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

小児科医不足は県内全体で共有する課題でありまして、県としましては、夜間とか休日、そういうときの急患、急病への対応ということで、県が相談窓口、相談電話を設けていらっしゃるって、そちらに一旦電話をかけて、そこで小児科医だったり看護師さんが電話を受けて、どういうふうに対応したほうがいいかというアドバイスをされます。それによって対応できる医療機関とかも教えていただけるようになっているというふうに向っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。最初僕はこの問題に関してはあまり分かってなかったんですけども、今年の1月に第6次の波佐見町総合計画の中で第2回のワークショップがありまして、それに参加した折に、参加されたいろんな方が「公園が欲しい。でも今、病院、小児科が波佐見町内にはないよね」というかなりの声があったようだったので、そのときも、企画財政課の中村課長補佐さんも、「今日いろんな意見を聞きましたので、早急に対応できるものは計画書に載せる前にも対応したい」とか言われていまして、結構病院の話は出ておりました。先ほどもあったように、県内では西海市が県内初のそういう制度を持っているということなんですけども、本町では先ほども言われたように、小児科に関しては県内でもかなり大きな問題というか、同じ状況であるということです。

ちょっと調べましたら、長崎県もいろんな地域に割ったら、県央地区ですか、波佐見町が入っているのは。数字的に言ったら、県内は4,042の病院施設というのがあるんですかね。で、長崎地区、佐世保県北地区とかありまして、県央地区は817。それが偏在してありますから、諫早、大村にはたくさんの小児科とか専門の医療関係があるんでしょうけども、いいバランスになってないということなので、先々医師会とも関係を持たれていい状況になるよ

うにお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

県内の小児科で検索しましたところ、県内には223医療機関しかございません。川棚町も、2カ所あると申し上げましたけれども、1カ所は医療センターなんですけど、もう1カ所は診療所が開設されているんですが、週に2回、火曜と何曜日ですかね、の午後しかされていないという状況です。波佐見町におきましては、火曜から金曜までの午後ということで、若干診療される時間帯は多い状況でございます。

一応医師会とも御相談をしているところで、今回の開設に当たっても、それ以前よりちょっと体調が思わしくないということで伺っていて、じゃあどうしようかというのを前もって動きをされて、休院と合わせて東京から戻ってきていただいているような状況です。ですので、この状態がいつまで続けられるのかということもあって、今後どう確保していくかということは医師会とも十分協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。なかなか本当、体のことなので、いつどういうふうに具合が悪くなったりするか分かりませんが、大変今、コロナウイルスの感染の中で御苦労されているのは分かっているんですけども、今後ともぜひ町民の安全・安心のために、ぜひ医療体制をよろしくをお願いします。

では次に、九州新幹線のことでもちょっとお話をしますけれども、先ほども話がありましたように、9月23日には開業するというので、たまに僕も嬉野に行きますけど、嬉野温泉駅の周りは開発がどんどん進んでおりまして、イメージが全然つきませんが、町内で9月23日と思って考えておりましたら、鹿山の相撲があったり、湯無田では山中浮立があったり、多分大型連休になって町内ではかなりあちこち陶器まつりが開催されるだろうと思っております。鬼木棚田まつりもあります。

その中で、すぐに大きな経済効果は、新幹線ではないかも分かりませんが、嬉野温泉駅で降りたときに、波佐見町の無料シャトルバスってあるよとか、何かあって、とにかく交通機関が今の状態では何もないので、9月23日から最低でも一、二週間はスムーズに観光客の方が悩まず波佐見町に来られるような仕組みを取っていただきたい。イベントに関しては

切りがないので話はしませんけども、とにかく波佐見町に人が流れていくように。武雄温泉も波佐見とは近いんですけども、取りあえずは嬉野温泉駅が一番身近な拠点になって、そういう誘客ルートのスタートになると思っております。

現在はもう終わっているんですかね、波佐見焼コラボランチフェアとかありましたよね。ああいうのも、うちの近所にも飲食店がありまして、かなり県外の方が来られて、ここは波佐見町じゃないのかなというぐらいに県外の方がたくさん来られて、とてもにぎわっておりますけども、新幹線の開通によってそういうお客さんが、新幹線で来られるか車で来られるか分かりませんが、そういうルートも考えていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

新幹線が開業して嬉野からのアクセスについては、現在のところは路線バスが3月末にちょうどダイヤ改正になるということなんですけども、それで、どこまでが駅とか医療センターまで延長になるかというのはまだ現段階では分からないですけども、需要がどのくらいあるかも分からないままに、多分バス会社もどんとは多分やらないと思っておりますので、その辺の交通の便はなかなかスムーズにいかない部分があると思います。その辺も、有料で運行するとなると、当然バス事業者との協議とかで非常に難しい部分もあるんですけど、無料となると、幾分そういう規制とかは緩くなるんですけども、その需要がどのくらいあるのかというのと、そういった競合路線との、無料を回すと、その分、路線バスの利用が少なくなるとか、そういう部分で痛しかゆしのところがあって、収益が下がって佐世保嬉野線まで欠損路線になったら大変なことになるとか、もっと総合的にいろいろ考えないといけないので、どちらかという町が運行するというより、そういうイベントを実施する方が誘客に対して何らかのアプローチをするというか、政策に対して何らかの支援をするとか、そういう形のほうがいいんじゃないのかなと思っております。取りあえず、開業してどのくらいかというのを少し様子を見せてもらいたいというのもあるので、引き続きこの部分については研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

本当に、企画とかに関しては状況を見ながらということで、想像しながら立てていかない



といけないんですけども、一つ思うのが、九州新幹線をしているのはJR九州であると思うんですけども、JR九州と波佐見町というのはかなり僕は親しいような感じがするんですよ。JRウォーキングとか、いろんなJR関係の方に来てもらって、いろんなコンサルタントとか講演とかもしてもらったり。だからこれをきっかけにまたさらにJR九州とのコラボ企画をされて、例えば、新幹線で長崎駅から乗車された方には波佐見焼の豆皿を各シートにおいてプレゼントするとか、いろんな波佐見のPRのチャンスでもありますので、ぜひJR九州さんとは以前以上にさらに親しくしてもらってですね。JRウォーキングでも、この前新聞に載っていたのは限られた駅だけだったんです、武雄とか大村とか。だからぜひ嬉野温泉駅もJRウォーキングの場所に指定してもらって、波佐見町に来て、またコスモスとかも多分秋だから咲いているんじゃないかなと思いますけども、そういう秋とか冬にでも波佐見町に来てもらえるような企画をしていただきたいと思います。

次に、学生等の応援商品券支給事業に関してなんですけども、先ほど御答弁ありまして、本当に間もなく4月が来まして、新生活が始まる学生、就職、専門学生、どのような気持ちの持ちようで新天地で生活されるか分かりませんが、昨年度本当、商品券を、ちょっと時期が遅れたと思いますけども、もらわれて、本当に親子共々商店街の事務局にも挨拶にこられて「本当にありがたいことをしていただきました」ということで喜ばれましたので、本当に支え合うというか、この難関を、コロナ感染の影響を乗り越えるためにもぜひ今年度もしていただきたい。

もし財源的にちょっと難しいとなれば、昨年度は一人に支給が5万円だったんですけども、僕は3万円でも2万円でもいいと思うんですよ。多分、親としては多少の経済的な支援があれば喜ばれると思いますので。その辺いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど教育長の答弁があったとおり、大変喜ばれた学生等臨時応援商品券事業でございますが、4月以降、学生を取り巻く環境がどうだろうかということ、アルバイトができる環境だろうかという状況もありますので、その辺を見極めた上で、町長部局と話をしたいと思います。併せて御提案があったように、支給の単価についてもやはり一考を要すると思いますので、様々なところと協議をしまして、状況を分析して実施に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、テレビでも見られていると思いますけど、事業者のためにもなるんですよ。もらえる方もなんですけど、事業者としても、町内で商品を買ってもらって、それを運送会社に頼んで遠隔地まで送るといことは大変喜ばしいことなので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、総合文化会館の移設後のスペースの活用についてなんですけども、先ほどお話がありまして、外部団体の事務局で、ほかのスペースもまだ空いているという話を聞きましたけども、町長の施政方針に書いてあったんですけど、環境美化作業員を有効に利用して、町内のそういう河川公園、とにかく環境に関することには力を入れていくということをおっしゃいまして、地域にもいろんな河川をきれいにする団体があるようなのですけれども、公園もありますしですね、公園もいろいろ公園によって担当課が違うというのを僕も知りまして、公園の管理というのは一括してできないのかなと思ったりもしました。

環境の問題の中から、環境美化センターみたいなものを例えば総合文化会館に持って、総合的にそういう町内の環境に関するようなセンターをつくったらどうかというのも一つありましたし、いろんな考えを言いますけども、もう一つは、今実際に話が動いているのが、東彼商工会波佐見支所の会館があるんですけども、もう築40年になっておりまして、先週も理事会を緊急でしまして、この建物をどうするかという話の中で、あそこは3階建てで、西ノ原の土地区画整理事業にも関連してくると思うんですけども、まだいろんな検討課題が出ておりまして、どうするか。なかなかあれは、建物にエレベーターとか付いておりませんので、もう40年たったというのもありますし、どう利用するかということで問題になっておりまして、最後ら辺に、僕も提案したんですけども、波佐見町の総合文化会館がちょっとスペースが空くかも分かりませんよということで、商工会も移転とかできないですかという話をしました。それも一つの案だなということで、決定までいっておりませんが、検討課題に入っております。

波佐見町商工会の会員数が504名ほどおりまして、東彼郡内には1,000名ちょっと東彼商工会の会員数がおるんですけども、波佐見町が半分以上、東彼商工会の会員数でおりまして、川棚に本所があるんですけども、本所に波佐見支所を持っていくのにはちょっとまだ懸念があるということで、しっかり波佐見は波佐見の体制を取るためにもちゃんと置いておきたい

ということで、ずばり言って総合会館も名前に上がっているんですけども、そういう検討がもしされて相談されたときにはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。教育委員会移転の後につきましては、これまでの答弁でもお話ししておりましたように、現在の利活用の状況に支障を来さないというのがまず大原則かなと思っております。加えて、今議員仰せのとおり、様々な団体等に入っていただいて有効に活用するというので今後検討していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

総合文化会館はすばらしい建物でもありますけど、周りにたくさん止められる駐車場があるということで、大変便利だと思います。特に商工会においては、講演会等もありますし、何かイベントをするときには100台、200台の車を要するような催事もあります。ぜひ、もし相談されるときは、いい方向で検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、高齢者タクシー利用券事業についてなんですけども、先ほど説明がありまして、とてもいい方向に向かって改善をしていただきました。ありがとうございます。特に利用枚数の上限なしということで、早速、4月から使われる方も、どんどんどんどん償却といえますか、利用されることが想像されます。

令和3年度は2,100万円の予算で、多分1,750名の方を想定されていたということで予算を上げられていまして、今回は1,000万の予算が何か予算書に書いてありましたけど、その辺の数字はどういう根拠でしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

新年度の予算のお話ですけども、ここにつきましては、まず令和3年度については、何分今まで取り組んだことがなかった事業でしたので、おおよその数字、そして不足しないような形ということで、かなり多めの数字で計上させてもらっておりました。ただ今回令和4年度になりまして、これまでの利用実績、そういったものを鑑みまして、そして今回の金額ぐらいに引下げを行ったにしても足るのではないかというふうな試算をしております。また、

これは制度としてあるものですから、仮にこれが不足をした場合には、今後の補正予算とかそういったことで対応したいなというふうに考えておるところです。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。うちの近所の方も、特に湯無田地区は、買物にしても病院にしても、宿郷のほうに行ったりとか、遠い方は湯無田郷から八並病院さんまで行ったりされています。往復タクシー代が6,000円近くかかるそうです。大分そういう支援がありますので助かられると思います。

次に、配付方法なんですけども、自動更新とかになりまして大変便利にはなると思うんですけど、とにかく、令和3年度もかなり予定された数より残った数のほうが多かったと思うんですけど、「どうして役場に申請されないんですか。郵便でも送ってきますよ」と言ったんですけども、なかなか高齢者の方は「いや、はがき1枚でも書ききらん」とか何とか、「じゃあ僕が連れていきましょうか」というぐらいに言って、とにかく遠慮ぎみというか、申請ができないようなことも言われるときがありますので、もし、自治会とか民生委員さんとか、負担がなければそういうお世話できるような仕組みをとってもらえれば、「うちの自治会ではそういうお世話までやってやるよ」とかなれば、大変使われる頻度も増えてくるんじゃないかと思えますけども、負担も考えてですけどどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

まず、この利用券につきましては、金券ということもありますし、即日交付も行っているものでございます。代理の申請は認めておりますので、その方の委任状が取れば申請していただくのは全然問題ないというふうに考えておりますが、ただ、自治会の方とか民生委員さんの方にお願いするとなると、やはり皆さんの負担というものもあるので、我々のほうからそちらの皆さんのほうにこういった形でしてくださいというようなことは言いづらいというふうに考えております。ですので、皆さんのほうで周りで動いていただく分には構いませんので、そんな形で促していただければなというふうに考えているところです。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。代理人の方でも受け付けできるようなので、その辺をもっとアピールした

いと思います。今後ともよろしく申し上げます。

それでは、最後に波佐見町歴史文化交流館の開館1周年ということで、昨日来館2万人に達成されたということで、大変喜ばしい連絡を聞きました。おめでとうございます。

先日も田添議員が言われていました、こういう波佐見の現代波佐見陶芸作家展とか、昨日も言われたとおり、立派なチラシを作って、いろんな企画をされて。私も近所に住んでおりまして、この歴史文化交流館は間もなく7月で1年になるんですけども、観光客の方は大変喜ばれて、「こういうすごい建物がいつできたんだろうか」とか言ってよく入られる風景を見ておりますけども、観光客の方が喜ばれるのはもちろんなんですけれども、地元町民の方も、ぜひ交流館という名がついている以上は利用頻度を上げないといけないと思います。

オープニングのときも、九州陶磁文化館の館長さんが講演をされまして、交流館と名のつく建物はなかなかないよということで、歴史資料館だったらすぐ何年かで終わってしまうよということを言われていました。だから、使う計画によってこの建物が生きるか死ぬか、どうなるかということ言われていたのをよく覚えているんですけども、1年たって、まだまだ町民の方は行かれてないかと思えますし、行けるような、行きたいような企画を立ててもらわないと何か実感が湧かないんですよ。ぜひ1周年を機に、企画は大変だと思うんですけども、先行先行で立てていただきたいと思います。

先日も、学校運営協議会、東小学校のほうの担当もしております、先生たちと来年度の計画の話をしておりましたら、高学年のいろんな子供たちが地域のことを調べたりとか、ふるさと教育に関連したあれなんでしょうね、いろいろ資料とか作品を作ってるって。でも「発表するところがない」っておっしゃったので、「近くの交流館でしたらどうですか」、「え、あそこ使っているんですか」とか言われてたんで、そういうのは教育委員会でも常にいろんなコンタクトを取られていると思うんですけど、先生方も初めてそういうことを知られて、じゃあそこで作品というか、何か発表できるような場所があればと言われたので、ぜひいろんな形であそこを利用してくださるかという話もしております。

交流館の1周年という節目のことで言いますけれども、僕もいろんな情報を取りたいので、地域の方とかお客さんにも聞くんですけども、いろんな展示物も見たい、生け花とか写真展とかキルト展とか、とにかく趣味というのは多種多様でありますけれども、その人に合うときもあると思うんですよ。だから長い日にちじゃなくても、2日間でも3日間でもいいからカラフルにいろんな企画をされたらいいかなと思っております。

あとまた、今回、先ほど言いました陶芸作家展もあって、物すごく、僕も見てくださいなと思っただんですけども、看板が一番奥に置いてあるんですよね。あれはもっと道側において、「本日最終日」とか、「何日まで」とかいろんな情報が、まだまだ奥のほうにあって手前のほうにないので、その辺もぜひ検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。3月2日に嬉野町の御夫妻が2万人目ということで、ちょうど議会の初日でありましたものですから、担当課の職員が記念品を贈呈いたしております。

昨日もひな祭り展のニュースがテレビで流れておりましたし、様々なそういう企画は、私たちのほうから提案することもあれば、イベントをされる方のほうから要請があったりしながら、町内外のそういうイベント、企画を精査しながら積極的に受け入れていきたいなと思っております。

また、お話の中にあつたような各種各団体の会議も、あそこで積極的に利活用するようなことも提案をしております。実際に、郡内の教頭会、あるいは郡内の養護部会等々もあそこで開催をしておりますし、町内の職員につきましては、町内を知ろうということで、研修の一環としてあそこを実際に見学する。あるいは子供たちも、来週には中学生もまたあそこに行つて、中の様子を学芸員から話を聞くというような活動も計画をしております。今里広記先生の記念の品も、先週送ってきたものも、また新たに展示をしたりとか、そういうふうに様々な情報を得ながらあそこを有効活用するよなということ、やっていきたいことを考えております。

なお、最後におっしゃった案内の部分、どういうイベントを行っているかという案内をする方法につきましても、予算を立てて、来年度はもう少し前面のほうに広く周知できるよな案内板を作成したいということで進めているところでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願ひします。あと1点、歴史文化交流館は本当に正式の開館だったら4月27日だったと思うんですけども、延期延期でコロナの影響もあり7月に延びたわけなんですけど、7月を本当の開館の日にちとしてやった場合、かなり暑い中でイベントをやらないとい

けないので、もしよければ4月27日やったらとても気候的にもやりやすい状況なのかなと思いますし、陶器まつりが以前のように開催されれば、いろんなこう、日にちにこだわらなくても別にいいんですけれども、大変暑い時期のそういう記念イベントというのも難しいかなと思っております。

いろいろ話をしましたけど、検討課題ばかり言いましたけれども、ぜひ今後ともいいほうに向かうようによろしくをお願いします。

以上で終わります。

**○議長（百武辰美君）**

以上で、1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（百武辰美君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 脇坂正孝議員。

**○10番（脇坂正孝君）**

皆様、こんにちは。

本県の新型コロナウイルスのまん延防止措置は3月6日をもって終了の予定でございますけれども、この措置が今回で最後となりますこと、そして、コロナの1日も早い収束を願うものでございます。

それでは、質問に移ります。

1. SDG s（持続可能な開発目標）の取り組みについて。

2015年の国連サミットで「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が採択されました。町長の施政方針にSDG sの推進とありますが、このSDG sは経済、社会、環境など広範な分野に及んでおり、とても奥深いものでございます。

そこで、本町として具体的にどう推進されるのか質問をいたします。

- (1) 町民、事業所等への周知や啓発及び連携等はどうするのでしょうか。
- (2) 小・中学校における児童・生徒の指導はどうするのでしょうか。
- (3) 庁内における事業推進の体制はどうされるのでしょうか。
- (4) 2030年が年限となっていますが、目標と指標の設定及びその実現はどう図るのでしょうか。
- (5) 「町基本計画」等にどう反映されるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1. SDG s（持続可能な開発目標）の取り組みについて。

(1) 町民、事業者等への周知や啓発及び連携等はどうするのかという御質問ですが。

SDG sは国際社会全体の目標であり、行政だけで達成できるものではなく、町民や事業者の皆様お一人お一人に日常生活の中でも意識して取り組んでいただくことが必要です。最近では、国、県の広報のみならず、民間企業においてもSDG sのための活動が広がっており、テレビや新聞でも頻繁に取り上げられています。SDG sという言葉を目や耳にしない日はないという状況ですが、町としましても、広報紙やホームページなどで周知、啓発していきたいと思っております。

本町が実践するSDG sといえば、廃石膏リサイクル事業がまず挙げられます。窯業、農業、地域が連携した、オール波佐見で取り組む地域内循環プロジェクトであり、先月発表されました農林水産省のサステイナアワード2021において、上位3賞に当たる消費者庁長官賞を受賞するなど、全国的にも高い評価を得ております。この事業が末永く継続するとともに、第2、第3の事業が生まれることを期待しております。

また、今年度はサステイナブル座談会と称しまして、窯業関係団体の若手に集まってもらい、SDG sに関する意見交換も行っています。まだ取りかかったばかりであり、具体的な成果などはありませんが、このような活動の輪が広がっていくことでも、町内におけるSDG sの意識が高まっていくものと考えております。

(3) 庁内における事業推進の体制はどうするのかという御質問ですが。

さきに説明した廃石膏リサイクル事業に限らず、産業振興や、まちづくり、環境保全、高



齢者福祉、教育など、行政の仕事はどれをとってもSDGsにつながるものです。庁内各課において所管する業務を全うすることが大事であり、必要に応じて横の連携も図ってまいりますので、SDGsの推進に特化した体制を構築する予定はありません。まちづくりを担当する企画財政課が旗振り役となり事業を推進していきたいと考えております。

(4) 2030年が年限となっているが、目標と指標の設定及びその実現はどう図るのか、また、(5) 「町基本計画」等にどう反映するのかという御質問ですが。

SDGsには、17の目標とそれにひも付く169のターゲットがあります。このターゲットには「半減させる」「倍増させる」といった数値的なものもありますが、大半は「促進する」「強化する」といった抽象的なものです。

町としましては、SDGsの理念を共有し各分野での仕事に反映させるとともに、町民の皆様への行動にも変化が現れるよう啓発していくことが大事だと考えています。また現在、令和5年度から10年間の期間とする次期総合計画を策定中ではありますが、この中で、各分野での数値目標を設定する予定としておりますので、SDGs達成のための町独自の目標や指標を設定する考えはありません。

なお、総合計画は、まちづくりの方向性と施策の大綱を示した基本構想と、基本構想に掲げた施策の大綱を具体化し、10年間の前期・後期に分けた基本計画等で構成しています。基本構想においてはSDGsの推進の重要性とその認識について触れ、基本計画においては各施策がSDGsの17の目標のどれに寄与、貢献するのかを明示することとしています。

なお、町には、観光振興計画や高齢者福祉計画など各分野の計画がありますが、今後策定や改定していく計画にはSDGsの観点も盛り込んでいく予定です。

なお、そのほかの御質問に対しましては、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. SDGsについて。

(2) 小・中学校における児童・生徒の指導はどうするのかという御質問に対しまして。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGsの取組は、教育の本質に合致するものであり、現行の学習指導要領並びに教科書にも取り入れられております。また、掲げられている目標は、これまでの教育課程の中で、環境問題への取組や相手を思いやる力

の育成などとして取り入れられているものも多く、ふだん行っている教育実践をいかにSDGsとして体系的に児童・生徒に理解させるかが重要と考えております。

また、国において、持続可能な開発のための教育推進の手引を示し、その中で、学校以外の様々な主体と連携する取組も促しています。本町においては、例えば、昨年11月に開催されました「南小わくわくワークDAY」において、地元企業が廃棄される陶磁器をリサイクルしてアクセサリを製作する体験授業を行いました。その際にSDGsの理念を紹介した上で、会社の方針や体験授業の意義を説明し、地域社会の取組を学ぶ機会を提供していたことは、まさにSDGsの理念に合致するものと思われま。

SDGsは世界規模のスケールが大きい目標であり、児童・生徒にとっては身近な問題だと感じる事が難しいとは思いますが、将来の自分たちの問題として、まずは家庭や学校、さらには、町内で感じる事、できる事を通じて丁寧な取組を行い、学習指導要領が掲げる「持続可能な社会の創り手」となることができる児童・生徒の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

事を大きくして取り上げる考えはないというふうな町長の答弁でございましたけれども、現在、例えば、職員の理解、それから町民の理解、庁内の取組体制、この辺ほどの程度まで行っておりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

職員や町民におけるSDGsに対する理解についてでございますけど、正直申し上げまして、まだ言葉を知っているぐらい、どういったものがあるかを知っているぐらいじゃないかと考えております。

町民の皆様の間には具体的に活動される方も多くいらっしゃるかと思います。その活動を広く周知したりその輪を広げていくことが、町としても何かできていければと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

あと一つ、庁内の取組体制、ここはどの辺まででしょうか。

○議長（百武辰美君）

庁内って庁舎内ということですか。

○10番（脇坂正孝君）

そうです。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずやはり、新聞テレビ等では本当に毎日のようにありますけれども、町民の皆さんにしても役場の職員にしても、目の前の仕事が大変な状況でございます。今年の仕事始めには、まず関心を持てと、感じてくれと、そして、意識をなさいと。そういうところから自分たちの仕事に関して、暮らしに対して、だんだん問題意識が出てきて、自分たちのできる範囲での役割ができてくるんじゃないかなという。これをなさい、あれをなさいという計画はまだ立てておりません。まずは、関心を持つこと、感じることに、そして意識すること、これを自分たちの意識の中に入れていってから、そしてそういう面で何ができるかというようなことで、個人的に、例えばグループ的に、そういうようなことがですね。生活者の住民の皆さんもそうじゃないかなと。毎日の仕事が大変です。大事なことだというようなことをまずは感じて意識をするということから、そして事あるごとにそれが深まってくると、そしてそれが深まるような環境、状況をつくっていくというのが私たちの役目じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

町長の施政方針、この説明書によりますと、未来を変えるために今から取り組むべき持続可能な開発目標ということでSDGsを掲げており、町の様々な施策もこのSDGsの理念につながっていることを意識して取り組むということを明言してあるわけですが、こちらからすれば少し残念な気もするわけですが、この差がですね。もう少し私は大がかりに取り組んでもらえるかなという思いで質問しているわけですが、この辺の差はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

さっき答弁したような形で、やはりまず理念とか目標、計画、そういうことの土壌をまず、田を耕し、種をまき、そして水をやって花を咲かせる、それにはそれなりの時間的な期間が必要だと。こうだからこうだと言って空回りするケースがまずほとんどの自治体でそういう状況ではないかなと感じているところでございまして、大きい組織におればそういう専門的な分野がありますけれども、町村の段階では二つも三つも兼職をしながらやっている状況です。だからある面ではそういうことの総合的な旗振り役ということで企画財政課があつて、そしてそれぞれの課の中でどういうことでやっていこうかというような、そういう期間が絶対必要なんですね。大事だということ、しかし、それにはやっぱりそれなりの、さっきも言うように、そういう段階が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面でまた住民の皆さん方も、だんだんこれが自分たちの身についてくるんじゃないかなと、無理に何をさておいてでもというような状況にはまだ至ってないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

役場内においては、具体的な体制などをまだ取っているわけではございませんけど、企画財政課のほうで、国における地方創生SDGs官民連携プラットフォームというものがございしますが、それに、昨年度、本町としても会員に加入している状況で、情報のアンテナを張っているところでございます。

このプラットフォームは、地方自治体に限らず、国の各省庁、それから大学など教育機関、それから各種団体、民間企業、6,300ほどの団体が加入しているものでございます。SDGsを国を挙げて推進することと同時に、それをより一層地方創生につなげることを目的としております。このプラットフォームでは、普及活動のみならず会員同士のマッチングなども行うこととしております。地域における課題、各自治体が抱える課題に対して、各民間企業、こういったことができる、その課題に対してこういったアプローチはどうか、そういったマッチングも行うところでございます。まだ、具体的にはメールマガジンを拝読するぐらいでマッチングなどには結びつけてはおりませんが、引き続き情報のアンテナだけは立てておきたいと考えております。

役場内におきましては、町長答弁にもございましたように、来年度、総合計画を策定することにしております。この中で各事業の目標を立てていくわけですが、それをSDGsの

観点に当てはめて、どう結びつくのかというのを職員に強く意識させたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

2016年ですか、日本として始めた、内閣が始めたのが。15年に国連サミットで採択、そして2016年から我が国では正式に始まっているわけでございますけれども、それからするともう4年も5年もたっているという中で、全体的に取組が遅いなというのは私も思っております。全国で2021年現在で52%ぐらいですか。ただ、今年度は60%まで伸ばすという国の方針もございます。

それでちょっと一つこの中で、自治体にとってのSDGsということで、一般財団法人の建築環境・省エネルギー機構の理事長、村上周三氏の考え方をちょっと述べさせてもらいますけれども、自治体のSDGs活用ということで、自治体は今後の運営において多くの検討課題を抱えるが、代表的な事例として人口減少と高齢化問題を指摘することができる。放置すれば、エネルギー、通信、水、交通、医療、教育などのインフラ整備において、財源、担い手が減少し、地域サービスの維持が困難になる時代が予想される。適切な対応策を立案して、早めに着手することが必須であると。政府も地方創生も最も重要な政策課題と位置づけて対応策の推進に努力している。自治体が抱えるこのような困難に対処するための一つの切り口としてSDGsの活用が考えられると。そしてまたSDGsは、問題解決だけでなく、問題発掘の手段としても活用できるというふうなことを述べておられます。

そしてまた、ちょっとこれは後で紹介する予定だったんですけども、長崎県で一番最初にSDGs未来都市、これは20数カ所全国で指定されている、2018年に指定されているところがあるわけですが、その中で長崎県で一番早く取り組んだのが壱岐市です。壱岐市が取り組んでいまして、そしてこの中で、2021年には目標と成果、この達成度を出されているわけです。壱岐市は何でこれを始められたかと申しますと、やはり人口減少にどう対応するかというふうなことで市長の肝煎りで始まったということでございます。

壱岐市はちゃんとしたSDGs未来課という組織を立てて、課長以下でされているわけですが、その評価シートを見ますと、例えばテレワークの推進というのがございます。これが、当初というのは、恐らく18年だと思んですが、このときに6人だったと。で、2020年の目標値が12人だったんですけども、実績は32人になったと。433%ですか、このような伸びをみせたと。それから雇用機会の拡充策ということで、目標が191人、2018年当

時は78人だったのが186人、107%の効果と。それから、幼保連携の認定こども園ですけれども、当初ゼロだったのが2020年の目標が1件だったわけですが、これが実績として4件。それから小中学生の離島留学、壱岐への留学ですけれども、これがゼロだったのが、目標15人に対しまして2020年は30人になったと。こういうふうな大きな成果を上げているわけです。これが即どうなるかというのは分かりませんが、やはり取り組む姿勢が大事だというふうに思っております。

先ほど町長がおっしゃったように、毎日のようにSDGsというふうなことで、マスコミ関係を中心に見たり聞いたりしない日はないというぐらいによくよく耳とか目にするわけですが、ございませぬけれども、こういったことで気運は随分盛り上がってきていると。私も何人かにお尋ねしたところ、「言葉は知っているよ」ということで、相当町民の方も、マスコミ等の効果もありまして内容的にはよく御存じかと思っております。

ただ、どうしても推進していく以上は、どこかが核にならないといけないというふうに思うわけですが、当初も述べましたように、この目標というのは17あるわけですが、恐らく役場庁内で言えば、全課、全委員会が関連するわけですね。どこかで連携していったリンクしていった、影響があるかと思えます。このところで、大きな組織というか、独立した組織をつくられるものかどうか、あるいは、答弁にありました企画財政課ですか、そこを核としてやっていくというふうな方向でございませぬけれども、例えば、ネットに載っているようなところを見ても、トップが本部長として、町長、それから、副本部長として副町長というふうなことで、かなり強力な組織をつくられているようではございますが、そのところはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

おっしゃるように、SDGs未来都市ですか、先進的な事例といいますか、取組について国が募集をかけて、数年前から各年度においては30から40の自治体が手を挙げて取り組んでいるようではございませぬけれども、全ての行政がSDGsにつながるという理念の下で私たちは行っているわけではございませぬ。取り立ててSDGsだからということではなくて、町の行政は全て町民が持続できる生活といいますか、そういったことに取り組むために行っているわけではございませぬ、SDGsはその一つの手段にすぎないというふうに考えております。

ですから、あえてそこに推進体制、本部を設けてやるということではなくて、今度策定し

ようとしております基本構想あるいは基本計画の中に、こういったSDGsのこの17の目標に合致するのかを理解しながら、お互い職員も町民とともにこの理念を進めていくということとで取り組みたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

確かにSDGsそのものは義務づけられたものでもありませんし、また、数値目標とか、それから、30年までに達成というふうにはなっておるわけですがけれども、これが達成できなければどうのこうのというわけではないわけです。しかし「誰一人取り残さない」という副題がついているわけです、これには。ですから、やはりそれだけの盛り上がりといいますか、その辺の周知を期待したいと思えますけど。

第5次の総合計画ですか、これを持ってきたんですが、この中に確かに基本目標で「快適で住み良いまちづくり」というのがありますけれども、これをずっと見ていくと、目標6にある水と衛生、それから持続可能な都市、目標15の陸上資源、こういったものに合致するわけですね。ですから、恐らくこれはそこら辺で挙げられるかとは思いますが、やっぱりこれだけでは弱いような気がするわけです。いわゆる役場内の取組として。そこら辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

町長の答弁でも申し上げましたけど、次の総合計画の中では、各事業の目標値も設定することとしておりますので、それでSDGsとの関係性をしっかりと訴えて、目標達成に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ということは、この総合計画の中で目標値をずっと入れていかれるということになるわけですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

目標値を設定してまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今、テレビの画面のほうに、これは県の広報紙でございますけれども、2月号に載っております内容です。一番右の下のほうに周知の方法として、町長以下バッジを佩用されておりますけれども、波佐見町の波佐見焼で作ったSDGsのバッジということで載っております。結構つけている方も多いかと思うんですけども、そういったことで意識を広げていくということで、これは波佐見焼でできて、折鶴の不要なものを使った波佐見焼、金富良舎で作られたということで書いてありますけれども、西の原の店のほうで販売してありますので、御紹介をしておきたいと思っております。

あと、教育委員会のほうにお尋ねでございますが、通常から、SDGsが始まる前からそういうふうな指導や学習をやっているということですけども、今の小学生でいえば、何年くらい、何年生から、そしてまたいつから始められたんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

いつから、何年生からということではなくて、今現在行っている、あるいはこれまで行ってきた教育活動そのものがSDGsにつながるものを行ってきていたんだろうということをおっしゃっております。ただこれからは、これをさらに強く意識をする、踏み込んだ取組ということになっていくんだろうということをおっしゃっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

将来に生き、そしてまた将来活躍する児童・生徒でございますので、大人以上にそういった意識づけはぜひ必要かと思っております。

そこで提案でございますけれども、それをさらに深めていくために、児童・生徒のアイデアコンクール、こういったものを募集されるとか、これは子供なりのすばらしいアイデアが予想できるというふうに思っております。それから、これは長崎新聞に「わたしのSDGs」ということで顔写真入りで週に三、四回ですか、載っているわけですけども、やっぱり子供のアイデアというのは、ちょっといいアイデアが出たりしておりますので、大人が考えつかないような。その辺のことを教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。



## ○教育長（森田法幸君）

SDGsを学校教育で考えるときに、同じ頃に提案されていたESDという考え方、Education for Sustainable Developmentという「持続可能な開発のための教育」ということで同じように推奨されています。そこがまず学校教育においては基本だろうということをおもっておりますので、今現在のカリキュラムの中にどのような学習内容があるのかということで、新たな事を起こすということではなくて、今組み込まれているカリキュラムの中でどのようなことができるかという視点に立たないと、プラスアルファになってしまうと元も子もなくなってしまふところがあると思っております。

子供たちが気づく様々な社会の課題に対して自分なりの考えを持つこと、それに対してその解消のためにどのような行動ができるのかということを実際に行動できる子供、そしてそれをこれから、今までと違うのがここかなと思っているのが、それを発信することというところが、今までとは大きく違うところではないかなということをおもっております。

具体例を挙げますと、昨年東小学校のほうで「キッズゲルニカ」ということで、平和の尊さを感じた子供たちが、ベニア板1枚、5・6年生合同でしたから6枚の合同絵を造りました。それを今までは、校内に展示をする程度で終わっていたらと思うんです。自分たちの問題と考えてはするんですが、どうしても発信という部分のところでは足りなかった部分があったのだからということで、学校としては、それを近くのお店のほうに展示することで、地域の方々にも私たちの思いを発信するというような取組を行っております、これはSDGsの観点だと思えます。

自分事として考え、気づく、行動する、そしてそれを発信するという、この一連の流れの中での活動だと思っております。ここが大きく違うところ。例えば、先日の生涯学習の集いで9名の小中学生が意見発表を行いましたけれど、これも全てそうだと思っておりますし、その中で6年生の女の子が地域猫のことを提案いたしました。地域猫の命を大事にしたい、不幸な人生を歩ませたくないという思い、そこに気づいたわけですね。そのことを彼女は、じゃあどう行動するかということで実際にサークルで活動したり、動物病院で去勢の手術の手伝いをしたり、そういうふうな行動を起こしています。それから次に、その思いをあ場で発表するという、発信するという活動まで続けているわけで、こういうふうな流れのものは、今ある現行のカリキュラムの中で学習をやっていく中で子供が気づくこともあるでしょうし、そのカリキュラム以外のことでも日々の生活の中で子供たちが気づくこと、自分なり

の意見を考え、そして自分らの行動を起こし、それを仲間と共に発信していくというような基本的な流れの中でSDG sを深めていきたいなということを思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういった東小の例で、校内だけにとどまらず校外に発表されるということは、非常に地域との連携もあってよろしいことかと思っております。

あと、先ほど申しました壱岐の件で申し訳ないんですけども、国のSDG s未来都市に認定されております壱岐市の石田中学校と熊本県小国町の小国中学校が、オンラインでSDG sについてその取組を発表し合ったというふうな新聞報道がっておりますが、このようなこともよい試みと思うんですけども、この辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

私もそのニュースは新聞で拝見いたしました。そのような取組も一例としてあるんだろうと思っております。どのような形で、どのような問題に子供たちが気づき、考え、行動するかということに制限をすることは必要ないと思っておりますし、この17の目標、そして169のターゲットは全て教育において気づかなくてはいけない課題だと思っておりますので、子供たちが気づいたこと、考えたこと、行動したことをアピールする方法をどのような形にするかは、石田の取組も参考にしていきたいと思っております。

基本的な考え方は、ESD、教育は持続可能な目標達成のための鍵になる、土台になるということを根本に考えていきたいということを改めて申し上げます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ちょっと現実的な問題に入りますけれども、SDG sというのは経済と社会と環境という三つが大きな輪となっておりまして、これがそれぞれ絡まっていくことが多かろうかと思っております。この中で、環境の問題でお尋ねでございますけれども、目標の12番に「持続可能な生産・消費形態を確保する」ということがあるわけです。この細目の中にごみの問題が出てくるわけですが、最近における町内のごみ全体が増加傾向にあるものか減少傾向にある

ものか、それから不法投棄、そしてまた食品ロスがどうなっているのか、この辺をお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

今の脇坂議員の質問に答えさせていただきます。

正確な数字は、すみません、今手元にございませませんが、ここ2年ほどは若干ごみの排出量は増加傾向にあります、それまでは順次減少をたどっておりました。もう一つが不法投棄の状況ということでしたけれども、それもやはりここ2年ほど、通報等は減少傾向にあると思っております。食品ロスに関しましては、それまで、昨今は食堂等々、外食のほうはコロナ禍の中で減少傾向にあるということで活動は少し控え目になっておりますが、それまで3010運動等々を展開しておりましたので、その分で食品ロスのほうは減少していったというふうに私は感じております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

不法投棄は減少と。しかし工場に出されるごみは増えているということですかね。これは対策はなかなか難しいところがあるかと思うんですけれども、もう一つ環境問題でいきますと、再度教育委員会で申し訳ないんですけれども、9月議会の質問で太陽光発電について質問しましたところ前向きの答弁をいただいたわけですが、今後の計画は具体的にはありますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

昨年9月の質問でもいただきまして、検討するというところで答弁があったところでございます。学校ではエアコンもついて電気の消費も増えておりますので、やはり検討すべき事項かなと思っております。つけるとなれば屋上でございますが、今後施設改修と併せて設置の方向で検討はしたいと思っておりますが、タイミング的にはこれからでございますので、すぐにはなりません、こちらとしては意識しておきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

新庁舎にも計画してあるようでございますので、新庁舎と併せてこちらのほうの計画も、ぜひ実現の方向に向けてお願いをしたいと思っております。

基本計画については先ほど申し上げましたとおりでございますが、もう一つ、私も最終的にはSDGs未来都市あたりに応募されるぐらいの計画はあるかなと思ったんですけども、それはどうですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まずは、次期総合計画をしっかりと立てて、そこで掲げた目標に向かって各課が事業に邁進していくことが大事だと思っておりますので、現在の職員体制では未来都市への応募までは考えておりません。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

ちょっとまた遡って申し訳ないんですけども、組織をつくられるということで、企画財政課を中心にとすることは、それはそういうふうな成り行きだと思うんですが、例えばほかの課長、あるいは委員会の教育長、次長、この辺の絡みはどうされるんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

組織をつくるとは申し上げておりません。企画財政課が旗振り役となって、収集した情報を各課に提供したり、お尻をたたく役割を果たしていきたいと考えております。役場内においては、毎月、または臨時的に管理協議会、町長、副町長、教育長及び各課長が集まった管理協議会で各テーマについて協議しております。その中でもSDGsに関して協議するべきことがあれば、その場で協議していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

せめてワーキンググループくらいは……。理想を言えば、町長を本部長、副町長を副本部長、そしてまた全課長が集合されたワーキンググループ、そして事務局が企画財政課、こういったことを私は想定しておったんですけども、そこまでもいかないわけでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

今SDGsというワードについては、国際的に世界的に広まっておりますし、世界の企業においてはSDGsに取り組まないと投資を呼び込めないという重要なものになっております。これは当然行政にとっても同じことですので、改めて御提案があったようなワーキンググループという組織になるとは思いませんけれども、折を見て、そういったものが必要であれば設置したいと思っておりますし、いろいろな研修会を通じて職員の中に意識を浸透させていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ぜひこのくらいの、ワーキンググループ程度の組織はつくっていただきたいと思っております。

あと、普及ということで、かなり町内の民間団体等が進められるということがございますけれども、やはりどうしても全体をしていくためには、恐らく町内には幾つもの団体があるかと思っております。公的な団体、私的な団体、そういった面での普及に当たってのPR、そこら辺は、それぞれの部署から、例えば商工観光課が商工会に向けてされるとか、JA関係は農林課からというふうな内容になっていくだろうと思うんですけども、そのところは今の組織といいますか、その辺が課長会議で十分だというふうなことですけれども、末端までの町内の各団体あるいは町民への普及啓発、その辺はそれで大丈夫でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

すみません、意識づけが大事ということで、商工団体もいろんな部分でSDGsについては研究をしているんですけども、一つ事例を御紹介させていただきます。

窯業界において、まずは波佐見焼は400年のSDGsを続けているということは御理解をさせていただきたいと思っておりますし、今年度事業において、波佐見焼振興会で、まずインナーブランドを強化しないといけない、まず自分たちが理解しないといけない、作り手がどうということかということが分からないといけないので、これは大人の教育でもあるし、子供たちの教育にも使えるような波佐見版の教育的な動画を今年度、もう3月までにつくるような状況で進めております。

そしてあと、アイデアシートという。今せっかくタブレットをお持ちですので見ていただきたいんですけども、ベネッセさんがSDGsのアイデアシートをつくられています。こ

れが非常に分かりやすいということで、この波佐見焼版というのをつくるようにして、こういうのをフリーで提供していきたいと思っていますので、町内の各事業所とか、あとは学校現場でもぜひ使っていただきたいと思っていますので、そういうものを活用して理解を深めていくことにつなげていきたいと、商工の現場ではそういうふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今、商工観光課長が申されたように、非常にいろんな取組をされているかと思えますけれども、一つ、皆さんもいろんな情報を得られるかとは思いますが、やはり一つの組織として、役場が中心になって進めていただければというふうに思っております。

もう少しSDGsについて説明する予定でございましたけれども、時間もございませんので最後にとっておりますが、全体的な内容として、現在の状況と、恐らく2030年を目標にされる場合に大きな変化がいろいろ出てくるかと思うんですけども、それはこの5カ年計画の中でずっと年次計画でやっていかれると。その年次計画は出されるんですか、5年後の目標ではなくて、最終目標じゃなくて、各年次ごとの目標ですけども。例えば、23年度がどうなる、24年度がどうなるといった目標ですね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

現段階では年次の目標までは考えておりません。基本計画ごとの、5年ごとの目標を考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

最終的な5年後の目標となると、どうしてもその間が薄れるわけですね。そういった意味からしますと、最終年度の目標はもちろんありますけれども、その前の段階、2023年度から始まれば、2023年度を基礎として、2024年、2025年、2026年、この辺がどうなるかということ、この基本計画の中には入ってこないわけですか。最終年度だけの、結果だけの基本計画ということになるわけですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

繰り返しになりますが、現時点では5年ごとの目標で考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

これはそういうふうな、一つの書式というか、例えば国、県が求めている形は、こういうふうな初年度と最終年度を目標としたものということですかね。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

国や県から求められているわけではございませんが、現時点の把握と5年後の目標を掲載していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私が思うに、どうしても5年目に実現できればいいじゃないかというふうなことがあって、間が宙ぶらりんになってしまう可能性があるわけですね。そういった意味からしますと、年次ごとに数値なりあるいは目標を入れ込んだところが、よりよい基本計画になるかと思うんですけど、再度、いかがですか。

○議長（百武辰美君）

今のは脇坂議員、基本計画のことなんですが、SDG sに関することですか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

SDG sを基本計画の中に埋め込んでいくというふうな内容でございますので、その辺との関連です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

最も大事なことは、波佐見町の住民の生命財産を守り福祉の向上に努める、このことが一番大事であるし、その基本となるのが波佐見町独自の基本計画であると。だからある面では、そこまでSDG sによってそういう行政の使命感がそがれるようなことではやっていけないと。だからある面では、行政とともに住民一体となって可能な範囲でベストを尽くしていくしかないです。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この写真は、最後になりますけれども、鴻ノ巣山の頂上の展望台から田ノ頭、宿方面を写した写真でございます。目標11に「住み続けられるまちづくりを」というのがございますけれども、いつまでもこの美しい自然と、それから安心・安全なまちが持続しますことを願ひまして、質問を終わります。

**○議長（百武辰美君）**

以上で10番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

13時より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

**○議長（百武辰美君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

**○2番（岡村真由美君）**

こんにちは。

通告に従いまして質問いたします。

1. 町民霊園について。

町民霊園が湯無田郷に整備されて間もなく50年になろうとしている。「波佐見町霊園条例」の見直しを含め、今後の対策について再度確認したい。

(1) 当時、土地の取得から造成・整備に至るまでに要した総工費は幾らだったか。また今後、仮に同様の霊園を造った場合、かかる費用はどのくらいになるか。

(2) 町民霊園に関する毎年の収支はどうなっているか。

(3) 空き状態に見える墓地、（墓標がないため）が多いのはなぜか。また、「波佐見町霊園条例」との整合性はあると言えるのか。

(4) 2月の公開抽選会を経て、何か問題はなかったか。問題があった場合、何か新たな対策を考えているか。

2. 町長の施政方針について。

(1) 児童福祉・子育て支援の充実について。



保育士確保のために講じる新たな対策とは、具体的に何か。

(2) 学校教育の充実について。

学校のDX（デジタル・トランスフォーメーション）については、どう考えているか。

(3) 波佐見高校の支援について。

2月の志願状況を見て、一連の支援策を見直す考えはあるか。また、波佐見中学校3年生の公立・私立及び波佐見高校への志願状況はどうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

1. 町民霊園について。

(1) 整備された当時に要した総工費と同様の霊園を造った場合の費用はどのくらいになるかという御質問ですが。

町民霊園が造られた当時の造成・整備の総額であります。昭和49年開園当時、土地購入費や造成、墓石の台等を含む総工費は約3,800万円でした。仮に同様の霊園を造った場合、土地価格や山林等造成、土壌構成に伴う改良などにより経費が大きく異なり、仮定としてもその費用の積算は困難であります。

参考までに、当初の総工費を現在の物価指数などで換算し直してみると、約5,400万円となります。ただし、開園当時からの土地価格や資材等の高騰要因は大きく、現在であればそれよりも高額となる可能性は非常に高いと推察されます。

(2) 町民霊園に関する毎年の収支はどうなっているかとの御質問ですが。

基本的収入として、年間使用料1区画2,000円の312区画分で約60万円となります。これと併せて新規使用者がある場合は、1区画当たり永年使用料13万円と年度末までの月割分使用料を加算し、納付していただきます。

支出としては、霊園の水道料や利用者への通知に係る通信運搬費、霊園の樹木剪定や除草作業に係る管理手数料、加えて水道や柵などの施設破損の際には施設修理費も必要となります。令和2年度決算額は、水道料、通信運搬費、剪定・除草等作業手数料など約42万円の管理費を支出しています。

施設修理を行った場合、支出が収入をオーバーすることもあります。最近10年間の収支

を平均してみると、収入は約77万円、支出は約53万円となっております。

(3) 空き状態に見える墓地が多いのはなぜか。また、「波佐見町霊園条例」との整合性はあるのかという御質問ですが。

空き状態に見える墓地区画に関しては、現状で霊園内の墓標などが無い区画が44区画あり、そのうち使用権取得から3年を経過している区画は35区画です。未設置理由としては、墓石建立に係る経費等の経済的負担が大きいと推測されますが、定かな理由は確認できておりません。

町民霊園条例17条の「使用許可の取消し」に係る状況に準じれば、使用許可を受けた日から3年を経過して墳墓・墓標を設けない状況であれば使用許可を取り消すことができますが、先に挙げた経済的理由等も推測され、これまで墓標などの設置や使用権の返還を促すことは行っていませんでした。このため、これらに該当する区画使用者に対して未設置理由等を明らかとするアンケート等を行っております。今後はこの回答に即して、継続使用の条件として、墓石等の早期設置を促すような指導等を進めたいと考えます。

(4) 2月の公開抽選会を経て、何か問題はなかったか。問題があった場合、何か新たな対策を考えているかとの御質問ですが。

2月の抽選会を終えて明らかな問題があったとは考えていません。

霊園の現状としては、昨今言われている墓地を承継・管理していく親族がいないなどの状況もあってか、現使用者の家族・親族間での墓地整理が進んでいる傾向があり、町民霊園の返還件数が多くなっています。これと併せ、担当で把握している中では町内既存墓地にも余裕が見られることも一因となっただけか、一昨年までの20倍を超えるような倍率から、この2年ほどは4倍程度の倍率に落ち着いています。

これらの状況と、東彼管内における町民霊園の設置環境の比較も含め、本町においては都市部で挙げられるような墓地不足に類する問題は見受けられないと考えます。むしろ今後の霊園管理では、核家族化や少子化等が要因となり、現使用区画の使用権継承が適正に行われず、祭祀すべき遺族がいない無縁仏となる区画が生じる可能性を否認しません。この問題を含め今後も適正な管理徹底に努めます。

## 2. 施政方針について。

(1) 保育士確保のために講じる新たな対策とは、具体的に何かという御質問ですが。

施政方針において述べましたが、本町においても待機児童、すなわち保育所・認定こども

園に預けたくても預けることができない状態にある家庭が発生しています。令和3年度では、多い月で18人の待機児童が発生しました。長い方は半年以上、入所を待たれている方もいらっしゃいます。そのため、この待機児童の解消は急務であると考えたところです。児童を預けられない理由としては、保育所の数が足りていないこと、さらに、支援が必要な児童が増えており、新たな受入れをできないことなどが挙げられます。

通常保育所等は、4月の新学期に向けて、人員の配置に努めていただいておりますが、年度途中の入所希望者数は不透明なことから、保育士の確保に慎重にならざるを得ない状況になっています。そのため、配置基準以上の保育士を雇用した場合に補助することで、保育士確保を財政的に支援するものです。保育充実・人員配置支援事業補助金として1,680万円を計上しており、人件費相当分として、1人の保育士につき月額20万円を保育所へ補助するものです。

保育士の数に余裕があることで、保育士の業務負担を軽減し、よりきめ細かい保育が提供でき、年度途中の入所希望に応じることも可能となり、待機児童の解消を期待するものです。

また、保育所等の協議の中で、新卒の保育士の雇用はなかなか難しく、潜在保育士を保育現場に復帰させることが保育士確保の近道であるとの意見が出されました。その現場復帰を後押しする潜在保育士等就労支援事業も併せて予算計上しました。潜在保育士は、保育士の資格を持ちながらも結婚などで離職された方ですが、保育経験もあることから、即戦力として位置づけられます。保育の質の向上にすらつながるものと思われ、町内の保育所・認定こども園に常勤雇用された方に補助するもので、5人分50万円を予算計上しています。

また全国的に、看護、介護、保育、幼児教育で働く方々への経済対策が進められ、処遇改善に月額9,000円ほどの賃上げが実施されます。この費用として、当初予算で保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金約1,100万円を計上し、全額国の負担で措置されるようになっています。

(3) 波佐見高校の支援について、一連の支援策を見直す考えはあるか。また、波佐見中学校3年生の志願状況はどうかという御質問ですが。

2月25日に発表されました後期選抜の志願状況は、波佐見高校は64名の募集に対し16名の応募という結果でした。前期選抜では、56名が合格しておりますので、合計しますと72名となります。現在の1年生が73名ですので1名減となりますが、7月と11月に発表されました希望調査では、いずれも64名という結果でしたので、当時よりは8名増加したということに

なります。

新入生は、現在の1年生よりも減ることになりますので、入学支援金などの支援策の効果が出ていないという見方もできますが、減少数を最小限に食い止めることができた、あるいは希望調査時点より増加しており、効果があったという見方もできるかと思えます。

いずれにせよ、12月議会においても答弁しましたが、波佐見高校の支援策は始まったばかりであり、すぐに効果が出るようなものでもないと考えておりますので、現時点では見直す予定はありません。引き続き事業を継続していきますとともに、学校や地域等とも連携し、波佐見高校の魅力アップに向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

なお、波佐見中学校3年生137名の志願状況は、併願がありますので合計は一致しませんが、県立108名、国立10名で、公立が118名、私立が125名という状況です。このうち波佐見高校の志願者数は24名で、現在の1年生19名よりも5名増となります。

なお、その他の御質問には教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 町長の施政方針について。

(2) 学校教育の充実について。

学校のDX（デジタル・トランスフォーメーション）についてどう考えているかとの御質問ですが。

DXの意義については、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること」と考えています。私たちの生活を見渡せば、スマートフォンなどのアプリケーションを通じて、時間や場所を気にせず様々なサービスとつながり、既にDXの恩恵の一端を享受しています。一方で、学校現場を見渡せば、ICTの活用は緒に就いたばかりであり、長い目でDXの取組を進める必要があります。

本町においては、令和2年度に教職員の公務整理の負担軽減を図る観点から、統合型校務支援システムを導入し、成績処理の統一化や要録のデータベース化などを行い、省力化を図ったところです。また、タブレット端末を全児童・生徒に配付し、学習支援ソフトを導入することで、問題の一斉配信や集計を一元化することで、授業の効率化も目指しているところです。

加えて、令和4年度当初予算に計上しています情報端末電子教材は、タブレット端末を介

してインターネット環境で使用できる問題集システムですが、例えばある問題が解けなかった場合、どの学年のどの学習の理解が不足しているか等をAIが分析し、振り返りの学習を提案するなど、児童・生徒の学習進捗状況に応じた対応が可能となり、このような取組はDXの目的に沿うものと考えております。

一方で、児童生徒が夢・憧れを抱き、自ら問題意識を持って人生を切り開く人間力の育成は、生身の人間である教師しかできないことだと考えています。このため、学校教育の不易性を根本に据えながら、今後、先行自治体の事例を参考に、本町及び学校の実情に応じた取組を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

まず町民霊園についてですけれども、質問が重なる部分もあるかも分かりませんが、御容赦ください。

まず最初に、当時3,800万、よく分からないけれども5,400万以上になるだろうということで、改めて第2の霊園をつくる考えはない、今はそんなに課としても逼迫した状態にあるとは考えないということによろしいですね。

私は、それはそれでよろしいと思うんですが、維持・管理に要している費用は幾らかということに対しても調べたとおりで、この図はちょっと小さくてよく分からないんですけれども、上のほうに予算、そして下のほうに決算のときの状況を、できる限り過去の冊子を見て、私調べてみました。予算のところは、私予算書二つしか手元になかったので調べたら全く一緒でした。多分、これを出す時点ではなかったんですけれども、令和4年度の予算もこれとほぼ一緒。ただ、これは予算のときに申し上げようと思うんですけれども、広告費というのが今年上がっているんですね。予算の役務費の中の通信費の後ろに広告費が上がっています。何の広告をなさるんでしょうか、2万円上がっていますけれども。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

広告費についての御質問ですが、その広告費に関しては、現在、町民霊園の中で1区画、身寄りのない方の埋葬されている区画がございます。この区画に対して、その解消を図るために官報での広告が必要になってきます。それを経ないと適正に処分ができない状況にあり

ますので、次年度予算でその広告費を計上させていただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。きちんとした手順を組まないといけないということですね。

それでは、拡大したところを見ていただきたいと思うんですけども、赤で出しているところですね。赤で出しているところは何かと申しますと通信費なんですね。ゼロ、82、94、2万9,636円と。その前も多分ゼロでいったのかなと思うんですけど、これが突然2万9,636円に上がった経緯と、あとゼロ円とか82円とか94円の時でも予算は通信費で計上されていたんですね、何万か。その予算の出し方というのは例年に準じるということなんですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

すいません、この分に関しましては、霊園の、もちろん分担金に対しての通信費が主でございますが、それと合わせて分担金を滞納されている方に対してのお手紙とか督促とか、そういう分の計上をさせていただいています。

ゼロ、ゼロ、ゼロというときに関しては、そのときにどういう状況でなったとか、私、今ちょっと手元にありませんけれども、少なくとも毎年滞納されている方は毎年発生しておりますので、その分を分担金プラス滞納分の通信費として計上させていただいている状況があります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

3万4,000円というのが通信費だと思うんですね。

滞納された方というのは、下のここら辺ですね、見てください。

滞納繰越分も保健衛生費調定額とか、滞納繰越分収入未済額という項目があって、結構いらっしゃるんですよ。いらっしゃるんですけども、八十何円とか何とかで督促ができる額じゃないんだけどなと思いつつながら、ゼロ円とか。毎年いらっしゃるのに。督促状じゃないんじゃないかなと私は理解しました。

何で令和何年かのときだけに2万9,000円、がっとなってきたのかというのがすごく腑に落ちなかったんですけども、毎年督促はされているけれども、さっきのにまた戻るんですが、こ

この予算の中の滞納繰越分保健衛生使用料というところが、こんなに毎回滞納分があるにもかかわらず2,000円なんですよね、計上は。それは予算を出す段階で決算出てないから一応2,000円でしとこうということで繰り返されていると思うんですけども、過去何カ年見ても滞納者というのは結構いらっしゃるのに2,000円を計上する意味というのは、そういう決まりになっているんですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

すいません。まず一つ、先ほどの私の発言で訂正をさせていただきます。分担金と言ってしまうましたが使用料ですね。申し訳ありません。

毎年2,000円ずつ上げているというのは、先ほど議員のおっしゃられたように、まだ決算が出てない状況なので、1区画分という形で毎年それを計上させていただいています。少なくとも、5月末までの収納の締め時点滞納が残っている分に関しても、次年のうちにその解消が毎年されておりましたので、実際、決算の時点で1万幾ら、2万幾らと残っていても、次年度の当初の時点でなくなっているという状態だったので、毎年2,000円ずつ残していくという形で今計上させていただいております。

ただ、先ほどお話の中に出させていただきました身寄りのない方に関しては、その分、収納が滞っている状態がありましたので、実際のところその後の補正の中で実数を上げて予算計上させていただいているという形になっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

決算のときはこうなっているけれども、実際は年度内に完納されたということですかね。何かよく分からないんですけども、そういうふうな感じで予算は立てられていると理解をいたしました。

今、2月、3月でもいいんですけども、現在の使用者数は幾らかということを知ろうと思っているんですけど、312のうち1名がそういう滞納の対象で、継承される方、払っていただけないということで今対応されているということで、311はきちんと納めていらっしゃるというふうに理解します。5年以上滞納している人はいないということですよ。分かりました。

抽選会ですけども、2月にございました公開抽選会だったんですけども、コロナのこ

ともあって、参加させてもらったけど抽選場には入れてもらえず出ましたけれども、何名見えて……。3基募集だったんですね、12月の広報では3基。でも、実際は5基ということ。この3基が5基に増えた理由は何だったんですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

その数が多くなった理由としては、その間に広報で募集をかけた後に返還がなされた状況があります。ちなみに、今回、今現在、今年度で新規募集の区画は6基分発生しております。前回の抽選会の参加者は12名でした。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

ということは、12分の6名には使用权が上から順番に与えられると理解してよろしいでしょうか。分かりました。

先ほど町長の答弁で、墓標が立ってない区画が44と言われましたけども、私が前回の12月の議会のときに質問した折に、中村課長に対して「20基ぐらい空いているんですよ」と言ったら、そんなにありましたかみたいな感じで、もう一遍確認に行きました。そしたら、これは正しいと思うんですけど、45基ありました。皆さん行かれたことがある人は分かると思うんですけども、左通路の上から陶山神社から入ってきて、ば一と行ったら広い駐車場が設けてあります。駐車場のちょっと手前に通路があって、通路入っていったら、左は少し上がった段階、右側が平たいところということで、全ての列にゼロというところがないくらい墓標が立っておりません。45基のうち、立ってないのが先ほど何とおっしゃいましたかね、35とか。それはというふうに何か言われましたけど、経済的理由だと思われるが定かなところは分からないと。納骨が済んでいるのか済んでないのかというのはどうなんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

少なくとも今、墓標がない区画に関しては納骨はないと認識しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

納骨がないということは、お金がないから墓標が立てられない。納骨なくても立てられますからね。でも、納めるお骨がないのにお金をもうけてまで墓標を立てるつもりはないし、



特に督促もされていないから、それで来たんだと。つまり町側としても、いろんな事情があらわれるだろうから督促はしてないということなんですね。よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

先ほど町長答弁の中でもございましたように、明確な理由の調査を行っておりませんけれども、そういうふうな予測を立てております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

それでは、昭和50年1月1日条例第1号でつくられた条例の第17条の2番目ですよ。 「墓地の使用許可を受けた日から3年を経過しても墓墳・墓標を設けず、または使用のため設備を設けないとき及び他に改葬した日から埋葬せず3年を経過したときは、使用許可を取り消すことができる」というふうに書いてあるので、私は最初、取り消してないのは条例違反じゃないかなとちょっと思ってしまったんですよ。しかし、条例違反とまでは言えないと。取り消すことができる、取り消さないこともできるということですよ。そういうことで多分今までずっと了承をしてこられてきたと思うんです。ですから、違反とは言えないんですけども、この条例というのはこのまんまこれでいくんですかね、5年たっても経済的状況があれば、もう50年たっていますけど、これでいかれるおつもりですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

議員のおっしゃられることももっともだとは思いますが、今現在これを解消する考えは、今のところ係としては持っておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

なぜこういうことを言ったかという、これは誤解していただきたくないんですけども、今権利を取得して、永代使用料も納めて、年間使用料も納めている人に、墓標を立ててないからその人たちを出してくださいって言っているわけではないんですよ。その人たちに対してそういうふうに詰め寄っているつもりもない。ただ、こんな決まりがあるのに、片や、少なくなったとはいえ、入れてくれと、何回も、5回も6回も来ているんだと。でも、当たらない、どうにかしてくれという声があったので、こんな条例と合わない状況を、ある意味

放置した上で進んでいくのか、ちょっと見直しが必要なんじゃないかなというふうに思った次第です。

アンケートを実施しなかったっておっしゃいましたけれど、私、公開抽選会の際にちょっと簡単なアンケートを実施しました。そのときに書いてもらった意見がありますので、参考にさせていただきたいと思うんです。

一つは、「もう1カ所霊園が欲しい」。2、「あと10基ぐらい増やしてほしい」、そしてら当たるからということですね。「古い墓地は歩いて行けないところや車で行けないところが多いからこういう墓地がいい」。次に4、「自然災害で、古い墓はあるんだけど古い墓の土台が崩れてきているし、イノシシにやられる。だから、平地の墓地があれば替わりたいと思っている」という人が増えているんですね。「お寺の墓地もありますが、檀家になっても納骨堂があるお寺が少ない」と。

あと、これはちょっと違うんですけど、「木は要らない。大きくなり過ぎて歩きづらい」。本当に50年経っているから立派な木になっているわけですよ。これは、お参りするときにお尻が当たると聞きました。あと、周りの生け垣を、40万近く毎年お金をかけて管理されていますけれども、これは景観のためにいいかも分かりませんが、大きな木はどうなんだろうね。

あと募集について、「回数を2回、3回に増やしてほしい」、半年に1回ぐらいにしてほしいということですね。「募集について放送でも知らせてほしい」という意見がありました。あと9、「長期間空いている墓地がある。理由を追求してほしい」。あと、「トイレを設けてほしい」。こういう意見が聞かれました。参考にしてください。

募集についての8番なんですけども、募集についてはどういう募集をされましたか、今年。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

まず第一に、波佐見広報での募集と、あとホームページの募集を行っております。先ほど議員のおっしゃられた放送ということでは行っておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

これは用意していませんけれども、条例の7条に公募という項目があります。「町長は、特別の理由により公募によらないで使用させる必要がある場合を除き、墓地を使用させよう

とするときは規則に定める事項を公示して使用者を公募するものとし、その方法は次に挙げる方法によって行うものとする。（１）町広報紙掲載、（２）町役場掲示場及びその他適当な場所における掲示」となっておりますが、（２）のほうはされたんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

役場玄関前のほうで公示しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

役場に来たら見られるんでしょうけれども、私が話した人は見落として行けなかったと悔しがっておられました。ぜひ、放送のほうも利用していただければと思います。

次、条例を見直す考えはないという答弁ということによろしいでしょうか。もう一度。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

現状で条例を改正する考えは今のところございません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

分かりました。よく覚えておきます。

19条を御覧ください。19条には改葬という項目があります。

「17条の規定により使用許可の取消または前条による使用権の消滅後5年を経過した場合において、町長はその墓標及び焼骨等を一定の場所に改葬することができる。」またこれは「ことができる」で、しなくてもいいわけですよ。

私、思うんですが、改葬は個人がされていますよね、ここじゃなくてということ。しかし、町も改葬ができるというふうになっているわけですよ。

町で改葬をするって、この昭和50年につくられたときには、そういう場合ができた場合に備えて改葬を町側がするというように書いてあると思うんですけども、その改葬場所を確保しておくという考えはございませんか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

すいません、今の状況で新たな改葬場所の確保というのは考えにありませんでした。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

多分そういう回答が来るだろうと思って、先ほど、希望者も減った、あと、地区の墓地に入っていらっしゃるんだらうとかいろいろあったんですけども、参加者が減ったのは、多分くたびれていらっしゃるんですね。行っても当たらないということが多いというふうに聞いております。

これを見てください。志折郷、私の在所ですけども、志折郷の墓地を調べました、1件ずつずっと。6個ありますね。昔6班あったんだと思うんですね。今、7班ができ、8班ができ、もうすぐ9班ができます。6カ所あって、そのいずれかに昔からの人は入れるようになっているんですよ。だからあんまり問題ないんですけども、総世帯数が今のところ112ぐらいでカウントして、74に対して空きが14。今から増えるところとか、二、三十年前に住民になられた方の墓地がどうなるのかって言ったときに、田舎の志折でも墓地は足りない状況にあるし、ああいうところの墓地というのは大きいのを構える形になっていて、今の若い人というんですかね、40代、50代の人の墓地のあれにはあんまり合わないのかなと思うので、ちょっと地区にある墓地が足りているとは私は言い難いと思います。

あと、納骨堂があるじゃないかっておっしゃいましたけど、納骨堂はほとんどないと考えてください。菩提寺でないと入れないし、菩提寺に納骨堂があるのか、納骨堂に詳しい方に聞いたら、納骨に対しては、御夫婦2人のお骨を入れるのに30万、何とか次があったら100万、次が120万とかおっしゃいましたけれども、費用がかかります。プラス、毎年のあれが3,000円とかかかるといって、町民霊園よりはかなり割高だし、条件がつきます。

その中で使用規定というのがあって、ただし、それだけ30万なり100万なり納めていても50年経ったら出しますよと、合葬しますよというふうな規定があるそうなんですよね。そういう50年の規定というのは町はどう考えているのかなということをお聞きしたいです。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

すいません、当初の書類等々から読んできましたけれども、50年あるいは100年という期限についての記載はありませんし、私どもも永年使用料ということではいただいている以上は、継承してそこを使っていただくといいという形で考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

昨日から、高齢社会、団塊の世代が高齢になってと言われておりましたけれども、確実に多死社会、高齢者がたくさん亡くなる社会になっていくわけですね。葬式が大変だ。その葬式の次が焼骨なんですね。焼骨、お骨をどうするのかというのは、かなり切実な問題に近々になっていくと思うんですね。そうしたときに、町民霊園の312基は永年だからって100年も200年も300年もするんだ、あのままでいくんだというふうな考えではいかがなものかなと。私は、合葬の場所を設けるべきではないかなと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

すみません、あと15分しかないんですけれども、2番に入ります。

施政方針について、1番及び2番に関しては詳しい説明もありましたし、予算のときにもまたお伺いしようと思うので、3番に行きたいと思います。

波佐見高校の2月末、後期のときの状況です。

すみません、私、間違えました。美工科10としておりますけども、美工科は20に対して、前期で10人として、後期10人に6人が応募して、10じゃなくて16なんですね。だから、ここが72になります。すみません、記載間違いです。72は確かに去年もこの時期72でした。今1年生は、親御さんの転勤で73になっておりますが、72受けてくれて全員合格だったら、72名今年に入るかなと思っております。去年並みにですね。ただ、入学式を迎えないとどうなるかは分かりません。

これ川棚と東翔です。川棚と東翔も、120に対して89、83です。これ去年の今の段階で川棚は83でした。それが89。その要因は何かというと東翔なんですね。東翔が、去年は108だったのが83になってます。これが波佐見と川棚にちょっと来てくれたのかなと私はちょっと分析をしたんですけれども。ここで、下に書いていますけど、松浦は85に対して55です。去年が85だったのに、あれだけ策をしているのに85です。大崎も一緒ですね。大崎は野球で全国大会まで行ったのに37です。大崎は去年は49でした。国見も少ないですね。これが県下の実情です。私立に行く生徒が増えていると聞きましたけれども、先ほど人数いただきましたけれども、私立に生徒が行っている理由って何だとお考えになりますか、前回は聞きましたけれども。教育長に答えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大きな理由は経済的な部分が大きいんだろうと思いますが、恐らく子供たちの様子、保護者の様子を聞きますと、私立高校の魅力といいますか、分かりやすく言えば、専門学校的なそこに行くことによって、資格や様々な有利なものが得られるというところが大きいのではないかなと思っております。以前のように、高校や大学に行ってから進路進学を考えようということではなくて、中学校卒業で高校を選択する際に、それぞれの子供たちが将来の進路選択を行っているんだろうなということを考えております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

先ほど町長の答弁の中に、国公立が118人、そして私立が125人の志願をしている。これは併願もあるので4月になってみないと何人行って何人行ってというのは分からないんですけども、かなり私立もたくさん受けているということなんですが、私が問題にしたいのは、前から言ってるように、美工科なんですね。美工科は7月の段階で、19がだんだん減って行って今回16なんですね。この美工科の志願者が減っているということについては、町長はどう感じていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

減った理由を私が……。結局その現場に関しては、いろんな物の見方、考え方があるでしょうから、私はきちんとした答えはできません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

隣の有高は、定員が、デザイン科が40名、セラミック科が40名ですね。今年はセラミック科は定員を割っているんですけども、デザイン科は41とかで、定員オーバー、プラス1なんですね。

あと、佐賀県にはもう一つ佐賀北という佐賀市の中にある科がありますよね。あそこも40名。あそこはまちなかだから40名。でも、38なんですって、今年は。今の段階です。

やはり、なかなかデザインを目指す子というのは少ないから、20人の波佐見高校の定員を満たすということはかなり難しい。これは再三私申し上げてきたことなんですけど、それを満たすためにはどうすればいいかというのを繰り返し繰り返し言ってきたつもりですが、残

念ながら、よそから生徒を集める手だてというのが今回できませんでした。発表することもできませんでした。

ですから、20人を大きく割って今16人ですけど、この16人が本当に16来るのかどうかですけど、これが来年増えるか、どうなんだろうなって不安を感じているんですけども。町長を中心に町側は、波佐見高校存続のために大きくかじをとっていただいて、2,000万円で寮を取得していただきました。プラス、予算の中でも300万のNPOに対する補助金があると企画財政課長から初日に説明いただきました。今年だけでも2,300万の財政投資をしていかれるわけですけど、これって生徒が払う寮費に反映されるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

寮費については、月額1万円の補助を考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

言い方が悪かったですかね。住宅費がなくなる、そして300万も町から補助をもらう。だから、生徒に対して求める寮費というのが、今6万何千円とかなんですけど、これが5万円とか4万になって、町側からの1万円の補助で保護者が払うお金が下がるということはあるのか。これは聞いても分からないですよ、事務局長しか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

これまでのNPOとの話の中では、寮費につきましては町が取得した土地建物を使った寮についても、他の寮と同じく6万円を考えているとのことでした。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

先ほどから、なぜ公立じゃなくて私立を生徒が選ぶのかって言ったときに、夢をかなえたい、すごく魅力的に見える、子供にとってですね、というのもあるし、あとお金が大分楽になったから少々無理してでもやろうかという親も増えていらっしゃるということで、やれるところはいいんですけど、どうなんでしょうね。私は、寮費がもう少し、補助だけでなく寮費自体が安くなったら、遠くからでも、野球をしたい子でも、よそから来るのではないかなと。町はこれだけお金を出しているけれども、寮費に全然反映されなかったら何のため

の投資かというふうな感じになると私は思うんです。そこら辺のことでちょっとNPOと話し合っただけで何かできないものかなというふうに考えました。

ちなみに、長崎県で、隣の東翔にもありますけども、美術展、卒展をしていましたけれども、日大にもデザイン科がありますよね。日大に行く子すごく多いんですよ。波佐見からでも行ってますけれども、日大の定員を御存じですか、皆さん。デザイン科が40人で、去年まではじゃないですかね、定員を割っていたそうなんですけれども、今年は40人超えているんだそうです。この現状をどう考えられるかなと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

そうですね、私立と公立の魅力の違いがどこかしらにあるのだと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

もう時間がありませんのであれですけども、長崎から波佐見にも来てた、余裕のある家庭だったと思うんですけども、いろんなところから波佐見に来てたけれども、日大にも立派な科があるわけだから、長崎の子、島原の子、諫早、大村の子もそこに行くのではないかなと私は心配しております。どうにかして20人だけでも保つためには、もっと抜本的な施策を打たないと、16人が来年は10人になるんじゃないかなというふうに心配しておりますので、よろしく御検討をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

学校経営の在り方そのものが、やはり私立は企業経営の中でいかに特色を出して、子どもに魅力、そしてまた将来に対してのことに注力をしているというような思いを致しましております。

やはり公立は、正直言えば、首にならん限りはやはり学校に定年までおられるし、代わって異動もできると。失業の心配がない。しかし、私立は企業経営で、成績・業績が上がらないと左遷される、その厳しさがあるんじゃないかと。そればかりじゃないですけど、その中で、いかに子どものやる気を引き出すか、やはり、そのことが今度は学校の魅力につながっていくというような思いです。短兵急に補助を出しただけではすぐには変わりません。今、田を耕して、3年か4年かかって、5年、6年、そこら辺りです。今からが一番大事な



ときじゃないかなというふうに思っておりますし、我々も与えられた環境の中で最善を尽くして支援をしていきたいとふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○2番（岡村真由美君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。

通告に従いまして壇上から質問いたします。

1. 施政方針について。

（1）快適で住みよいまちづくりの環境保全について。

環境保全条例の進捗状況はどうか。

（2）働く喜びを持てるまちづくりの農業の振興について。

農業者の所得向上への施策の内容はどうか。また、小規模農林事業補助金の現状と課題は。

（3）安心・安全なまちづくりの安全対策の充実について。

災害復旧についての本町の各種災害復旧補助金の現状はどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 施政方針について。

(1) 快適で住みよいまちづくりの環境保全について。

環境保全条例の進捗状況はどうかという御質問ですが。

環境保全条例につきましては、町内の良好な環境を将来にわたり守っていくため、行政だけでなく、事業所や町民が協働して環境全般に関わっていくことが重要であり、それぞれの責務を明らかにした条例制定が必要と判断し、その準備を進めていました。

しかし、令和元年6月波佐見焼振興会並びに陶磁器関係組合5団体の代表から波佐見町環境保全条例制定に対する意見書が提出され、「条例制定の趣旨は十分理解できるものの、条例化することで生産活動に影響を与え、厳しい状況に追い込まれる事業所が出てくる可能性があり、拙速な条例制定に反対する。また、業界の中で廃石膏のリサイクル化の研究やマニュアルの作成に乗り出したばかりであり、その仕組みづくりにしばらく時間がかかるため、条例の制定もそれまで待つてほしい」という内容でありました。これに対して本町としても、拙速な制定とならないよう、窯業会の状況に十分配慮する旨、回答しておりました。

この回答に対して改めて昨年、関係業種組合である波佐見陶磁器工業組合から提案を受けて、陶磁器生地工業協同組合と協議を行いました。その中で関係事業者組合から、「現条例案が施行される場合、既存事業者への負担が少なくなく、廃業につながる事業者が出る可能性が生じる。業界全体に影響を与え、関係業種全体の衰退、消滅の危惧がある」との再度の訴えとともに、「条例制定に際し、それにより影響を受ける関係事業者を支える助成制度等の創設を求めたい」との要望もありまして、あわせて「この条例の制定に係る判断は拙速に行うべきものではなく、十分に各方面からの意見等を踏まえて熟慮してほしい」との強い申出がありました。

今回は一部関係組合との協議でしたが、この条例制定は、それにより生じる影響も少なくなく、多方面に対する配慮が不可欠あることを再認識しております。何よりも、町の環境保全の指針となる条例が、住民や事業者等へ大きな負担となることは避けるべきであり、条例内容だけでなく、時期やさらには制定の是非も含め、多岐にわたる検討に時間を要することを御理解願います。

(2) 働く喜びを持てるまちづくりの農業の振興について。

農業者の所得向上への施策の内容はどうか。また、小規模農林事業補助金の現状と課題はどうかという御質問ですが。

本町農業の基幹作物である米については、人口の減少や食の多様化などによる米の需要減

少と、新型コロナウイルス感染拡大による外食需要の落ち込みなどから、価格が低迷し、それに加えて肥料や農薬などの生産資材の価格も上昇傾向にあることから、その経営は大変厳しいものとなっています。

そこで、今後の所得向上に向けた施策であります。政府が低迷する米価対策として進めています。米の需要と価格安定の鍵となる作付面積の見直しの実施や、麦、大豆、飼料米、飼料用古米などの戦略作物導入に助成される水田活用直接支払い交付金に加え、減農薬等により環境に配慮した栽培を実施する営農団体へ助成される、環境保全型農業直接支払い交付金等を活用し進めてまいりたいと考えています。

次に、小規模農林事業補助金についてであります。この事業は、農林業の近代化及び生産力の増強と経営基盤の強化を図ることを目的に、農業用排水設備や農林道の整備、農地等の災害復旧を行う団体または個人に対して助成を行っています。なお事業の利用状況としては、個人が行う事業への補助金ということで、整備に要する期間等が営農者の状況により対応可能なことや、平成30年度に事業採択基準と補助率を見直したことから、令和元年度47件、令和2年度37件と、多くの農業者等に利用いただいているところです。

また、今後については、農業者の減少に伴う省力化の対策や、高収益作物の作付を見込んだ準備等も含め、その状況にもよるものとなりますが、支援内容等についても検討してまいりたいと考えています。

### (3) 安心・安全なまちづくりの安全対策の充実について。

災害復旧についての本町の各種災害復旧補助金の現状はどうかという御質問ですが。

農林課の所管となる農地・農業用施設災害及び林道災害等についてであります。国の採択基準に該当するものについては、国の災害査定を受け、その後に補助金申請を行い、町の事業として復旧作業に当たっているところです。しかし、国の採択基準に該当しない小規模な農地や施設災害については、その所有者等に復旧を行っていただくこととなりますので、その事業費の補助として、小規模農林事業により農地復旧に事業費の75%、施設復旧に事業費の90%を助成し、対応を行っているところです。

建設課の所管となる町道及び普通河川等の公共土木施設災害につきましては、農林課と同様に、国の採択基準に適合するものは国の災害査定を経て補助金申請を行い、町の事業として復旧を行っています。

国の採択基準とならない小規模災害については、町単独費により復旧を行っているところ

です。

なお里道の崩壊については、自治会からの申請により道路事業補助金を活用いただき、補助額の上限は70万円となりますが、工事の場合は3分の2以内、原材料支給の場合は90%以内を助成し、対応しているところです。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

まず最初に環境保全条例の進捗状況はということでお尋ねをしましたところ、御回答のほうで、工業組合と生地組合のほうから、まだまだ拙速なんだと、負担が大き過ぎるといふうなところも関係して事業継続も厳しくなる可能性もあるといふうなことで低迷している、ストップしているという状況のお話がありましたけども。本来、この問題を5年前に私が取り上げた際は、農業の地域でございます村木郷にありましたけども、村木郷の農業振興地域、または農用地の上部、高いところに工業をされる団地、鉄工所があつたりとか、開発等が行われて、そういう環境ができてしまっていたんですね。

しかし、そこから流れ出る水というのは、水は上から下にしか流れませんから、そうしますと下方においては、村木の農地に流れ込んだ水のところから農業用水を吸い上げるという状況が発生したので、こういう問題については、今後波佐見町が発展するに当たってはいろんなところで開発行為があると。開発行為をやる業者さんと町が、一々環境保全協定を結ぶのでは、何か事が起こってからでは遅いですよということで、問題をしっかり整理して環境に優しいまちづくりを進めてくださいということで、この問題を提起したんです。

川棚町は、随分前に東芝セラミックとか日本ハムがございしますが、もうそういう整備をされています。だからということで行政のほうは検討をされて、翌々年の30年から施政方針の中にも随時入ってきています。環境保全条例を上程するまでの間の施政方針演説の中の環境保全と景観整備というところに、令和元年から2年、3年ですね。そういう形で上がってきて、令和4年度の施政方針の中にはその文字すら出てきません。

今までいろんな同僚議員がSDGsの話がされました。そういうのにマッチした政策の一つだと思ふんですよ。そういうのを、ここに来て、必要な時期に来て、載ってないと。取り上げてないと。御存じのとおり、施政方針自体は政治を行う町長、また行政側が、その政治を行う目的とか進捗とか方法などを表明する文章です。方針転換をされたということですか、

町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

別に他意はございませんけれども、要は、施政方針については、1時間以上かかっておったから何が何でも40分台にというようなことでした。そういう中で、新年度の施政方針に載っていなかったということでございますが、施政方針には重点的に行うもの、新規に行うものを中心に町民の皆さんに対してお知らせし、議会にお諮りすべきものを簡潔にまとめるようなというような指示を出してございまして、そのような取りまとめの結果じゃないかなというふうに思っております、環境条例を全部見直すということではないというふうに思っております。

環境の状況が違ってきております。ニシケンさんのときとですね。今ちょうどそういうふうな、まずは事業者あたりにちゃんと説明をして、そしてお互いに官民一体となった取組をしていくためには、そういうふうな関係する代表の方々との協議は絶対必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

短くしろと言ったんで抜かしましたというふうに聞こえますが、いやいや、それで新規を中心にというけど、4年連続で施政方針に書いてあるわけですよ。新規じゃないじゃないですか。

短くしろって、自分がやりたい政治を1年間こうやって予算立てをしましたよという方針を発表するのに短くしろというのはおかしかでしょう。それが理由で抜かしたということはどういうことですか。

御回答をお願いします、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど言ったように重点的に優先するべきものを施政方針に入れたというだけです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

話になりませんね。

じゃあ、同じことを質問しても同じ回答しか来ないというふうに判断しますけれども、担当課のほうが前回御答弁の中にも、調査・研究を続けますと。1年前も私はこの質問をしたんです。そのときも同じ。「調査をして」と言ってしてなかったんでまた調査をすると。町長の答弁でございましたけれども、いつ、どうやって調査をされたんですか。そしてまた、一部の団体に限らず多くの人たちに調査をするという答弁もされていますけれども、その辺に関しては、工業組合だけ、生地組合だけという理解で、多くの団体、地場産業に関する団体と交渉を、いつ、どうやってされて、どういう研究をされたんですか。内容を教えてください。簡潔にお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

三石議員の質問の中で、先ほど町長の答弁の中にありましたように、昨年の令和3年2月に、波佐見町陶磁器生地工業協同組合のほうと協議を行いました。この中で先ほどの内容の協議を行った次第です。それ以前に関しましては、ほかの団体との協議は行っておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

何月っておっしゃいましたか。2月とおっしゃったでしょう。私、3月に一般質問したんですよ。調査・研究しますと回答したのは3月の議会です。1年間何もやってないということじゃないですか。やったような答弁をされたじゃないですか、今町長は。おかしかでしょう。令和3年3月議会に一般質問をやっているんですよ。その後に協議した内容というふうなことでしょう。令和3年3月の回答は、調査・研究しますとおっしゃっているんです。議事録があるんです。それ以降やってないじゃないですか。

令和3年の3月の定例会の一般質問で回答なら分かりますよ。そのときの回答が調査・研究しますですから。やってないんでしょう、何も。僕、調査しましたからこういうふうに課長に。何もやってないんですよ。やったような答弁をしたら駄目じゃないですか。町民に対する回答ですから、町長の回答は。町民にお約束したことをやってないということはおかしいでしょう。どう思いますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

議員のおっしゃられるとおり、その間にほかの団体との協議は行っておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そうですね。行ってないんですよ。だから行ったような回答されるから、おかしいということですよ。

この間にも、私は最初は、農地を守るため農業の問題について、公害の問題も取り上げてやったんですけど、いろんな形にすると地場産業のことにも関係するねと。大村湾をきれいにしましょうと。下水道課に聞いたら、なぜ浄化槽をつくるんですかと、水問題がある、環境問題があるということなので。そういうことを考えると、地場産業のそういう工場から排出される工場用水に関しても問題あるかもしれないということで、枠を広げて上程されたのが、提案されたのが行政側の案なんです。条例案なんですよ。

自分たちが提案していらっしゃるにもかかわらず、自分たちで業者のほうはどうだこうだというふうなことをおっしゃり始めたのも行政なんです。その辺がすり替わってしまっている。だから、そこをちゃんとわきまえて、やることを言ったんですよ、前回も。罰則規定をどうしましょうかとか、窯業界の人たちのコンセンサスはどうしましょうかとか、あとは、そういう工業用水に対する浄化槽の簡易で格安で入るような設備のあっせんも含めたところでできないでしょうかと。ここで答弁の中でおっしゃったように、そういう機会をつくるとすると助成事業もつくってもらわなければならないと。そういうことを含めて、進めて、調査・研究するために1年間あったんじゃないとですか。やってないと。施政方針には上げないと。全然やってないことは上げようがないということでしょう。そういうことじゃ困ります。

実際問題いろんなところで排水問題で相談の来とつとでしよう、係にも。今の段階でやるべきことをやっていけば、どんどんすぐ上程できますねという話を前回やったんですよ。

これからどうしますか。ちゃんとやりますか。町民にお約束できますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長補佐。

○住民福祉課課長補佐（山下研一君）

議員のおっしゃられるとおり、環境保全条例に関して、今後、重々進めていくように考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

町長どうですか、同じ質問ですけど。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり、そういう新たな条例等になると、やはり一番関わる方々の業界の人たちの十分な了解と、そして、いろんな関わる方々の意見も十分尊重しながら、そして、十分理解し合った上で条例をつくるのがベターじゃないかなというような思いを致しております、そういう面では、罰則規定をどうするかという話まではできてきているわけです。

そしてまた、いろんな条例づくりに助成金とかというようなことも出てきておりますし、簡単にちょっとすぐにはできないなど。もっともっと十分な意思の疎通を図って、そして十分理解した上での取組をしていかなければならないと。

もし、そういう中において、そういう内規的なもので打合せをした中で、不法といいますか、ちょっと違反があったら、やはりきちんとお願いをして、指導・監督をきちんとやっていくというような気持ちでありますし、たちの悪い人たちがおったら、ここで町の条例にそぐわない、無視されるような人もおられるだろうと、絶対にいないとは限りませんので、そういうときには県の環境課に出てきてもらって、きちんと指導をしてもらう。

だから、そういう面で、本当につくるかつくらんかも含めて、そしてつくらなかつたらそういうふうな合意形成ができた上で、そしてお互いにそのことを遵守していこうと。そして、一般の皆さん方にもきちんと条例としてできていくんじゃないかなと。

そういうふうにして、あっちこっちに聞いておいたら話はまとまりません、はっきり言えば。一番重要なポイントの方々との合意形成をとった上で、そういう中で県の指導を受けたり、これは必要ないよ、これは入れなさいよ、そういうことも含めて、きちんと業界と了解をした上で、条例となるか。条例化になるならば、議会の皆さんたちの議決が必要でありますし、そういうことにもうちょっと時間がかかるかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですよ。おっしゃるとおりのことをおっしゃったということは、町民の皆さんはみんな聞いていますから。聞いていることをやらなかったんです。そこが問題だというんです。町長はこうやって具体的に今の事情も含めて条例の話、罰則のこと、全部おっしゃって、やりますよとおっしゃった。やらないと駄目なんです。やらないと何が問題かが分からないんです、おっしゃるとおり。だから、やるとおっしゃったんだからやってください



い。そこは強く申し上げたいと思います。町長もそうおっしゃったということですから、それに向けて後押ししてください。

それと、やはりこういう問題は、先ほどからたくさん出ていますけれどもSDGsの問題から考えても当然じゃないですか。環境の問題があつて、社会の問題があつて、経済の問題がある。まさしくこの問題に合致しますよ。そういう面からもどんどん進めていってもらいたい。一生懸命走ってもらいたい。マイナンバーカードを作ったように頑張つてやってください。

それでは、次に移ります。

農業のほうに移りますけれども、農業のほうで私は今回、所得の向上について施策としてはどういふものがありますかというふうなことで上げております。幾らか上げていただいております。米価が低迷しているとかというお話もございしますが、環境保全条例を多くの皆さん方に進めていくとかいろいろありますが、大きく分けて、いろいろあるんでしょうけれども農業者の所得というのは大体どのくらいなんですかね、波佐見における農業者というのは。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

波佐見町の農業者の所得というようなところでございますけれども、農業の経営も規模に大小がございますし、形態、それと主要な営農の内容、そういうのがばらばらでございますので、所得がどれぐらいというような内容まではちょっと把握をいたしておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そうですね。規模とか作柄とかいろんな……、特に気候変動があちこちで起きていますので、それが影響しているのがあつて不安定ではあります。確かに昔から農業というのは不安定なんです。農業はよくばくちと言われることもありますけれども、結局、気候との関係があつて、それをもろに受けますので。今はいろんな形で施設としてハウスができますが、そういうのも含めてハウスをしているから全然大丈夫だということはない。台風が来たらハウスのほうも損害が大きかったりします。

そういう中でどうやって農業者の所得を上げようかというときに、もうかる農業とか大きいテーマで国とかが施策を打ちますけれども、直接的に所得を上げるための方法、例えば何と言いますか、諫早干拓みたいに、農耕面積を広くして機械化を図るといふふうな、自主的

な収量アップに伴い収入をアップする、経費を差し引いて所得をアップするという方法と間接的な方法があると思うんですよ。直接的な方法としてはどういうものがあるって、間接的な方法として農業所得をアップするためにはどういうのがあるというのをちょっとお知らせいただけませんか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

御質問の所得の直接的なアップということは、農産物の売上げを上げるというようなことですから、その売上げを上げるためにはどうすればいいかということになれば、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、規模の拡大を図り、それは増産ですね、増産を図って、それをたくさん売って稼ぐという方法。それからもう一つは、少量ではございますが品質を向上させて、その農産物に付加価値をつけて高い収入を得るというようなところが直接的なところじゃないかなと思っております。

間接的といいますのは、国とか町が進めております転作だったり何だりしたときの交付金は後から入ってきますので、そういったのは間接的な収入になってきますので、それは間接的な所得の上昇という形になるのではないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

波佐見町における農業のスタイルは基本的に前者なんですか。前者の従事者とかそういうのが多いんでしょうか。それとも交付金、間接的な交付金、中山間地もそうでしょうけど、そういうところとどっちが多いんですか。スタイル的には両方なんですか。どっちですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

中山間地と平場がありますけれども、これは一緒のような形でちょっと答えさせていただきたいと思いますが。町長の答弁にもありましたとおり基幹作物は米ということでございますので、米はどちらかといえば、米を主体とすれば米の販売プラス転作、それから裏作をやったときの交付金になりますので、前者後者ということでは後者のほうがほとんどではないかなと分析しております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私ももともと農業なので、農業と言いながらも50年ばかり前に果樹園のミカンを作られた地域が耕作放棄地になって耕作放棄地を解消して有機栽培をやっています。有機栽培と同時に有機果実をつくるような事業をやっていますけれども、一つこういうところも所得向上につながる手段のヒントがあるんですよ。

一つの例をとります。タマネギの花、タマネギとかニンジンはそのなんですけど、通常慣行農法といいまして、農薬と化学肥料等を使いまして農耕をしてタマネギを作った場合、取れたタマネギの1キロ当たりの売価ですけど、慣行農法されているところは農協に出されません。農協のほうが、大同青果含めていろんな取引先に出す。農協に出される価格なんですけど、1キロ当たり約45円から50円ぐらいが相場だと聞いています。それはそのときによって変わりますが、大体それくらい。僕らも有機栽培のタマネギを作る。何と6倍です。1キロ300円です。ここでも、ちょっとした同じ作物であっても大きな差があるんです。

だから、小さい圃場であってもそれなりの利益ができるような農法があります。そういうふうに、これは先ほどからも言っていますが、SDGsとの関係もありますけど、やはり継続可能な対応をしていくためにも、そういうのが必要な部分がありますし、そのことによって所得を上げると。所得が上がるんですよ、実質。

そういうほうの有機栽培、すなわち駄野地区を中心に大きな圃場で有機栽培というのはいきなりは難しいですけど、小さな農業をされている人たちについては、そういう方法を推奨したり、これがJAS認証をとるのに、初期費用が、講習を受けたり検査機関とのやり取りがありますので約20万ぐらいかかるとです。1年に1回10何万払って講習をしていくんですよ。だから、そういうのを何とか助成しながらいくと農業者であっても所得が上がります、結果的に。そういうお考えとかというのでも考えてみる必要があると思うんですが、その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほど議員の質問の中にもありました、小さな農地で大きな所得を上げていくためにはということで御教授いただきましたけれども、全くそのとおりでございまして、全国の多くの小さな農家もそういった方法で所得を上げられております。

お話にありました有機JASの認証につきましては、我々もちょっと聞いております。毎年やったですね、毎年それなりの金額がかかるということでございますので、その分につき

ましては、本町においても波佐見町農林業振興事業補助金というのがあるんですけども、この中で有機JASの認証に取り組まれる農家につきましても助成ができることになっておりますので、もしそのようなことでやっていこうという方がいらっしゃったら、農林課のほうに御相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大体、品物にもよりますが、通常の慣行農法に比べて、やはり1.5倍ぐらいの価格で販売が可能ですから、当然ながら有機JAS認証を受けた圃場で作った野菜、作物自体は需要が多くて供給が間に合っていないんですよ。大体、市場は都心です。

有機JASは、GAPというそのさらに上の厳しい規格があるんですけど、そこまでいかない、誰でも取りやすい制度でございますから、それを推奨しながら宣伝してもらおう。こういうのがありますよというんじゃないで、それを広めていくことによって、農業者の所得を上げるということは、次の後継者の問題もやや解決の方向に向かえるような展開が待っているんですよ、これは面白いことに。だからここにもいろんな形で、SDGsの関係を読んでいきますと所得向上にもつながるんです。だからこういうのをやっていく。

もう一つは、私がかねがね思っているのは、野菜を作るとどうしても、どこもそうですけど規格品ってありますよね、規格に合わないものは外されて商品にさえもならないと。すなわち、何というのか知らないですけど、B品とかC品とか言ってしまって商業の流通の中から外されてしまう商品があるわけです。これをどうするかと。もったいないですよ。これを生かして所得向上につなげる。すなわち僕らがやっているのは、野菜の加工品を作っています。タマネギ皮茶であったり、菊芋焙煎茶であったり、お茶にしたりとか、粉末にしたりとか、野菜をそのまま乾燥させたりとか、いろんなことがあります。そういうのも含めてです。

6次産業化って昔ありました。今もあるんでしょうけど、6次産業化自体に行かなくても、加工所があれば、多くの農家さんたちが個々に機械を使ってする必要はないんです。作っている品物が違うわけですから。その作っている品物を、早く言えば僕らは土に戻したりしてましたけど、残さずに商品化するという方法で所得を上げる。だから、そういうことを考えた施策。内容的には、加工所を作っていただいたりしたいんですけど、僕らがお願いしてい

るところは、ある授産施設がその加工をやってくれるんですよ。そういうところにやる。

そういうそのいろんな方法があるから、農家さんが作る作物を、最終的にお金に変える方法を考え出す、そういう方法もあると思うんですよ。その辺どうですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農業、特に野菜を作っておれば、どうしても、言われるのは多分、規格外商品、規格外の野菜ということになるかと思えますけれども、これは有機であろうが普通の慣行であろうが出るわけです。それを少なくしていくのが慣行農法のほうですかね。どちらかといえば有機のほうがちょっと規格外が多く出るんじゃないかなと思っております。それをいかに商品化していくかというところですけども、規格外であっても食べられるわけでございますので、一部はそのまま近くの直売所なりで販売していただくということもありますけれども、量が増えてくれば直売所でもはけないといえますか、売れないようになってくるということになれば、やはりこれは加工をするような形になってくるのかなと思っておりますけれども、加工をもしするという場合であっても、加工に回す野菜の量、ロットといえますか、量もかなり要るんじゃないかなと思っておりますので、慣行農法も含めて有機でも野菜が多く作られるようになってきて、どうしても規格外の商品をどうにかしなければならぬというような事態があれば、少しでも有効に使っていくような格好を取るために、加工場なり何なりのところもちょっと研究しながら進めるべきじゃないかなと思っておりますけれども、今の段階では、ちょっとすぐにとというのは難しいかなと思えますけれども、今後、研究の内容として取り組んでいければなと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

加工を考えたときに、量はあまり関係ないんですよ。量がないと駄目ではなくて、量がないからこそいいんです。希少価値があるんです。有機農法をすると、そういうのはますますいいです。例えば、タマネギの皮茶を僕ら作っていますけど、皮茶は皮の部分が一番農業に当たるんです、大体タマネギを作るとに農薬8回ぐらいかけますので。かけないんです。かけないからこそ希少価値があるわけです。そういうところのやはり見方を変えていけば商品になるわけです。10円にも100円にも200円にもなるわけですよ。

そこをもっと、農林課というか、担当課のほうでも、いろんな情報ありますから、やって

いると、やっていくというのをやはり試みてください。どんとでかい加工所を造ってくださいということを行っているわけじゃないんですから。

もう一つは、今流通、確かにいろんな意味からすれば、地産地消で自分たちの作ったところで自分たちが消費するのが一番いいんです。ところが、その全部を賄い切れるわけではございませんから、ある意味、流通が物すごく費用がかかってしまうんです。

野菜というのは季節で出てきますね。そうしますと、旬と言いますが、その旬を過ぎてしまうと野菜は傷んでしまう、酸化してしまいます。だから、流通に流すのには、今物すごく日本は冷凍技術が発達しまして、冷凍で物の芯まで、これが野菜としたら野菜の中まで冷凍するんですよ。こういうことで、年中出荷が可能になる。タマネギだったら春取れますから、「春取ってお盆までもてたらよかほうばいね」じゃない、1年じゅうです。

そういうふうなことで、野菜を作る農家さんが終年出荷できるスタイルというものもあるんです、流通に。だから、そこを含めて何か検討できるような形で、これから先、研究していただくことはできませんか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、議員から御説明があったとおり、日本の冷凍技術といたしますか、はずばらしいものがあります。よく食べるフリーズドライ、みそ汁ですよ、あぁいったのも冷凍してから行きますので、その技術というのは大変すばらしいものだと思います。

言われましたとおり、流通には時間もかかります。収穫してから中央の市場に持っていくまでのところもかかります。そこで運送するところでもし何かあったらというところもありますけれども、その期間を長くもたせるというのはやはり冷凍、もしくはそのドライ、乾燥させるという、その二つの方法かなとは思っております。

シイタケに代表されるようなのが乾燥ですね。それとか西海でしてます干し大根ですか、あぁいったところが乾燥させて長もちさせるというような形になろうかと思えますけれども、生のままで冷凍させるというのが、まだ私も見たことがないといえますか、初めて聞くようなことだったので、そういったところはちょっと今後課題として勉強させていただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

冷凍技術の典型的なやつは、例えばたくさんの10個か20個をブロックで冷凍庫に入れとくと、ブロックで固まって、使うときに全体を解凍しないと使えないというふうに今まで思っていましたけれども、全然違うんですね。お刺身一つ一つも、1枚1枚、必要な分だけはがれるように冷凍するんです。そういう技術になっているんです。

だから、いろんな形で流通が発達している。今までの慣行農法を中心に物事を考えてしまうと、水耕栽培とか裏作とかの話になってしまうけど、そこは一步飛び出て、物事を逆のほうから見たらどうですか。何か発見できることあると思うんですよ。国の事業がある、県の事業がある、だからって自分たちの仕事を考えてしまいがちになりますが、もっと違う自由な発想ができるような観点から農業を見てみたらいろんな発見があるから、そういう発見を具体化して施策化して具現化していった政策に持っていくのが皆さん方のお仕事だと思うんですよ。それにチャレンジしてくださいよ。

1年前から産業厚生委員会でも、思い切った政策を農業にとってくださいということを僕らは再三申し上げてきましたけれども、そういう意味でもチャレンジしてください。チャレンジしないと見えないんです。

先ほどの環境保全条例も調査研究って、調査をせんば分からん、研究されんです、一緒です。だからやってください。やってみて、「ああ、なるほどな」と分かります。なるほどなというのを政策とか何とかに具体化していただける、そういうチャンスがそこにあるわけです。そういう目で農業を見ていただければ新たな発見ができると思いますので、ぜひともチャレンジしてください。どうですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

現下の農業の状況でまた申し訳ないんですけれども、大変資材が上がっていますね。肥料とか農薬とか、かなり上がってきていますので、議員がおっしゃられた有機農法をというのは農薬それから化学肥料等を使わないというところで、かなりコストも抑えられるということもございますので、その辺はもうちょっと、私も初めてなものですから、ちょっとその辺についてはもうちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ぜひとも、調査・研究を積極的に活発的にやってください。楽しみに施策が出るのを待つ

ておきます。

続きまして小規模農林事業についてですけれども、小規模農林事業というのは、先ほども町長の回答にありましたように、多くの農家の方たちが利用されて、農業をやるに当たって利用しやすいような形で道を造ったり、コンクリート舗装したり、いろんなことをされて利用されております。とてもいいことでありまして、やはり農業をやりたくても、その畑まで行く、田んぼまで行く、その道のりがぐじゃぐじゃになってどうしようもないと、やる気が失ってしまうんですね。そのためにやはり、農地まで行く道のりとか何とかがきちっとしていると、車で乗り入れもできますし、収穫した作物をトラックで運搬もできる。いろんな形で利便性がある。

そういうことからしても、今農業者がどんどんどんどん少なくなっているのは事実でございますし、農業者が高齢化したのも事実であります。そういう中において、うちはもう作りえんということで、中間管理機構にお願いして農家の人たちが農耕されたい人に、中間に入って行政がされているのも知っています。

ところが、そういう中においても、年配で荒れ果てているところで農業をされているとなると、多くの人たちは先ほど言いましたアクセスを整備したいと思うわけです。しかし、この小規模農林事業には要件がございまして、関係戸数が2戸以上でない駄目ですよというのがあります。これ昔からあるんです。撤廃してくださいと言うんですけど、なかなか撤廃してくれません。1人の個人にやることはできないと。

しかし農業というのはそういうものですよ。1人でやるという人が今ほとんど多いわけですから。だから、そこについて農業をやらない人がその土地の地主さんにおられても、それは賛成されますよ。だからそういう面からしても、この必要性がどこにあるのかって僕はいつも考えるんですけど、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

高齢化によって農業者も少なくなっております。中間管理機構を通じて農地を賃貸借するというようなところでございますけれども、そういった場合、農地を賃貸借した場合というのは、もちろん農地の名義人が違いますよね。耕作者と地主が違うということでございますので、その辺については、柔軟な対応ができればもうちょっと見直すべきものなのかなと思っております。ただ、自分の農地をずっと1人だけ、この辺に1人だけというところは、や



はり私有地というところもありますので、ちょっとその辺は、もうちょっと検討しなければならぬかなと思っておりますけれども、貸借をされた部分についてはもうちょっと柔軟にできるんじゃないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

柔軟な対応で乗り切っていただき、すぐ要綱自体は採択基準を変えろと言っても簡単に変わらんわけですから、そこら辺の現場の対応で何とかクリアして、多くの人たちがこういうのを生かして農業を継続していただける方法をひとつつくっていただきたい。

最後になりますけれども、災害が農地に起きた場合の話を町長もお答えされましたが、国の災害に該当しなくて漏れてしまった場合については、前回は申しましたけれども、小規模農林では、農地に関しては75%補助しましょうと、施設に関しては90%と。これは、今回みたいに8月の豪雨みたいな形の激甚災害であっても、この補助率は変わりませんか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

変わりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いつも疑問なんですけど、国の災害に係る基準が金額的には40万というふうなことをおっしゃいます。41万だったらかかる、39万やったらかからんという話ですね。

そうしますとね、同じ波佐見町に住んで、同じ空気を吸うて、生活を同じようにやって、同じ時期に同じ豪雨で同じ被害を受けた人が、1万、2万の差で、激甚の場合が95.何%ですか、の助成を受ける。片や、査定をして駄目だったとき、40万円いかんやったときには75%、施設の場合は90%ということなんです。同じ波佐見町に住んでいて、同じ農業をやっていたり同じ農地を抱えたりしているときに、被害の状況によってそげんになってしまうということに関しては、これはやはり要綱の特認事項とかで対応しながら、激甚で95.何%の補助があるならば、40万満たない工事であっても同じ対応をされていていいと思うんですが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

小規模農林事業の補助につきましては、国によらなかった分は全部これで見ているということでございます。

まず国の基準が40万円で、どういった農地をやるかということをもとに考えれば、現にきちんと耕作をされているところ。それと畑の場合は、そこで収穫したものを売っているというようなことが条件になってきます。その条件を満たして40万円以上であればなるわけですが、その特認事項をちょっと見てみましたら、国の基準によらないところのほうがかなり多かったということで、40万円規模の災害復旧工事というのが数少なかったというところもありますし、特段補助を受けられた方から、もうちょっと上げてくださいというようなところのお話もちょっとあっておりません。そういったところで、現段階ではちょっとまだ改正するというようなところには至っていない状況です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いや、数が多い少ないの問題じゃないんです。分かりませんか、そこら辺が。

結局、同じ町に住んで同じ被害を受けたということです。それで、現実的には激甚災害に当たった人については95.何%で補助があるけど、それに当たらないところに関しては基準が70%しかないということ自体に不合理性がないのかなというふうに思ったんで、そういう質問をしたんです。今後そういうのを見直すお考えはないですか、町長。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

補助率の見直しを検討できないかという御質問でございますけれども、本来、補助にならなかったものを何とかして救済しようということで、この事業で救っておるわけですね。それから、公共事業の補助になる分については、結構工事費の単価というのが非常に割高になってまいりますので、意外と単純に率だけでは比較できないものがあるかなというふうに思っております。例えば、補助事業を出した場合に、受益面積によっては限度額があって、かなりの負担をしなければならないというふうな農地もございます。ですから、そういった補助基準から飛び出た部分については単独ということで見直して、今回の小規模農林事業の中で救ってはどうかというふうな検討も進めているところでございますので、単純な補助率だけの比較はできないのかなというふうな判断をしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

だからこそ、補助率のどうこうじゃなくて、同じ日の同じ災害なんです、同じ地域の。そこを言っているんですよ。

町長、回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

どこかで線を引かないと、やみくもに上がったり下がったりというような形になります。だから今までの基準でいいんじゃないですか。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いします。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会

## 第15日目（3月16日）（水曜日）

### 諸報告

- 1 諸般の報告  
委員会報告

### 議事日程

- 第 1 議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例  
(以上1件 産業厚生委員会委員長報告)
- 第 2 議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第22号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算
- 第 9 議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 議案第3号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第4号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 12 議案第5号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第6号 令和4年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 14 議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算  
(以上7件 予算特別委員会委員長報告)
- 第 15 議案第18号 押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 16 議案第26号 字の区域の変更について
- 第 17 閉会中の継続調査申出について  
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

## 第15日目（3月16日）（水曜日）

### 1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

### 4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

---

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第1回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

**諸報告 諸般の報告**

○議長（百武辰美君）

これから、諸般の報告を行います。

委員会報告については、その写しを配付しております。

官製談合再発防止等調査特別委員会については、調査報告書のとおり、本日3月16日をもって終了する旨の報告がありました。

お諮りします。

本委員会の報告の内容説明については省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

**日程第1 議案第19号**

○議長（百武辰美君）

日程第1. 議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例を議題とします。

本案は、産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○産業厚生委員長（三石 孝君）

おはようございます。

報告いたします。

---

令和4年3月14日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

産業厚生委員会

委員長 三石 孝

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### 記

事件の番号、議案第19号。

付託年月日、令和4年3月2日。

件名、波佐見町建設土木事業分担金徴収条例。

審査結果、原案可決すべきものと決定。

摘要、全会一致。

---

### 付託事件審査報告書

議案第19号「波佐見町建設土木事業分担金徴収条例」について、産業厚生委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

#### 1. 審査の事項。

「波佐見町建設土木事業分担金徴収条例」について。

#### 2. 審査の経過。

(1) 審査日時。令和4年3月7日、月曜日、午前10時開議。

(2) 審査場所。役場委員会室。

(3) 出席者。委員長、三石孝。副委員長、城後光。委員、尾上和孝、藤川法男、北村清美、横山聖代、岡村達馬。

(4) 説明員。太田建設課課長補佐、福田建設班係長、鳥飼建設班係長、坂本建設管理班係長、小柳建設管理班主査。

#### 3. 審査の概要。

(1) 制定の背景と目的。

災害が発生した場合、主に国の災害復旧事業に対応しているが、個人所有の急傾斜地崩壊の災害に対する復旧事業の条例整備がなされていなかった。こうした状況を鑑み、さらなる災害発生を防止するための解決策として、長崎県または波佐見町が事業主体となる災害復旧

事業の整備が急務となった。

そこで、この事業における受益者負担の分担金徴収条例の整備が不可欠となり、今回、本条例の制定となった。

#### (2) 調査の経緯。

本条例の内容について説明を受ける。

昨年の災害における対象箇所の存否や所有者不明の場合の対処の方法など、多くの質疑が行われたが、特に第3条、第4条関係の別表における「分担金の率」について調査を行った。

例えば、表中の「100分の〇〇以内で町長が定める率」という表現は、100分の〇〇以内で町長の裁量により率が決定するという内容であり、実質的に減免措置とも捉えられる。他方、分担金の減免等は第6条に明文化されており、二重の減免規定となりかねず、運用上問題になるのではないかという点である。

そこで協議を行い、別表の分担金の率の欄における表現を「100分の〇〇」とする旨の申入れが執行部からあり、分担金の減免等は第6条をもって充てることで合意した。

以上のことから、別表の分担金の率の表現を「100分の〇〇」とすることを条件に採決を行うこととなった。

条例で定める分担金の額。

別表（第3条、4条関係）ということで、御覧のとおりの「分担金の率」のところの訂正が行われて、申入れがなされたということでございます。

#### 4. 審査の結果。

本条例の制定により、私有地の急傾斜地災害等に対する復旧事業の内容や受益者負担が明確化されることで、より一層の町民の安全確保のため災害防止対策が図られるものと判断する。

以上のことから、議案第19号「波佐見町建設土木事業分担金徴収条例」については、全会一致で採択することに決定した。

---

以上でございます。

#### ○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。



○10番（脇坂正孝君）

この条例は、誠に、今後の災害等の、安全等を図る上で非常に意義あるものと思っております。

そこで質問をいたしますけれども、別表第3条、4条関係として、県事業、町事業、それぞれ三つの計6事業がありますが、その中で、急傾斜地崩壊対策事業というのが、県の場合が公共関連とその他ということ、それから町事業として、同じく急傾斜地崩壊対策事業というのがございます。

それぞれ急傾斜地崩壊対策事業というのが三つほどあるわけでございますけれども、この区分について線引きはどうなるものか、お尋ねをいたします。

○議長（百武辰美君） 三石委員長。

○産業厚生委員長（三石 孝君）

回答をいたします。

別表における区分でございますけれども、議員がお尋ねになっている部分は、最初に掲げてあります急傾斜地の崩壊対策事業の県の事業の公共関連とその他、もう一つは、4番目に上がっております急傾斜地崩壊対策事業の町の事業主体で事業をやる分の区別についてと判断して回答いたします。

まず最初の、事業主体が県であるということで、1番目の公共関連とその他については、公共関連というのは、国道を含めて1級町道等の重要な、主要な路線における施設に危険が及ぶ可能性が高いものと判断されます。それ以外のものをその他というふうに区別をしております。

もう一つの4番目については、ここに書いてあります町の事業者になりますけれども、ここにおいては、公共関連とその他という区別はございません。こここの傍線を引っ張っているのは、その区別がないという意味、そういう理解をさせてもらっておりますので、御回答申し上げます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この三つの区分を事業費で見た場合、例えば県の採択になるのか、町の採択になるのか、

その辺の部分というのは、事業費的に分かりますか。

○議長（百武辰美君） 三石委員長。

○産業厚生委員長（三石 孝君）

事業費ですが、これは県が定めている部分も含めてなんですけども、結局、事業費的には、最初に申しあげました急傾斜地の崩壊対策事業の第1番目の公共関連事業につきましては、7,000万円以上を目安にしておりまして、次のその他に移りますけども、その他におきましては、1,500万円以上を目安としております。それと、上から4番目になりますけども、急傾斜地の町の事業主体部分に関しましては、金額的な制限はないということです。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

賛成ですか、反対ですか。

10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私は、議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例案は、急傾斜地の地滑りや崩壊等の拡大を防止するため、主として私有地を対象に適用されます。県や本町で事業を行い、事業費について一定の分担金を関係者に負担していただくものでございます。

崩壊等があった場合に、被害の拡大を防止するため、私有地とはいえ、その防災対策は必要です。今までも制度はあったようですが、今回、条例として明文化されることにより、事業がより執行しやすく、災害対策などに資するものと思います。

国土の保全、関係者の生命、財産を守るためにも、ぜひこの条例が成立し、円滑な対応ができますよう賛成をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 波佐見町建設土木事業分担金徴収条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第19号は委員会報告のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第20号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由としましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、所要の改正を行うものです。

続けて一番最後の4ページを御覧いただきたいと思っております。

資料としてつけておりますけども、今回、昨年 of 年末の人事院勧告がございまして、それ

に伴い特別職の期末手当の減額も答申がなされており、特別職につきましては0.1カ月を減じるということで答申がなされております。今回、それに伴う改正によるものでございます。

下の表を御覧いただきたいんですけども、期末手当の改正ということで、3.35月出されていたものが、0.1月減じられまして3.25月になります。3年度でございすけども、6月と12月は、それぞれ1.675月ずつ出ております。

今度の改正で、4年度以降につきまして、6月期にこの1.675月を0.05月減じまして1.625月、12月期も同じく0.05月減じまして1.625月ということで改正をされるものでございすけども、本来、昨年12月の期末手当においても、12月の支給前にこういった改正が、通常であればなされておりましたけども、法律の改正がそこに間に合わなかったということで、昨年12月期分で減じられる部分につきまして、4年度の6月に支払われます期末手当に、さらに上乘せをして減じられるということになります。その部分が、支給月数1.625月により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じ、167.5分の10を乗じて得た額ということで、こちらの部分が、本来であれば昨年12月に減じられたものを上乘せして減額するというところでございます。

一つ手前の3ページ、新旧対照表を御覧ください。

第5条、期末手当ということで、第2項に、「167.5」を「162.5」に変更すると。

附則の第2項でございすけれども、こちらのほうが、昨年12月で本来減じられた部分につきまして、今回6月に上乘せして減じるということの項目になっております。

この改正によりまして、62万4,600円の減額ということになってまいります。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第21号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますけども、波佐見町長等政治倫理条例に規定された、政治倫理審査会委員を新たに別表へ加えるための改正でございます。

次のページ、別紙を御覧いただきたいんですけども。

町長等政治倫理条例を制定いたしまして、その中に、政治倫理審査会委員という新たな委員が規定をされておりますので、この報酬の条例の区分の中に、新たに加えるものでございます。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第22号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第22号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由としましては、人事院による特別職の国家公務員の期末手当の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものでございます。

最後の資料を御覧いただきたいんですけども、先ほど議案第20号で御説明した内容と同じになっております。

特別職につきましては0.1月分を減じるということで、3.35月を3.25月ということで、6月期と12月期それぞれ1.675月を1.625月に減額されます。それと、昨年12月で減額されるべきものが6月期に上乘せして減額ということで。

3ページ、新旧対照表も、先ほどの説明と同じように「167.5」が「162.5」、附則の第2

項で昨年12月の分を上乗せして減額するというごさいます。

この改正によりまして、11万5,000円の減額となっております。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第23号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由としましては、人事院による国家公務員の期末手当の改正に関する勧告に準じ、

一般職の職員及び再任用職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものでございます。

最後のページ、資料6ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど、特別職につきましては0.1月分でございますけれども、一般職の職員につきましては0.15月分、再任用職員につきましては0.1月分ということで勧告がなされております。

同じように、一般職につきましては2.55月を2.4月、6月の支給を1.275月から1.2月、12月も1.275月から1.2月と。それと、昨年12月に減じられるべき部分につきまして、6月期に上乘せして減額するというところでございます。

再任用職員につきましては1.45月分を1.35月、6月と12月それぞれ、0.725月を0.675月ということになっております。

4ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、21条の2項が一般職のほうで、「127.5」が「120」、3項が再任用職員でございます、「127.5」が「120」と、「72.5」が「67.5」ということと、附則の第2項で昨年12月分を6月に上乘せして減額するというところでございます。

この減額におきまして、1,062万9,000円の減額となります。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第24号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由としましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、改正するものです。

次のページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものですが、先週配付しました資料のほうを御準備してもらってよろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

今回の改正のポイントは二つございます。

一つ目は、条例には保険料の課税限度額を定めており、今回の法改正で、医療分を63万円から65万円に、後期支援分を19万円から20万円に引き上げられています。改正条例の中では、関係する条項でこの金額を改めています。これにより、国民健康保険料の最高額が99万円から102万円になります。

令和4年1月現在で、1,723世帯の国保世帯のうち、医療分の限度額に達している世帯は26世帯、後期支援分は30世帯ございます。単純計算ですが、令和4年度保険料を令和3年の収入で算定しますので、こちらの「影響」と書いておりますところは、あくまでも参考の数字と御理解をお願いいたします。

続いて二つ目ですけれども、未就学児の被保険者均等割額の減額措置について、こちらは

令和4年度の保険料算定から適用されるものですが、新たに1条が加わり、条例第16条の5に規定されています。

国民健康保険料は、世帯の収入に応じた所得割、1世帯当たりに課せられる平等割と、国保世帯の世帯員数に応じて課せられる均等割で構成されています。ですので、社会保険と異なり、家族が増えると保険料の負担も大きくなります。

今回の制度改正では、小学生になる前までの未就学児に係る国民健康保険料の均等割の5割を公費負担することで、子育て世帯の経済的負担を軽減するものです。通常の世界帯では3万5,600円が1万7,800円になります。低所得者世帯に関しては、従前の軽減した均等割保険料からさらに5割軽減がされますので、資料の表に示したとおりになります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第25号

**○議長（百武辰美君）**

日程第7. 議案第25号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第25号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由としましては、消防団員の年額報酬の引上げ及び出動報酬の創設により、その処遇改善を図るために改正するものでございます。

4ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、消防団員の確保ということで、国のほうから、手当、報酬等の見直しが求められておりました、それに対応するような形で改正を予定しております。

まず、第12条でございますけれども、今まで給与ということで規定をされておりましたけれども、その部分を報酬ということで見出しを改めます。それと、第2項に補助団員の規定がございましたけれども、そこを削除いたします。

あと、第15条の費用弁償でございますけれども、こちらにつきましては、出動手当の部分がここで規定をされておりましたが、この出動手当が出動報酬ということになりましたので、この第1項の部分は削除ということにいたしたいと思っております。

それと、委任ということで第16条を追加させていただいております。

次の別表（第12条関係）でございます。団長から団員までの報酬額を以下のように改正するものでございます。国の規定に準じまして今回改正をさせていただきたいと思っておりますけれども、国の規定につきまして、分団長以上は波佐見町の現在の報酬額が多うございましたので、そちらにつきましては、現在の報酬額を据置きと。副分団長以下が国の基準より下がっておりますので、その部分につきまして国の基準に引上げということで、副分団長を4万5,500円、部長を3万7,000円、班長を3万7,000円、団員を3万6,500円に引上げを行うものでございます。

それと、出動報酬といたしまして、災害警戒等の出動に応じまして8,000円以内で町長が別に定める額ということで、こちらにつきましては、災害、火災等に出動した場合、4時間以上の出動で8,000円、4時間未満の出動で4,000円。それと、誤報とか、出動はかけたけど

も活動がないという場合がございますので、その部分につきましては2,000円。それと、そのほかに訓練とか会議等がございますので、その出勤につきましては従来どおり2,700円、現在も2,700円ですけれども2,700円ということできせていただきたいと思います。と思っています。

この中に補助団員の項目を設けまして、補助団員につきましても先ほどの金額で対応してまいりたいと思っています。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8～14 議案第1号～議案第7号

**○議長（百武辰美君）**

日程第8. 議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算から日程第14. 議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業特別会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

**○予算特別委員長（尾上和孝君）**

皆さん、おはようございます。委員会報告をいたします。

予算特別委員会委員長報告。

令和4年3月16日。

ただいま一括議題となりました、議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算から議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算の7件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

各会計の予算につきましては、去る3月2日、本委員会に付託され、3月8日、9日、10日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行いました。

採決の結果、全て原案可決とするものと決定いたしました。

我が国の経済は回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、経済の持ち直しの動きが続いています。一刻も早く感染症が収束となり、地方経済への波及効果に影響が出ることが求められます。

なお、本町の財政状況は、新庁舎建設事業など政策的要因による投資的経費等の増加や、複雑多様化する行政事務に対応するための費用の膨張などで一般財源が圧迫されており、また歳入では、ふるさと応援寄附金の見込みはあるものの、全体予算に占める自主財源の割合は低く、依然として地方交付税や国、県支出金に依存する財政基盤となっています。

このような中、コロナ下においても、波佐見らしさを発揮しながら、持続可能なまちづくりを進めるための過去最高となる総額111億1,000万円となり、前年度当初と比較して26億6,900万円、31.6%増となった令和4年度波佐見町一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案及び企業会計予算案が提案されました。

これを受けて、本委員会では、真の住民福祉の向上につながる効果的な予算であるのかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも重要であることの認識の下、多岐にわたって終始積極的かつ慎重に審査を行いました。

予算審議する委員も、細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられました各委員におかれましては御苦労は大変なものであったかと思えます。各委員の活発な意見に感謝いたしますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員がその内

容は十分承知されておりますので、省略いたします。

以上で報告を終わります。

**○議長（百武辰美君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和4年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度波佐見町上水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和4年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は原案可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

**日程第15 議案第18号**

**○議長（百武辰美君）**

日程第15. 議案第18号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。



本案については、今回導入いたしましたタブレット端末を用いて、試行的ではありますが、議事を執り行います。

手順を申し上げます。

Side Booksをお開きください。画面右下に青色で表示されたデータが貼りつけられますので、青色で表示されたデータをタップしてお開きください。なお、そのデータは、画面右下で表示される時間は、8秒間表示されます。

それでは、事務局からの発信をお願いします。

ファイルはお開きになりましたでしょうか。御準備はいいでしょうか。

それでは、本案について内容説明を求めます。

総務課長。

#### ○総務課長（朝長哲也君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第18号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由としましては、国や県において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められている中で、本町においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

次、別紙となります。

1条から4条まであるわけでございますけれども、まず9ページの資料をお願いいたします。

今回の見直しに伴いまして、方針を掲げまして、各担当者にこの方針に基づいて見直しを求めたものでございます。

押印を見直し、町民の負担を軽減し、行政手続のオンライン化を促進すること。業務改革を促進すること。

基本方針としまして、廃止できる手続についてはなるべく廃止するという方針を掲げておりまして、この中で、946事務、印鑑の事務がございまして、今回の見直しで、792事務を見直し、残りの154事務につきましてはそのまま押印を残すというものでございます。

11ページ目を御覧ください。

先ほどの方針をフロー図にして分かりやすく、これも職員に提出したものでございますけれども、町の条例や慣行により押印を求められる手続について、まず基準①、押印を求める趣

旨の合理性があるかないか。あるもの、合理性を欠くものという形ですと洗い出しを行っております。

基準②、押印を求める趣旨の代替手段、代わりの手段がないかということで、求められている添付資料の中に、例えば免許証の写しであったりがないかというところで、また見直しを行いまして、代替不可、まだ押印存続の事務、先ほど御説明したとおり154事務、こちらにつきましては、その下に書いておりますけれども、契約書や見積書、請求書等が主なものになっております。それ以外の事務、押印廃止につきましては、先ほど申し上げましたけれども、792事務が、署名もしくは記名のみというふうな事務の見直しを行いました。

また、別紙、2ページにお戻りいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、その関係で、四つの条例関係が今回の一括条例の中に入っております。

3ページ目の新旧対照表を御覧ください。

波佐見町印鑑条例についてです。

こちらにつきましては、今回、押印ではなく事務の手続の変更となっております。今回、印鑑関係で事務の見直しを行いましたので、実際、印鑑を押す、押さないわけじゃないのですけれども、事務の手続を変更させていただきたいと思っております。登録の変更、それと登録の廃止事務につきまして、印鑑及び登録証の添付を求めないという、こちらにつきましては事務の見直しになってまいります。

続きまして4ページ、波佐見町固定資産評価審査委員会条例でございます。

こちらにつきましては、4月1日に、毎年固定資産の通知書を各関係者の方に差し上げますけれども、それに伴いまして、不服等の申出があられる場合に、固定資産評価審査委員会に書類を実際に出していただいて審査を行うものでございます。その手続につきまして、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条にて押印が求められているところを、今回削除して押印を求めないと。あと、押印を求めるところにつきましては、署名に代えられるものは、署名に変更をいたしております。

続きまして、6ページでございます。

第3条、職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

こちらにつきましては、新規職員に採用された場合に、各新人から宣誓書というものを出していただきます。その際に押印がございましたので、その部分につきまして今回廃止と、

これは様式の関係でございますけども、求めていた印鑑を廃止ということで、様式第1号が一般職員分でございますして、様式第2号が教員分ということでなっております。

続きまして、7ページをお願いします。

第4条、波佐見町火入れに関する条例につきまして、火入れの許可申請書にも押印が求められておりましたので、こちらにつきまして削除させていただきたいと思っております。

先ほど946事務ございましたけども、条例に関するものは、この四つの条例でございます。以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第26号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第26号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第26号 字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を別紙のとおり変更する。

提案理由としましては、土地改良事業（圃場整備事業）の実施に伴い、字の区域の変更を行うものでございます。

まず、本日お配りしました図面のほうを御確認していただければと思います。平成30年から、この土地区画大型再圃場整備を行いまして、令和2年までかかって面的工事が済んでおります。3年度、4年度で附帯工事を完了して、全ての工事が完了するわけでございますけれども、その面的工事の際に、字にちょうどかかるところが、今回の工事によりまして、微妙に入ったり外れたりというような形でなっております。

図面を見ていただければ、一番左上のブロックで申し上げたら、西山田、七田、友成、九反坪、太郎丸、左側の道から下ですけども、駄野、畑中と、こういったずっと縦に字界が上がっております。

今回、圃場整備に関しましては、3枚を1枚にしたりとか、その関係でございまして、友成の赤で示されているところが、大きく、七田から友成に編入されるということになります。

議案に戻っていただきまして、別紙を御覧いただきたいんですけども。

一番最初に、区域を変更する字の名称ということで、友成と書いております。左記に編入する区域ということで、田頭郷九反坪4036から4038までの各一部並びに川内郷字七田1999の一部、2000の一部、2001の1の一部、2002の1の一部、4070の一部で、先ほどの図面の、2枚田んぼがあるんですけど、2000と2001の1というのが、大きく言って、七田から友成に編入されると。それと、ちょうど中にあります排水路関係が4070、あと4036と4038というのが道路関係の一部、本当に一部でございんですけども、そういった細かいところが、今回の面的工事に伴いまして、新たに字の変更ということで。以上17字区について、そういった筆数が動くということで、今回、字の変更ということで提案をさせていただいております。

細かい番地につきましての説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、議案につい

ております変更図の、ちょっと見にくいんですけども、赤色字がつけられているところが微妙に入ったりするところがございます。

以上、御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第17. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（百武辰美君）**

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第1回波佐見町議会定例会を閉会いたします。

**午前11時21分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員